

ひて、科野國に追ひ、遂に高志國に追ひ到りて、和那美の水門に網を張り、其の鳥を取りて持ち上りて献りき。故れ其の水門を號けて和那美の水門とは謂ふ也、云々。是に天皇・其の御子に因りて鳥取部、鳥甘部、品運部を定め給ふ」と見ゆ。

垂仁紀には、二十三年條に「天皇・大殿の前に立ち給ひ、譽津別皇子・侍す。時に鳴鶴あり、大盧を度る。皇子・仰いで鶴を觀て宣はく、是れ何物ぞやと。天皇・則ち皇子の鶴を見て得言ひ給ふを知りて喜び給ひ、左右に詔して、宣はく、誰か能く是の鳥を捕へて献らんかと。是に鳥取部の祖・天湯河板舉・奏して言さく、臣・必ず捕へて献らんと。即ち天皇・湯河板舉に勅して宣はく、汝是の鳥を献らば、必ず致く賞せん矣と。時に湯河板舉・遠く鶴の飛ぶ方を望み、追ひ尋ねて出雲國に詣りて捕獲す。或は曰ふ、但馬國に得と。十一月甲午朔乙未、湯河板舉・鶴を獻る也。譽津別命・是の鶴を弄び、遂に言語を得。是に由りて敦く湯河板舉を賞し、則ち姓を賜ひて鳥取造と曰ふ。因りて鳥取部、鳥美部、譽津部を定む」とあるを起原とす。垂仁本紀にも見たり。

但し此等は傳説にて、湯河板舉の歴巡りし國々は、此の部の分置せし地方ならんか。

- 1 河内の鳥取部 和名抄、當國大縣郡に鳥取部を載せたり。又鳥取連、鳥取氏等、此の國に存す。鳥取部は今堅下村大字高井田なり。鳥取氏の祖天湯河川田命の祠・此處に存す。
- 2 和泉の鳥取部 和名抄、日根郡に鳥取部を載めて止々利と註す。崇峻即位前紀に「物部守屋大連の資人・捕鳥部萬・一百人を將るて、難波宅を守る。而して大連の滅せられしを聞き、馬に騎り、夜逃れて、茅渚縣有眞香邑に向ふ。仍ち婦の宅を過りて、遂に山に匿る、云々」とある萬は、此の地の捕鳥部の裔なるべし。萬の犬は忠犬として、名高し。又後世・鳥取莊あり。
- 3 伊勢の鳥取部 神名式に員辨郡鳥取神社、鳥取山田神社等あり。此の部の祀りし神ならん。
- 4 下總の鳥取部 桓武紀に印播郡鳥取郡見ゆ。
- 5 近江の鳥取部 神時郡に川桁神社あり鳥取部のありし地か。
- 6 美濃の鳥取部 大寶の栗栖田里戸籍に、

「鳥取部古尼賣」等見ゆ。

- 7 上野の鳥取部 國帳に「勢多郡從三位鳥取明神」見ゆ。
- 8 奥州の鳥取部 伊達郡に鳥取邑、又贖澤郡に都鳥邑あり。
- 9 越前の鳥取部
- 10 越中の鳥取部 和名抄、新川郡鳥取部を載む。また射水郡に鳥取邑あり。
- 11 丹波の鳥取部 當國に鳥取部あり。
- 12 丹後の鳥取部 和名抄、竹野郡に鳥取部、及び網野部を載め、又網野神社あり。此の部・緣故の神と傳ふ。又正應の田數目錄に「竹野郡鳥取莊田八十二町三段、御厩御料所、木橋村田二十五町八幡宮領」と。
- 13 但馬の鳥取部 神名式、城崎郡に久々比神社、養父郡に和奈美神社を載む。共に此の部と緣故あらんと。
- 14 因幡の鳥取部 和名抄、邑美郡鳥取部を載む。今日の鳥取市也。
- 15 出雲の鳥取部 此の國には鳥取部首、鳥取部造、及び鳥取部臣等見ゆ。此の部民の多かりしを知るべし。賑給歴名帳に「鳥取部福都賣、波知里鳥取部石津女、杵築部因佐里鳥取部當津賣、神門郡加衣里鳥取部無賣、小田里鳥取部留、日置郷鳥

取部國津賣」等十七人見ゆ。

- 16 備前の鳥取部 和名抄、備前國赤坂郡に鳥取部を載む。後に鳥取庄・あり。
- 17 備中の鳥取部 大稅貢死亡人帳に「實夜郡板倉郷板倉里戸主鳥取部伎美麻呂」等見ゆ。
- 18 肥後の鳥取部 和名抄、合志郡に鳥取部を載む。
- 19 鳥取部造 鳥取部の伴造家にして、鳥取造と云ふに同じ。鳥取條第一項を見よ。
- (2) 出雲の鳥取部造 天平十一年の大稅賑給歴名帳に「神戸鳥取部造大羽賣」など見ゆ。角凝魂命の裔也。神名式、神門郡に比布智神社、同社坐神魂子角魂神社を載む。此の氏の祖神を祭れる也。
- 21 河内の鳥取部連 鳥取條第三項鳥取連に同じ。姓氏錄、右京神別記に「鳥取部連。角凝魂命三世の孫・天湯河板命の後也。垂仁天皇の皇子譽津別命、年・三十に向ひ給ふも、言語し給はず。時に飛鶴を見て問ひて曰はく、此れ何物ぞやと。爰に天皇・悦び給ひ、天湯河板を遣はして尋ね求め、出雲國宇夜江に詣りて捕へ買す。天皇・大いに喜び給ひ、即ち姓を鳥取連と賜ふ」とあり。

- 22 鳥取部臣 又鳥取部の伴造家也。蓋し出雲臣の族か。氏人は出雲國賑給歴名帳に「狹結縣鳥取部臣赤賣、多級里鳥取部臣稱足」等三人の名を載せたり。
- 23 鳥取部首 これも出雲の氏にて、賑給歴名帳に「鳥取部首鳥足」等二人の名を列ぬ（正倉院文書）。
- 24 雜載 その他は鳥取條を見よ。

捕鳥部 トトリへ 前條氏に同じ。

等力 トトロキ 和名抄、甲斐國巨摩郡に等力部を載め、止々呂木と註す。今山梨郡栗原筋に此の村名あり。蓋し飛地なるべし。

轟 トドロキ 陸前、陸中、羽前、越後、但馬、阿波、肥後等に轟の地名ありて、轟とも轟木とも云ふ。

- 1 甲斐の轟木氏 山梨郡の等力邑より起り、等力氏とも云ふ。承久記卷三、本州の士に「とよるきの二郎」見ゆ、大族たりし也。
- 2 出羽の轟氏 羽前國置賜郡轟邑より起りしか。奥羽水慶軍記に轟左衛門を載せ、また轟木ともあり。
- 3 陸中の轟氏 和賀郡轟邑より起る。和賀郷村志に「笹間轟の故館は、和賀の臣下轟木兵庫頭法名月齋の居れる所にして

將軍寺は、その牌所なり」と見ゆ。南部家記録利正判書に轟氏見ゆ、これか。

- 4 清原姓五條氏族 五條系剛に「左馬頭良邦の子、良權の弟邦興（轟薩摩守）」と載せ、同文書、坪付の事に「一所・轟薩摩守賜地かむら」と見ゆ。
- 5 雜載 その他、信濃、豊前に轟氏存す。

轟木 トトロキ 前條氏に同じ。

止々呂木 トトロキ 同上。又肥前國養父郡轟木邑より起れるものあり。河上社文保二年六月文書に「中河原・土々呂木入道」を載せ、又元亨三年十月五日文書に土々呂木四郎左衛門入道西能、同十一月廿八日文書に「土々呂木四郎左衛門入道殿」を擧ぐ。

等々力 トドロキ 前條氏に同じ、又日用重寶記に載せ、又信濃に存す、甲斐より移りしならん。

止々呂美 トトロキ 攝津國豐島郡に止々呂美城あり、馬場、鹽川等の條を見よ。

登内 トナイ トウナ條を見よ。

斗内 トナイ トウナ條を見よ。

又陸奥國三戸郡斗内邑より起りし斗内氏あり。南部氏入國の際、隨從す（奥南指録）。

利納 トナウ 和名抄、薩摩國伊作郡に利納部を載む。利納にてトナミかと云ふ。

渡仲 トナカ

トナフ 渡邊の名なり。
トナミ 越中國磯波郡ありて、和名抄に止奈美と註す。

○ 磯波臣 吉備氏の族なり、次條に詳説すべし。

利波 トナミ

北陸屈指の大族にして、前條磯波郡より起る。

1 利波臣 吉備氏の族にして、越中國磯波郡名を負ひたる大豪族也。敦賀國造と同族にして、吉備武彦の北陸經營と關係あらん。キビ、及びツマガ條を見よ。古事記には、孝靈段に「日子刺肩別命は、高志の利波臣云々の祖也」と見ゆるに發す。

氏人は天平十九年九月紀に「越中國人死位磯波臣志留志・米三千石を、盧舍那佛智識に奉り、外從五位下を授けらる」と。また天平寶字三年十一月十四日の東大寺越中國諸郡庄園總卷に「磯波郡利波臣志留志」、また越中國官舎納穀交替記に「磯波郡少領外從五位下利波臣虫足(天平勝寶二年)、同郡大領外正六位下利波○眞公(寶龜二年)、郡司兼大領正六位上利波臣大田(延暦十年)、擬大領從八位上利波臣

田人(大同二年)、擬少領利波臣豐成(大同二年)、擬大領外正八位下利波臣甥丸(天長七年)、少領外從八位下利波臣繼○(承和十四年)、擬大領外從八位上利波臣安眞(貞觀四年)、擬少領從八位上利波臣高(元慶七年)、磯波郡司兼少領從八位上利波臣保顯(延喜十年)、擬少領從八位上利波臣春生(延喜十年)等見ゆ。此等により長く後世まで磯波郡司として榮えしを知るべし。

2 無戸の利波氏

利波臣の族、及び裔を云ふ。官舎納穀交替記に「擬主政利波宮成(天長四年)」など見ゆるは、カバネを省きしか。

3 越前の利波氏

大同類聚方に「足羽郡少名の人・利波清濟」見ゆ。

4 越後の利波氏

和名抄、磐船郡に利波郷を收む。

外波 トナミ

前條氏に同じきか。

斗南 トナミ

トナン條を見よ。

戸波 トナミ

利波氏に同じきか。

1 出羽の戸波氏

山北小野寺遠江守義道家方に戸波惣右衛門あり。慶長八年、佐竹侯入國の際、惣右衛門等、これに反對して蜂起す。

川郷東郷村舊家條に「刀禰喜太夫、先祖は花園莊相浦村貞氏より參子に來りしと云ふ」と載せ、又北又郷北又村舊家條に「刀禰庄兵衛、郷中の著姓にして、皆其の指揮に従ふ。坊家といふ」とあり。

刀根 トネ

近江越前に此の地名あり。

戸根 トネ

源平盛衰記、新田入道方に、戸根四郎あり。次條氏に同じからん。又備前に存す。

利根 トネ

上野國に利根郡ありて、和名抄に止爾と訓ず。

1 平姓 上野國利根郡より起るとぞ。

鎌倉武鑑に「利根の郡司四郎大夫平經家の女利根の局・頼朝卿に寵せらる」と云へど證據なし。又義經記に「上野國には、とね、あがつま云々」また「利根莊藤原」などを載せたり。

2 秀郷流藤原姓 上野利根より起る。

佐野系圖に「足利二郎大夫家綱の子成次(利根四郎)」と見ゆ。下野國志所載足利系圖にも同様あり。長門本平家物語に、利根四郎あり、源平盛衰記の利根四郎に同じく、此の成次を指すか。

成次の後は「成次(利根四郎)→成行(利根二郎入道、上野介、上野左野村城主)→

2 土佐の戸波氏 南北朝の頃、戸波名主庄官ありて、南朝に應ず、佐伯文書に見えたり。

3 雜載 堀尾山城守給帳に「二百石戸波佐傳次」を擧ぐ。又武藏に存す。

鳥神山 トナミヤマ

下學集に此の訓見ゆ。

戸奈良 トナラ

下野國安蘇郡戸奈良邑より起る。秀郷流藤原姓にして、佐野系圖に「佐野庄司成俊一部矢古七郎有綱→佐野太郎基綱→太郎國綱→五郎入道宗綱(戸奈良と號す)」と見へ、又下野國志に「佐野左衛門尉實綱→宗綱(戸奈良五郎。父兄と共に討死、超願寺と號す)」と。

宗綱は、仁治二年十一月九日没、伊賀入道、出雲守、月山と號すと。その子「佐野五郎宗行(三郎左衛門、淨岩)→小二郎宗久」なり。その他、佐野、初本、青木等の條を見よ。

又「小二郎宗久(五郎入道)→戸奈良五郎行久(伊豫守、新田義貞に従ひて越前に討死)→同五郎宗友(左近大夫、鳥居氏に改む)」などともあり。鳥居氏、圓藤等の條を見よ。

戸成 トナリ

トナキ 南部文書、建武元年四月文書に「戸貫出羽前司殿」と。ヘキ條を見

成久(利根源左衛門)→成國(利根上野介)→成忠(利根越後守、南朝に仕へて新田義貞に屬す)→成利(利根孫七郎、南朝に仕へ、新田義貞に屬す)なりとぞ。

3 大友氏族 豊後大友族中の名家にして

大友系圖に「親能→能直(大友四郎大夫平經家の女利根局、云々)→親秀(次郎。或は利根と號す)→重秀(戸次次郎左衛門、庶流利根)と。また重秀の兄「頼泰→親時→師親(號勢家、又野津、又利根)」と載せ、又一本に「親能→能直(利根次郎)→親秀(號利根次郎、一に利根太郎)」

頼泰→親時→真宗→即宗(利根吉野守長曾)

重秀→頼親→師親→氏時→氏續(利根孫太郎)

と。又立花系圖に「重秀→頼親(利根次郎)」と見え、諸家系圖纂・これに同じ。

氏は團田頼に「戸次莊九十町云々、利根次郎頼親、また「福重名十八町二段大、利根次郎頼親、また「大神庄眞奈井野木乃井之村參拾町、戸次太郎親時、並に利根次郎頼親」などあり。

利根川 トネガハ

豊後の大族・大友氏の族にして、大友系圖に「義鎮の子親家(號

等福 トネ

以下教條と通ず。

○ 等福直 大和直の族にして、姓氏錄、河内神別に收め「等福直。椎根津彦命の後也」と載せたり。

刀禰 トネ

もと職名にして、古くは朝廷に出仕せし官人を云ひ、中古以來、主典以上の諸官人と呼ばひ、又里長、坊令、郷士等を稱す。朝野群載に「九條二坊刀禰職事、常澄光方は已に三代・刀禰たり。早く保の刀禰職に補任し、保内を知行せしむべし(應徳二年)と。「又九條二保常澄重方云々、刀禰職に補任」と。又伊雜宮沙汰文に「刀禰職部固定」等多し。これらを氏とせしもの也。トネリ條參照。

1 荒木田姓 神宮社家系圖に「伊井諸宮

内人、刀禰、荒木田姓、宗家刀禰」とあり。

2 大和の刀禰氏 春日若宮延慶三年の葛

上郡伴田東御庄注文に「刀禰左衛門入道」見ゆ。

3 攝津の刀禰氏 矢田郡の名族にして

生田村生田神社の刀禰たりし氏也、七太夫と稱す。

4 紀伊の刀禰氏 續風土記、伊都郡三尾

利根川、と見え、又一本に「親家・九郎。田原右馬頭親實・義統屋形に對し、謀叛して誅に伏す。親家・其の跡を受け、田原常陸介と稱し、或は門司勸解由允と號し、後に利根川と號す。法名道孝、子孫あり」と載せたり。

其の他、伏見役人に利根川忠太夫、又武藏足立郡(下り藤)に此の氏存す。

刀根木 トネキ

刀根田 トネダ

刀根館 トネダテ トネヤカタ 伊勢神宮内宮の祠官にして、荒木田姓也。

舍人 トネリ 職名の一にして、古代以來、天皇、皇子達に近侍して雜役に仕へし者を云ふ。内・天皇に仕へし者を特に大舍人と云ふ事あれど、多くは通じ用ひたり。又皇族の舍人には帳内と載せ、諸臣には資人と記せしものあれど、皆此の類也。古事記應神段に「許りて舍人を以つて、王(宇遲能和紀郎子)と爲し、露に矣床に坐して、百官恭敬・往來の狀、既に王子の坐所の如し云々」と載せたるを初見とすれど、より古く存せしなるべし。

次に仁徳段に「天皇・太后が山代より上り

幸でましぬと聞看し、舍人・名は鳥山と謂ふ人を使はしける」と。次に履仲紀に「近習卑人・刺領中、履仲段には「近習墨江中王の卑人・名は曾婆加理」と。次に九恭紀七年條に「一舍人・中臣島賊津使主、次に雄略紀即位前紀に「大舍人、また「黒彦皇子の舍人、また五年條に「篤從・樹に緣りて大いに懼る。天皇・舍人に詔して、曰さく云々、また十四年條に「密かに舍人を遣はして、裝飾を視察せしむ」等、以下記紀に多し。其の中にて人名の見ゆるは、用明紀二年條に「舍人迷見赤檮、また皇極紀二年條に「舍人田目連、また齊明紀に「舍人新田部連未麻呂、また天武前紀に「舍人朴井連雄君、縣犬養連大伴、佐伯連大目、大伴連友國、稚櫻部臣五十瀨、書首根廣、書首智德、山背臣小林、山背部小由、安斗連智德、調首淡海の類二十有餘人、また「屯田司舍人・土師連馬子」など見ゆ。中古に及びては、大舍人、内舍人、東宮舍人等あり。大舍人は職員令、中務省所管に「左大舍人寮(右大舍人寮も准ず)。頭一人、左大舍人の名帳、分番、宿直、假使、容儀の事を掌る。助一人。大九一人。小九一人。大屬二人。小屬一人。大舍人八百人。使部廿人。

直丁二人」と載せ、又内舍人は、中務省條に「内舍人九十人・刀を帯びて宿衛し、雜役に供奉す。若し駕行のときは前後を分衛するを掌る」と載せたり。而して天武紀二年五月條に「公卿大夫、及び諸臣連、并に伴造に詔して、宣はく、夫れ初めて出身する者は、先づ大舍人として仕へしめ、然る後、才能を還前し、以つて當職に充つ」など見ゆ。次に東宮の舍人は、東宮職員令に「舍人監正一人・舍人の名帳、禮儀、分番の事を掌る。佑一人。令史一人。舍人六百人。使部十人。直丁一人」と載せたり。帶刀條參照。次に帳内は、雄略紀に「市邊押磐皇子の帳内日下部使主、次に顯宗紀に「市邊押磐皇子の帳内日下部使主、次に孝德紀に「(古人大兄命)の帳内、など見ゆ。令の制度にては、式部の列補とし、六位以下の子、及び庶人を取る。一品は百六十人にして、二品、三品、四品、順次二十人を減ず。次に資人は、崇峻紀に「物部守屋大連の資人・捕鳥部萬」など見ゆ。此の外、雄略紀九年條に「大伴談連の從人・同性津麻呂、また繼體紀二十三年條に「毛野臣の僕人・大河内馬飼首御狩、また皇極紀三年條に「大

臣云々。恒に五十兵士を將ふ、身に纏らして出入し、健人と名づけ、東方偵從者と曰ふ」など、皆此の類なり。而して正式に朝廷より賜はれる例は、持統紀十年條に「正廣參位右大臣丹比真人に資人一百廿人を、正廣肆大納言阿倍朝臣御主人、大伴宿禰には、並に八十人を、直廣壹石上朝臣廣、直廣貳藤原朝臣不比等には、並に五十人を假賜す」と載せたり。また位分資人(位に應じて給ふ)、職分資人(職によりて給ふ)の別あり。又授刀資人なるも見ゆ。以上は舍人制度の大體なるが、古代にありては、歴代の聖帝・多くの場合、其の使役し給ひし舍人に、御名、若くは宮名を貢はしめ給ひ、御名代部として後世に殘し給ふを例とせり。以下舍人と云ふを氏とするは、其の後にて、御名代の最も一般的の者とす。猶ほ舍人部條を見よ。

- 1 (石上部)舍人 御名代部の一、イソノカミノトネリ條を見よ。
- 2 (内)舍人 職名の一、總説にて云へり。
- 3 (他田)舍人 御名代部の一、オサダノトネリ條を見よ。
- 4 (大)舍人 職名の一にして、雄略紀、及び天武紀に見ゆ。總説中に云へり。
- 5 (金刺)舍人 御名代部の一、カナサスノトネリ條を見よ。
- 6 (川上)舍人 御名代部の一、カハカミノトネリ條を見よ。
- 7 (川瀨)舍人 御名代部の一、カハセノトネリ條を見よ。
- 8 (久米)舍人 御名代部の一、クメノトネリ條を見よ。
- 9 (白髮部)舍人 御名代部の一、シラガベノトネリ條を見よ。
- 10 (檜前)舍人 御名代部の一、ヒノクマノトネリ條を見よ。
- 11 (日奉)舍人 職業部の一、ヒマツリノトネリ條を見よ。
- 12 舍人造 舍人部の伴造たりし氏なり。古く天神本紀に「五部造・伴領(トモノミヤツコ)と爲りて、天物部を率ゐ、天降り供奉す」とある五部造の一に、此の氏見ゆ。其の後、天武紀十年條に「舍人造・連・虫云々、姓を賜ひて連と曰ふ」など見ゆ。
- 13 (川瀨)舍人造 カハセノトネリ條を見よ。
- 14 (來目)舍人造 クメノトネリ條を見よ。

- 15 (檜前)舍人造 尾張氏の族也。ヒノクマノトネリ條を見よ。
- 16 舍人連 舍人造の連姓を賜へる者也。第十二項を見よ。
- 17 (大日奉)舍人連 オホヒマツリノトネリ條を見よ。
- 18 (川瀨)舍人連 カハセノトネリ條を見よ。
- 19 (金刺)舍人連 多臣の族なり。カナサスノトネリ條を見よ。
- 20 (來目)舍人連 クメノトネリ條を見よ。
- 21 (檜前)舍人連 ヒノクマノトネリ條を見よ。
- 22 (他田)舍人直 多臣の族也。オサダノトネリ條を見よ。
- 23 (田)舍人直 正倉院天平寶字四年文書等に見ゆ。
- 24 (檜前)舍人直 出雲の臣の族なり。ヒノクマノトネリ條を見よ。
- 25 舍人臣 嘗つて舍人たりし者の後なるべし。朝野群載、五十四に「天長二年二月云々、筑前國の人・舍人臣福長の子、見三人を産みて、正稅四百束を給ふ」と見ゆ。

26 出雲の舍人臣 出雲臣の族なり。天平十一年の出雲國縣給歴名帳に「河内郡伊美里舍人臣稻女」など見えたり。

27 (倉)舍人君 これも出雲に存す。出雲臣の族歟。クラトネリ條を見よ。

28 無戸の舍人氏 舍人部伴造の族、若くは裔、或は嘗つて舍人たりし者の後裔の稱せし氏也。

29 河内の舍人氏 姓氏録、未定雜姓に「舍人。百濟國の人・利加志貴王の後といへど見えず」と載せたり。

30 越前の舍人氏 天平神護二年の國司解帳に「伊濃郡戸主舍人益人」など見ゆ。

31 伯耆の舍人氏 和名抄、河村郡に舍人郷を收む。

32 出雲の舍人氏 天平十一年の縣給歴名帳に「舍人中麻呂」等五名を載せたり。和名抄、當國能義郡に舍代郷を收む、高山寺本・舍人に作るをよしとす。クラトネリ條參照。

33 周防の舍人氏 玖珂郷延喜八年戸籍に「舍人島實」外一名を載す。

34 武藏の舍人氏 足立郡に在り。新編風土記に「舍人町屋敷跡、昔舍人土佐守と云ふ人住せし所なり。いつの頃の人と云ふことを傳へず。按ずるに、紀伊國高野山の過去帳に「土佐守。永祿十一年五月廿六日卒」と記し、「舍人孫四郎・月牌料を寄附せし」よし載せたり。是れ當所に住せし人にて、孫四郎と云ふは、土佐守が子にてもありしにや。さあるときは、土佐守は岩槻の家人なるべし。今此の地に又兵衛とて、かすかなる農夫住めり。舍人を氏として、彼の土佐守が子孫なりといへど、詳なることを傳へず。又尾張家人に舍人九十九とて、藤千石を領する人あり。是れもかの子孫の由、此の地へ來りしことありと云ふ。此の所東の隅に天神社あり、昔屋敷の鎮守なりと云ひ傳ふ」と見ゆ。

ふことを傳へず。按ずるに、紀伊國高野山の過去帳に「土佐守。永祿十一年五月廿六日卒」と記し、「舍人孫四郎・月牌料を寄附せし」よし載せたり。是れ當所に住せし人にて、孫四郎と云ふは、土佐守が子にてもありしにや。さあるときは、土佐守は岩槻の家人なるべし。今此の地に又兵衛とて、かすかなる農夫住めり。舍人を氏として、彼の土佐守が子孫なりといへど、詳なることを傳へず。又尾張家人に舍人九十九とて、藤千石を領する人あり。是れもかの子孫の由、此の地へ來りしことありと云ふ。此の所東の隅に天神社あり、昔屋敷の鎮守なりと云ひ傳ふ」と見ゆ。

35 雜載 壬申の功臣に舍人藤島、萬葉歌人に舍人娘子(大賣)等多く、又下りて台記、仁平三年七月十四日、去々年・職舍人長勝延貞・使と爲りて奥州に下向すと。又東鑑卷二に舍人金石丸、九に舍人平五、舍人新藤次等見ゆ。

舍人倉人 トネリノクラビト 正倉院天平二十年文書に見ゆ。

舍人部 トネリベ 職業部の一にして、後世の事力の如きものなり。即ち高貴の人に

附せし私領民にて、田畑を耕作せしめ、若くは他の勞働に使役せし郡民とす。又御名代部の一部として後世に多く傳はれり。事力とは、中古諸臣に賜ひし丁にて、職分田を耕せり。

1 出雲の舍人部 御名代部の一にて、倉舍人部なり。縣給歴名帳に「伊秩郷舍人部立麻呂」なる者を載せたり。

2 (他田)舍人部 御名代部の一、オサダノトネリベ條を見よ。

3 (大)舍人部 職業部の一、オホトネリベ條を見よ。

4 (河上)舍人部 御名代部の一、カハカミノトネリベ條を見よ。

5 (檜前)舍人部 御名代部の一、ヒノクマノトネリベ條を見よ。

6 (日奉)舍人部 職業部の一、ヒマツリノトネリベ條を見よ。

7 (勾)舍人部 御名代部の一、マガリノトネリ條を見よ。

8 (若)舍人部 職業部の一、ワカトネリ條を見よ。

登能 トノ 和名抄、安藝國豐田郡に登能郷を收む。後世戸野邑存す。

殿 トノ トノモリ 主殿氏の裔か。又飛

縣等に此の地名存す。

1 上代の殿氏 トノモリ條を見よ。

2 大和の殿氏 吉野郡の名族也。殿野條を見よ。

3 紀伊の殿氏 那賀郡にあり、續風土記、上井村舊家・殿長之祐條に「屋敷の内に椿の森あり。元龜二年の頃、河野左近、先祖・豫州を去りて、初めて此の地に來り、殿の家に同居す。其の時、此の椿の森に夜々光あり。河野氏・伊豫の三島明神・此の木に影向すと夢見しに因りて、此の森に社を作りて勤請す。天正三年、野中村に大宮を作りて移し奉るといふ」と見ゆ。

4 雜載 太平記卷八に殿法院良忠あり。

戸野 トノ 安藝等に此の地名存す。

1 大和の戸野氏 殿野條を見よ。

2 結城氏族 安藝國豐田郡の名族にして藝藩通志に「大濱村戸野氏。先祖結城左衛門が長子、七右衛門はじめ、戸野村に居る。母の緣にて大濱村に移り、戸野柱左衛門と稱し、後に農民に降るといふ。今の傳藏・其の家なり。前の戸村、結城と同家と思はるれど、兩家とも、系譜を失ひ、分脈詳ならず」とあり。結城條を

參照せよ。

外池 トノイケ 近江の豪族にして、天正の頃蒲生家臣に外池孫左衛門、外池甚五左衛門あり。又勢州四家記に外池長吉、外池彌左衛門・見ゆ、共に氏郷配下の將也。又外池信濃守は、蒲生氏の會津移封の後、岩代小濱城八千五百石を領す。

戸ノ内 トノウチ 次に二條、及びトウチ條を見よ。越後古志郡金峰神社の舊社家也。

殿内 トノウチ

1 源姓 岩代國河沼郡塔寺邑八幡宮の舊神職に此の氏ありて、又戸内に作る。古く大和國田中より移りしなりと、系圖に見ゆ。戸内、及び田中條を見よ。

又備前等にも存す。

戸内 トノウチ 前二條、及びトウチ條を見よ。

殿尾 トノヲ

外岡 トノヲカ 常陸國那珂郡(茨城郡)の豪族にして、江戸氏に屬し、大足城を守る。和光院過去帳に「外岡内膳正成、外岡伯耆守、外岡備前守、外岡宮内少、天正十二年甲申九月十六日・外岡伯耆守老母、七十九」等多く見え、大足稻荷社棟札に「外岡伯耆守」を擧ぐ。又外岡舊記あり。

殿岡 トノヲカ 東鑑卷二十一に殿岡五郎見ゆ。又越中の儒者に殿岡北海あり。

殿川 トノカハ

殿木 トノキ 殿來條を見よ。

外木 トノキ 徳川時代、小島松平藩年寄に見ゆ。次條に同じきか。

殿來 トノク トノキ 中臣氏の族也。

1 (中臣)殿來連 中臣氏の族人の和泉國大島郡富木村にありし者也。延喜式所載等乃伎神社(國領に殿木社)、此の地に鎮座す、蓋し此の氏の氏神ならん。天平勝寶四年五月紀に「中臣殿來連竹田實」あり。

2 殿來連 前項氏に同じ。姓氏録、和泉神別に「殿來連。同上(大中臣朝臣と同祖、天兒屋根命の後也)」と見ゆ。

3 無戸の殿來氏 前項氏の族、及びその裔也。正倉院神護景雲三年文書等に見ゆ。

外口 トノクテ

都於郡 トノコホリ 日向國觀音の地にあリし土持氏にして、土持系圖に都於郡氏とあり。土持七黨の一也。ツチモチ條を見よ。

殿界 トノカイ

殿嶋 トノシマ 信濃國伊那郡殿島邑より起る。天文中、伊那郡但馬守重成の次男・

在名を氏とすと云ふ。殿島壘(東春近村殿島)に據り、弘治二年、武田氏に亡ぼさる(細見記)。甲陽軍鑑等にも見ゆ。

殿田 トノダ 丹波に此の地名あり。

殿塚 トノツカ 羽前國飽海郡に殿塚正あり、平津館に據る。

殿野 トノノ 大和國吉野郡殿野邑より起る。此の地は地名辭書に「今大塔村と改む、舊十二村莊と稱し、元弘年中、大塔宮護良親王の潛居したまへる地なれば、今大塔に改む。殿野は太平記戸野に作る」と。

太平記卷五に「親王(十津河)へぞ着かせ給ひける。光林房支尊・さもある人の家なるらんと思ほしき所に行きて、家主の名を問へば、是れは竹原八郎入道殿の甥に、戸野兵衛殿と申す人の許にて候」とある、これ也。大日本史に「尊靈(護良親王)・裝うて修驗者と爲り、熊野に赴く。旬餘にして始めて十津川に抵る。云々。光林房支尊・適々人家に造る。戸野兵衛なる者也。云々」と。

又太平記に「戸野兵衛・申すにや及び候。身不肖に候へども、某一人だに斯る事ぞと申されば、鹿瀬、蕪坂、滿淺、阿瀬川、小原、芋瀬、中津河、吉野、十八郷の者迄も、

手割者の候まじきにて候とぞ申ける」と。此の裔については、吉野舊事記に「恰原氏某(谷瀬村)に有り、殿野氏某、元弘年中、兵部卿親王(大塔宮と號す)・熊野へ落ち玉ふ時、吉野十津川郷恰原八郎が館に御座あり。入道の女・夜のをとりに召され、然して

正慶二年の秋、宮の忘れ形見に若宮・生産坐す。建武二年、大塔宮誅せられし後は、深く隱し養育し奉る。亦天下大亂、後醍醐帝・吉野山に皇居坐す。爰に大塔宮に付き従ひ奉りし平賀三郎、片岡八郎、宮薨去の後、出家遁世の身となり(片岡は快心と號し、平賀は専心入道)、其の後曆應四年、此の兩人、熊野參詣の刻、恰原が館に入りて問ひければ、早人は身罷りて候と答え、其れより入道が甥殿野兵衛が許に行き、恰原のこと、亦御息女のこと、只ならざる身にてましませしかば、其の事聞かまほしく尋ね申しければ、兵衛・答えて申す様は、其の宮既に生長座す。唯人ならざる御身なれば、某が許に隱し置き奉りて、今年九歳になり玉ふと。平賀、片岡、大に悦びて、斯くて南朝の興國三年十一月八日、殿野兵衛重友、平賀、片岡の三人心を合せ、御母堂を隱し、若宮を具し、南帝後村上天皇に、四條中納

言隆資編を以つて奏聞す。主上・大に憤感有りて、早く官軍を催し、朝敵退治の謀を巡らすべしとて、二品親王の宣旨をぞ蒙り玉ふ。故に親王の舊臣・赤松、和田、楠、片岡、平賀、殿野等、此の宮を取立つと云ふしと。

吉野山志に據るに「兵衛の子孫・本願寺宗の僧となり、宅を以つて寺となし、西教寺と名け、血統連綿・今に至り絶ゆるなし」と(大和志料)。

殿服部 トノハトリベ 職業部の一にして服部の一種也。ハトリベ條參照。

1 殿服部造 殿服部の伴造家也。後に連姓を賜ふ。

2 殿服部連 天武紀十二年條に「殿服部造云々、姓を賜ひて連と云ふ」とある後也。

殿原 トノハラ 美濃に存す。

殿平 トノヒラ トノダヒラ

殿部 トノベ トノモリベ條を見よ。

戸野部 トノノベ 同上。

常昨 トノムカシ

殿村 トノムラ 伊勢、駿河、美濃、石見等に此の地名存す。

1 中臣氏族 伊勢國安濃郡殿村より起る。

富豪を以つて開ゆ。又上田松平藩用人に見ゆ。

殿本 トノモト 主殿寮の官人たりしを氏名に負ひし也。殿部條を見よ。

1 (葛野)主殿寮主 山城の大族、鴨縣主の族なり。カドノ及びカモ條を見よ。

2 雜載 又丹波に主殿庄あり。

殿 トノモリ トノ 前條氏に同じ。前後二條參照。法隆寺良訓補忘集に「殿門古(天平寶字六年)なる者見ゆ。

殿部 トノモリベ トノベ 職業部の一にして、殿庭を洒掃する事、其他、燈燭、庭障等の事を掌る。前二條の氏の古く存するを見れば、上古より存せし事明白なるも、此の名稱の見ゆるは、令を初めとす。職員令に「主殿寮。頭一人、供御、典章、蓋笠、織扇、帷帳、湯沐、殿庭の洒掃、及び燈燭、松柴、炭燎等の事を掌る。助一人。九一人。大屬一人。少屬一人。殿部四十人。使部廿人。直丁二人。駆使丁八十人」と見ゆ。

元慶六年十二月紀に「廿五日癸亥。主殿寮殿部十人は異姓を以つて色に入れ、其の闕に加補するを聽す。是より先、宮内省言ふ、主殿寮申請す、職員令を檢するに、殿部三

十(四十)人。日置、子部、車持、笠取、鴨、五姓の人を以つて之を爲せと。今或る氏は家を擧げて絶滅し、或る氏は直寮に心なし。茲に因りて、差役雜事、常に人の乏しきを煩ふ。公事を濟す爲に、假に異姓を補ふ。功積み勞成り、式部省に移す。而して考帳に載せず、常に勘却を事とす。望み請ふ、承和六年八月十四日、異姓白丁五人を補ふの外、十人を充て補ふ。其の遺二十五人、五姓人を待ち、以つて之を補はんと。之に従ふ」と。

殿谷 トノヤ トノタニ

鳥羽 トバ 和名抄、山城國紀伊郡に鳥羽郷を收め、度波と註す。後世、鳥羽庄起る。又若狹に鳥羽庄、その也、大和、志摩、三河、常陸、越前、丹波、備中等に此の地名存す。

1 中臣氏族 中臣氏系譜に「祭主輔經の子親房(鳥羽二郎大夫と號す)と見ゆ。

2 清和源氏賴政流 山城國の鳥羽庄より起る。尊卑分脈に「賴政一兼綱(源大夫判官代)一兼隆(鳥羽冠者)一兼政(掃部助)と載せ、又多田系圖に「賴政の子兼綱・初め鳥羽冠者と號す」と見ゆ。

3 攝津の鳥羽氏 西成郡親の名族也。

康平中、大神宮司宣衡・この地に居る。その後にて、尊卑分脈に「大中臣能宣(祭主、號三條)一宣理(左近將監)一爲信(石見守)一宣衡(大宮司、號殿村前司)一宣房(齋宮助)一仲房(大宮司)一爲仲(祭主、號殿村)一爲季(權大、號菊見)一爲茂(神少)一爲繼(祭主、神大)一爲連(祭主)と載せ、中臣氏系譜にも同様に記載せり。

2 大神性、これも伊勢殿村より起る。難太平記に「故殿の家人殿村平三と云ふ者、愛曾が知音にて」云々と。後世、松坂の國學者に殿村安守、殿村常久あり。本居門下也。

3 雜載 石見國摩耶郡に殿村城(吉川條を見よ)あり。又近江、信濃等に此の氏存す。

外村 トノムラ

1 大神性 前條氏に同じ。

2 丹後の外村氏 熊野郡の豪族にして、須田城(須田村)は外村伯耆守の據城なり。

3 江戸幕臣 寛政系譜未勘に收め、「惣右衛門(惣左衛門)一惣左衛門(左大夫)一左平次(金十郎)とあり。

3 近江に此の氏多く、一族大坂に移る。

4 文徳源氏 坂戸氏族 河内の豪族にして、尊卑分脈に「坂戸大夫判官康季—季範—季能(號鳥羽兵衛、瀧口右兵衛)」と見えたり。

5 佐々木氏族 佐々木系圖に「(山内)時信—山内五郎左衛門信詮—五郎左衛門直—高信(五郎左衛門・號鳥羽)」と載せ、一本には「六角三郎左衛門時信—四郎左衛門直綱—高信(號鳥羽五郎左衛門尉)」とある後也。

6 若狭の鳥羽氏 遠敷郡鳥羽庄より起る。百合文書、建久七年當國源平兩家感候交名に「鳥羽源内定範」を載せ、又安賀高俊仗國政の子に鳥羽右兵衛・見ゆ。安賀、青等の條參照。

7 日下部姓朝倉氏流 これも若狭の鳥羽より起りしか。朝倉系圖に「貞景の子將景(鳥羽小太郎、豐後守、彈正左衛門尉、光照)」と載せ、朝倉始末記に「鳥羽右馬助、同次郎右衛門、同小三郎」等見ゆ。

8 楠姓 志摩國の鳥羽より起る。勢州四家記に「鳥羽家云々」と。泊氏の事也。トマ條を見よ。

9 越智姓 伊豫三島の祠官にて、鳥羽備中守と云ふ。三島、高橋條を見よ。

10 雜載 大館日記に鳥羽綱九郎・見ゆ。又徳川時代、徳山毛利藩重臣、黒川柳澤藩用人、棚倉小笠原藩用人たり(武鑑)。その他、畫家に鳥羽希聰(台麗)あり。又信濃、備前、武藏、佐渡(雜太郎名族)等に存す。又鳥羽正は源隆國の子覺敏の事にて、天台座主、三井長吏等となる。畫に巧みなるを以つて名高し。又江戸の淨瑠璃語に鳥羽屋三右衛門あり。

刀羽 トバ 三河國幡豆郡鳥羽より起りしか。譽海郡池端村古城は「平岩左京進、刀羽助助氏定・出生」と。また「中郷村古屋敷、刀羽助助」と二葉松に見ゆ。

戸羽 トバ 前二條に同じ。

土橋 トバシ ヅナハシ條を見よ。

十橋 トバシ 同上。

鳥羽瀬 トバセ 肥後に戸馳島あり。

鳥羽田 トバタ トツバタ 山城、常陸等に此の地名存す。トリハダ條を見よ。

戸畑 トバタ 筑前、豊前に此の地名あり。

外幡 トバタ 上總國市原郡高瀧神社の祠官にあり。平田條參照。

外濱 トハマ 依々木氏の族也。ソトハマ、イマフナ條を見よ。

土盤 トバン 正訓不明。

戸原 トハラ 秋月藩士に在り。戸原一伸の男戸原卯橋繼明・勤王家にて從四位を贈らる。

登原 トハラ ノホリハラ

戸張 トバリ 下總、備後等に此の地名存す。

1 桓武平氏千葉氏族 下總國東葛飾郡戸張庄(野田文書)より起る。相馬系圖、及び千葉支流系圖に「相馬小二郎師常の子行常(戸張八郎)」と見ゆ。猶ほ相馬氏胤の子胤重も戸張三郎と稱せり。氏は小金山土寺過去帳に「戸張中台孫三良妙台、戸張半人佑、戸張彦次郎・討死」等見ゆ。家紋三ツ柏と云ふ。猶ほ次項を見よ。

2 武藏の戸張氏 葛飾郡の名族にして、新編風土記に「戸張氏(平沼村)。里正なり。相傳ふ、祖先是下總國葛飾郡戸張村を領して其の地に住し、在名を名乗る、今も居宅の跡あり。應永中、此の地に移ると云ふのみにて、自餘の事歴詳ならず。所藏の文書に據るに、元龜の頃は戸張左近將監、及び筑後守など稱し、天正の始めは將監と云ふ、後には山城守と稱し、世々古河公方の臣として、下總國關宿城主築田持助に屬し、天正の末には、戸張

口に復せしにや」と見ゆ。

土肥 トヒ 伊豆國田方郡(那賀郡)に土肥邑、土肥神社ありて、其の舊記に「那賀郡稻田庄土肥郷」など見ゆ。又相摸に土肥あり、次に云ふべし。

1 桓武平氏良文流 相摸國足柄郡土肥郷より起る。此の地名は萬葉集に刀比と載せ、東鑑以來・盛に見ゆ。土肥氏は、この地の土豪にして、應永の頃まで、小田原邊を領す。平姓と稱し、出自に關しては、尊卑分脈に「村岡五郎良文—宗平(中村庄司)—實平(土肥次郎)—遠平」と見ゆれど、千葉上總系圖には「良文—忠頼—頼尊(山邊祖、禪師)—常遠—常宗(笠岡押領使)—宗平(中村庄司)」

○ ○ 中村太監
實平—遠平—維平—維時—倫平—宗平
宗遠—實重—實重—實重
友平—朝忠—七郎左衛門尉

と載せ、小早川系圖にも同様見ゆ。

2 氏人 平治物語に土肥次郎、平家物語卷九に「土肥次郎實平・二千餘騎で支へたり」と、又「土肥二郎實平、子息頼太郎遠平」と載せ、又源平盛衰記に「時政の

筑後守として豊田助繩に屬せり。此の頃義氏卒し、終に民間に下り、其の子某薩蠻し、四トと號す。東照宮・此の邊御放鷹の時、屢々此の家に立寄らせ給ひ、或る時の賜物なりとして、御扇子を藏せり。按ずるに、これ筑後、四トの二代の間なるべし。今旗下の士戸張氏も同族なれど、家傳の世系互に異同あり」と見ゆ。

また「戸張氏(同村)。今死亡して孤女と母とのみあり。御打入以前、五郎左衛門が先祖と二家に分れ、のちに度々里正を勤む。東照宮この邊御放鷹ありし頃も里正にて、御案内申せし時、祖先の由緒を御尋ねありて、其の子山三郎を召出さる。また當時、御手自から賜ひしとして、御扇子、及び御筆の古歌短冊を藏せり。今旗下の士戸張氏略系に據るに、祖先是「相馬大膳盛胤の男戸張山城胤光・下總國戸張村を領す。其の子筑後胤政、其の子戸張四ト胤定は、北條氏康に屬し、後元和七年三月十七日没す。其の子九右衛門胤房と云ふ、武州二郷牛に蟄居し、寛永十四年十二月没す。其の子山三郎・東照宮二郷半領御放鷹の時、召出され、松平右衛門大夫組に屬し、其の子孫分れて三家

となる。今の旗下の士戸張氏等これなり」と。かの賜はりし御短冊は、地色黄に於て、金砂子の雲形に松竹など金泥をもて畫けり。御扇子は兩面ともに、金地に彩色の花鳥の畫あり、所々剥落せり」と見ゆ。

3 幕臣 前二項氏に同じく、寛政系譜、戸張氏二家を載せたり。家譜に「師常の孫胤綱より出づ」と云ふ。家紋萬。筑前守—九右衛門胤成—山三郎胤定—源五右衛門胤次—八兵衛胤森」とあり。

又埼玉地方にも存す。

登張 トバリ 前後二條氏と通ず。明治に竹風・登張信一郎あり。

戸帳 トハリ 前條氏に同じきか。されど異流もあり。新編武藏風土記、豊島郡條に「田口氏。禁中雜士の一なり。建武年中、江州堅田浦の合戦に功ありて、瓜の紋付たる錦の帳を賜ひしより、氏を帳と號し、後戸帳の字に改む。二世の祖戸帳平司左衛門基賢の時、當村に土着すと云ふ。基賢は文安元年五月二日没し、法名後榮祥瑞と號す。是より子孫連綿として居住し、寛永十年より名主役を勤む。鬼子母神天正六年の棟札に「壇那田口新左衛門内方」と見えしは、此の家の祖なりと云へば、此の頃、一旦田

一門、相模國には土肥次郎實平、子息遠平、「土肥次郎實平、嫡子彌太郎遠平」など見え、又「伊豆國土肥次郎實平」ともあり。又曾我物語卷一に「相模の國の住人士肥次郎實平が嫡子・彌太郎遠平」と。

次に東鑑卷一、二、三、四、五、六、九、十、十一に土井次郎實平、一、六、九、十、十二、十七に土肥彌太郎遠平、十に土井荒次郎、十五、十六、十七、十八、二十一に土肥先二郎惟平、十五に土肥七郎、二十一に土肥次郎、土肥左衛門太郎、二十七に土肥太郎、三十四、三十五、三十六、四十に土肥次郎兵衛尉、三十九に土肥次郎左衛門尉、三十九、四十、四十二、四十四、四十六、四十七、四十八、四十九、五十に土肥四郎實綱、四十に土肥木工助、四十一、四十三、四十五に土肥左衛門尉四郎、四十二、四十四に土肥三郎左衛門尉惟平、四十二、四十八に土肥左衛門尉光清、四十五に土肥左衛門四郎實綱等を擧ぐ。又土肥遠平は小早川遠平とも見ゆ。

松論に「土肥氏云々、また太平記卷三に土肥佐度前司、卷十に「相模國の勢・土肥云々、三十二に土肥三郎左衛門(伊豫)、三十三に土肥三郎左衛門(相模)二十四、に土肥美濃守高實等多く、近江藤華寺過去帳に「土肥三郎則實(三十七歳)、同五郎元實(二十一歳)」あり。以下各項を見よ。

3 相模の土肥氏 土肥氏は長く土肥附近の地を領し、太平記に「康安元年、畠山入道道誓・小田原の宿に着きたる夜、土肥掃部助・小田原に押し寄す」と載せ、又應永亂には、大草紙に「土肥土屋の者共、元來禪秀一味なれば、小田原の宿へ押寄せ、風上より火を懸け、攻め入る」とあり。されど此の事に坐して、その所領を没收され、大森氏に與へらる。大森條を見よ。
土肥邑堀の内の成願寺は此の氏の菩提寺にして、大徳禪師塔銘序に「土肥兵衛佐の請により云々」と。
4 出羽の土肥氏 平鹿郡増田城に據りし豪族にして、小野寺氏に屬す。文錄中、土肥次郎道近あり、又相模と稱し、最上氏に通ず(郡邑記)。永慶軍記には増田次郎道近に作る。

5 信濃の土肥氏 小縣郡の名族にして、海野氏の家老職なりき。
6 伊豆の土肥氏 翁草に「一萬五千町、豆州の内、土肥次郎實平」とあれど、證據なし。
7 尾張の土肥氏 愛知郡の豪族にして、相模土肥次郎實平の後也。「三郎左衛門尉友平の子助次郎氏平・木部北一色に居す」と混合記に見ゆ。又春日井郡小幡村の内に土肥周防ありて、池田信輝に仕ふ。
8 伊勢の土肥氏 一志郡の豪族にして、土肥長光は小森城(小森邑里上)に據れり。
9 大和の土肥氏 翁草に「五千町、和州の内、土肥彌太郎遠平」とあれど證據なし。
10 近江の土肥氏 室町幕臣にして、永享以來御番帳に「二番・土肥三郎」文安年中御番帳に「二番・土肥三郎右衛門尉、小早河中務少輔」、また「外標衆・土肥次郎」見ゆ。次に長享江州勅座着到に「外標衆(江州)土肥利部少輔、二番衆(江州)土肥民部少輔」等を載せたり。
11 越中の土肥氏 新川郡の豪族にして、天正の頃まで代々殆んど一郡を領す。三

州志に「新川郡内、弓の庄。土肥美作守政繁領。土肥氏數代、ここに居る。天正中に至り、政繁・相嗣いで、ここに居る」と。天正十年、信長・令して勝家等をして、新川郡の魚津城を圍み攻めしむるに、上杉景勝・防戦成り難く、魚津、及び松倉の兩城陥落し、其餘、上杉方越中にある諸將は離心したれども、此の時、弓庄の城主土肥政繁のみ、景勝に猶ほ從ひ、城を守りて降らず。依りて成政、同年八月、同十一年四月、政繁が弓庄を攻むるに、強く禦ぎて落ちず。又十一年二月、成政・兵を新庄城に置きて守るを、土肥政繁・夜之を襲ふ。此の時、土肥の將務屋牛左衛門・成政の將加藤大藏を討つと云ふ。又三州志、婦負郡安田城(長澤郷安田村領)條に「天正十一年二月八日、土肥政繁・弓庄を出で安城外に放火し、太田新城を攻め取ること、土肥家記に見ゆ」と。その他、次項を見よ。

政の手に落ちぬ。
この越中土肥氏の出自、略歴は、三州志、新川郡弓庄城(弓庄内館村領)條に「土肥氏數代居せり。此の土肥は、賴朝公の臣土肥次郎實平の後胤、天正の初め、美作守までは新川一郡大半を領して、弓庄に居城す。美作守政繁(初號平四郎)の時、上杉景勝に隨心なり。天正十年六月二日、魚津陷城の後、景勝方の越中諸城主皆離心すれども、政繁の弓庄一城のみ堅く守りて降らず。仍りて同年八月二十日、及び十一年四月、佐々成政・此の城を攻む。十一年、成政より附岩を四所に築きて、山上に陣す。此の時、城中よりも、日々五七度出撃すれども、越後の援兵來らざるを以つて城によりて、城士二百・節義を踏で、固く持すること、百餘日。成政却つて城の四面に、鹿垣を造り、久しく圍んで城兵を屈せしむ。然るに秀吉公・柴田勝家を越前に退治し、加州まで進軍あれば、成政怯れて女を質として降り、本領安堵なり。景勝も秀吉公に和すれば、佐々・土肥の争闘も無根の事となり、政繁は城を成政に遷して越後へ退けり」と。又「堀江城(加積郷堀江川頭)は邑傳、土

肥左衛門尉以來數世居たり。天正の初め、謙信・彌太郎を攻め取ると云ふ。又土肥源十郎・居城とも云ふ」と。又「稻村城(加積郷稻村領)は邑傳ふ、土肥源七郎居たりと。按ずるに、稻村次郎左衛門は、初め此の堡主なるに依りて、稻村と稱せる成るべし」と。又堀枯澤(加積郷)は邑傳に土肥孫十郎居たり」と。
又稻荷城(奥田庄稻荷)は、相傳ふ、天正中、謙信・一夜にして築くと云ひ、一説に土肥孫七郎居すと曰ふも、年月詳かならず。又若荷谷山(弓庄若荷谷村)は、土肥美作守の奥城と傳ふ。又江田城(弓庄郷田村)は、土肥美作守の持城にて、家老桂田善左衛門・之を守ると傳へ、一説に土肥孫十郎居すと云ふ。土肥家記を按ずるに「天正十一年、成政・弓庄攻城の時の陣城跡」也。前田領となりては、青山佐渡・婦負郡の城生城より來りて、居たりと云ふ。
又千石山城(加積郷千石村)は、堀江陷城の時、土肥孫太郎・當城の稻村次郎左衛門に寄りて、三年匿れ、其の後飛州へ去ると云ふ。又天正中、土肥政繁・椎名小四郎と相争ひ、水橋川にて土肥の將有澤

采女・敵を槍つけ、河中に首を獲ると傳へらる。その他、有金城には土肥美作守の將宮崎氏あり。

12 能登の土肥氏 羽咋郡末森城(押水北庄吉田村領)は、三州志に「此の障壁の古は考ふべからず。天文十九年五月、遊佐美作續光・加州松根の洲崎兵庫を拘引し、能登へ襲入の時、末森城主土肥但馬、川尻へ出張して、前途を遮ることあり。此の時、但馬四萬石を領すとあり。是れ末森城主の名・見はるゝ始め也。次いで天正八年、柴田勝家・加州賊を攻撃の時、佐久間盛政・加州車山より竹橋へ出て、夫より末森を攻む。堡主本多三彌、四郷新太郎等・防ぐ能はず、走つて加州島越の弘願寺に入るを、盛政・尾撃せしこと本記に出せり。一書に、今年、末森の堡主土肥但馬・我が國祖に隸すとあり。十一年、但馬・柳ヶ瀬に於いて戦死に依りて、國祖・但馬の弟(一に甥)伊豫を在城せしめ、要害の修補ありて、本丸に奥村助右衛門、二丸に千秋主殿助、瀧澤金右衛門、三丸に土肥伊豫をおき玉ふ。十二年九月、佐々成政・此の城を圍めども、奥村等堅く守りて陥らず。十二月、國祖の急援あり、

越兵圍みを解きて去り、城兵萬死を脱すと見ゆ。末森記に詳か也。

13 加賀の土肥氏 北越軍談に「天正四年十月二日、謙信・津幡を發し、河北郡高松に至り、土肥但馬、同伊豫を降す」とあり。末森問答に「十二年、國祖(前田利家)・末森後援の時、神保氏春・之を拒まんと、内高松へ出張して待つ」と云ふ。その後、加賀藩給帳に「六百石(紋角切角内木瓜)土肥吉之丞、五百四十石(紋角内三巴)土肥武兵衛」を載せたり。

14 越前の土肥氏 朝倉家の將に土肥左馬あり、藤嶋城に據る。
15 安藝の土肥氏 當國豊田、賀茂兩郡の大族にして、小早川氏は此の流なり。藝藩通志、豊田郡條に「古高山。本郷、眞良、船木、三村の界にあり。一に雄高山、又道谷城と稱す。文治三年、土肥實平・始めて此に築き、其の後、世々相續といふ。或は第五世雅平にて、新城に移る。故に、五代山と稱すといふ。この墟・甚だ廣く、今に本丸、南丸、北丸、扇丸などと言ふ所あり。其の他、遺址の求べきもの多し。山内に、城主所祭といふ若宮の小祠あり」と。

次に「新高山。古高の西にあり。一に長風城とよぶ。是れも土肥氏の所築にして、隆景まで、相續といふ。丸高山二城は、主の名を傳ふること、諸説ありて、詳ならず。一に「雅平まで、古高に據りしが、中ごろ此の城を築き移り居る」と。また「古高山の要害のために、此の城を築き、隆景よりこゝに移る」といひ、又「隆景、始めて築く」といふ説もあり。今、地勢に因りて考ふるに、二城の間、川を隔てたるのみにて、相去ること遠からざれば、彼をすて、此に移るべからず。必ずや古高の屬堡なるべし」と。

又三太刀山は「本郷村の郷中にあり。土肥遠平・父實平に從ひ、當國に來るのはじめ、別にこゝに據ると云ふ。遠平・此の山に三の太刀降ると、夢見しによりて、名づくといふ」と。又「古堡・眞良村にあり、土人前土井山とよぶ」と見ゆ。又「鶴山は萩路村にあり。土肥遠平が所居、後に實平の封を襲ぎ、古高山に移るといふ。三太刀山より、此に移り居りしにや、所傳なし。青木城。宮道山。並に須波村にあり」と。
又加茂郡本城山は竹原東野村にあり。相

傳ふ「建久年中、後藤實基の據りし地なり」と。或は「土肥實平の所據」と云ふ。おもふに、土肥は、小早川氏の祖なれば、後説さもあるべきか。又木村山は新庄村にあり。小早川政景・始めて居守す。其の後、子孫相續して、十三世隆景に至り、沼田高山城に移りてより、此の城廢すと。一説には、後藤氏、本城山より、此に徙るとも云ふ。しかれば、政景は、其の故城に據りしや、詳ならず。

又松尾城は三津村にあり。小早川家久行友光叔の守る所也。又二山城は國近森近村にありて、嘉應年間、土肥大炊頭廣親の所居といふ。又土肥廣親宅址は國近森近村、城山の麓、松崎浦にあり。故城主、土肥氏の別館といふ。此の地、泉石甚だ麗し。假松ありて、土肥、常に愛玩せしによりて、地名を松崎といふとなり」と。又小多田村にも古壘ありて、土肥能登の所居と傳へらる。而して宗近柳園村の土肥氏は、先祖土肥能登・嘉應年間、隣村二山城主たり。第五世式部入道覺壽、當村に移り、子孫農戸となる。慶長年間、總左衛門里職たりと。又安西軍策に土肥内藏允等見ゆ。その他は小早河條を見よ。

16 長門の土肥氏 東鑑、文治五年二月廿日條に「長門國阿武郡は、没官領内爲るの間、勲賞となして土肥彌太郎遠平に賜ふ」と雖も、御造作袖取の爲、地頭職を去り進むべきの由、勅定あるに依り、退出すべきの由、仰せらるゝの處、遠平の代官、今に居住の由、遠聞に及ぶにより、重ねて御書を遣はさる。下十長門國阿武郡道地頭遠平代官云々」と。

17 阿波の土肥氏 河田城主に土肥兵部大輔あり。後藤實一氏云ふ「戰國の世、川田村井上城に土肥氏あり。○秀行・讚岐國寒川郡神崎城主。○綱眞・始め與七と稱す。天文年中、父秀行と共に川田に移る。○房實・綱眞の長子。○康信・房實の弟、始め久左衛門、後出羽守と稱す。川田の内・友松にて三百貫、讚岐三木郡にて三千貫を領せり。其の子に伊賀守、伊賀守の子には、丹後守、備後守の二人あり。○秀實・房實嫡子、新右衛門と稱す。天正七年、脇城外の戦に於いて、三好氏に從ひ討死す。○庄五郎・秀實の弟、秀吉に仕ふ。後姓を鹿見島と改む(川田村阿波志材料)と。又今川田村址に「土肥昌秀、及び庸吉」の墓ありと。

18 讚岐の土肥氏 土肥實平の裔と云ひ、寒川郡に在り。前項及び次項を見よ。又丸龜藩士に土肥氏あり、幕末明治に土肥實光、弟實忠、共に名あり。

19 伊豫の土肥氏 南朝の忠臣にして、太平記卷二十二、義助豫州下向條に「四條大納言隆實子息少將有資は、此の國の國司にして、去々年より在國せらる。土居、得能、土肥、河田、武市、日吉の者共、多年の宮方にして、讚岐の敵を支へ、西は土佐の畑を境ふて居たりける」と。次に義助朝臣病死條に「細河判部大輔賴春・此の事を聞いて、時をば且らくも失ふ可からず、是れ司馬仲達が弊に乘りて、蜀を亡げせし謀ごととなりとて、伊豫、讚岐、阿波、淡路の勢・七千餘騎を率して、先づ伊豫の境なる河江の城へ押し寄せ、土肥三郎左衛門を責めらる。義助に順ひ付きたりし、多年の恩顧の兵共、土居、得能、合田、二宮、日吉、多田、三木、羽床、三宅、武市の者共、金谷修理大夫經氏を大將にて、兵船五百餘艘にて、土肥が後攻の爲に海上に推浮ぶ。是を聞き、備後の梶尾の道に船伏して、土肥が城へ寄りんとしける備後、安藝、周防、

長門の勢・大船千餘艘にて推出す。兩陣の兵船共、渡中に帆を突いて、舷を扣いて、時を作る。鹽に隨ひ、風に隨ひて、推合ひ、相戦ひける」と載せたり。その後、十餘日を経る處に、伊豫の土肥が城・責め落さる。細川刑部大輔頼春は、大館左馬助兵明の籠りたる・世田の城へ懸ると聞えければ、土居、得能以下の者共、同じく死なば、我が國にてこそ戸を睡さめとて、大可島を打棄て、伊豫國へ引返す」とあり。

此の土肥氏は土居に作るもの多し。愛媛面影に「佛殿城は土居三郎左衛門義昌の城跡なり」と。また南海治亂記に「土居三郎左衛門が籠りたる河江城」と見ゆ、土居條を見よ。

20 豊後の土肥氏 國田帳に連見郡「朝見郷八十町、宇佐宮領、地頭職土肥一王丸」と見ゆ。

21 肥前の土肥氏 「平姓土肥氏。建保年中、惟平・和田と同謀、是を以つて誅に伏す。その後、又太郎、その子實之・肥前國小城郡主、千葉氏に仕ふ」と。子孫大村藩にあり、土系録に見ゆ。

太平記、九州の官軍中に土肥氏を歎ふ、

此の流か、次の流か。

22 日向の土肥氏 諸縣郡山之口郷の豪族にして、地理纂考、山之口城條に「一名龜鶴城。土人相傳へて、惡七兵衛平景清。是を築くと云ふ。建武以來、土肥平三郎實重の居城にて、其の子孫世襲す。實重は、土肥次郎實平三代の孫にて、建武三年十二月、島山次部大輔に從ひ、日向國三俣院に來りて、福王寺に居住し、後に福王子を氏とすといふ。明應四年、伊東尹祐・是を奪ひ、其の後、島津氏に屬して、北郷忠相・領主たり」と見ゆ。

23 幕臣土肥氏 寛政系譜、第一項の流二家を載せたり。家紋三頭左巴。傳右衛門元成(海四郎)―徳次郎有部(求馬)―新助惟直」と。元成は幕府の儒官にして、新井白石の弟子、學深く、又其の筆・行草とも、白石に似て當時に於いても、識別し難かりしと云ふ。又一流は「四郎右衛門兼正―勘次郎正久」と。

24 雜載 其の他、丹後竹野郡豪族(坪倉條參照)、又下總千葉家臣に土肥備中、土肥彦大夫、土肥内匠助等多し。又田中藩家臣知行割帳に「百五十石土肥三右衛門」を載せ、又備前國の學者に土肥典膳經平あり。

備前聖記を著す。又秋田佐竹藩士・土肥藤右衛門實廣は秋窓と號し、俳諧に長ず。又因幡の儒者に土肥周太郎實雅・鹿鳴と號す。又越後赤魚川の儒者土肥左仲政は、默翁と號す。又同國新潟の人、牧野藩士土肥孫兵衛實隆は二三と號す。茶道に名あり。又鱒江藩に土肥新平あり。又紋譜帳に土肥次郎實平の紋を源氏車、左巴とす。

飛石 トヒイシ

問寛蝦夷 トヒウノエツ 蝦夷族にして齊明紀五年條に「阿倍臣云々。肉入龍に至る時、問寛蝦夷・鹿嶋嶋、寛福名の二人、進みて曰はく、後方羊蹄を以つて、政所を爲すべし焉と。鹿嶋嶋等の語に隨ひ、遂に郡領を置きて歸る」と見えたり。

飛岡 トビヲカ 信濃國諏訪にありて、丸に楯を紋とす。

飛落 トビオチ 安西軍策に、飛落七郎左衛門・見ゆ。

飛川 トビカハ

飛來 トビカハ

飛里 トビサト

飛澤 トビサハ 岩盤に存す。

飛浦 トビシキ

問田 トヒタ 周防國吉敷郡問田莊より起り、一に富田に作る。多々良姓大内氏の族也。オホウチ條を見よ。應仁別記に問田氏見え、又大内家壁書に問田掃部助弘綱、安西軍策に「大内方問田掃部、問田紀伊」等を擧ぐ。猶野田條を見よ。

飛田 トビタ ヒダ條參照。

1 飛田真人 敏達天皇の後裔也。ヒダ條を見よ。

2 奥羽の飛田氏 羽前國最上郡飛田邑より起りしか。伊達正宗の家臣に此の氏あり。又岩盤に存す。

3 武藏の飛田氏 男沼村稻荷社の神主に在り。又埼玉郡に存す。

4 鴨飛田氏 カモ、ヒダ等の條を見よ。

5 雜載 梶井宮承任に、飛田筑前法橋あり。又石見に存す。

飛鷹 トビタカ

飛奈 トビナ

飛内 トビナイ 陸奥國津經郡飛内邑より起る。松前藩の時、飛内龜右衛門・白額郡に宰たり。

土肥原 トヒハラ

飛松 トビマツ 淡路の名族なり。日下部條第九十項を見よ。

飛矢崎 トビヤサキ 信濃に存す。

飛安 トビヤス 因幡國小代庄の名族也。山本條を見よ。

飛山 トビヤマ 下野國芳賀郡飛山邑より起る。芳賀氏の族にして、芳賀系圖に「高名(入道禪可)―高家(駿河守、實は高名の長子、飛山城主)―高清(駿河守、氏家稱勝山に移る)」と見ゆ。

鷗山 トビヤマ

登布 トフ 源姓にして、應仁私記に「登布九郎(源綱衛)」を載す。

吐生 トフ 丹波多紀郡の名族也。畑、野尻等の條を見よ。

戸福寺 トフクジ コフクジ

1 那須氏族 那須系圖に「那須實隆の子爲隆(戸福寺十郎)」と載せ、又伊王野系圖に「爲隆(戸福寺十郎、初め源氏に出づ。判官の御意に背き、兄皆源氏に背き、十人同心して平家に出づ。然れども十郎、信濃國下宮に住し、諏訪大明神に祈誓を懸け奉る。一般那須爲選符、氏神可申祈所、總而那須選符。即諏訪被奉立也。總べて兄弟十二人也。十郎は野上山口と云ふ、千本是れ也」と。その他の事は、ナス、コフクジ、センボン等の條を見よ。

2 雜載 信濃にも存す。

飛鳥 トフトリ アスカ條を見よ。此の氏現存す。

戸伏 トフセ 攝津國島下郡に戸伏莊あり。戸伏村の事也。コフセ、ヲフセ條參照。

戸畔 トベ 原始的カバネの一にして、名草戸畔、丹敷戸畔、新城戸畔の類と云ふ。地名に此の稱を附する時は、其の地の女酋を表す也。詳細は「日本上代に於ける社會組織の研究・カバネ編」を見られたし。

砥部 トベ また戸部と通ず。

1 砥部 職業部の一なり。伊豫國伊豫郡に砥部村あり、砥を出す。廷喜式に、此の國より「砥二百八十顆を買す」と見ゆ。

2 河野氏族 砥部通任あり、河野通任の事也。カウノ條を見よ。

戸部 トベ コフ 古くは品部の名にして轉じて地名となり、又民部の唐名・戸部なるより、後世其の官人・此の稱を稱號とする者多し。

1 戸部 品部の一にして、尾張愛智郡、武藏久良郡等に戸部村あり。されど如何なる職掌を有せしか、未だ詳かならず。後に此の部名を氏とする者二三あり。次を見よ。

2 玉手姓 笛相傳の家に於て、戸部系圖あり。尾張濱主、右木正枝、戸部春吉、春近、吉多と載せ、吉多(左近將監、五位一者)延近(猶子、本姓玉手を改めて、戸部と爲す)延頼(正近)正清

清延 清近 好親 政氏 政多
清久 元清 清景 清重 久信 政春 清兼

政躬 政生 政千 政統とあり。彰考館本には「春近 春吉 吉雄(多) 延近(本姓玉手也、吉雄賢) 正近 正清 清延云々」と見ゆ。

尾張、右木、玉手、多等の條参照。

3 多々良姓山口氏族 尾張國愛智郡戸部邑より起る。今川方の士に笠守村の人。戸部新左衛門豊政なる者著はる。信長の反問苦肉の策にて、義元に殺さる。又戸部四郎次郎あり。

戸部に戸部城あり、又松本城とも云ふ。尾張志に「城主は文安の頃、愛智助右衛門吉清より歴代、こゝに住へりしなり。此の吉清が文安三年丙寅九月十六日に書ける寄進狀、また應仁二年戊子閏十月三日に愛智助右衛門義清がかける寄進狀、文明

五年三月二十三日、一色愛智入道承永と書ける古書文等、同郡笠守村笠守寺の藏書にあり。此の古狀に一色愛智とかき、文安三年のにも、星崎一色愛智助右衛門吉清とあり。一色は松本にまぢかく、隣たる戸部村の地名にて、即ち此の城地の北にあり。又こゝの城主を戸部新左衛門也と、今里人いへり。戸部新左衛門は和漢軍談、其の外軍記類にも、尾張人物志にも、其の名見えたるを、或る説に、山口左馬助が事を駿河國今川家にては戸部新左衛門といひし由云へるに、府志に「古澤書・山口愛智、此に居る」とあるを併せ考へて、猶よく按ずるに、多々良世系録、山口左馬助教繼が妹の女子とある條下に「尾州松本城主愛智の妻」と書けり。かゝれば愛智とは、近縁者たるによりて、左馬助がこの城に住居たる頃、戸部と名のり、又山口愛智といひならへるにかあらむ」と見ゆ。田中條参照。

4 清和源氏足利氏族 陸中國紫波郡の新波民部大輔は戸部御所と呼ばる。コブにて戸部は民部の唐名也。新波條を見よ。

5 雜載 羽後の學者に戸部清左衛門正直(備三郎)あり、一閑齋と號す。奥羽水慶

軍記四十卷の著あり。又最上氏配下の將に戸部氏・見え、又高知藩儒戸部助五郎良熙(原山)は第三項氏の裔、父義助は散樂曲を以つて山内家に仕ふ。原山は又國學にも深し。

戸邊 トベ 前二條と通ず。

十部 トベ 奥州に在り。

富部 トベ 便宜上、トミマ條にて述べし。

土部 トベ ツナベ條に云へり。猶ほ水戸の儒者に土部八太郎(無正)あり。

遠 トホ 古事談第三卷に遠方勝等見え、又東鑑卷三十七に遠左衛門尉あり。

遠井 トホキ

遠膳澤 トホイザハ 古く陸中國膳澤郡より北を云ふ、其の地名を貢ひし也。

1 遠膳澤公 陸中の大族、夷姓也。類聚國史、百九十に「弘仁五年二月戊子、夷第一等遠膳澤公母志に、外從五位下を授く」と見ゆ。

2 近江の遠膳澤公 前項の移住せし者なり。元慶四年十一月紀に「近江國因外正六位下遠膳澤(膳澤)公秋雄に、外從五位下を授く」と見ゆ。

遠石 トホイシ トホシ 周防國都濃郡に遠石庄あり、又遠石八幡宮鎮座す。

遠入 トホイリ 豐前國下毛郡の名族にして、元龜天正の頃には、遠入隱岐守あり。

遠内村 トホウチムラ トホチムラ 中興系圖に「遠内村、清和源氏、小笠原遠江守長經・これを稱す」と見ゆ。

遠木 トホキ 田中藩知行制帳に見ゆ。

遠藏 トホクラ

遠坂 トホサカ 丹波に此の地名存す。又江戸の書家に遠坂文雅(雲堂)あり、文晁の門也。又遠坂文喬あり。

遠澤 トホサハ 姓名録抄に見えたり。

戸星 トホシ 甲斐の名族にして、小泉内匠助宗貞が次男戸星日向守貞廣の後胤と云ふ。

遠敷 トホシキ ヲニフ

1 (若狭)遠敷朝臣 若狭の大族也。ヲニフ條を見よ。

2 清和源氏 オホハマ條第四項を見よ。

遠妹 トホセ 和名抄、下野國芳賀郡に遠妹郷を收む。

遠田 トホタ 陸前國に遠田郡あり、和名抄に「陸奥國遠田郡、止保太」と註す。その他、岩代、石見等にも此の地名あり。

1 遠田公 陸前國遠田郡名を貢ひしにて大族なり。天平四年四月紀に「田夷遠田

郡領外從七位上遠田君維人を海道に遣はす」と載せ、また天平勝寶四年六月紀に「外正六位下君子部和氣、遠田君小棟、遠田金夜、並に外從五位下を授く」など見ゆ。後に臣姓、連姓、及び陸奥意懸連などの姓を賜へり。

2 遠田臣 前項の族にて、遠田郡第一の大族也。延暦九年五月紀に「陸奥國言ふ、遠田郡大領外正八位上勳八等遠田公押人が款に曰ふ、已・既に濁俗を洗ひ、更に清化を欲び、志・内民に同らし、風・華土を仰ぐ。然れども猶ほ未だ田夷の姓を免れずして、永く子孫に恥を貽す。伏して望むらくは一に民例に同じらし、夷姓を改めんと欲す」と。是に於いて姓を遠田臣と賜ふ」と見ゆ。

3 遠田連 弘仁三年九月紀に「陸奥國遠田郡人勳七等竹城公金弓云々、遠田公五月等六十九人に、姓を遠田連と賜ふ」と載せ、また弘仁六年三月紀に「陸奥國遠田郡人云々、遠田公廣積等廿九人に、姓を遠田公と賜ふ」など見ゆ。前項の族也、竹城條参照。

4 無戸の遠田氏 遠田公の族及び裔なるべし。天平勝寶四年紀に遠田金夜等見ゆ。

5 御神本氏族 石見の名族にして、美濃郡遠田邑より起る。御神本系圖に「益田左衛門二郎兼久之子兼種(遠田新太郎)兼治(二郎左衛門尉)」と載せ、一本には「兼久一兼獨一兼胤(美濃郡遠田住、遠田氏祖)兼治(遠田城主)」とあり。

石見志に「遠田村遠田城主遠田次郎左衛門尉兼治は益田兼理の孫、忠勝の子にして、同族遠田兼胤の家を繼ぐ」と見ゆ。

6 筑前の遠田氏 早良郡の豪族にして、文明延徳の比、遠田石見・荒平城(安樂平城)主たり(管内志)。

7 岩代の遠田氏 耶麻郡の遠田村より起り、遠田五郎長綱は邑内館に據る(新編會津風土記)。

8 雜載 加賀藩給帳に「千三百五十石(紋角内二引、人持)遠田勳右衛門。百石(紋同)遠田周兵衛」を載せ、又脚氣の名醫に遠田澄庵、又長門、周防等にも存す。

遠武 トホタケ 次條氏に同じきか。

遠岳 ホトダケ 藤原姓にして、肥前大村藩にあり。

遠田野 トホタノ 小野姓横山黨の一にして、小野氏系圖に「横山大夫義隆の子六郎遠田野入道跡」と見ゆ。

十市 トホチ トヲチ條、モリヤ條、ナカハラ條等を見よ。
遠市 トホチ 和名抄 美濃國本巢郡に遠市郷を收め、撰解文集に遠市祖母丸を載せたり。十市氏に同じ、トヲチ條を見よ。
遠治 トホチ 大和の大族十市氏に同じく寛正永正の頃、遠治新次郎遠長あり、國判衆の一にして、長谷川黨の領袖たり。トヲチ條を見よ。

遠路 トホチ これも十市氏に同じかるべし。大同類聚方卷五十八に「山背國葛野郡遠路上鷹」なる者を載せたり。
遠津 トホツ 丹波、紀伊等に此の地名存す。
1 遠津臣 丹波の古大族にして、古事記開化段に「迦邇米雷王。此の王・丹波の遠津臣が女・名は高材比賣を娶り給ふ」と見ゆ。

2 無戸の遠津氏 姓氏錄、卷末に見ゆる氏也。
遠淡海 トホツアフミ 次條に併せ云へり。
遠江 トホツアフミ トホトオミ 遠江國名を賈ひし也。
1 遠淡海國造 物部氏の族にして、國造

本紀に「遠淡海國造。志賀高穴種(成務)朝、物部連の祖・伊香色雄命の兒・印岐美命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。この記事は、次項に云ふ遠江國造と一致せざれど、天孫本紀に「物部印岐美連公は、志紀縣主、遠江國造、久勢直、佐夜直等の祖」とあると符合し、又一般氏族分布の上より見て、この方史實ならんと考へらる。而して、久勢、佐夜は、共に遠江國內の地名にして、殊に久勢直とは、久勢國造家なれば、此の族の當國に多く榮えしを知るべし。隣國の三河國造も亦此の族也。猶ほ當國造については、予輩嘗つて專説あり。拙著遠江に「天孫本紀に據れば、印支美を十市根の子、即ち伊香色雄の孫として、國造本紀に比すれば、一世・相違して居るが、伊香色雄は、崇神天皇の外叔父に當るのだから、印岐美は其の孫とした方がよい。而して和名抄、磐田郡に入見郷があり、又神名式も同地に入見神社を載せて居る。イリミとイキミとは音が似て居るから、此の人は此の地名を賈ふたのであつて、神社は此の人を奉祀したものと考へられる。また其の東北・山名郡久勢郷は、一族久勢直の發祥地、

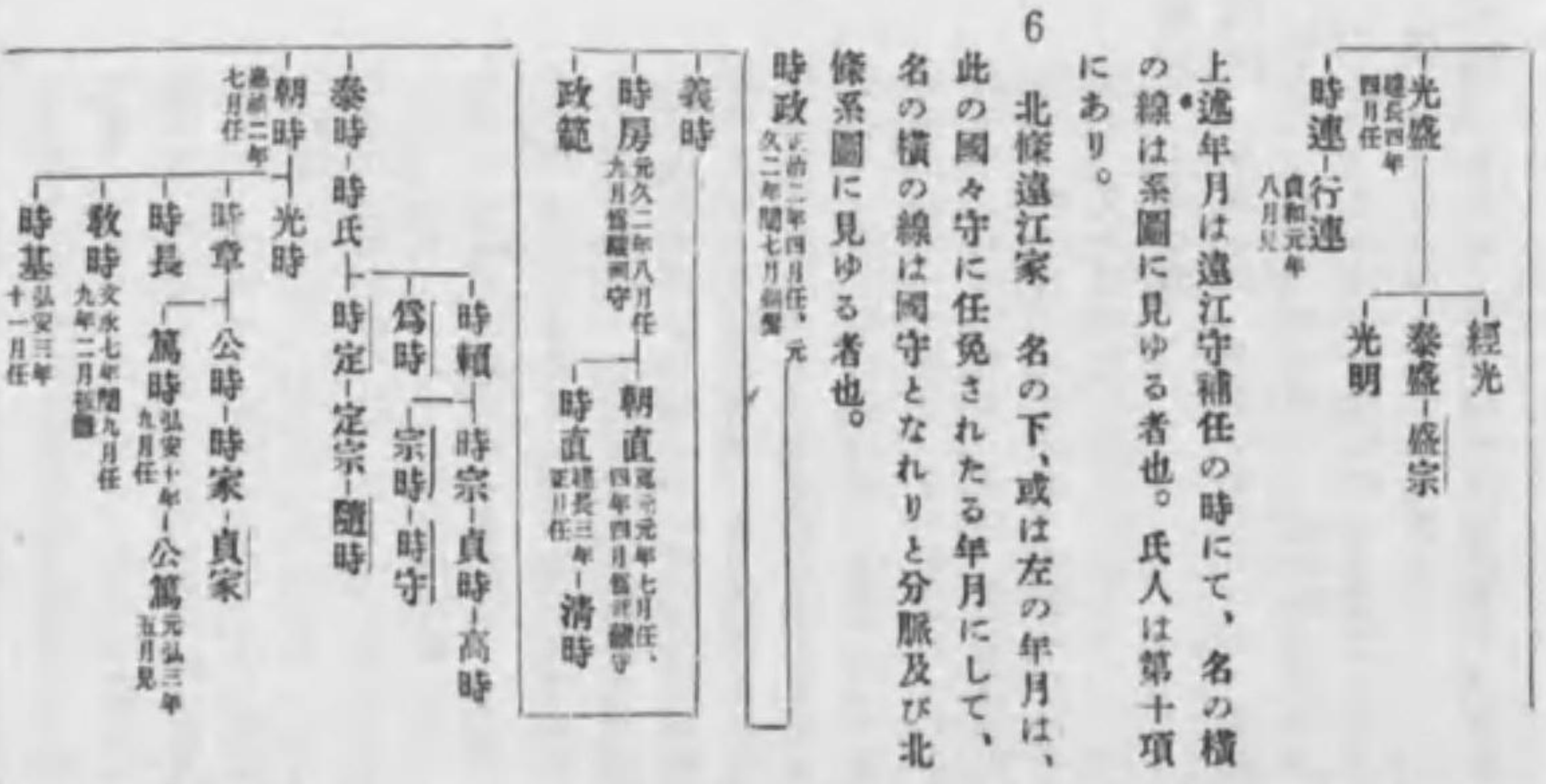
更にその東佐野郡は、一族佐夜直の起つた地である。而して物部の部民は中古の初め、濱名、長上、長下、藤原等の諸郡に居つたと云ふ事が諸書によつて明白であるから、此の氏族は最初中部の平野に居を占め、後に全國に蔓つた事がわかるのである。また前述したやうに、遠淡海國の國造の祖印岐美は磐田郡入見より起つた人で、入見神社は此の人を奉祀したものと思はれる事から、遠淡海國の疆域は、この入見を中心とする地方、即ち濱名湖東から素賀國に達する迄の廣大な地域を含んで居たと考へ、而して其の治所は入見と同郡なる式内淡海國玉神社の所在地であつたらうと思ふ。此の社は、その社名から遠淡海國の國魂の神を奉祀したもので、國造奉仕の神社であつたに違ひないからである、と。

ある上、物部氏族の分布から云つても疑ふ餘地がない。しかるに古事記神代卷には「天菩比命の子建比良鳥命。此れ出雲國造、死邪志國造、上莫上國造、下莫上國造、伊自半國造、津島縣直、遠江國造等の祖也」と見えて、これと傳を異にして居る。其處で、此の二つの傳説の相違を如何に解釋すべきかと云ふ困難に遭遇するのであるが、後者出雲氏族關係の氏は、濱名郡に土師郡が見える丈で、一般に何處の國造でも、其の領内に多くの同族を有すと云ふ例に違つて居るから、前者の方が確實と云はねばならぬ。よつて後者は古事記の誤傳に過ぎざるかと考へられるのであるか、當國は出雲の臣族東國發展の経路に當り、且つ濱名郡には同族土師部も見えるから、此の氏は濱名郡に據つて、一時遠江國造に補せられた事があつたのではなからうか」と。以下濱名條を見よ。

3 遠江國司 地方官名の一にして、仁徳紀、六十二年甲戌條に「遠江國司表上言ふ、大なる樹あり、大井川より流れて河の曲に停る。其の太さ十圍、本は一もとにして、末はふたまたなり。時に倭直香

子龍を遣はして、船を造らして、南の海より運びて難波津に將來り以つて御船に宛る也」と見ゆ。
此の遠江國司については、拙著遠江に「國司なる者の最も早く見えたのは遠江國司である。學者によると、此は後世よりの追記と云ふ人もあるが、私はさうは思はぬ。大化以前に於いても、朝廷直隸の土地、即ち屯倉領等を掌らしむる爲に宰(ミコトモチ)を遣はした、國司とは此の宰に外ならない。此の國司制度が発達して、大化以來各國に置かれる事となつたのである。詳細は『日本上代に於ける社會組織の研究』を見よ。つまり此の記事で、此の國に屯倉領の多かつた事を表はして居るのである、と載せたり。

4 遠藤氏族 受領を稱號とせしにて、遠藤系圖に「爲助(總官、四郎大夫、遠江守)一爲綱(遠江二郎)一助綱(内舍人)、弟寛意(僧)」と見ゆ。
5 三浦遠江家 大介義明の子義連の裔、即ち佐原氏也。其の子盛連・北條氏と親しく、宗族三浦泰村・舉兵の際にも、反つて北條氏を助けし程也。「義明一義連—遠江守盛連(寶治元年五月見ゆ)」



重時、時茂、時範元二年六月任、時範二年八月任、實泰、實時、實村、時直元弘三年五月任、かゝれば北條氏族にして、遠江を稱號とするもの甚だ多し。第十項を見よ。

7 清和源氏高山氏族 高山系圖に「岩松太郎時兼—五郎經兼(遠江五郎)—政經(遠江下野太郎、新田下野養子)—持國(治部少輔)」と載せ、又持國の弟に「小太郎頼圓、兵部大輔經家、治部大輔直國」等あり。

8 高階姓高氏族 高(カウ) 條第十三項(一三七五頁)を見よ。

9 赤松氏族 赤松家風條々事に「御一族衆・遠江殿」とあり。アカマツ條を見よ。

10 遠江氏は東鑑卷二、五、六、八、九、十、十一、十三に遠江守義定、十、十一に遠江四郎、十九に遠江守親廣、三十一、三十二に遠江式部丞、三十一に遠江太郎、遠江守民部權少輔、三十二に遠江式部大夫光時、遠江三郎、三十三に遠江五郎時兼、三十三、三十四、三十六に遠江守朝時、三十三、三十四、三十五、三十六に遠江式部大夫時章、三十四に遠江五郎、遠江馬助、遠江修理亮時幸、三十五、三十六、三十七、四十六に遠江五郎左衛門

尉盛時、三十五、三十七、四十五に遠江右近大夫將監時兼、三十五、四十に遠江入道、三十五、三十六、三十七、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十五に遠江次郎左衛門尉光盛、三十六、四十六、四十七、四十八、四十九、五十一に遠江右馬助清時、三十六に遠江四郎時仲、三十六、三十七、三十九、四十一、四十二に遠江六郎兵衛尉時連、三十六に遠江守朝臣、三十七に遠江六郎、遠江守、三十八に遠江左近大夫將監、遠江守盛連、三十九に遠江四郎左衛門尉氏信、三十九、四十、四十一、四十五、四十八に遠江新左衛門尉經光、四十、四十四、四十五に遠江六郎右衛門尉時連、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五に遠江六郎教時、四十、四十二、四十三、四十四、四十七、四十九、五十に遠江十郎頼連、四十に佐原遠江前司、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十六に遠江太郎清時、四十一、四十二、四十五、四十七に遠江守時直、四十一、四十三、四十五、四十八、四十九、五十、五十一、五十二に遠江前司時直、四十一、四十五に遠江三郎行實、四十三、四十六、四十

七、四十八に遠江次郎時通、四十三、四十四、四十七、四十八、十九に遠江七郎時基、四十四に遠江次郎左衛門尉泰盛、四十四、四十六に遠江守光盛、四十四に三浦遠江六郎左衛門尉、四十六、五十一に遠江三郎左衛門尉、四十八に遠江大助三郎、四十八、五十に遠江修理亮三郎、五十一に遠江四郎政房、等多し。

次に楠木合戦注文に「河内道・大將軍遠江彈正少弼殿」を載せ、太平記卷三に遠江左近大夫將監治時、十に遠江兵庫助顯時等見ゆ。又薩藩舊記所載、建武元年七月三日島津庄日向方南郷濫竊預謀叛人交名に「遠江掃部助三郎(高時一族)、同舍弟助四郎」を挙げ、島山家譜に「紀伊國千住名遠江式部大夫道倫、巖島寶徳文書に「武田遠江入道押領、大塚」などを載せ、又安西軍策に遠江氏あり。

遠塚 トホツカ

遠西 トホニシ 常陸の名族にして、新編國志に「遠西。茨城郡上大野東村の遠西より起る。今は四大野村に住し、善家と稱す。然れども所出詳ならず」と見ゆ。

遠野 トホノ 陸中國に遠野郡あり、後世の私稱也。又磐城に此の地名見ゆ。

1 秀郷流藤原姓阿曾沼氏族 陸中國門伊郡遠野邑より起る。文治中、阿曾沼四郎廣綱を遠野に封ぜ、遠野家記に「廣綱・遠野郷を賜ひ、後遠野氏と稱す」と見ゆ。數世の孫・正平中、南部遠江守政行に屬し、護摩堂城に據りしが、天文の頃に至りて、獨立し、天正の初め、孫次郎廣綱、鍋倉城を築きて移る。その子廣長・天正十八年、再び南部氏の旗下となる。阿曾沼、字夫方、大徳等の條を見よ。又參考諸家系圖に「遠野孫三郎廣里」等を載せたり。

2 清和源氏南部氏族 南部、八月、波木井等の條を見よ。

3 雜載 餘目舊記に「大崎を守る外樓衆・遠野云々」と。

遠目 トホノメ トホメ 駿河に遠目(トホメ)の地名存し、福知山朽木藩用人に此の氏見ゆ(武鑑)。

遠間 トホマ

遠峰 トホミホ

遠宮 トホミヤ 奥州田村家々臣にあり。

遠矢 トホヤ

1 大和の遠矢氏 保元物語に「吉野十津河の指矢三町、遠矢八町と云ふ者」云々

2 神崎氏族 薩摩の豪族英福氏の族に、遠矢次郎太郎成長あり、神崎條第十項を見よ。

遠山 トホヤマ 美濃、信濃に遠山庄、また三河、下總、常陸、陸前、羽前等に此の地名存す。

1 諏訪神家 信濃國伊那郡遠山庄より起る。前田本諏訪系圖に「敦家(檢校、鷹上手、上伊那郡住)—敦高(遠山別當八郎)」と載せ、又一本に「栗澤敦方—敦高(遠山八郎別當)」とあり。

2 桓武平氏 これも信濃伊那の豪族にして、盛平城(遠山の内和田村)に據る。鎮守府將軍從四位下平良兼の後胤景康・源頼朝の命に依り、建久八年、信州伊奈郡遠山の逆徒を討伐し、其の功に依りて遠山を賜り、居城を構へ、氏を遠山と改む。子孫相繼ぎ、景直に至り、慶長中・徳川家康に屬す」と傳へらる。第六項氏と混同す、蓋し同族か。

3 清和源氏小笠原氏族 これも信濃遠山庄より起る。小笠原信貴の子長親・遠山氏を稱すとぞ。

4 伊那の遠山城は、一に和田城(和田村)

とも云ふ。遠山土佐守の居城なりしが、寛永中、百姓一揆ありて城を棄て逃ると云ふ。

5 甲斐の遠山氏 遠山丹波直景等・名あり、又都留郡新屋城は新屋村の東にありて、遠山某が居址なりと云ふ。勝山記に「文龜二壬戌年、九月十八日、伊豆國より早雲入道・甲州へ打入る云々」と。明應より大水の頃まで、數度今川北條亂入せし事あり。然れども敵勝利なくいつも引返せり。(甲斐國志)。

6 利仁流藤原姓 美濃國の大族にして、惠那郡遠山庄(六代勝事記、吾妻鏡、沙石集、承久記、太平記)より起る。齊藤氏の族にして、尊卑分脈に「加藤修理少進景道—加藤五景清—加藤次景康—景朝(號遠山)」と。この後也。加藤條參照。藤井元信の巖邑志に「治承の頃、遠山庄に盜賊多く住みて、人民を悩ましければ、村の長四尾某といふ者、伊勢の大神宮にまうで、其の難をまぬかれむ事を祈りけるが、靈夢の御告を蒙り、歸路に及び、宇治の邊りにて、偉人に逢ひて其よしを告げければ、偉人は、我は當國の住人加藤五景貞の二男加藤次景康といふも

のなり。平治の亂の後、身をかくして、此の地にあり、今汝が愁ふる賊を退治し得させむとて、村長と共に當村に來り、彼の惡徒を誅戮し、邑民に望みを達す。さて景康は、賴朝・伊豆の姪小島に起り給へるを聞き、こゝより馳せ下りて武功を顯はし、彼の卿一統の後、此の地を恩賜ありて、霧が城を築けり。今里中に加藤次の懸懸石、屏風岩など舊名殘ると載せたり。

景康は伊勢の國人加藤景貞の次男にて、遠山判官、また藤次左衛門少尉と號し、從五位下に叙す、法名を覺蓮坊といふ。源平盛衰記の山木判官兼隆・夜討の條に「加藤太みつたね、加藤次景かどとて、兄弟二人あり。是は能因入道には四代の孫子なり。彼の能因が子息に月並の藏人といふもの、伊勢の國に下りて、柳の右馬の入道が智に成りてまふけたりし子を、加藤五景貞といひき。後には使の宣を蒙りて、加藤判官とぞいひける、其の子共也」と。承久三年八月三日、景康卒して郭内に葬り、靈を祀りて八幡社と稱す、(新編美濃志)。(加藤條參照)。

系譜に加藤次景康が子と見え、東鑑、承久三年條に「七月五日丁亥、一條宰相中將信能は、遠山左衛門尉景朝に相預け、美濃國に著く。即ち遠山庄に於いて首を削ぬ云々」と。分脈に「一條能保の子參議信能。八月十四日、美濃國に斬らる」と載せ、又六代勝事記に「信能卿は、みの國遠山といふ所にてぞをはりにける」と見ゆるもの、これ也。

但し承久記には、景朝を景村に作り、公卿の人々成敗の條に「一條宰相中將は、遠山左衛門尉景村・具足し、美濃國遠山へ下り切奉らんとす」とあり。景村は景康の四男景經の子にて、七郎左衛門と名のれり。名細記に「景村卒して、霧城の十町斗り四の山に葬り、靈社を若宮八幡と稱す」と。又武並山の武並現も景村なりと云ふ。その後、遠山氏・代々城主たりしかど、其の姓名詳かならず。そのうち遠山三郎は、中頃の城主にて、太平記綱目傳に「延元三年六月、越前金時の城、陥ると聞きて、諸國の官軍氣沮む。霧が城の守將遠山三郎も城を棄て、逃げ去りしよし」をしるせり。遠山大和守景廣は景村十六代の裔孫なり。當城主のよし、名

細記に見えたり。又遠山左衛門尉景康は當城に居り天正のはじめ卒す。次に遠山内匠助は、或は岩村修理亮とも名のり、信長公の叔母智にて、元龜三年まで在城し、その年の十二月卒す。次に遠山御坊丸は、内匠助の養子、實は信長公の五男なり。元龜三年の冬、家を繼ぎ、あくる天正元年三月まで城主たり。のちに横田源三郎勝長といひしは此の人なり(新編美濃志)。

7 氏人 美濃遠山氏は、東鑑卷二十七に遠山左衛門尉、卷三十一に遠山判官、三十四、三十五、四十一、四十五に遠山大藏少輔景朝、三十四、三十八、四十一に遠山前大藏少輔、四十一、四十二、四十五に遠山前大藏少輔景朝、五十に遠山孫太郎景長等見え、又承久記卷二に「遠山加藤五郎等を擧げ、又康正造内裏段引付に「十二貫二百廿五文、遠山左京助殿、遠山庄所々、段錢」と。又永享以來御番帳に「二番・遠山大藏少輔入道、遠山彌六、遠山神時左京亮。三番・遠山孫三郎、遠山飯間宮内少輔、遠山安木孫太郎、遠山藤原五郎。五番・遠山左

京亮、遠山藤次郎、遠山龍左馬助、遠山下村左京亮、遠山馬場孫六。」また文明頃「走衆・遠山彦太郎」を擧ぐ。

次に文安年中御番帳に「二番・遠山神野左京亮、詰衆・遠山明智大藏少輔。三番・遠山安木孫太郎、在國衆・遠山大和守、遠山藤原駿河入道。五番・遠山藤次郎、在國衆・遠山彦五郎、同二郎左衛門尉、遠山馬籠、遠山馬場。」を載せ、又常徳院殿棟江州御勤座當時在陣衆着到に「一番衆・濃州遠山與次郎。二番衆・遠山神野小太郎、遠山藤次郎、遠山加藤次。三番衆・遠山藤原藤五郎、同遠山岩村、遠山安城孫次郎。五番・遠山藤原藤次郎、遠山馬籠右馬介」等を擧ぐ。而して見聞諸家紋に



合子管 五番・遠山 三番・安木

8 傳説 「應仁の頃、桐中將といふ殿上人・此の地に流落して住居ありしが、其の末孫遠山氏と稱し、この城を築きしゆゑ、桐か城と名づけしよしひ、又中將ひとり女子ありしが、落魄して尾張の

鳴海郡の倡女となり、觀音に轉りて笠を覆ひしよし岩村府志にいへり。なほ桐條、及び中津川條參照。

9 一族 景康、景村の子孫、多く土岐郡、惠那郡のうちに在り、各々地を分けて居住し、霧か城の藩屏とす。其の枝城左の如し。一、苗木・遠山左近、同嫡子勘太郎・在城し、其ののち遠山久兵衛等、打つゞき居住す。二、明智・遠山相模守居住。三、飯羽間・遠山宇衛門居住。一に遠山小左衛門信次・住すと。四、串原・遠山彌左衛門居住。五、大井。六、久須見。七、佐々良木。八、藤。九、阿木。十、野井。十一、曾木。以上、何れも遠山一族の枝城にて、天正の頃まで、夫れ守りしとぞ。

又、中津川城(中津町中津川)には遠山左近住すと云ひ、また遠山芝蔭あり、子孫田口氏と云ふ。タグチ條を見よ。又遠山刑部等多し。10 苗木の遠山氏 前述苗木城(苗木町苗木)に據りし遠山氏にて、元亨建武年間、遠山左衛門尉景村(一に景松)・始めて築く、子孫世居し、天正の頃まで在城す。

新撰志に「苗木城郭は木曾川の北、付知川の東にあり。はじめ遠山氏の人・築きて、世々の居城とす。ある説には、元亨建武のころ遠山左衛門尉景村(葉鑿雲入)始めて築く。もと當郡の福岡村にありて、高森城といひしよしへり。

遠山左近は、中古の城主なり。その嫡子遠山勘太郎(永祿の頃・苗木勘太郎といふ)は、天正のころまで在城す。遠山久兵衛友政は、勘太郎の跡の絶えたるをつぎ、木曾の明照山より移りすみり。天正十五年、當城を退去すといふ。金山記には「遠山久兵衛尉・木曾義政に與し、森家に敵對する事ありければ、武藏守・其の潰恨により、天正十一年五月、金山より軍兵數千騎を發し、苗木を攻めければ、遠山築き得ず打負け、五月廿日、累代の居城を退去し、上野の館林に至り、營居せしよししるせり。

後に河尻肥前守直次は一萬石を領し、天正の末より慶長五年までの城主なり。河尻・岩村より甲斐國に轉じ、又苗木にうつりしなるべし。關ヶ原記に「肥前守・大坂に祇候し、關次兵衛を城代として守らしめしを、遠山久兵衛・舊領なる故、

關東に訴へ、御ゆるしを得て攻め取りしよし記るせり。遠山久兵衛尉友政は、慶長五年より、再び在城し、一萬六千五百石を領す。あるひは友政・慶長五年、千村、山村と同じく、東照宮の命を奉りて、石川光吉(尾張犬山城主、備前守と稱す)を降す。其の軍功により、當郡のうち數ヶ所の領知を賜はり、當城にうつる。それより代々の居城となるともいへり。其の子利部秀友は元和七年より在城す云々」とあり。第十三項を見よ、又苗木條参照。

11 清和源氏山縣氏族 これも美濃の遠山より起りしならん。山縣系圖に「山縣六郎二郎國氏—國經(遠山藏人)—經持(同藏人大夫)—政經(美濃守)と載せ、又經持の弟に「藏人宗經(左兵衛尉)、孫二郎義持(中務丞)」を挙げたり。

12 三河の遠山氏 賀茂郡の名族にして、櫛原城(櫛原村)は遠山五郎(興五郎)の據城也。元龜二年申の合戦に、秋山之を攻落す(二葉松)と。この遠山氏も美濃遠山氏の族と云ふ。次項を見よ。

13 遠山侯 前項と同族にして、第十項苗木遠山氏の族と云ふ。此の族人に景俊な

る者あり。其の五世左近友賢・子なし、同族遠山右衛門佐友勝嗣ぐ。其の子久兵衛友忠—同友政(三郎兵衛)—秀友(利部少輔)なりと。

藩論譜に「久兵衛藤原友政(友次)は、河邊の左大臣魚名公の苗裔、鎮守府將軍利仁八代の孫、加藤次景康が男、遠山景朝が後胤なり。累代の先祖・美濃國遠山に住して、末流七つに分れしかば、七遠山とは申しけり。友政、父祖の跡を繼ぎて、苗木の城にあり。其の後所領を失ひて、三河國に落ち來り、徳川殿に仕へ奉り、菅沼小大膳定利が手に屬られたり。

或る書に友政、初め美濃守齋藤右兵衛佐龍興に屬しければ、信長の爲に亡されしと記す、不審。天正十年、信濃の木曾、武田に背き、苗木久兵衛に付いて、信長に心を通ぜし由、安土日記、信長記等に見えたり。此の年信長も討れ給ひし上は、信長の世を終る迄は、久兵衛は苗木に在りしにや。又一説に秀吉の御時に、所領失ひし由、申し傳ふ。秀吉・美濃の屋形信孝を、討ち參らせられし時の頃にや、其の系譜を見ざれば詳ならず。又甲陽軍鑑にも、苗木が事、所々に見えたりども、

分明ならざる歟」と。

内藤氏曰ふ「苗木城主遠山左近死す。織田信長公・其の一族右衛門佐友勝をして、其の家を繼がしむ。男友忠の時、豊臣秀吉公・命じて森長一の麾下に屬せしむ。友忠肯せず、森の兵と戦ひしが、後遂に城を長一に渡し、子友政と共に徳川氏に歸せしとぞ。これ天正十一年の事なり」と。共に非也。美濃、三河、兩遠山氏は同族ならんも、分離せしは、より古の事と考へらるれば也。

慶長五年の役、友政・美濃に向ひ、敵の要害を攻め破ると傳ふ。但し關が原の語記に記す所、まち／＼なり。一説には「此の時苗木の城をば川尻肥後守直次・領しけるが、川尻・當時大坂に在りて、留守の勢・少々城に在り、遠山押寄せ戦ひ、終に城を攻め落す」と云ひ、一説に「苗木の城を、關次兵衛某・守りて、秀忠が山道を登りて、落合に着くを見て、道の傍の山の端より、鐵砲を打掛く」と。又一説に「關は川尻が家人にて、苗木に留守りし者」とも云ふ。第十項を見よ。戦後、本領とて、苗木の城を賜ふ、一萬五百石也。其の子利部少輔秀友、其の子

信濃守友貞、寛文元年十二月廿八日叙爵、其の子和泉守友春也。

寛政系譜、及び武鑑には「信濃守友貞(久大夫)—和泉守友春(五郎八、友山)—伊豫守友由(宮内)—豊前守友將(勝三郎)—和泉守友典(友春二男)—佐渡守友明(丹下越之進、實は松平頼明三男)—和泉守友隨(友明男)—和泉守友福(友清男)—美濃守友壽—美濃守友藤(信濃守)—友佛—英彦にして、美濃苗木・一萬石。一萬廿一石、明治四千九百廿石。現今子爵、家紋丸に二引。



遠山

其の他、此の流・遠山氏二十二家、寛政系譜に見ゆ。大なるは六千五百廿二石を領す。又幕末、町奉行として有名なる遠山左衛門尉景元(金四郎)も此の流にて、「景成—景行—利景—方景—景重—景吉—景義—景信—景好—景晋—景元」也。

14 清和源氏太田氏族 太田重正の子・資爲、姑英勝院の母遠山氏を冒して、此の氏を稱す。其の子「主膳資信(小左衛門)—

小左衛門資賢—同資矩」にして、家紋丸に結核。

15 相摸の遠山氏 相摸國足柄郡松田邑に據り、延命寺を氏寺とす。大族也。遠山家譜に「丹波守景信—準人助(丹波守)直景(永正中)—藤九郎綱景(天文中)—甲斐守(右衛門大夫)政景(天正中)と。北條家臣にして、小田原記「遠山丹波守等多く、小田原役帳に「江戸遠山丹波守、百三十八貫文、西郡松田惣領分」など載せ、又川村細川四邑の新庄城は、遠山左衛門尉政景の居城と傳へらる。以下次項を見よ。

16 武蔵の遠山氏 前項の族にて、江戸城に據る。相州兵亂記に「大永四年云々、江戸の城には、遠山四郎右衛門を籠められて、小田原へ歸り玉ふ」と載せ、又新編風土記に「正月十三日、上杉修理大夫朝興は北條左京大夫氏綱が爲に戦まけ、終に當城を退き、入間の郡河越の城にうつる。氏綱・當城を再興して、家人遠山四郎左衛門某を、こめをく(小田原記、鎌倉九代後記)。上杉家・此の城に主たる事、すべて三十九年なり」と。

又天文廿一年、江戸城主遠山甲斐守景綱。北條五代記に「永祿六年、武州江戸より

遠山丹波守云々、また勝込吉祥寺元龜二年文書に「遠山左衛門太夫政景、また小田原役帳に遠山藤六等見ゆ。

又小田原記に「遠山丹波守は葛西城を守れり」と云ひ、又役帳に「遠山彌九郎・葛西在城に付、知行役御免」とあり。又北條分國の頃また遠山左衛門は都筑郡白根村の内にて、三百四十一貫文を領す。又役帳に「三郎景虎知行、猿山三十四貫文、代官遠山兵部正」など載せたり。又比企郡黒城は田黒村の北の方にて、小名小倉の内に入り。遠山右衛門大夫光景が居城と云ふ。四方二町許の地にして、東北の二方は、都幾川、槻川の二流に臨み、西南は山に添ひて頗る要害の地なり。光景は隣村遠山村の遠山寺の開基檀越にして、天正十五年五月卒せし人なれば、爰に住せしも、元龜天正の頃なるべし。又秩父郡山田邑に遠山山城守・居住の地あり、山田條を見よ。なほ猿渡條を見よ。

17 丹波の遠山氏 信濃遠山氏の族と云ふ中津川條参照。又多紀郡に遠山理左衛門の子支朝あり、故ありて、岡村と改め、黒岡村に住す。

18 豊前の遠山氏 宇都宮鎮房の城代に遠

山孫六あり、津老名城に據る。

19 雜載 新田系圖に「堀口貞満の女・遠山式部少輔光景の母」と。又千葉系圖に遠山小太郎、遠山八郎あり、千葉條參照。

又尾州家重臣、佐倉堀田藩重臣、高取上村藩用人、關宿久世藩家老、三田九鬼藩側用人、松山松平藩重臣に存し(武鑑)、

又秀康補給帳に「四百石遠山勘五兵衛、四百石遠山彌左衛門」を挙げ、又會津に遠山伊右衛門、堀尾山城守給帳に「百石遠山慶廣」、また信濃の儒者に遠山荷塘、江戸の彫刻家に遠山傳藏直隨等あり。

又延寶に遠山因幡、江戸の詩人に遠山雲如(裕齋)、また遠山弘湖(晴家忠吉)、又京都の書家に遠山蘆山等皆名あり。老人賀宴次第に遠山陸長景格、又備前、越後等に多しとぞ。猶ほ戸田條參照。

當山 トホヤマ タフヤマ 前條、及びトウヤマ條を見よ。越後國刈羽郡刈葉村大塚に五六軒、新屋敷の内四谷に二軒あり。

遠山形 トホヤマガタ 桓武平氏千葉氏の族にして、下總國埴生郡(今印旛郡)遠山形邑より起る。この地は香取寛元二年文書に「遠山方郷郷十石、布五段、河栗郷郷五石、布二段」と。又寶治三年文書には「河栗遠

山方の郷」と載せ、神風抄に「下總國遠山形御厨を挙げ、香取造營記に「火御子社。千葉介頼胤・遠山方、葛東の官米三十石を以つて造進す」と。此に據れば、御厨は千葉氏の獻する所なるが如し(地理志料)と。この氏はその支族にて、千葉系圖に「胤正—七郎師胤—七郎次郎行胤(家範・遠山形)」とある後也。

戸堀 トホリ 播磨に砥堀の地名あり。

通熊 トホリクマ 和名抄、遠江國長下郡に通熊郷を收め、止保利久萬と註し、高山寺本には通熊に作る。又延喜式、長下郡に登勒神社と云ふを載せ、通熊の名と相似通ふ所あり。

戸間 トマ 便宜上、トマリ條に收む。大族也。

泊 トマ 便宜上、トマリ條に收む。大族也。

苦編 トアマミ トマミ 次條參照。

○ 苦編首 苦編部の伴造家也。播磨風土記、讃容郡中川里條に「仲川と名くる所以は苦編首が遠祖・大仲子、息長帯日賣命(神功皇后) 韓國に度り行きます時、船・淡路石屋に宿す。爾の時、風雨大いに起り、百姓、悉く濡る。時に大中子・苦を以つて居と作す。天皇、勅して宜はく、此の國・富たり、即ち姓を賜ひて苦編首と爲す。仍りて

此處に居る」と見ゆる後也。

苦編部 トアマミベ 職業部の一にして、苦を作るを職とする品部也。播磨風土記に苦編部犬猪なる者出づ。猶ほ前條を見よ。

泊井 トマキ 伊勢の名族、關長門守侍帳に「四十石泊井安左衛門」を挙げたり。

泊江 トマエ トマリエ條を見よ。

戸巻 トマキ 肥後に外牧の地名あり。

戸收 トマキ 備前に存す。

苦田 トマタ 美作國に苦田郡あり、貞觀五年、苦田苦東の二郡となる。而して和名抄、苦東郡に苦田郷を收め、土毛多と訓じ、高山寺本・止萬多と訓す。この地より起りしにて、有元氏配下の將に見ゆ。

又大和にも存すとぞ。

戸町 トマチ 肥前國彼杵郡戸町邑より起る。

1 丹治姓 前述戸町の豪族にして、もと戸田氏と云ふに同じ。トマ條參照。長崎開發の五家の一に戸町藤次郎あり、嘉祿三年教書案の「戸田藤次」に同じ。又深堀文書、文永六年文書に戸町小三郎俊基、弘安五年のものに「往古、八浦内本司、俊長、俊房等、先祖六代の間知行」と。又、これより前、正嘉二年文書に「戸町本

家紋丸に唐梨子、七星にて、寛政系譜に「左助正之—權左衛門當能—平八郎當頭—富利」等を載せたり。

3 雜載 その他、高松松平藩重臣に見え、又鯖江藩に戸祭全太、戸祭源太郎等あり。

苦縫 トマヌヒ トアマミ條を見よ。

苦野 トマノ 同上。

苦西 トマノニシ 美作國に苦西郡あり。苦田條を見よ。

苦東 トマノヒガシ 同上。

苦米地 トマメチ 陸奥國三戸郡苦米地邑より起る。參考諸家系圖に「苦米地氏、本名上杉、長尾、或は桶口、又成田。勤修寺庶流、鎌倉山内管領上杉藤原憲政の支流。紋丸内三笠、或は竹輪内三笠。保家(長尾民部少輔。本國越後也。初め憲政・天文二十年十月、北條氏康に攻められて武藏河越より、上野平井に走る。終に越後に走りて、管領を長尾謙信に譲る。保家俱に越後に移る、後に信時公の時、津輕外ヶ濱に來り住す。後三戸郡苦米地村に移住す) —忠純(彌七郎、苦米地利部。信直公の天正中に召出され、苦米地村にて、三百五十石を賜ふ。同十九年、九戸政實の亂に軍に従ふ。此の時、政實の別將備引將監清長の邑は、忠純

の邑に隣境なるを以つて、兵士六人(夢澤五郎左衛門七十石、成田彦右衛門三十五石、八木橋左馬助五十石、同助左衛門五十石、中野將監五十石、志村四郎左衛門五十石)を附與せられ、以つて防禦をなす。天和七年死)、弟苦米地彌七郎、弟苦米地惣十郎、弟武業(苦米地長左衛門)、妹は福田治部右衛門の妻。次に忠純の子勲作、元和七年家督、重直公の時、百五十石となる。御馬廻りを勤む、後継ありて鎌を收められ、浪人にて死、子なくして斷絶」と。その一族甚だ多く同系圖に見ゆ。

泊 トマリ トマ 船舶の宿泊の意より起り。志摩、陸奥、越中、若狹、伯耆、筑前、薩摩、大隅等に此の地名多し。

1 橋姓 志摩國答志郡泊浦、即ち鳥羽の地より起る、トマ也。傳へ云ふ、保元平治の比より、橋氏・世々、これを領知し、永正年中の次郎宗忠に至るまで連綿たり。世に泊殿、鳥羽殿と云ふ(志摩略志)。橋條參照。

光明寺文書、建武四年に「泊浦小里住。兵衛太郎、内宮引付、文明四年條に「泊殿御宿所」と。こは泊民部少輔橋治隆を

主丹藤次俊長、その子小次郎」と載せ、又文保元年文書に「戸町三郎俊基子息戸町又三郎入道俊能入道四俊、又同二年文書に戸町三郎俊基跡など見え、その他、戸町俊光(丹治俊光)あり、俊基の孫也。又博多日記裏書に「戸町諸二郎(元亨三年、正中二年云々)を擧ぐ。その他、タヂヒ、トダ、オホクシ等の條を見よ。

2 利仁流藤原姓 深堀條を見よ。又正嘉の文書に「戸町浦地頭代行眞」など見ゆ。

外町 トマチ 羽後に此の地名あり。

苦戸地 トマチ トマトチ

戸松 トマツ 美濃に存す。

土松 トマツ ツチマツ 備前に存す。

戸祭 トマツリ

1 宇都宮氏族 下野國河内郡戸祭邑より起る。宇都宮系圖に「泰綱—盛綱(上總介、五郎左衛門尉)—泰貞(三河守、戸祭等の祖)とあり、平出、高見澤、大久保等の條を見よ。天正十七年、戸祭備中は多氣城によりて北條勢を拒ぐと。又君島系圖に「胤家の子、廣胤の妹は戸祭下總守の室」と載せたり。

2 秀郷流藤原姓 同河内郡戸祭より起る。佐野氏の族にて景綱を祖とすと云ふ。

指す也。又「泊大里・泊民部少輔」と。鳥羽城に據りしが、宗忠に至り、嗣子なく、嫡九鬼嘉隆に譲與す。九鬼條を見よ。

2 清和源氏・筑前國志摩郡の泊邑より起る。當郡の豪族にして、大友氏に屬す。永祿の頃、泊中務少輔源盛家、同又太郎純家あり、鎮西要略等に見ゆ。又軍記略に「志摩郡泊城主泊美作は、源姓にして新羅三郎の末流と稱す。美作は永祿八年、病を以つて卒す、末期に臨み、其所領を三分し、十六町を以つて嫡子駿河に與へ、十町を以つて、二男兵庫助に與ふ。又十五町を以つて、後妻所生の男子に與へ、其の外、新田五町を以つて後妻に與ふ。美作の死後、兵庫助は駿河に就じて、幼弟を害し、繼母を追ひ出す。其の後、駿河は使を以つて、幼弟の遺領を分領すべきの由を申し遣すと雖、兵庫助・返答に及ばず、駿河・又使を遣はせしに、兵庫助これを切殺す。駿河・大いに怒り、兵庫助が籍に押し寄す、兵庫助打つて出で攻め戦ふ、日暮るゝに及んで、駿河・泊を指して引退く。其の後、兵庫助・近邊の役者を招き、桂木寺に城を構へ兵糧を籠め置き、二百餘人の勢を以つて

泊館に押寄す。駿河・戦ひに負けて馬場村に引き退く。兵庫助・泊に城を構へ、猶ほ惡黨を招き寄せ、近邊を押領せんと欲す。其の比、大友宗麟が家臣白井新助・志摩柑子嶽の城番として、郡中政所の職を掌りしが、泊兄弟の争論を聞き、駿河の伯父由比紀伊守政長、并に小金丸九郎秀種、波多江上總介鎮種等の三人を遣はして雙方を宥め、合戦を止めしめ、駿河を元岡右衛門大夫に預け、兵庫助を馬場越後に預く。而して此の旨を以つて豊後に注進す。宗麟・大いに怒り、泊兄弟を召し寄せ、一萬田源正に命じて駿河を追放し、兵庫助を誅せしむ。又兄弟の所領二十六町を以つて、由比紀伊守に預け、繼母、及び其の子の所領十九町、并に新田を以つて、肥前國住人松浦黨源入間口出雲に給して、泊出雲と號せしめ、老年の間、長男中務少輔をして、大友家に仕せしむ、云々」とあり。

3 関口氏流 前項に云へり、鎮西要略に「永祿十一年七月云々、志摩郡士泊中務少輔源盛家、同又太郎純家」を載せたり。管内志に「泊城は泊中務少輔鎮家の城址、其の前は泊美作と云ふ者、城に在り。美

作は源姓。新羅三郎の末流」と見ゆ。

4 大隅の泊氏 屋久島安房邑の人に泊如竹(日章)あり、儒佛に通じて藤堂高虎に仕へ、後島津光久に仕ふ。

5 雜載 撰解文集に泊興村を載せ、又肥前松浦の士に泊丹後、又筑前の人に泊兵部少輔一火あり、一火流砲術の祖也。又岩村松平藩番頭にあり。

泊江 トマリエ 武藏の豪族にして、日奉姓、西黨の一なり。七黨系圖に「由井別當宗弘—由井二郎—又二(泊江大夫)—三郎—由井五郎—太郎爲能」と載せ、また由井五郎の弟に「時安、弘持」等を擧ぐ。

都丸 トマリ 上野に此の氏存す。

鳥見 トミ 和名抄、大和國添下郡に鳥見郷を收め、止利加比と訓ずれど、和銅七年紀に、登美とあるに合考すれば、鳥見の誤りにて、後の宮雄邑の地かと考へらる。又神武紀に「靈時を鳥見山に立つ」とあるは、城上郡述見の地にして、等額神社あり。但し大和志は字陀郡葦原の地とす。

登美 トミ 續日本紀、和銅七年條に「登美箭田の二郷」と。箭田は大和國添下郡矢田郷の地なれば、登美も同郡にて、和名抄の鳥見郷かと考へらる。神名式に「添下郡

登美神社」見ゆ。次に和名抄、下總國印旛郡に言美郷を收む、登美の誤りかと云ふ。又豊前に此の地名存す。猶ほ前後數條と通じ用ひらる。

1 登美毘古 古事記神武段に「登美能那賀須泥毘古」と。登美は地名にして、舊説、鳥見の靈時の鳥見(トミ、又鷄邑)と同一とするに對し、今日多くの學者は、前述添下郡鳥見郷の地かと云ふ。初め神武天皇・河内國より生駒山を踏んとして、登美毘古、即ち長髓彦と會戦し給ひしなれば、登美毘古は添附近の土豪にて、登美は此の附近の地名と考へらるれば也。毘古とは彦に同じく、原始的カバネにして、登美毘古とは登美地方を支配せし豪族の意也。神武帝東征以前、大和地方に威を奮ひしが如し。有名なる長髓彦は其の一人にて、稟性復恨、健速日命を擁して、皇威に逆ひし事・人の知る處なり。而して安藤、藤崎系圖に據れば、此の兄に安日王なる人を載せたり。アンドウ、アベ等の條を見よ。

再按するに登美毘古の登美は、磯城の鳥見なるべし。而して長髓彦は磯城産配下の將か。ナガスネ、及びシキ條を見よ。

2 登美首(大和) 物部氏の族にて、登美毘古の故地に據りしか。述見條を見よ。

3 登美首(和泉) 毛野氏の族にして、前項氏との關係を詳にせず。姓氏錄、和泉皇別に收め、登美首。佐代公と同祖、豐城入彦命の男倭日向建日向八綱田命の後也。日本紀に「瀨下郡」と見ゆ。或は思ふ、八綱田は瀨下郡に據りし佐保彦の亂を平げし人なれば、その時、瀨下郡なる登美の地を賜ひしものか。ケヌ條参照。されど止美條に據れば、此の想像は非也。

4 登美連 物部氏の族なれば、鳥美物部の伴造の後にて、述見首の連性を賜へる氏にあらざるかと思はる。姓氏錄、左京神別に收め、登美連。同上(伊香我色乎命の後)、「と載せ、また河内神別に「登美連。同神(健速日)十二世の孫小前宿禰の後也」など見ゆ。

5 登美造 物部氏の族也。鳥見條を見よ。

6 毛野流の登美連 止美條を見よ。

7 登美史 倭漢氏の族か。天平十四年の古市郷計帳に「登美史久美賣」なる者見ゆ。

8 (大伴)登美宿禰 出雲臣の族、安房國造大伴直の後也。弘仁二年三月紀に「安房國人正六位下大伴直勝麻呂に、姓を大

伴登美宿禰と賜ふ」と載せたり。アハ、オホトモ、カシハテノオホトモ等の條を見よ。

9 登美朝臣 用明帝の御裔か。拾芥抄に見ゆ。次項氏の後ならん。

10 登美真人 用明帝の御裔にして、延暦十年七月紀に「故少納言從五位下正月王の男・藤津王等言ふ、己の父の存する日、姓を請ふの表を作り、未だ止聞に及ばずして、庵に泉途に赴く。其の表に備ふ、臣正月は、源流・已に遠く、屬籍・將に盡きんとす。臣が男四人、女四人・王姓を蒙ると雖も、世を以つて之を言へば、正庶に殊ならず。伏して望むらくは、登美真人の姓を賜ひ、以つて諸臣の例に従はんといへり、請ふ父の志に従ひ、願ふ姓を蒙むらんと欲すと。勅ありて請に從ふ焉」とあるに出づ。姓氏錄は、左京皇別記に貫し「登美真人。諡用明皇子春日王(異本に來目王、又一に春日王)より出づる也。續日本紀に合す」と載せたり。

11 紀伊の登美氏 海部郡衣奈莊の豪族にして、登美岩守、岩彦、岩武等ありたりと云ふ。上山條を見よ。

12 雜載 撰解文集に此の氏見ゆ。

迹見 トミ 前條と通ず。

○ 迹見首 前條第二項と同一にて、鳥美物部の伴道家なるべし。用明紀二年條に「舍人迹見(首)赤橋、(物部)勝海連が彦人皇子の所より退くを伺ひ、刀を抜きて殺す」と載せ、また崇俊即位前紀に「爰に迹見首赤橋あり、大連を枝下に射墮し、而して、大連、并に其の子等を誅す云々。大連の奴半ばと宅とを分ちて、寺の奴、田莊と爲し、田一萬頃を以つて、迹見首赤橋に賜ふ」など見ゆるは此の氏人也。

止美 トミ 前後數條と通ず、併せ見よ。

○ 止美連 毛野氏の族にして、登美首の連姓を賜ひし氏也。姓氏錄、河内皇別に「止美連。尋來津公と同祖。豐城入彦命の後也。四世の孫・荒田別命の男田道公、百濟國に遣はされて、止美色の吳女を娶り、男持君を生む。三世の孫熊次、新羅等、欽明天皇の御世、夢ひ來る。新羅の男吉雄・居に依りて、姓を止美連と賜ふ也。日本紀に漏る」と載せたり。

等彌 トミ 前後數條と通ず。

○ 等彌直 姓名錄抄、拾芥抄などに見ゆ。止彌 トミ シミ 前後數條と通ず。○ 止彌氏 百濟族にして、延暦十八年十

二月紀に「甲斐國人止彌若蟲、久信耳鷹長等の一百九十人言ふ、己等の先祖は元是れ百濟人也。仰いで聖朝を慕ひ、海を航して投化す云々。若蟲に姓を石川と賜ふ」と。全文は石川條に引けり。

富見 トミ フミ 藤原氏にして、家紋丸

に龜甲の内花菱、花菱と。寛政系譜に「久右衛門光順—久左衛門林作—久大夫正長—久右衛門正武」と見ゆ。

富 トミ 前各條を見よ。又丹波國船井郡

に富莊・見え、又大和、安房、陸前、丹波、美作、備中等に此の地名存す。

1 紀伊の富氏 登美氏の族人ならん。朝野群載に富成則あり。紀伊國人にて、鳥羽朝の人也。

2 清和源氏足利氏族、これも紀伊の名族にして、島山系圖に「滿國(中務少輔二郎)—持重(同上)—政國(富少輔五郎)」と見ゆ。

3 遠江の富氏 長上郡に富屋敷村あり、其の地と關係あるか。

4 下總の富氏 富國登美郷より起りしか葛飾郡意富比神社(船橋)の祠官に此の氏あり、千葉滿胤以下の古文書を藏す。又

社家に上千葉、富野、小仲井等四家あり。

斗見 トミ 長尾家臣、後會津にあり。

鳥見 トミ トリミ 前數條、及び鳥見物部條、猶ほトリミ條を見よ。

言美 トミ 登美條を見よ。

富井 トミ 大和の富井氏 十津川郷の名族にして、鎗役由緒家筋書に「内原村庄屋富井久米之助」を載せたり。

2 源姓 肥前大村藩に此の氏ありて、源姓と稱す。

3 雜載 又信濃に存す、又聖護院宮侍に富井藏人・見え、又近き世、富井政章あり、法學を以つて名あり。又播磨龍野の人富井定助の女トラ(於菟)は女子教育家として知らる。

富家 トミイヘ フケ條を見よ。

富内 トミウチ 田中藩知行割帳に「一千石・富内又十郎」を載せ、鯖江藩に富内木八あり。

富江 トミエ 肥前に在り。

富尾 トミヲ 大和に富雄の地名あり。又阿波の名族に存す。

又併人に富尾重隆(似船)ありて、似空軒と號す。

富岡 トミヲカ トミガヲカ 伊賀、三河、

相模、武藏、下總、上野、磐城、岩代、阿波、肥後等に此の地名あり。

1 秀郷流藤原性足利氏族 上野の豪族なり。富岡には甘樂郡、及び群馬郡に富岡の地あり、此等より起りしか。既に東鑑卷二十一に富岡五郎・見ゆ、古くより著姓たりしを知るべし。

後世なるは、秀郷の後裔、足利氏の族にて甘樂郡富岡より起ると云ふ。系圖に「足利七郎有綱—木村五郎信綱—雅綱—時綱—信綱—行親—義綱—延綱(富岡七郎)」と見ゆ。なほ以下第二項参照。

2 同上結城氏族 前項との關係詳かならず。邑樂郡小泉城に據る。此の流は「結城八郎久朝—主稅助直光(富岡氏初祖)—六郎四郎秀光—秀信—秀親—秀高—秀朝」なりと云ひ、また結城系圖に「氏朝の末弟富岡八郎久朝」とも見ゆ。關八州古戦録に「天文、富岡六郎四郎重正」を載せ、又深谷記に「小泉は富岡新三郎」などあるは此の族か。

3 同上小山氏族 前項の後を襲ひしにて重興小山系圖に「高朝(下野守、入道運久、實は結城政朝の二男)—秀綱(小山彈

正少弐、初名氏朝、又氏秀)、弟重朝(富岡主稅助、上野國富岡對馬宗朝家督)」と載せ、古戦録に「邑樂郡小泉の城主富岡主稅助重朝は、小山下野守高朝の子にて、秀綱が實の弟たる故、兄の急難を見るに忍びず、援を入れて和睦をなし、人質として秀綱の息、小四郎政種を羅虎へ渡し、圍を解しむ」と。小泉城北龍泉寺に重朝父子の墓あり。

4 下總の富岡氏 匝瑳郡の富岡郷より起る。富郷は老尾の神田たりき、平滿胤の寄附狀に見え、祠官に富岡祝ありて、其の祭事次第に見ゆ(地理志科)。

5 桓武平氏磐城氏族 磐城國楡葉郡富岡邑より起る。桓武平氏磐城氏の族にして磐城系圖に「常陸の子隆時(岩城大和守、富岡殿)—隆宗(同大和守)」と見え、また仁科岩城系圖に「常陸—隆時(富岡九郎、大和)—隆宗—隆政」とあり。

奥相移鑑に「大永四、相馬勢、岩城領に攻め入り、富岡、木戸の城を攻め落す。是は明應元年、標葉を取り給ふ時、御手に入り、重ねて岩城の地となり、又取り返し給ふ。其の時、城代、岩城の一族、富岡支蕃なり。やがて相馬家より相馬三郎乘胤

を富岡城代に、下浦常陸を木戸城代に差置かれたり。是より木戸を堺として相馬領なり。其の後、元龜元年、富岡の城代室原伊勢・岩城勢に責め落され、木戸と共に岩城へ取返さる」と。又磐城志に「天正十八年、富岡左兵衛隆宗は、竹貫殿と村替にて、彼の地へ移らる。兩所の菩提寺も替はり、富岡東禪を龍臺と改め、竹貫龍臺寺を東禪と爲す。其の後、慶長六年、御國替にて俱に廢す。されど、竹貫には東禪の名を復したれど、富岡の龍臺寺はそのまゝなり」(地名辭書)など見ゆ。

又富岡支蕃の子右京進は大曲を稱す。須田氏流 岩代國安積郡富岡邑より起る。須田氏、此の地を領して富岡と云ふ。龜若丸列書に「富岡佐渡守殿」とある、れ也。

7 佐々木氏族 江戸幕臣にして、家紋九曜、四目結。寛政系圖に「八左衛門長喜—藤左衛門訓長(主水、平兵衛)—甚九郎長茂」等見ゆ。

8 藤原姓、これも江戸幕臣にして家紋九曜。寛政系譜に「平左衛門親良—同親定—惣五郎親房(泰翁)—平藏親春—親政」

9 武藏の富岡氏 見玉郡飯倉村の名族にて、北條氏直より、先祖富岡六郎四郎へ與へし感状を藏せり。

10 清和源氏頼政流 伊賀國嶋ヶ原氏の一族にて、家紋三星に一文字也。

11 伊豫の富岡氏 豫章記に「十七日鎮西御下向、御伴人々、三郎富岡也」と載せ、また「淺海、富岡、重見庄帶刀大輔」など見ゆ。

12 利仁流藤原姓 肥前國杵嶋郡の名族、後藤氏の族にして、後藤次郎清明の弟六郎信明・富岡を稱す。ゴトウ條を見よ。

13 雜載 秀康備給儀に「四百石富岡清兵衛・三百石富岡源兵衛、三百石富岡權平」等を載せ、又田中家臣知行制儀に「百九十石、富岡藤九郎」を擧ぐ。又併人に富岡有佐(露園)あり。又加賀(名族)、越前、陸奥、關江藩(富岡鶴治)、信濃、志摩、伊勢等に多しとぞ。

富置 トミオキ 新田上杉藩の重臣に在りと。

富落 トミオチ 安西軍策に、富落小次郎(吉田方)見ゆ。

富川 トミカハ トガハ 武藏、美作等に此の地名存す。

1 河野氏族 一に藤原姓と云ふ。美作國苦四郡富川邑より起る。天文の頃、富川禪門・此の地に居り、門田平助秀安を子とすと云ふ。但し説多し、戸川條に詳か也。

2 清和源氏笠原氏流 武藏の富川氏也。笠原條第四項を見よ。

3 桓武平氏秩父氏族 富澤條を見よ。

4 雜載 その他、大和郡山柳澤藩の重臣に此の氏あり(武鑑)。又浮世繪師富川房信(丸屋九左衛門吟雪)は山本氏なりと。

富上 トミカミ 和名抄、美濃國多藝郡に富上郷あり。フシかと云ふ。

富神 トミカミ 和名抄、肥後國益城郡に富神郷あり。マカミかと云ふ。

富城 トミキ トキ 次條、及びトキ條を見よ。

富木 トミキ トキ 高山寺本和名抄、因幡國法美郡に富城郷を收め、度岐と註す、取つて姓とす。是れ富來氏の始祖たり。延元二丁丑の年、萬歳山萬弘寺を創め、以つて其の菩提所とす。曆應四年辛巳正月十七日卒す。波多に葬り、萬弘寺殿正壽安慶大禪定門と云ふと見ゆ。

されど大友系譜、親時の子に忠政なるもの無し。又國志にも忠政の事見えず。萬弘寺の寺説に據れば、應安四年辛亥年、富來李之助正壽入道忠義の草創する所なり。忠義は藤原氏の支族にして、永井岩見守實貞の裔なり。實貞・曾て鎌倉將軍頼朝公に仕ふ。建久の頃、大友左近將監能直・豊後封侯の時、將軍命じて、實貞、及び其の子三河守實繼父子をして扈從せしめ、長く大友家の藩屏たらしめ、豊後の内に於て、田餘百七十町を宛て行ふの御書あり。而して國東郡富來に住居す、因つて氏を富來と改め、子孫連綿として大友氏に服事す。數世を経て李之助忠茂・建武の頃、足利將軍尊氏公に屬し、大宰府に於て戦功ありと。

又「初代忠政・富來雅樂助、牌名萬弘寺殿。二代忠尚・次郎、雅樂助、牌名法梁、鎌倉に於いて病死。三代忠久・次郎、藏人、牌名法智、後法光と改む。四代久智・三

蓋し富は富の誤ならん。北村氏貞和二年文書に「法美郡富木郷」と見ゆ。此の氏は此の地より起りしにして、日蓮上人年譜に「富城胤繼は、下總葛飾郡若宮の邑主、其の先は因幡の人也」と。また中山法華經寺所藏日蓮文書に「富城入道殿」と載せたり。

當寺の事は、成田參詣記に「舊名本妙寺なるを、後に本妙法華寺と稱し、中山村なれば、正中山と唱へたり」と云ひ、又「是れ宗祖日蓮が、最初轉法輪の道場にて、開基土岐播磨守(胤繼)は、因州富城の人なり。此の地に來住して後、鎌倉に仕へしが、弘安の昔、日蓮上人に歸依し、染染して日常と號し、己が住宅の地を喜捨せし也」と。

又正中山緣起に「下州谷中郷中山村の太田金吾殿の客人・富木三郎左衛門尉常忍、建長五年・船橋浦にて蓮祖に值遇し、遂に若宮拜殿にて説法ありて、富木殿、太田殿以下、受法す」と見ゆ。

その他、成田參詣記に「弘法寺は、寺領三十石、池上六門家の一なり。本尊釋迦如來は富城常忍の作にて、樓門の金剛力士は運慶の作なり。開基は富城常忍、開山は日頂上人伊與阿闍梨・山本坊と號す。父は橋伊豫守定時、母は駿河勢原國四郎重重の女、

郎、藏人、牌名親意。五代久恒・四郎、太郎、牌名廣壽。六代直定・五郎、牌名道誠。七代尚信・六左衛門、牌名大儀寺殿光秀。八代・牧之丞、牌名常思一花庵殿。九代昌信・右馬助。十代昌豐・右馬頭。十一代政通・雅樂助。十二代長通・主馬助。十三代純元・治郎左衛門。十四代元和・作左衛門尉。慶長十五年以後廢城となる。又建武三年三月、足利尊氏より入城を案内する來輪あり」とぞ。

3 藤原姓 前項に併せ云へり。

富具 トミク フタ條を見よ。

富倉 トミクラ

1 泉氏族 信濃國水内郡の名族にして、泉小次郎親衛の裔なりと。イブミ條を見よ。

2 雜載 その他、美作國東北條郡青嶋庄阿波邑の名族に富倉九郎兵衛あり。

富坂 トミサカ 山城に富坂莊あり。又武藏にも此の地名存す。

1 藤原南家工藤氏族 美作國勝北郡梶並庄の名族にして、伊勢長野氏の族なりと云ふ。富坂右京進忠保に至り、三星山城主後藤勝基に仕ふ。天正七年五月二日戦死し、其の子左京亮氏保・菅家の女婿と

懐胎の内に定時死去し、富城五郎胤繼に歸す云々と。此の寺・元は密家にて、空海の舊跡なりしが故に、弘法寺と號する也。

富來 トミキ トミク トキ 能登、豊後等に此の地名存す。

1 承久記卷二に「富來列官代、關のさきもんのせう」見ゆ、官軍の將也。

2 紀姓 豊後國國崎郡富來邑より起る。豊後遺事に「延元元年、足利尊氏の舟・富來に至る。富來忠茂出で迎へて城に入れ、爾來各地に戦ひて軍功あり、旗一流を賜ふ。今尙ほ富來の満弘寺にあり」と(國志)。

この氏の出自につきては、永松系圖に「正五位下圖書頭紀頼清の嫡男・祐安(永井利部助、石見守、實は三田左衛門尉藤原元恒の男、建久七年、大友能直に従ひて豊後に下り、富來に居る。依りて富來左衛門尉と號す)一實繼」と載せ、又豊後の史籍に「富來忠政の事蹟は詳かならず、按ずるに豊陽志に「富來忠政は雅樂助と稱し、大友因幡守親時の庶子也。正安元年己亥、父に従ひて鎌倉に到り、執權北條時宗に依り、征夷大將軍惟康親王に謁す。此の年、國東郡富來に城き、地名を

なる。

東作志、梶並庄東谷下村條に「上の土居、廿間四方。富坂駿河守屋敷跡。富坂氏は舊家たり。略系・工藤次郎左衛門尉藤原親光（尊氏將軍より、勢州安濃郡に三ヶ庄を賜ふ。三引兩の紋を下し賜ふ）。駿河守景保。右京進忠保。左京進氏保（富坂と改む。作州に來り、菅家菩提寺構）。孫六隆保。新左衛門元保」と見ゆ。

而して家藏文書、誠忠花押狀に「富坂右京進殿・進上候」と。又「梶並の庄内小坂次郎兵衛跡・牛名職、地利本役、共に植月の庄北方八郎丸内戸矢ヶ七層分職六反田の事、申し合せ候。全知行肝要に存じ候。仍りて執達・件の如し。明應八・十月廿八日。清芳花押。富坂駿河守殿」と。又「植月庄北方の内、守久、八郎丸、兩名職の事、富知行の旨に任せ、地利本役共に給分と爲し、宛行はれ畢。知行を全うし、忠節を抽んぜらるべき者也。仍りて執達如件。大永二・十二月十日。清聖、富坂右京進殿」と。

又「植月庄城領分の内、北方八郎丸名、森久爲則寄名の儀、由緒の儀に候條、前如く相抱へられ、本役諸公事等の儀、其

の沙汰あるべく、地利分の儀は申付けらるべく候。彌々入魂肝要に候。恐々謹言。永祿三・五月廿七日後藤勝基、富坂右京進殿」と。又永祿十一年八月十六日の弘實花押書に「左京亮殿」など見え、又知行方古書一卷典書に「其の時、天正六季戊戌、十月十九日、富坂孫六隆保花押」など載せたり。

2 菅家黨 前項氏は梶並六家の一にて、菅家の末とも云ふ。

富崎 トミサキ

1 藤原性高木氏族 肥前の豪族にして、大宰大貳季貞の仲子・三郎大夫季平の後也。詳細は高木條を見よ。即ち龍造寺氏と同族にして、龍造寺系圖には「南三郎季益（龍造寺、又長瀬）―家季（富崎亦五郎、一に又五郎）―孫太郎（法成寺）、弟孫六郎」と見ゆ。

2 阿波の富崎氏 勝浦郡四須賀村勝占神社（杉尾大明神）神主に富崎石見正あり。

3 雜載 その他、徳川時代、下館石川藩用人に此の氏見ゆ（武藏）。

富里 トミサト

富澤 トミサハ 駿河、武藏、上野、岩代、陸前、羽前等此の地名多し。

4 大村氏族 肥前大村氏の一族にして、大村藩に仕へ、大村氏を許さる。大村條を見よ。

5 丹黨 武藏の名族にして、富澤家記録には「富澤元祖根元、武州秩父庄島山家の三男、三代の孫島山治部大夫忠政三男、富澤家の祖也。嫡子・上野國沼田住、次永家の祖。二男・信州に有りて、小玉家の祖也。三男・秩父庄大宮に住みて、富澤の祖也。丹の頭の棟梁也。丹の六家、島山の旗本、依りて勤仕を成す。これに依りて丹七家と號す。秩父、大宮、澤、富川、各に陣屋を建て、七百挺を領す。富川澤六角政澄と號す、後に入道して、六角入道忠景と號す。應仁年中、鎌倉に勤仕す、年七十九歳薨す。同境生越に墓す、仁義第一士也。嫡子一學政之・家を繼ぐ。其の比、北條家・武州に手入をなす。依りて中頃、北條家の爲に家を破る。元安に至り、駿州に内通有りて旗下と成り、今川に至り、富澤一學政之と號す。富澤棟梁是れ也」と。

又藤原家富澤由緒には「阿房風親王の流孫、阿教王子宮の御子富教・宮冠にすまます。風冠の弓馬を以つて、御子を護り、

守は富澤郡の柏山伊達守重朝に殺さる」と載せ、天文中の古川狀には「天文三年、新田古川等叛し、富澤亦叛して、戈を倒にして處々を撃ち、放火、以つて富澤城に至る」と。

又葛西記に、富澤日向守等を載せ、又奥羽舊事に「葛西晴信の將富澤日向・叛して、大崎氏に附く、晴信・新堀新左衛門を遣はして之を討ち、即ち降す」と云ひ、封内記に「栗原郡岩崎邑黒岩館は、土人曰ふ、中古富澤日向・これに居る」と。また伊達成實記に「天正十六年正月十六日、大崎に伊達御奉公は、三之道の富澤日向、岩出山近邊の者に候」と載せ、又正宗家中に富澤立齋・見ゆ。

2 大江姓 羽前國村山郡富澤邑より起る。寒河江大江氏の族黨にして、永正中・富澤太郎三郎あり（伊達世次考）。

3 秀郷流藤原姓佐藤氏族 岩代國伊達郡富澤邑より起りしか。家傳に「伊賀木工頭公季の後胤にして、家紋九曜、釘拔」と。會津河原田氏配下に富澤藤助あり、此の流か。又寛政系譜に「太郎兵衛利繼（小兵衛）―同利貞―小兵衛利成（甚太郎）等を擧ぐ。

1 清和源氏葛西氏族 奥州の豪族にして、餘目舊記に「葛西れんせいの十番め子、富澤の先祖右馬助とて、所帯の一所も持たず、こうとうばかりして候よし（以下ウハカタ條にあり）。富澤には三迫とみさの口を給はる。其の後にせい・い・やましにて、富澤、三迫、高倉庄七十三郷、四岩井のこほり廿三郷のぬしたり」と載せたり。これにつき地名辭書は「按ずるに、富澤典概は、吉良、島山・争奪の際に家を起ししとすれば、正平（貞和、觀應）の比の人か。然らば、其の蓋せいは、建武の比の人にて、葛西系圖の清宗（法名明蓮）、清貞（法名圓蓮）などか。されど法名相合はず。清貞の孫滿良（法名蓮昇）に擬すれば、時代合はず、疑惑あり」と。

氏人は集古文書、島山政長書に「探題・富澤河内守と、近日弓矢に及ぶ云々。ただ然るべからず候。不日無爲計略を廻らさるべく、縦ひ意趣ありと雖、關東進發の間は、惣じて別の諸事を聞き、早速・出陣せしめ、忠節を致さるべきの由、仰せ下さるゝ所也。乃ち執達如件。寛正六年五月十九日、尾張守、石川治部大輔殿」と載せ、又明應中の薄衣狀に「富澤河内

大貳の君御誕生。世に勝れ、禁中合會なり難く、依りて武冠を建る。大貳重政・是れ也。御子島山大膳大夫廣本、御子島山官者、夫より武家中興、島山の祖庄次重忠、武藏將監と號す、居城は武州深谷、三拾五萬石を領する也。將軍頼朝公に勤仕す。一子太郎重安、其の子次部大夫忠政、三男爲政、一子主膳入道政珍、一子一學政之、三子政本廣勝、外記綱政、一子準太綱廣、三州に至りて、松平太郎左衛門方に居す。夫より勢州神邊の城にも至りて、天文年中也。夫より同年中、廣忠公御供奉に依りて、又三州岡崎に居す」と見ゆ。

荒誕不稽・其の真相を詳かにし難きも、蓋し丹黨の族か。但し丹、兒玉、島山等の條を見よ。而して「家藏の順連。○島山治部大夫忠政孫の三子、嫡子治之・上州次永家、二男政即・信州小玉家、三男爲政・武州富澤家。附き爲政の二子、嫡子主膳、二女は本多内藏に嫁す。妻岩間修理の娘。○（主膳事）富澤六角入道政珍の三子、嫡子丹下政守、二男新三郎爲安、三女小玉義重に嫁す。本多本多彌太郎の娘。○（丹下事）富澤一學政景の二子、嫡子修

理政本、二男對馬廣勝、(下服外記・甲州に居す、子細此の末に之れ有り)。妻金澤九郎光家の娘。合弟新三郎・森三左衛門榮子す。○富澤修理政本の二子、嫡子丹下景定、二男修理忠政。妻川合與四郎の娘。○富澤對馬之助廣勝、嫡子無し。妻これ無し、短命也。○富澤修理忠政の二子、附き合弟丹下景定・片見家へ榮子す。妻相州より嫁す。○富澤忠右衛門政春五子、妻同國寺方村より嫁す、杉田七郎左衛門の娘。○富澤市郎兵衛本春、九子、妻は同國府中柴田助六の妹。○富澤八郎兵衛宗重、四子、妻は同名三郎兵衛娘。○富澤忠右衛門貞政、六子、妻は同國是政村井田佐兵衛の娘。○富澤久米右衛門正直、妻は同名貞右衛門娘。○富澤新平昌豐、妻は同國小野宮次左衛門の娘。○富澤義兵衛重政、早世、後榮子。富澤久平信辰、日野宿谷字兵衛の弟、都築郡玉禰寺村志村富右衛門の侍、妻養父新平の娘、と載せたり。

而して此等の記録は「武州丹の七箇棟梁旗大將富澤末流誰某、これを記す。領數高千石也」と見ゆ。

又「甲州居住外記事。富澤一學忠景の三

男同外記綱政、嫡子準太綱廣、三州松平太郎左衛門殿へ加る。是より家康公御家臣に勤仕す。準太の子源藏、此の時に至り、伯父對馬同家に出勤す。これに依り本家一同の流家と成る者也。富澤外記、同準太、同源藏、同甚四郎、同甚藏、同源四郎、是れ迄にて家名絶ゆ。富澤對馬共に、代七代にして終る者也。本紋丸いね計り蓋なし」とあり。又今川義元花押書に「富澤修理政本」と見えたり。

6 其の他武藏富澤氏 新編風土記多摩郡條に「富澤氏(横川村)、先祖は主計と云ふ。北條氏没落の時、八王子の城にて討死す。法名を道三と云ふ、其の子大隅がときより、富村に居住し、世々名主を勤む。夫より今の定五郎に至る」と云ひ、又新座郡下白子村名族に存し、又伊田系圖に「多摩郡蓮光寺村富澤氏」などあり、皆同族か。

7 下總の富澤氏 島城(大草氏には志摩)主にして、享徳中、千葉胤直の父子・原胤房の亂を避け、遁れて多胡、志摩の兩城を保むと。即ち此にして、當時は其の臣富澤準人の成る所也。

8 雜載 太平記卷三十四に富澤兵庫助見

え、又伊勢内宮社家(荒木田姓)にあり。又津山藩分限帳に「六石三人扶持富澤靜五郎、八石三人扶持富澤秀太郎、靜五郎伴富澤牧太郎」等を載せ、又信濃に存し、又大阪の三味線引に「富澤歌仙あり、其名高し。

富重 トミシケ

富嶋 トミシケ トシマ 下學集にトシマと訓す。攝津國西成郡、及び河邊郡に富嶋庄あり。古文書類纂上に「後深草天皇建長二年關白藤原道家處分狀、總處分條々事、佐々木女房讓進所々、攝津國富島庄」と。又淡路等に此の地名存す。

1 攝津の富嶋氏 當國の名族にして、前述富嶋庄より起る。又藝藩通志、廣嶋府名家に「東魚屋町天満屋。先祖富嶋三郎左衛門は、大阪天満の人、其の子七右衛門・魚舖を以つて、藩家に紀伊に従ひ、元和中又當地に移る。今の彦三郎まで八代、世々魚舖の行店なり」とあるも此の族か。

2 雜載 又田中主膳正家臣に富嶋法正坊(始め彌一左衛門と號す)あり。又田中家臣知行割帳に「四百六十石、富嶋次郎大夫」を擧ぐ。

富田

トミタ トンダ トダ 其の訓多けれど、此處に併せ收む、但し同名各條参照。和名抄、周防國都濃郡に富田郷を收め、止無多と註す、後に富田邑あり。又河内國丹比郡に富田庄、攝津に富田庄、富田御厨、その他、伊勢、尾張(富田庄、富田下庄)、近江、越前、但馬、周防、阿波、讃岐、豊後、日向等に富田庄あり。又三河、相模、武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、磐城、岩代、陸奥、羽前、加賀、出雲、紀伊等、此の邑名頗る多し。

1 桓武平氏 伊勢平氏の一にして、同國朝明郡富田庄より起る。この地は東鑑に富田莊、神風抄に富田御厨とあり。數邑に分れ、其の東富田村は縣舍に當り、民戸多しとぞ。この氏の館址は今所在詳ならずれど、蓋し東富田村富田城址の地ならんかと云ふ。名勝志に「富田進士平家資(一に家助)之に居る。元暦元年七月、平氏の族・亂を作す。家資亦與る。大内惟義の攻むる所となり、逃れ走る。文治三年、幕府・此の地を以つて工藤祐經に賜ひ、富田庄六ヶヶ村を與ふ。此の時、後白河院の御領たるを以つて、守護代藤田相摸守、亦之に住すとも傳ふ。

元久元年に至り、平氏・亂を作す。家資の子度光、其の子基度、又此に據り、以つて本州を亂る。伊賀伊勢守藤原經俊・兵軍らして逃走す。平賀朝雅・命を奉じて之を伐つ。四月、基度等・鈴鹿の關を塞ぎ、往來を斷つ。朝雅・乃ち美濃を経本州に入り、先づ本館を襲ひ、接戰刻を移す。遂に基度、及び其の弟松本三郎、同四郎、同九郎等を誅す」と。(五鈴遺響、三國地誌、勢岡見聞集、桑名志、東鑑)。又一に「家資―中宮進士教光(慶光)―富田進士盛基(基度)に作り、又家資の子基度に作る。

家資の事は、東鑑卷三、元暦元年八月二日條に「大内冠者の飛脚・重ねて參着し、申して云ふ、去る十九日酉刻、平家の餘黨等と合戦し、逆徒敗北す。討亡者は九十餘人、其の内、張本四人、富田進士家助、前兵衛財家清入道、平田太郎家繼入道等也。前出羽守信兼の子息等、并に忠清法師等は、山中に逃亡し畢んぬ。又佐々木源三秀能は、五郎義清を相具し、合戦の處、秀能・平家の爲に打ち取られ畢んぬ。惟義已に會稽の恥を雪ぐ、抽賞に預かるべき歟云々」と。猶ほ詳細は關、平田等の

條を見よ。

又基度の事は同書元久元年四月條に「今月十日より同十二月に至る合戦に、先づ進士三郎基度が朝明郡富田の館を襲ひて、挑戦・剋を移し、基度、并に合弟松本三郎盛光、同四郎、同九郎等を誅す」と。又承元元年十一月の條に「伊勢國小幡村は、伊勢平氏富田三郎基度が年來の怨讐の爲に、領家・これを押領す。滅亡の後、又没收の地と爲り、新地頭を補せらるゝの間、領家の女房・頼りに愁ひ申す。大夫入道善信を奉行と爲し、今月・其の職を停止し、本の如く領家の進止たるべき由、仰せ遣はさる」と。

その他、若菜、松本、橋、日永、關、進士、平田等の條を見よ。又鈴鹿郡國府城は家資の創建と云ひ、春日部氏は其の裔と傳へらる。又伊勢富田庄の事は、伊東、田嶋等の條参照。

2 中臣姓 大和春日社司、南郷の一なり。カスガ條を見よ。歴名土代、正四位下に「春日社正預富田中臣延時(永藤七、三、三)」と載せ、又「加任預正四位以下中臣延英(富田内膳)」等、ものに見ゆ。

3 橋姓楠木氏族 河内國丹比郡富田莊(丹

北郡)より起る。楠氏黨勤王の士に正武あり、湊川に戦死す。廣嚴寺楠木一族靈牌に「富田七郎正武」を載せたり。又石川郡毛入谷城(富田林町毛入谷)は楠木正成の所けし城寨の一にして、後富田氏の屬城となるとぞ。

4 攝津の富田氏 嶋上郡の富田莊より起る。細川兩家紀に「永祿四年五月日、細川の晴元、入道有りて一清と號し申され候也。修理大夫殿と御和睦有りて、攝州富田莊普門寺へ入り申され候、富田莊御料所を付せられ、御馳走候」云々とある地にして、富田城、(富田村)は富田氏の古城なりと云ふ。次項は此の氏か。

5 紀姓 見聞諸家紋に、



可家紋 富田

6 赤松氏族 播磨の名族にして、赤松家風條々事に「當方御年寄・富田」とあり。

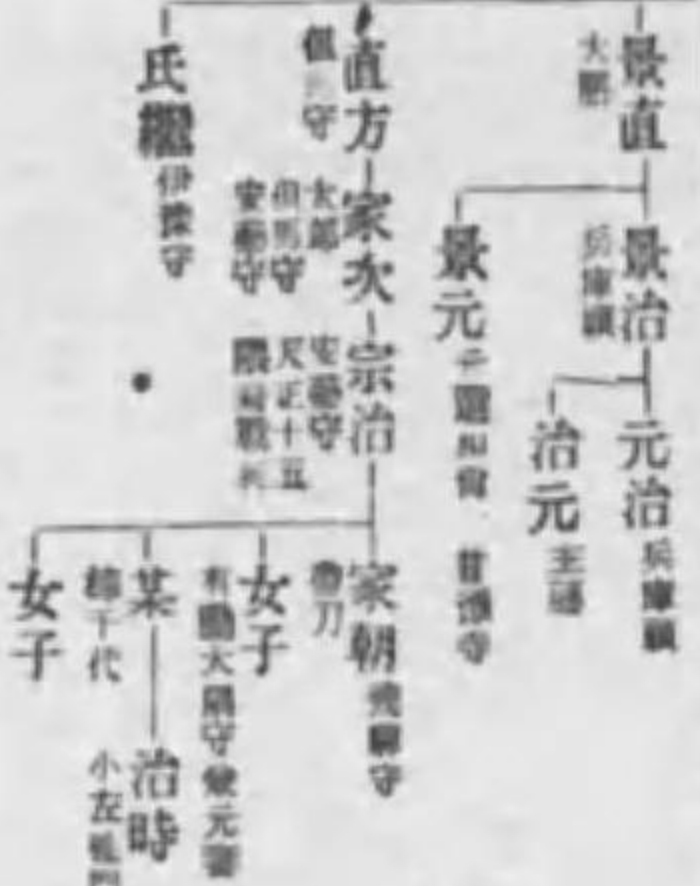
7 源姓 周防國都濃郡富田郷より起る。

海東話國志に「盛祥。戊子年、使を遣はして來り、觀音現像を賀し、兼ねて漂流人を報じ、書して富田津代官源朝臣盛祥と稱す」と載せ、また戊子入明記に「富田、勘合印船増丸千斛」とあり。陶條參照。

8 藤原北家熊野別當族 紀伊國牟婁郡富田邑より起る。熊野別當系圖に「鶴原行範(新宮)の子善豪(富田、那智執行法印)」、また「行範の弟範智(別當法印)」、(中岩)範秀(富田法橋)一範仁(富田法橋)一範盛、一なほ範仁の弟「範光七世孫久盛(富田、高瀬)」など見ゆ。

9 日高の富田氏 前項と同異詳かならず應永記に「富田尾張守・大内に馳寄せ申けるは云々」と。又「大内が若黨・紀伊國の住人富田と云ふ者、此の二、三日程に、管領の御手に降参したりけるが云々」など見ゆ。大内、杉等の條參照。

15 清和源氏字野氏族 肥後の豪族にして隈部系圖に「字野治部大輔親興一源二郎親門一家光(富田次郎、家名を改めて富田と稱す。法名周禪、今村觀音寺に葬す)」



16 佐々木氏族 出雲國能義郡富田邑より起るとも、近江國淺井郡富田邑より起るとも云ふ。佐々木隱岐氏より別れしにて、佐々木系圖に「佐々木五郎義清一泰清、出雲守、隱岐守」一義泰(號富田四郎左衛門、法名義覺)

一泰清一圓日(富田三郎)

又續風土記、日高郡印南原村條に「古城跡。中越にあり。昔當所の領主・富田牛之助の居城といふ。重編應仁記に「牛之助は、島山高政の屬臣、永祿五壬戌年、三好亂の對討死す」とあり」など載せたり。又星田系圖に「左京亮基宗一女子(富田堅介妻)」と。

11 阿波の富田氏 名東郡の富田莊より起る。この地に富田社(富田禰宜)あり。その他の事は、河野、得能、蜂須賀等の條を見よ。

12 伊豫の富田氏 太平記卷二十二に富田六郎を載せたり。南朝の忠臣也。

13 藤原南家伊東氏族 日向國那珂郡富田庄より起る。この地は圓田嶺に「富田庄八十町、地頭故勳藤原衛門尉」と。工藤條を見よ。又日向記にも「富島庄八十町」と載せ、又「富田は田島の庶子富田殿」と云ひ、富田助五郎等多く見ゆ。伊東條參照。

14 大友氏族 豐後の名族にて、大友系圖



而して清綱の譜に「徳領敵對の間、康暦元年八月廿四日、富田庄新宮城に於いて討たれたるんぬ」と見ゆ。氏人は、太平記卷八に「富田判官が一黨、二十八に富田孫四郎を載せ、三十二に「山名左京大夫時氏・宮方の御旗を擧げ、先づ佐々木道譽が小目代にて、吉田肥前が出雲に在りけるを追出し、事の子細を相觸るに、富田判官を始めとして、伊田、波多野、矢部、小幡に至るまで、皆同意しければ、出雲、伯耆、隱岐、因幡、四箇國即時に打順へてけり」と。又三十八に「備後へは、富田判官秀貞が子息正少弼直貞・八百餘騎、出雲より直に國中へ打出でたるに、江田、廣澤、三吉の一族・馳せ著きける間、程なく二千餘騎に成りにけり。富田・其の勢を併

せて、宮下野入道が城を攻めんとする處に、石見の國より足利左兵衛佐直冬・五百騎計にて、富田に力を合せんと、備後の宮内へ出でられたりける」など載せたり。又明德記に富田云々、應仁別記に「金吾の被官富田」などあるも此の族か。

17 因幡の富田氏 八東郡丹比郷の士に富田治部あり。

18 清和源氏 山城發祥にして、源滿政の子忠重の後裔なりと稱す。足利義輝の臣豐後守直久より系あり。家紋丸に二引、揚羽蝶。寛政系譜に「直久一忠左衛門久次一與右衛門兼久一右馬承景久一忠左衛門良久」等見ゆ。

19 近江の富田氏 當國愛智郡に富田庄あり、天元三年文書に見ゆ。又淺井郡にも此の地名存し、佐々木家臣に此の氏ありて、淺井三代記に京極家臣富田新七等見ゆ。此の富田氏は此等の地名を貢へりと思はるれど、第十六項と同様に、佐々木氏族と稱す。

即ち寛政系譜に「四郎左衛門尉義泰一佐渡守師泰一四郎左衛門秀貞(伊豫守)一彈正少弼直秀一芝番頭重知一信濃守助知一

(右京亮)左近將監知信(平右衛門。秀吉に仕へ、伊勢安濃五萬石を領す。水西)一平九郎信高(知勝、知治、信濃守。伊豫守和島十二萬石)と。而して「四郎左衛門師泰、始めて、近江淺井郡富田に住して氏とす」と傳へらる。

又一に「平右衛門信廣(左近將監、安濃津城主)一信濃守知信(信孝、板島城十萬石、後除封)、弟藏人高定(關白秀次に仕へ、一萬石、後前田利長に仕へ、又一萬石)などあり。

氏人は豊盛巻二に「信長のずきなりし富田左近」卷三に富田左近將監、勢州四家記に「松ヶ島城大將、富田平右衛門」太田記に富田左近丞等を載せ、又藩翰譜に「信濃守源知高(内藤氏註)に「知高は原文知信とあれど、これ父平左衛門が名なり。信濃守は信高、後に知勝、故に本文總べて、其の名を信高と改めたり」とは(或書に知照)、左近將監某(或書に左近將監信廣)が男也。左近將監、初め平左衛門尉と申して、豊臣太閤、いまだ近江の長濱の城を領し給ひしより仕へ參らせ、一生の高名多き中に、天正十二年春、北島・羽柴不快の事起てのち、秀吉の仰せを承

りて、平左衛門尉・瀧川左近將監一益と共に伊勢國木造の城を守る、戸木の城と云ひし也。かゝる所に、一益・尾張の國・蟹江の城に謀状し、前田與十郎に謀を合せて、信雄のために蟹江の城を守りし大將なり、彼國を打從へんとす。前田やがて與みしてければ、一益また九鬼大隅守嘉隆と相談して、木造の城を去りて、一益嘉隆が軍兵・都合二千餘人、大船に取り乘りて、尾張の國に押渡り、蟹江の城に趣く。徳川殿の御勢に攻められて、からうじて城に入る。寄手ついで攻めければ、九鬼兵船に取り乗つて落ち失せぬ(蟹江城主佐久間正勝は、北島方なり。母方の叔父前田利に城守らせて、養生に岩を築けり。一益は利と從弟なれば、其の間に投じて、種利を引入れ、味方とせしなり)。瀧川、前田・保へずして、頓て降人になつて出づ。同二十七日一益再び木造の城に歸り来る。富田かくと聞きて、一益・羽柴殿の御爲に守れる城を私に去りて後、かたきの中より歸り来る事、疑ふ所なきにあらずとて、城中に入る事を許さず。秀吉・富田が振舞ひを大に感じ給ひ、從五位下に叙し、左近將監に任じ、

伊勢國安濃津の城を賜ふ。或る記に、左近將監は初め豊臣家にして事を執りし者なるが、石田が爲に讒せられて、其の權・日々に衰へけりと云ふ。按ずるに、徳川殿・豊臣家と御中直りの後、始めて轉原式部大輔が御使承りて上洛せしに、富田が家を旅館に點せられ、其の後、相摸の北條が訴に依つて、眞田安房守が上野國沼田の城を、北條に下げ渡せし時にも、富田は津田隼人佐と二人、關白の御使として下向しき。されば或る記にいふ所の如く、初め彼の家にて事を執りしなるべし。其の男信濃守知高・父に繼ぎ、慶長五年の役、知高・徳川殿に從ひて東國に候ひしが、伊勢の國に歸り、都合其の勢千六百、安濃津の城にぞ籠つたる。分部左京亮政壽も、おのが上野の城は要害然るべからずとて、富田が城に馳せ加る。去る程に八月廿三日、長東大藏大輔政家を軍奉行として、毛利が軍勢露露の如く押寄せ、廿四日、分部左京亮政壽、城中より打て出で、知高も散々に防ぎ戦ふ。寄手の中にも松浦伊孫守討死す。廿五日朝、知高・城戸押し開き打て出で、大勢の中に切つ

て入る云々。戦後、知高所領の地二萬石加へられ、七萬石を領すと云ふ。同十三年、伊豫の國板島の城に移る、(十一萬石、一説に十萬石、板島は今の宇和島をいふ)。十八年十月八日、陣を聚りて所領を没收せられ、森伊豫守に召預けらる。これ創業記に出づ。一説に奥州岩城に流されて、島居左京亮に預けらるといふ。その他、佐野條に「天徳寺和尚。頓がて關白の御家人富田左近將監が二男(松四郎信種)を乞ひ受けて、父祖の家をつがせ、修理大夫信吉とぞ名のりける」と。佐野條を見よ。



富田甲斐守知良

20 三河伴氏族 三河國の豪族也。加茂郡富田邑より起りしか。伴氏系圖に「幡豆五郎親助の子助能・富田五郎と號す」と

載せ、また「設樂太郎俊實一富永九郎實滿一實通(富田馬七郎、法名道佛)一師兼(七郎四郎)一惟兼(六郎左衛門尉)」などあり。湯美郡雄子山城(高師村高師)は、寛正年間、此の地の地頭富田の彈正居住、後黒田右門居城す(二葉松)と。又寶飯郡國府邑大社大明神主に富田氏あり。又富田長澤城主長澤四郎は富田左近の子也。21 甲斐の富田氏 都留郡上野原七騎に富田氏あり。又巨摩郡に富田對馬守見ゆ。22 有道性兒玉黨 武藏國兒玉郡富田邑より起る。武藏七黨系圖に「家行の子親家(富田三郎)と載せ、史料本に「武藏權守家行一親家(富田三郎)一近重一近行(小大)一親氏(又大)」と。又近重の弟に「五郎惟近、長家(承久京方)見え、又小代系圖に「親家一親重」とあり。氏人の東鑑卷二十一に富田三郎、同太郎、同五郎、二十五に富田小太郎、三十六に富田次郎兵衛尉等見え、また太平記卷三十に「大炊彈正、富田以下を宗として、兒玉黨十七人、一所に討れけり」と。下りて深谷記に富田兵助・見え、又天正十年、北條の家臣に富田十郎吉晴、秩父郡

社家に富田氏、埼玉郡にも存し、足立郡の此の氏は、卯月、下り藤を家紋とす。23 上野の富田氏 勢多郡に富田邑あり、關係あるか。吾妻郡の豪族に見え、我妻七騎に「岩下・富田伊豫守、山田・富田豊前守、山田・富田伊賀守」等あり。又倉賀野十六騎に富田伊勢守見ゆ。猶ほ次項參照。24 秀郷流藤原性足利氏族 上野發祥と云ふ。「足利有綱一信綱一雅綱一時綱一治綱(富田藤四郎)の後也」と。此の流二家・寛政系譜に見ゆ。家紋丸に橋、丸の内割結構に一文字。一は「次郎兵衛一金十郎一庄兵衛政勝一庄兵衛政成一四郎左衛門政連一庄兵衛政善」と載せ、一は「勝兵衛景弘一勝五郎景教一庄兵衛景久一明景」とあり。25 同上長沼氏族 下野國都賀郡富田庄より起る。小山文書に「中泉庄富田云々」と。此の流は長沼系圖に「駿河守宗恒一駿河守宗干(藤四郎)一重晴(富田十郎、都賀郡富田住人)と載せたり。26 同上皆川氏族 重興皆川系圖に「淡路守秀宗一同氏秀一成忠(富田左衛門尉)一

忠宗(富田駿河守、一に左衛門尉)と。これも長沼一族也。國志に「富田に如意輪寺あり、皆川の一族富田駿河守忠宗の建立する所」と見ゆ。

27 同上小山氏流、これも下野の富田氏にして「藤井支那頭秀利一利房(富田又十郎、支那頭。弟の利行は富田亦七郎と云ひ、武藝の達人なりと)一利重(利部介、又十郎。天文十五年、古河落城の後、小田原氏政に仕ふ)、弟秀重(宮内大夫。弟に右近大夫秀信あり)一行重(又十郎、皆川山城守敗滅の時、俱に落城す。弟行房は富田與吉、片柳に住して氏となす、片柳の祖也。其の弟兵部行正は天正十八年、兄行房・吉原合戦の時討死、其の弟左京行仲は天正三年五月、押合戦に討死)一重元(又十郎)なりと。

28 桓武平氏大塚氏族、常陸國行方郡富田邑より起る。新編國志に「富田。麻生宗幹の二子吉幹・初め麻生次郎と稱す(系圖)。文永元年、其の宗・行方氏に代つて大使たり(大使役記)、後移りて富田に居等見ゆ。

29 桓武平氏磐城氏族、磐城國磐城郡富田邑(月田)より起る。磐城系圖に「磐崎三郎隆久一忠隆一基行(富田五郎)一氏基一隆行(菅波)、弟隆氏(長谷)、及び基行の弟「師行(富田甚七郎、田中は在名)一義秀(幕内)、弟基忠(餘岡)」など見え、又同系圖に「岩崎三郎忠隆の弟荒川四郎直平(直衛)一行隆(富田三郎)一太郎基行一氏基一三郎太郎隆行一王吡沙」と。また基行の弟に新田八郎師行、隆行の弟に三郎四郎隆氏あり。

り、富田兵庫助と稱す」と。その子に通幹、幹次あり、又幹次の子に定幹、幹親、次に定幹の子「光幹一氏幹一淨幹一治幹一昌幹一重幹一尊意、弟幹親、弟幹淨一盛方」なりと。

稲田門侶交名に「富田の明教房順智」あれど關係なし。又畑田文書、建武五年の又太郎時幹軍忠狀に「若黨富田次郎太郎信行」を載せたり。

30 幕末相馬藩に富田久助あり、二宮尊徳の高弟たり。此の流か。

31 藤原南家伊東氏族、岩代國安積郡富田邑より起り、富田館に據る。安積伊東の族にして、伊東家系に「伊東大和守祐盛、享祿三年秋、富田に移り住む焉。是れ富田伊東の祖也」と載せ、また「富田左衛門晴光、富田城に住す。天正九年、安積城に於いて討死」などあり。詳細は伊東、安積等の條を見よ。

又仙道記に富田右近あり、田村清顯に屬す。

32 會津の富田氏、葦名家宿老にして、葦名氏・在鎌倉の間は、其の代官として會津を治めしが如し。新編風土記に「會津郡下荒井城は、葦名氏の時、其の臣富田氏をして守らしむ」といひ、又耶麻郡「塚原村館述」相傳へて、富田將監居りしと云ふ。將監は、葦名四天の一、富田美作が嫡子なり。天正己丑の磨上原の軍に、葦名の先陣を承り、大に勵み、血戰・力を盡す。斯くて味方に返思の者ありて、

葦名方總敗軍となり、義廣退いて黒川の城に入りしかば、將監も力なく引退き、遂に義廣に従つて、常陸の佐竹に連れし」と云ふ。

又佐瀨平八郎常雄は葦名の世臣富田美作某の子なり。サセ條を見よ。又會津藩に存す。

又仙台伊達家の名臣富田二左衛門(壹岐)氏紹も、會津富田氏の後なり。壹岐・幼主を輔けて功多く、二千石を食み、小野邑を領す、伊達條を見よ。

33 加賀の富田氏、河北郡の富田邑より起る。三州志に「和田山城は井上庄富田村と五ヶ庄岩崎村の領界に在り。賊將富田左近居たり。無傳」と見ゆ。

後前田利家々臣に富田治部左衛門景政あり、次項に詳か也。一族加賀藩に多く、給帳に「二千五百石(紋ウケ、人持)富田治部左衛門、千四百石(紋同)富田主殿、三百石(紋同)富田九内、二千四百石(紋四ツ目、人持)富田織人、百五十石(紋同)富田堅六、六百石(紋劔花菱)富田矢次兵衛、百五十石(紋立木瓜)富田榮左衛門、三百五十石(紋マリハサミ)富田儀右衛門、七十石富田他十郎、百石富田内藏助、

十八扶持友田彦助、百五十石(新加)富田」等見ゆ。但しこれ等は日下部姓、佐々木姓等數流あり。

34 日下部姓、越前の豪族にして、朝倉氏の族也。朝倉氏の末頃、府中に富田彌六郎(彌太郎)長秀あり。元龜三年八月、織田氏に内通す。天正元年八月に至り朝倉義景滅ぶるや、信長・前波吉繼を越前の守護代に補す。吉繼・名を桂田長俊と改め、一乗が谷に居り、長秀の府中城を收め、其の采邑を減ず。長秀、これを恨み、

二年正月、土寇を志津の莊中郡に募りて、十九日急に長俊を一乗が谷に襲ふ。兵總べて十萬八千、長俊自殺す。是より先、一向宗徒黨を樹て争鬪す。その一黨七里三河守を推して魁首となし、三年二月越前を侵略して、長崎、河合莊、片山等を拔き、朝倉義健を長泉寺に攻めて之を殺す。已にして府中を攻め、長秀・郊外に出で、拒ぎ戦死す。

朝倉始末記に「爰に富田孫六、同十月中旬に、信長公・伊勢長島を攻め給ふ時、先途に罷り立ち、比類なき高名を仕りける間、越前の守護に成るか、然らずば、半國も知行なすべしと、内々思ける處に、

左まで恩賞も無き故に、心中に鬱憤を挿む處に、今度播磨守上洛して、富田が身上、輿力の毛屋、増井が知行分まで過分に候とて、之を押し、富田も府中に居住候事、御無用の由訴訟仕り、奉書を京都より下しけり」と。

次に「富田孫六・桂田退治の事。富田・越前國を討ち捕り、威勢を振ふ事。富田、一揆と合戦の事」等を挙げ、富田朝倉孫六と記し、又富田孫六長秀の討死を載せて「生年廿四歳、古今に比類なき兵なれば、皆惜まざるは無かりけり。不便なりし形勢也。去れば平家は世を取つて、廿餘年、富田は國を取つて廿餘箇日、誠に夢幻泡影の浮世の中、蝸牛の角の上に、何事をか争ひ、石火の光の中に此の身を寄すとは、今こそ思ひ知られたれ」と見ゆ。

又朝倉家臣に富田九郎左衛門長家あり。大橋勘解由左衛門より、中條流胤法を承け、富田流を創む。其の子治部左衛門景家、その子五郎右衛門入道勢源、その弟治部左衛門景政(與六郎、前田利家に仕へ、四千石、後關白秀次の師たり)、その養子六左衛門重政(與六郎、大炊、山崎彌三

「資宗系圖」には「資隆—實幸—實繼、弟實平(富永次郎)—實綱—實國」と載せ、又中興系圖に「富永。伴姓、伴大納言善男十一代三河大外記親兼、これを稱す」とあり。

2 氏人 大伴、大伴部、伴、三河、設樂、播磨等の條参照。また實平は承久合戦の時出陣、其の子實綱は太平記に五郎左衛門助重に作る。又富永四郎實綱あり。又太平記卷二十四に富永四郎左衛門尉、二十七に富永孫四郎を載せ、明德記に富永筑後守・見ゆ。又康正二年造内裏段錢井園役引付に「四貫七百五十文、富永彌六殿、三河國設樂郡の内富永保段錢」と。又富永左近將監あり、クスノキ條を見よ、又永享以來御番帳に「二番・富永左近將監、富永筑後入道。五番・富永駿河入道、富永兵庫助、富永彌六」を載せ、文安年中御番帳に「二番・富永筑後入道、富永孫五郎。五番・富永駿河入道、富永修理亮」を擧ぐ。又常徳院殿權江州御勅座當時在陣衆着到に「二番衆・伊勢富永五郎。五番・富永彌六。東山殿標懸候人數・富永式部丞」等あり。而して見聞諸家紋に



二番 富永

以下各項を見よ。

3 三河の富永氏 正長の頃、富永伯耆守氏久(菅沼條)ありと。又設樂郡定地城(定地村)は屋形ヶ谷と號す。千秋常陸介範勝・尾州熱田より來りて大友氏と改む。次に富永隆岐守直郷、同兵庫頭信實、同兵庫頭久兼、同千若丸等居住すと(二葉松等)。

4 藤原姓 一に此の氏は定家朝の末孫にして、本州富永庄野田より起ると、採用すべからざる事勿論也。

5 江戸幕臣 寛政系譜に此の末流一家を載せたり。「加茂郡富永村より起ると云ふ。家紋黒餅に横木瓜、丸に抱裏荷、兵大夫本願(十福、左衛門)——左内本道——那左衛門本明——本包——本綱」と。

又「武左衛門景忠——喜右衛門景興——景親景慶」と云ふもあり。

6 伊勢の富永氏 康正造内裏段錢引付に「一貫九百文、富永彌五郎殿、伊勢國所々・段錢」と載せ、又前述の如く長享江州勅座着到に「伊勢・富永五郎」と見ゆるを思へば、室町幕臣富永氏は當國に據りしならん。

員辨郡長深城は此の氏の居城にして、今長深村字四守善正寺境内の地・是なり。四面斷崖にして、東方唯一條の通路あるのみ。曆應中、富永富春・當城を築きて居る。後數世、筑前守富知に至り、永祿十一年、織田信長の爲めに滅さる(本村舊記、名勝志)とぞ。

7 播磨 伊賀國富永庄より起る。比自岐一族にして、紋・三星に一なりと。ヒジキ條を見よ。

8 伴姓平松氏流 近江國の富永氏には第一項の族と云ふもあれど、こは聊か別流に屬す。當國坂田郡に富永庄あり、與地志略に「筑摩村上、中、下の多良村を云ふ」と見ゆ。又伊香郡にも富永庄ありて、同書に「伊香郡の南にある莊にして、淺井郡との界也」と見ゆ。これ等より起りしか。

伴氏系圖に「(平松)宗頼(孫太郎、松尾

神主)——頼秀(兵衛太郎)——宗秀(富永尾張守、兵衛太郎、富資・子と爲す。松尾神主)とあり。伴、大伴、平松、甲賀、及び宮崎條を見よ。

又康正造内裏段錢引付に「十貫文、富永店(庄?)江州山門領、段錢」と。

9 佐々木族 伊香郡富永村より起る。六角氏の被官也。

一族江戸幕臣にありて、家譜に「近江國伊香郡富永庄より起る。佐々木神四郎實吉なるもの富永に改むと云ふ。寛政系譜。此の流十四家を載せたり。されど、もと北條氏の家臣なるを見れば、或は第十一項の一族か。第十一項、第十二項を見よ。家紋街道四目結、角四目結、丸に立木瓜、五三桐、筒守、左文字源、花輪遠、安藝守吉實——源五郎——總殿助重政——二郎三郎重次——孫左衛門重久——主膳重吉(孫六郎、孫大夫)——八郎兵衛參衛——主膳重師(孫六郎、忠右衛門)——武兵衛重利(權左衛門)——孫丸衛門師勝(五之助、孫六郎)——主膳泰員(惣次郎)——平次郎泰厩(齊宮、平九郎)——主膳泰代(親貞)——主膳泰房(三之丞)也(寛政系譜)。

その他徳川時代、當國淺井郡國友村の儒

者に富永治浪(左伴)あり、竣工の家に生れしも、學深し。されど彦根藩備前草庵に計られ、不遇に死す。

10 遠江の富永氏 第一項の族ならん。康正段錢引付に「十貫八百五十五文、富永彌五郎殿、遠州三ヶ所。但し十一貫八百五十五文之内、皆濟段錢」と。又「一貫文、富永彌五郎殿、遠州所々、段錢」と見ゆ。

當國周智郡(山名郡)に富永牛左衛門あり、久野宗能に仕ふ。甲州の人村松藤兵衛を養子とす。一色村の人也と。

又掛川志稿に「四樂寺は字刈の下村に在り、朱印地百七十石。相傳ふ、寛治元年、六條右大臣源顯房公再建し、其の後、眞言宗となる。此の村今は庄屋富永氏一家の田地にして、外二十戸の民は皆奴僕の如し。祖を富永牛左衛門と云ふ、昔の字刈七騎の一なり」と見ゆ。

11 桓武平氏 伊豆の富永氏なり。「尊氏の家臣富永四郎左衛門尉の裔にして、三郎左衛門尉は堀越御所に仕ふ。後に四郎左衛門康景あり。政長に至り、北條氏に仕ふ。その子政家、その子甚四郎なり(伊豆志稿)と傳へらる。

小田原記に「永正十三年、富永三郎左衛門」を擧ぐ。相州兵亂記に「伊豆國の住人土肥の富永など云ふ侍・吾劣らじと馳せ付ける」と載せ、また「大永二年九月の初め、古河の御所へ御使あり。御使者は富永三郎左衛門尉とぞ聞えし。其の歸りに、富永・武藏の淺草へ參詣しけるに、其の日、觀音の緣日にて、十八日の事なるに、常より人・群聚す。殊更不思議なる事あり。辨天の堂の邊より、錢・涌出ること有り。寺僧ども制しけれども、參詣の人之を用ひず、多く此の錢をとる。富永もきい思ひを成し、歸參して後、此の事を言上す」と。又土肥石倉神社堂舎棟札に「元龜四歲癸酉、地頭平朝臣富永政家」と見ゆ。

12 武藏の富永氏 前項の族か。新編風土記、入間郡福岡城(福岡村)條に「東方にあり、陣屋迹とも呼ぶ。北より東に繞りて二重堀の跡あり。居所とも覺しき所二十坪許、又塚の如き所あり。按ずるに、此の邊小田原北條家人富永善左衛門が領せしことは、村名の條に見えれば、若くは富永が城迹なりしや、儘かなることを知らず」と。又鉢形城士に富永勳解由あり。

又多摩郡に富永氏（坂濱村）あり。「先祖富永孫左衛門重久は小田原北條氏につかへしものなり。その長男主膳正は、東照宮へ召出されて、子孫今に至るまで世々仕へ奉れり。二男織部・此の村に住せり。板部岡右衛門は富永孫左衛門重久が舅にて、その子織部が外祖なり」と。又井田系圖に「坂濱村富永氏女」を載す、この家は第九項と同族也。

又埼玉郡に存し、又高麗郡に富永新次郎あり、往昔御引村に住せりと。

又北條五代記に「武州江戸より富永三郎右衛門尉はせまじ云々」とあるは、前項所載北條家の重臣にして、江戸城に據る。

又井田系圖に「八王寺城主富永氏等、逃れて府中蟄居、後年富永子孫は、將軍家御家人と爲る也」とあるは、前述多摩の富永にて、第九項氏也。

13 加賀の富永氏 當國に富永御厨あり、關係あるか。加賀藩に此の氏多く、給嶮に「千五十石（内二百石奥力知、紋丸内木瓜）富永數馬。七百石（紋角内木瓜）富永左太郎。三百石（紋丸内同）富永小三郎。百五十石（紋丸内木瓜）富永敬左衛門。百五十石（紋角内同）富永權兵衛。百

五十石（紋同）富永和左衛門。十五人扶持（紋同）富永吟五左衛門」と。皆第一項の族なるが如し。

14 播磨の富永氏 康正二年造内裏段錢引付に「五貫文、富永彌六殿、播州布施郷、段錢」と見ゆ。

15 石見の富永氏 第一項の族と云ひ、「大伴姓。富永氏、後出羽氏。家紋六角の内七曜、丸の内二ツ引。

大伴皇子光實公の苗裔。參議從三位行右大辨大伴是常の後胤、祐治八代の玄孫。富永隱岐前司大伴義祐の長男祐純（越中守、母は久我二郎忠房の女、江州野州郡三上庄を治め、高畑城に住す。治承四庚子年、故ありて、石見國邑智郡之内久水庄に配流され、元久二年四月八日卒、號泰嶺院殿道山大居士）一 朝祐（又頼祐、越中守、母は佐々木由綱の女、貞應二癸未歲、後堀河院の命に依り、二ツ山城を築く。寛元二甲辰歲三月六日、長州尼ヶ瀬深谷に於いて討死、號淨林寺殿寬譽祐和大居士」と傳ふ。以下出羽條を見よ。及び有井、東等條參照。

この富永氏は第一項と別族か、其所傳信じ難き點多きも、採るべきも諒からず、

研究を要す。又石見志に「田所村（元地方を出羽と稱す）大字豐淵二ツ山城主富永越中朝祐」。田所村豐淵二ツ山城主富永下野守實清・富永祐治七世孫義祐の子。朝輔十六世の孫實清（尊氏證文あり）。貞應二年、朝輔二ツ山城を築設、以來天正十七年、出羽元實・出雲へ移封迄、多年富永氏、即ち出羽氏の據城なり」と。又「酒谷の泉山城主富永三郎左衛門尉保英は富永義祐の子朝輔が支流の裔保高の子、天正十一年二月、因幡大崎合戦に保英・參加（陰徳記）」と。又「安濃郡富山村富山城主富永山城守元保」等を擧ぐ。

16 物部姓 長門の豪族にして、厚東氏と同姓也。富永彌六入道は、建武年間、厚東氏の守護代となる。其の子太郎左衛門武通、その子□前守武通等あり。

又正平十四年、大内弘世・富永又三郎を斬る（長門國守護代記、大内系圖等）と。

17 大友氏族 豊後の名族にして、大友系圖に「能直の子田原泰廣、庶流富永」と載せたり。田原條參照。

18 伊豫親王裔 伊豫の富永氏にして、温故錄所載系圖に「伊豫親王一爲世一藤大夫經世一富永（大野氏）」と見ゆ。大野、伊

豫、浮穴、橋等の條を見よ。

又喜多郡中居谷邑橋城は「元龜中まで富永氏代々居る。其の後大野三郎兵衛直澄、其の子藏人直範居る。此の城主・以前は笹の森に居る十九代、其の後七代・此の城に居る。云々。當城の領主は富永氏なり、元龜として祭る所の法名は立花院殿安山月心大居士、天壽院殿立山花底大姉なり。檀寺太鼓の銘に「天養元年八月廿三日、心源代」として、右二ツの法名の寄進とあり。又鏡の銘に「富永氏、立花山天壽院七邑の守」とあり。富永氏は、元龜中備中守、其の父和泉守は永藤中の城主、其の父藏人は天文中の城主なり」といふ。

又一笹の森城は中居谷村に在り、橋城の舊城なり。橋城・一に櫻ノ城ともいふ、富永備中守居る」と云ひ、又「三島神社は北表村に在り、昔は中居谷村橋城主富永氏代々の産土神にして、其の領八ヶ村の惣氏社なり」など見ゆ。

19 藤原姓 肥前の豪族にして、淀姫社承元三年流鏑馬文書に「杵島郡富永」とある地より起りしか。深堀文書曆應五年三月廿日「藤原（花押）、長崎四郎殿、失上

民部三郎入道殿」と。この藤原は富永直幸にて、他にも多く見ゆ。當時探題府にありしか。

大村藩重臣富永氏は、大村記に「忠證・大村打入云々、富永等七人供す」と載せ、又大村家記、同覺書等、皆「大村家祖直澄、入國の際、伊豫より隨從す」とあり。而して富永家譜には「直澄の父譜純の弟國純の後裔」と稱す。又文明の頃、富永治部種清あり、純伊が加唐島に難を避くる際、隨從すと傳ふ。その子澄時、その子澄諸の子孫・大村藩の重臣たり。

又録四要略、天文九年條に「富永云々、有馬に屬す」と。又有馬世譜、陰徳太平記等に「天文十四年、富永氏・有馬勢に加はる」と。こは杵島郡の豪族たりしが如し。

20 筑前の富永氏 三池文書に「筑前國富永莊、並に肥前國大村太郎跡」と。又高良山文書に見ゆ。

21 雜載 秀康卿給帳に「千四百五十石（内二百五十石奥力）富永雅樂助」を載せたり。又徳川時代、高取上村藩重臣、横須賀西尾藩年寄、聖田堀田藩重臣、島原松平藩中老等に見ゆ（武鑑）。又堀尾山城守給

帳に「百二十石富永壽右衛門」を載せ、又柳河藩條持に「富永治平（家紋丸に違へ鷹羽）」、又久留米市に存す。

又香宗我部家臣に「富永雅樂佐、江戸の儒者に富永長南（君彪、浪花の學者に富永仲基（道明寺屋吉兵衛）あり、出定後語を以つて名あり。また京都の狂言作者に富永平兵衛・有名也。又信濃、豊前、岩鷲、羽前、羽後等にも存す。

富長 トミナカ 前條氏に同じく、北條五代記に「延徳の比、土肥の富長三郎左衛門尉・伊勢新九郎に降人となる」と。又富長左兵衛尉等見ゆ。

富中 トミナカ

富波 トミナカ 近江國野洲郡に富波庄あり、輿地志略に「澤村、新町、五野里村といふ」と。

富成 トミナカ

富野 トミノ トムノ 和名抄、山城國久世郡に富野郷を收め、止無乃と註す。後に富野莊と云ふ。又陸奥、豊前等に此の地名見ゆ。

1 賀茂経主 山城上賀茂社々家にして、氏神社の祀たりき。

又貴布禰社禰宜從四位下・富野左京大夫

就久。同祝・從五位下・岡本新吉保壽」と。カモ條を見よ。

2 平姓佐治氏族 近江國甲賀郡佐治庄の豪族にして、宮野源正左衛門は平野邑を領し、意願寺を創立す。

3 尾張の宮野氏 春日井郡の豪族にして宮野左京亮高友は光音寺村の人、織田信行に仕ふ(尾張志)。

4 兒玉黨 中關白道隆六代の孫經行の男時行の四子行遠の後也と云ふ。中興系圖に「宮野、藤原、本國下野、兒玉大夫惟行の四代四郎行遠・これを稱す」と。コダマ條を見よ。

5 丹治姓 肥前大村藩に此の氏ありて、丹治姓と稱す。山口條を見よ。

6 清和源氏小笠原氏 陸奥國津輕郡宮野邑より起る。参考諸家系圖に「小笠原・一夕齋信宗二男、紋三階菱。宮野甚七長定(信直公に召出され、別に地方五十石を賜ふ)―久四郎(四郎兵衛)、弟權四郎―嘉左衛門長之」と見ゆ。

7 雜載 その他、高岡井上藩用人に此の氏あり。

富小路 トミノコウチ 山城京都の富小路より起る。

1 中臣氏族 中臣氏系譜に「永頼(箕曲を見よ)の子宣輔、其の子永輔(富小路と號す)―永清―輔清―清親」と見ゆ。

2 富小路家(藤原北家時平流) 本院左大臣時平の子顯忠・富小路右大臣と號す。其の子元輔(參議)、その子信義(主殿頭)也(尊卑分脈)。

3 藤原北家閑院家流 尊卑分脈に、「(洞院)山階左大臣實雄(小倉)權中納言公雄―實教(權大納言、號富小路)と見ゆ。その子を季雄(權中納言)と云ふ。小倉條を見よ。後宇多院御領目録に「參河國高橋莊、宣政門院領。高橋新莊、富小路前大納言知行」とあるは此の流か。

4 藤原北家攝家流 二條家の庶流にして知譜拙記に「關白道平の二男道直(左衛門佐)の後、其の子道則―永職(石見守)―永則(修理大夫)―則氏―通治(石見權守)―俊通(宮内卿)―實直(從三位)―氏直(刑部卿)―種直(左兵衛權佐)―秀直(從三位)―賴直(右兵衛佐)―永貞(元尙直)―貞俊」と。二條條參照。次に「永貞―貞直―重直―總直―貞直―貞直―貞直―政直―永忠―敬直―治直」と雲上明覽に見ゆ。現今子爵。

徳川時代、牛家、舊家、攝家流。二百石。中筋東側。寺は松林院。家紋



富小路

5 雜載 また梶井宮門跡坊官に此の氏あり。任高の子任節は幕末勤王家にして、從四位を贈らる。

鳥美物部 トミノモノノベ 物部の一種にして、天神本紀、天物部等二十五部人の一に列す。大和國鳥美に住居せし物部を云ふ。トミ條を見よ。

富森 トミノモリ トミモリ條を見よ。

富墓 トミハカ 攝津、加賀等に富墓庄あり。

富島 トミハタケ 柳倉小笠原藩重臣に此の氏見ゆ。

富原 トミハラ 筑後に此の地名あり。

富久 トミヒサ トミク

富平 トミヒラ トミダヒラ

富福 トミフク 筑後高良山天文廿年檢地帳に富福右京亮を載せたり。

富部 トミベ トベ 武藏、信濃等に此の地名存す。

1 信濃の富部氏 更級郡斗女郷(富部)より起る。

り起る。源平盛衰記に「信濃國住人富部三郎家俊」を載せ、參考本盛衰記に「富部三郎家俊が祖父・下總左衛門大夫正弘は、鳥羽院の北面也。保元亂に讃岐院に召されて、後は陸奥國へ流され、子息左衛門大夫家弘は討たれぬ」と。正弘の子に布施三郎惟俊、其の子、即ち家俊なりと。詳細は高山條を見よ。

2 その他、東鑑卷十六、十七に富部五郎、梅松論に富部大舍人頭等を擧ぐ。

富麻 トミマ フマ條參照。

富増 トミマス 次條に同じきか。

富益 トミマス 筑後埴田氏家臣に富益伊豆あり。また同系圖に「治部少輔貞利の女嫡」とす。

富松 トミマツ 1 清和源氏足利氏族 攝津國河部郡(武庫郡)富松庄より起る。傳説に據れば、足利義晴の三男富松大和守重晴の後也と云ふ。家紋月文字、丸に二引、上藤、五葉菊。富松系圖に「武庫郡、菟原郡、有馬郡の三郡地頭・大和守義晴は尊氏十二代義晴の三男にして、義輝、義昭の弟也。重晴・始め富松、八松、草香の三ヶ庄を附與せられ、富松に居城す。天文三年、

三郡を増賜せられ、都合十萬餘石たり。正四位、左中將に任ぜらる。足利を改めて富松と稱す、氏の始祖也。京都將軍十三代義輝・治世十六年にして、永祿八年、三好の爲に害せられ、同九年義輝の長男義榮・征夷大將軍に任ぜらる。同十一年九月薨、同年義昭・征夷大將軍に任ぜらる。始め南都一乘院の門主也、云々。信長忽に心變り、天正元年、云々。無事に身退く。是を以つて信長・懸懸にして疎ならず。重晴も亦相順ひて官録・相違なき者也。天正四年八月三日卒、號覺源院殿連山道昭大居士。妻は山科宰相貞通の女、天正七年六月八日卒、號常光院殿照月妙眞尼后」とあり。疑・多し。

2 清和源氏多田氏族 これも攝津富松より起る。富松城(立花村富松)は細川兩家記に見えたり。子孫・紀伊國那賀郡の名族にして、續風土記、勢田邑名家地土・富松助六條に「其の祖を多田太郎貞綱といふ。多田滿仲の末裔にして、攝津富松に住す。正慶二年、新田義貞に屬し、京師

に戦死す。其の子を富松修理貞時といふ、父戦死の後、當國に来る、時に建武元年なり。貞時七代の孫を富松四郎貞實といふ、粉河合戦に戦死す。嫡子を助三郎貞茂といひ、次を二郎貞慶といひ、次を喜兵衛秀貞といふ。秀貞・南龍公に仕へて二百石を領す。これより前、貞茂・根來寺の東の熊大將となり、天正年中根來一亂に、父子・十津川に落つ。此より其の領地を失ふ。後又故郷に歸る。

貞慶の長子は高野山にて僧となる。興山寺第三世應昌といふ。應昌・家に傳ふる所の紀、貫之自筆の古今集、及び大時計、刀七腰を東照神君に奉る。次を三郎次郎貞利といふ。慶長年中、淺野家に仕ふ。次を忠三郎貞範といふ。又淺野家に仕ふ。貞利の子を助次郎貞満といふ。子孫代々當村に住す」と見ゆ。

3 雜載 筑後國三浦郡高三浦邑に富松嘉右衛門(父三右衛門)あり。また備前に存す。

富光 トミミツ 薩摩伊佐郡鶴田の湯田村古城は、富光氏の居城也。此の氏は大前道嗣の後也。オホサキ、トウガウ等の條を見よ。

富室 トミムロ

富本 トミモト 美濃に富元の地名あり。其後の富本氏 竹野郡富本村より起り、その地に居城す。小野村内宮棟木、大永三年の屋形直衆に「富本殿」を載せ、又領主附にも富本某あり。

2 雑載 阿波の學者に富本美景、富本清中、その子を長雲と云ふ。又江戸淨瑠璃富本節の祖に、富本豊前掾(福田禪司)あり。初め宮古路品太夫、常勢津小文字大夫など云へり。二代豊前掾は父の門人富本齋宮大夫に養はれ、豊前大夫と稱す。かくて五世に至る。又齋宮大夫は岡村藤兵衛、つぎて二世と云ひ、後清元延壽大夫と稱す。

富森 トミモリ トミノモリ

1 源姓 大館日記に「奏者富森左京亮」を擧ぐ。

2 雑載 赤穂義士に富森助右衛門正因あり、源姓と稱す。二百石、使番役、孫大夫の子也。正因に一子あり、長太郎と云ひ、加藤氏に仕ふ。

富谷 トミヤ 下總、常陸、陸前等に此の地名あり。

1 富谷祝 下總匝環郡富谷邑より起る。老尾神社祭事記に富谷祝を擧ぐ。

4 肝付氏族 一に此の氏・肝付族とも云ふ。

5 藤原性熱田大宮司族 下總國猿島郡矢作邑の名族にして、鶴眠生云ふ。「富山氏の出自・諸書に見えず、されども今宗家の家譜に依れば『我が富山氏は熱田大宮司家より出で、徽號十六菊を用ふ(中略)』。祖・政範(法興東陽寺殿、政範雄山二徳大居士、歿年不詳、忌日三月六日か)。幼にして、騎射を善くし、源賴朝公の近侍と爲る矣(中略)。建久四歳、富士野の獵に従ひて功あり。右大将・之を嘉し、其の欲する所を問ふ。政範・曰ふ、富士山を賜ひ得んかと。公・乃ち富士山の三字を手書して之を賜ふ。後に富山氏と稱するは此を以つて也。

其の後、皇統竝立の際に當り、大宮司の舉族・吉野朝に隸屬す。然れども竟に南風・競はず、支族離散し、我が一族・亦故國を出づ。永正中、利部佐某(法號高岳院凌雲松雪居士、弘治二年十二月四日歿)・坂、小菅等の郡黨を従へて下總に徙り、矢作郷士・倉持氏を攻めて之を滅す。即ち龍見前城殿山に據りて、其の故土を領す。蓋し該城は應仁文明頃より

2 雑載 その他、伊勢、志摩等に存す。富屋 トミヤ 富宅 トミヤケ

富安 トミヤス 加賀、紀伊に富安庄あり。

1 宇多源氏 見島氏裔にして、高德の後と云ふ。紀伊國日高郡富安村より起りしにて、富安五郎左衛門直致を祖とす。家紋右三巴、枝付牡丹。寛政系譜に「五郎右衛門直章(代五郎)」等を擧ぐ。

2 三河の富安氏 八名郡養父村大坂大明神の社家にあり、大坂直の後なりと云ふ。

3 筑後の富安氏 山門郡の柳河の士にあり。富安基右衛門等見ゆ。

富山 トミヤマ トヤマ 近江國淺井郡に富山庄あり、東鑑正治二年二月二十日條に見ゆ。その他、遠江、下野、羽前、越中、出雲、大隅等にも此の地名存す。

1 藤原性 日向、大隅の豪族にして、大隅國富山邑より起り、彌羅氏の族なりと云ふ。ネジメ條に詳かなり。東鑑卷四、文治元年七月條に「廿二日、壬寅、日向國住人富山二郎大夫義良以下、鎮西軍の御家人たるべき分は、他人に煩はしむべからざるの旨、今日數通の御下文を遣はさる云々」と。大家族たりしが如し。一

倉持氏の據る所也。時に會々禪僧天英宗眞和尚(天文十二年九月七日示寂)・此の地に巡錫す、乃ち請うて精舎を開基す(大永三年)。名を萬年山東陽禪寺と曰ふ、以つて祖先の冥福を修す。又二祠を造りて熱田神宮を祀る。然り而して當時・猶ほ兵・寡く、糧・多からず、城西の一邸に池沼を圍遶する者、地・險にして小、之を相して一城を構へ、以つて移居す焉(中略)。此の中に淺間神社を祭祀し奉りて氏神と爲す。蓋し建久の故事による。『吾・此の邑を食む三世、無事なるを得、今祖宗流血の地を失ふを忍びず、宜しく子孫久安の計を圖るに如かず』と。遂に武事を絶ちて農に歸し、從士・皆隸農と爲る矣。東照公・振亂反正、幕府を江戸を開き舊姓を録用す。吾家・亦恩顧を蒙り、氏を稱し帶刀するを許され、世々・名主役を務む(中略)。斯の如くして、今に及び、本支・漸く盛、同族・一郷に充つ(以下略)』とあり。以つて其の出自、沿革をほゞ明かにするを得ん。

さて、大宮司の家系を按ずるに家系科書等によれば、政範なる者三人を算す。而して何れも源賴朝の近侍たるには、時代に

に義良は肝付郡始良大始良を領すと。後世、衰微して、日向國縣城主持太郎宣綱に隨從し、後土持と共に島津家に屬すと云ひ、又富山土佐介義勝など見え、又伊集院忠真の將に富山石見あり。猶ほ次項を見よ。

2 藤原北家近衛家流 日向國諸縣郡都城の名族にして、地理纂考、同庄梅北村神林神社條に「富社は、太宰大監季基、萬壽三年に建立す。季基・宇治關月頼通公に告げて、此の地に來り、曠野を開拓して、餘多の田地を墾き、其を盡く公の莊園とし、莊衛を建て、自らはを掌り、其の莊園を指して島津御莊と號す。季基一女ありて男子なし、伴兼貞に女子を配し、嗣とし、同郡警野に移る。是に於いて富山某・世々莊衛に居りて、領家の命を承けて莊事を掌り、又近く守護に従ひて其の職を奉ぜり。富山の系圖を按ずるに、藤原性にて、近衛の族なり。多く二郎大夫と稱す。大夫とあるは、諸大夫の類にて莊司に任ぜられしなるべし」と見ゆ。

3 丹治姓 前項と同一氏なるも、中興系圖に「富山、丹治、本國日向、見玉末流」と見ゆ。

合はざる様に思はる。茨城縣名勝誌が政徳と書すは誤なり。富山氏今に至るまで端午の節句の飾物をなまざる、これ、鹽尻などの説を以て推考すれば、吉野朝に屬せし事を立證せらるゝように思はる。因に當邑には北朝年號の板碑多く發見せらる。

坂姓、小菅姓等・家臣の子孫と稱する者多數存在せり。坂一族の居住せる字名を中内と云ひ、小菅氏の居住せる字名を木戸と云ふ。木戸は即ち城門のありし處と云ひ、今大門と俗稱し、邑人はこゝを區劃上の境界線となし、大門の南及び大門の北と唱へ、而して前者は構城の廓内、後者は其の廓外を示すものゝ如し。

龍見前城址は諸書に見えたり。今廢墟に古城標あり。『此地、初め倉持氏の構ふる所矣。後に富山氏・攻陥して據る焉』と、このあたりより古器數種を發掘せり、其の主なるものは、下總國舊事考所載に『矢作村熱田社酒齋識、大化五年二月十日。里正富山氏云ふ、近年、畑戸銀熱田祠の傍、島にて、土壘八を得。其の一に字を鑄る斯の如し。按ずるに、大化五年は史の文・西に値ふ、而して此れ子と鑄る孰れ

是なるを知らず」とある物、及び足利時代の古鏡、青銅、香爐等なり。尙ほ熱田祠もこの境内にあり。このあたりに空澄の跡・處々に存在せり。又倉持一門の首級を斬りしと唱ふる處を、今首斬場と呼び、無縁三界萬靈の供養標あり。前文に『池沼を圍遶する者は地險にして小』とある城地を、今富山城址と云ふ。茨城名勝誌に高山と記すは誤なり。明治十九年、内務省地理局の調査によれば、本丸地七千餘坪、天險の地なりと。尙ほ城地の東方崖下を富山下と今に稱す。淺間神社は城地の一丘上にあり。城の守護神とせしものならん。その城地を圍む沼を淺間沼と稱す、皆富山氏築城によりて生ぜし稱呼ならん。今、地標に『此の地は富山氏の築く所也。故に土人・富山城と稱するのみ。龍見前城本殿山より此に移り、以つて天正中に至る云々』と。天正十七己丑九月三日の古文書には『唯今御物主無御座』又『明日にも御當家御立の上』と載せ、評定所と署名ありて、富山氏歸農したる事を證せらる。寛永二年丑三月六日付の古文書には『富山利部殿』と宛名あり。この文書が、富山姓を記載

せる記録の現存せるもの、最古のものらしく、その後の記録に、姓の如く、熱田と記載せるものもあり。平守明は東陽寺薬師如来緣記に、應永三十年頃當郡主とある人物なり。依りて考ふるに、下總齋事考に『守明神社は岩井村に在り』とあるもの、平守明を祭れるものにはあらざるか。『岩井村の東北・島と字する地あり、延明寺の在る所なり。これ古郡家のありし地なるべし。岩井を藤南と云ふ説もこれより起りしにはあらざるか。守明神社を郡主平守明を祀れるものと推定するも誤にはあらざるべし。邑人多く平將門の事蹟にのみ結び付くは誤謬を生ずる基なり』と。6 雜載 その他、安西軍策に富山半右衛門(小早川方)、又河内石川郡に富山寒あり、楠木正成の古城と云ふ。又徳川時代、鹿兒嶋鳴津藩御用人、徳山毛利藩御用人等に見ゆ。又堀尾山城守給帳に『百石富山六兵衛』を載せ、又美作國久米郡久米川邑の名族にあり、平家の家臣、富山御兵衛に至り、此の地に來ると傳ふ。又阿波の學者に富山長右衛門あり。又磐

城、信濃、美濃、岩代、因幡、伯耆、伊勢、志摩等に存す。
兔耳山 トミヤマ
富吉 トミヨシ 阿波に富吉庄あり、關係あるか。石州流茶人に富吉道哉あり。
富美 トミヨシ 美作に富美庄あり。
土武 トム 和名抄、信濃國諏訪郡に土武郷を收め、土無と註す。
吞海 ドンカイ
富樫 トムカシ トガシ條を見よ。
頓宮 トンクウ ハヤミ 近江、備前、備中等に多し。普通トンクウと讀めど、今便宜上ハヤミ條に併せ收む。
曇華院 ドンゲキン 比丘尼御所の一にして、雲上明覺に『御領六百八十四石餘、東洞院三條上る、竹御所。御宗旨禪。御里坊。給御門内』と。
御家司結城筑後守、結城安藝介。御用人上原中務、樋口主水、清水大學なり。
屯倉 トンサウ ミヤケ條を見よ。
頓所 トンショ 信濃に存す。
富田 トンダ トミタ條に併せ收む。
福當 トンダ 日川重實記に見ゆ。
富神 トムチ 和名抄、肥後國益城郡に富神郷を收む。

鈍通

トントウ 狂言作者に鈍通與三兵衛あり(津打傳十郎)。

逐殿

トンテン トミノ條を見よ。

富野

トノノ 筑前に此の地名あり。

頓野

トンプリ 日川重實記に、此の訓見ゆ。

井石

トムラ

戸村

1 秀那流藤原姓那珂氏族 常陸國那珂郡戸村より起る。那珂通泰の弟、能通。戸村小三郎と稱す。その子を小三郎と云ふ。氏は東鑑卷十に戸村小三郎、二十五に戸村三郎を載せ、新編國志に「戸村。江戸通兼の二子小三郎通能、其の子小三郎(名欠)承久三年、北條泰時に従つて、宇治川に戦ひ、敵二人を斬り、勅使左衛門入道を獲たり」と。又佐竹系圖に「秀義、佐竹別當、從五位下、常陸介、四郎別當、太宗。誕生壬申。母は戸村小三郎藤能通(佐通)の女」とあり。

2 清和源氏佐竹氏族 前項戸村は後に佐竹領となる。文和四年に義篤の讓狀に「那珂東郡の内、戸村」と見ゆ。この流は此の地を領せしより起る。佐竹系圖に「佐竹右馬權頭義盛の養子義憲(實は上杉憲

定男)の子・義俊(戸村八郎、常陸介、南と號す)と云ふ。嗣なくして、兄義俊の子義易(小山腹、戸村八郎)を子とす。支族系圖に「戸村。竹道—義俊(常陸介)—義易—義廣—義知(一本義和)—義廣」と。又諸家系圖纂に「義仁(義憲)—(戸村)義俊(常陸介)—義易(或は云ふ、義易は義俊の三男)—義廣—義和—義廣」と載せ、又一本に「佐竹義仁—義俊(戸村左馬介、伊豫守)—義易—義廣—義知—義和—忠義—義宗(十大夫)」とあり。

新編國志には「戸村。那珂郡戸村より起る。位竹義人の三子義俊、初め出で、平滿幹の後たり。名を憲國と改め、國府に在りて、事を司る事數年(鹿嶋文書、畑田文書、佐竹系圖)、後大掾頼幹、其の職を襲ふに及んで太田に歸り、終に戸村に居り、戸村八郎、伊豫守と稱す。地・太田の南にあるを以つて、人呼んで南殿と稱す(正宗系本系圖)。子なく、兄義俊の子義易を養ひて嗣とす。義易の子義廣。攝津守と稱す。義廣、勇名あり、永祿九年卒す。其の墓、龍昌院に存す」と。

3 秋田の戸村氏 前述十大夫義宗・慶長七年、佐竹義宣に従ひて羽州に移る。後戸

村。大夫義國は大陣陣に功多し。子孫權手に據る。郡邑志に「横手は家居凡二千五百戸、戸村十大夫、知行高六千三百石にて、之を守る。家士給士凡そ七百戸、城山は高十八丈、小野寺氏退轉の後、御當家の伊達三河守盛重、須田美濃守盛秀より、同主膳盛次まで三代、寛文十二年・戸村十大夫義連より以後代々居城たり」と載せ、氏は三千風行脚文集に「横手村の郡司・戸村氏は、秋田佐竹家の長臣として、文武兼備の雄士、ことに風雅の逸人なり」と。戸村東陵(十大夫義通)は書畫に長す。

4 修驗戸村氏 第二項の後にして、新編國志に「栗崎に修驗妙玉院あり。今二階堂大先達と稱す。開創不詳。もと清僧の院に居る。中世佐竹の族、戸村八郎義和が末子宿圓、住持の時に肉食妻帯して修驗者となる。これより子孫相續して、代々年行事を勤む。宿覺の代に至りて、貞享元年、水戸義公・聖護院法親王に請ひて、鎌倉將軍の時の鎌倉二階堂の大先達に准擬せられて、宿覺を大先達に補せられ、仍つて二階堂と稱す。是より日本大先達二十八人の其の一員となして、新

治郡、行方郡、那珂郡、及び野州武茂組の山伏の支配を命ぜらる。又久慈郡四間権現の別當を兼ね」と。

5 雜載 その他、勝山三浦藩の重臣に見ゆ。

登村 トムラ 前條と通ず。

十村 トムラ 同上。鯖江藩士に十村孝助あり。

戸室 トムロ 上野、加賀等に此の地名存す。

1 秀郷流藤原姓 下野國安蘇郡戸室邑より起る。佐野氏の族にして、佐野系圖に「佐野太郎國綱の子親綱(戸室七郎)」と載せ、下野國志には「小太郎盛綱一親綱(戸室七郎)」と見ゆ。また「佐野左衛門尉實綱五男親綱(戸室七郎四郎)」



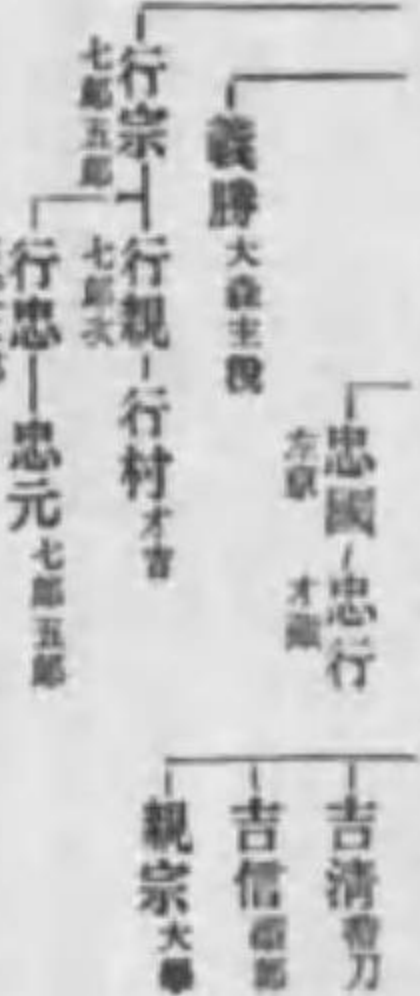
斗女 トメ 和名抄、信濃國更級郡に斗女郷を收め、土女と訓じ、高山寺本には止米とあり。今戸部村、又富村に作る。富部、富村條參照。

富米 トメ

2 武藏の戸室氏 佐野左衛門尉實綱五男戸室親綱が四代孫「親久(出羽守、刑部二郎、武州埼玉郡騎四城主)―親元(出羽入道)―親邦(大和守)―房親(刑部)―親綱(出羽介、弟に治部親忠あり)―行親(大學)―房近(左馬助)―親久(左京助)―親國(一徳入道)―久房(出羽介、弟久兼(小四郎)(田原族譜)と云ふ。一族に上尾、小林、榎山、川俣、相田、稻葉、稻村、字賀神、籠賀等の族あり、各條を見よ。

3 また「佐野太郎忠勝―忠義(佐野玄蕃)―忠春(戸室五郎)―忠義(太郎、下野守)―忠宗(民部)」と云ふも見ゆ。

4 雜載 秀郷流給帳に「百五十石戸室莊九郎」を載せたり。



登米 トメ トヨマ 陸前に登米郡あり。和名抄、陸奥國登米郡、止與末と註し、郡内に登米郷を收む。

1 藤原姓 前述陸前の登米より起る。餘目舊記に「藤原は云々、留守一ゾウ、小山、白河、登米、八幡、國分はれ一ゾウ」と。又「桃生、登米、深谷云々は二間半さがり候」など見ゆ。又伊達世次考に「文治五年、賴朝卿・泰衡を滅するの後、その郡邑を分ちて功臣に賜ふ、登米云々等是れ也」と。

2 伊達氏族 後に仙臺藩一門に登米氏あり、藩中の名門たり。

3 雜載 藩家に登米水月あり、石見等にも存す。

留 トメ 出雲の豪族にして、海東譜國記に「義忠。己丑、使を遣はして來朝し、書して、出雲州留國海賊大將藤原朝義忠と稱す。宗貞國の請を以て接待す」と載せたり。

留岡 トメヲカ 磐城、肥後等に此の地名存す。近き頃、留岡幸助あり。

留川 トメカハ 堀尾山城守給帳に「百三十石留川小左衛門」見ゆ。

百目木 トメキ トヲメキ條を見よ。

留崎 トメザキ

留田 トメダ 筑前の名族、原田家に留田五郎左衛門、留田儀左衛門等あり、朝鮮征伐に従ふ。

留武 トメタケ 桓武平氏なりと、中興系圖に見ゆ。

留場 トメバ

留山 トメヤマ 中興系圖に「留山。清和源氏、本國陸奥、小太郎高國、これを稱す」と見ゆ。

伴 トモ パン 大伴氏の後にして、古今を通じて大族たり。オホトモ、オホトモ、トモ、トモ等の條參照。

1 伴宿禰 大伴宿禰の後にして、類聚國史二十八、天皇遺諱條に「淳和天皇、弘仁十四年四月壬子、大伴宿禰を改めて、伴宿禰と爲す。諱に觸るれば也」と。こは淳和天皇の御諱を避け奉りし也。伴氏系圖に「家持―古麻呂―國人―國通(淳和天皇の御諱たるに依り、大伴宿禰を改

めて、伴朝臣と爲る」と見ゆるも、これを云ふなれど、朝臣と云ふは誤り也。其の子善男も未だ宿禰たりし也。善男は大納言に上りしも、貞觀八年九月紀に「大納言伴宿禰善男、右衛門佐伯宿禰中庸、同謀者云々等五人、應天門を燒くに坐して斬に當る。詔して死、一等を降して、並に之を遠流に處す。善男を伊豆國に配し、中庸を隱岐國に配す云々。善男は最れ國道の第五子也」と見ゆる如く、伊豆に流さる。中庸は其の子也。系圖に「中庸(中大辨)―清原―忠行(右少辨)」と見ゆ。これより伴氏・大に衰ふ。されど後に至り朝臣を賜へり。(十八項)。その後、類聚符宣抄、醍醐天皇朝に「大外記伴宿禰文永」、後一條天皇朝に「正六位上伴宿禰信重」等見ゆ。

2 大和の伴宿禰 前項の族にして、承和元年六月紀に「大和國人外從五位下伴宿禰直足等廿五人、本居を改めて左京に貫附す」と見ゆ。第二十三項參照。

3 伴林流の伴宿禰 天長十年二月紀に、「右近衛將曹伴林宿禰御等四人に、姓を伴宿禰と賜ふ」と載せたり。本貫河内にて次と同流ならん。

4 河内の伴宿禰 承和二年十月紀に「河内國人散位正六位上林連馬主に、姓を伴宿禰と賜ひ、又本居を改めて、右京に貫附す」と見ゆ。

5 山城の伴宿禰 承和元年正月紀に「山城國葛野郡上林郷の地方一町を、伴宿禰等に賜ひ、氏神を祭る處と爲す」と見ゆ。氏神とは、神名式に所謂葛野郡伴氏神社を云ふにて、林郷に在り、蓋し古くは伴氏庶流林氏の氏神なりしが、參拜の便宜より、本社を伴姓全體の氏神とせしものか。オホトモ、ハヤシ條參照。猶ほ拙者「日本上代における社會組織の研究」を見られたし。又第二十二項參照。

6 大田流の伴宿禰 伴大田宿禰の後にして、貞觀三年八月紀に「左京人散位外從五位下伴大田宿禰常雄に、伴宿禰の姓を賜ふ。是より先、正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男等・奏し言す。常雄の歎に傳ふ、謹んで家牒を稽ふるに、伴大田宿禰は同祖にして、金村大連公の第三男・狹手彦の後也。狹手彦・宣化天皇の世、使を任那に奉じて新羅を征し、任那を復し、兼て百濟を助く。欽明天皇の世、百濟・高麗の寇を以て、使を遣

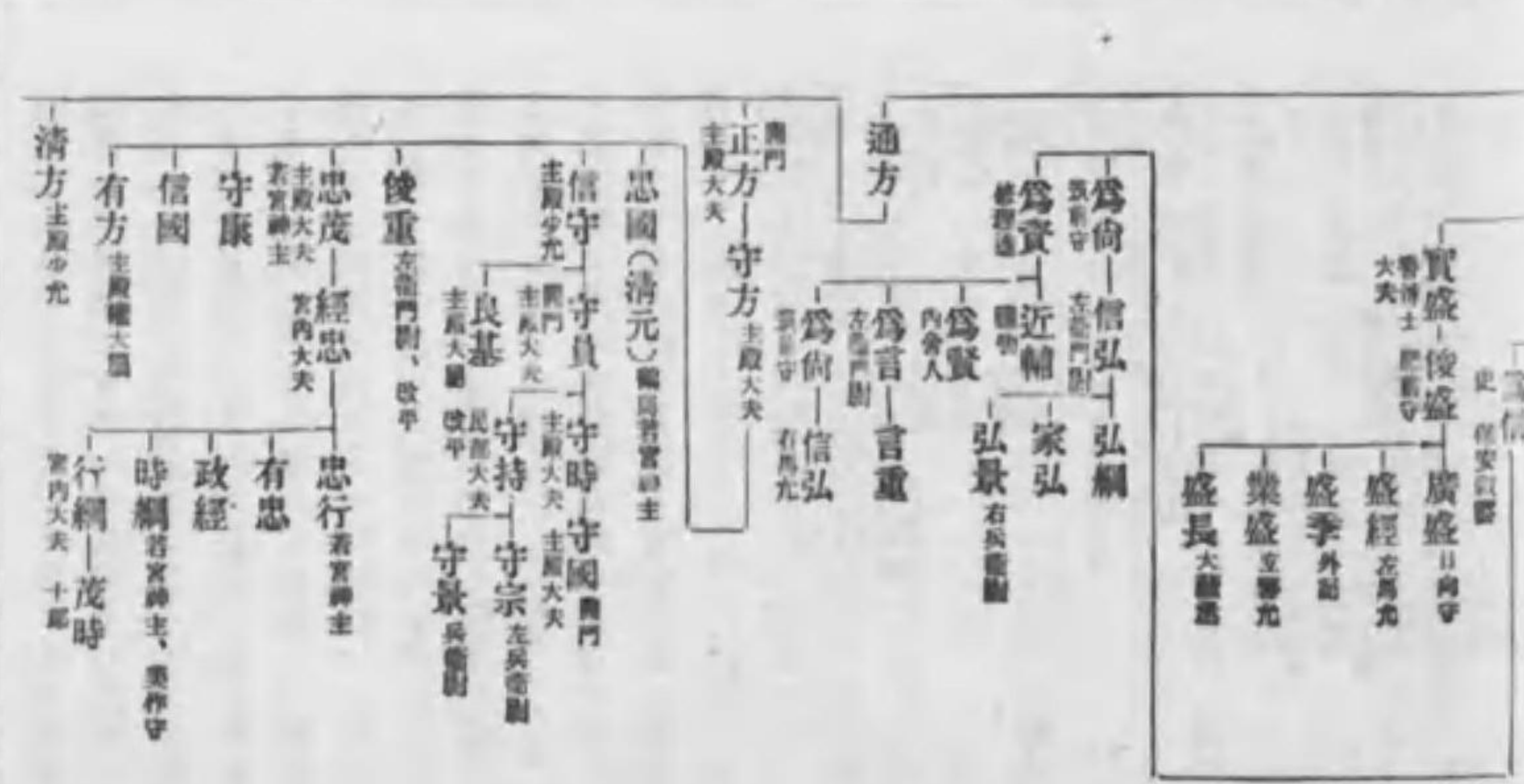
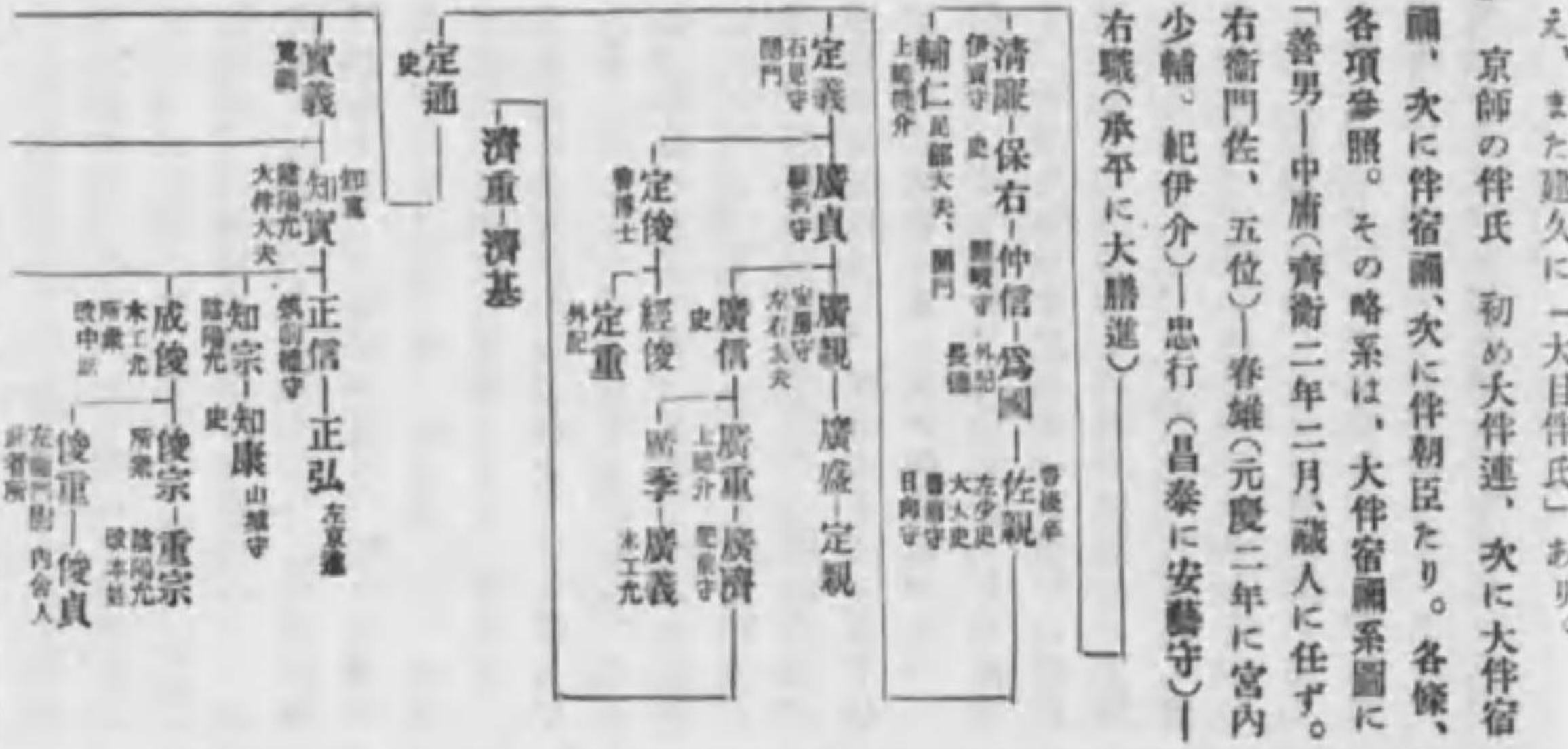
はして教を乞ふ。狭手彦・復た大將軍と爲りて高麗を伐つ。其の王・増を諭えて還る。勝に乗りて宮に入り、盡く珍寶、貨賂を得、以つて之を獻す。珠數(敏達)天皇の世、還り來りて高麗の囚を獻す。今の山城國の狛人・是れ也。狭手彦・再び海外に使し、兩國を征伐し、力を絶域に盡し、二國を復立す。身・當時に尊く、功を後代に流す。但し古人は朴實、兩國に力を盡すを除き、私に非ずとし、皆・別姓を賜ふ。是を以つて子孫・大部たるを得ず、別に大田宿禰を賜ふ。而して狭手彦の弟・阿被布古・父を承けて大部連公となる。斯よりして後、子孫の廣からざるを恐れ、復た更に別姓を賜ふなし。今阿被(被)布古の後は、歴代尊顯、而して狭手彦の後、朱紱を擧ぐる者、世を曠して聞ゆるなし。一祖の枝・榮枯殊に隔り、沉淪の歎、告訴止まる死し。常雄等・幸に昌泰に逢ひ、新に花敷に參す。門蔭を中興す、寔に榮廣と爲す。大田の兩字を刊り、同じ一宗に假せん。然らば則ち外は功臣の序を辱しめず、内は方に孔懼の親を教うせん。善男等・伏して家記を檢するに、陳ぶる所慮ならず、

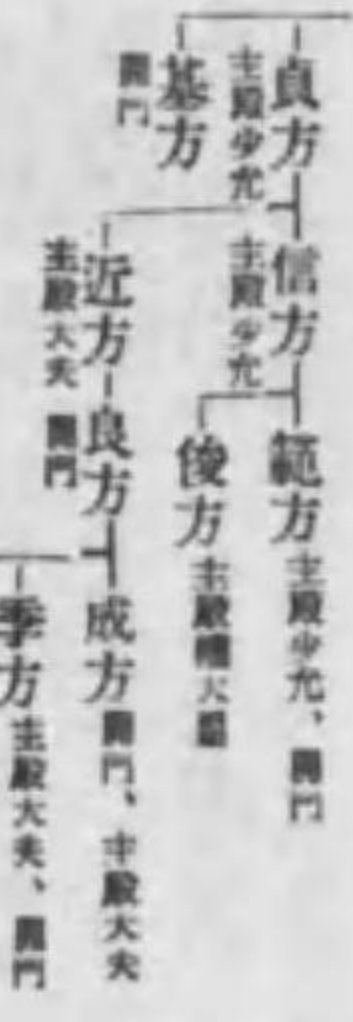
請ふ・彼の兩字を刊り、直に宿禰を賜ひ、其の支派を控え、此の本源に入らんと。之に従ふ」と見ゆ。
 7 讚岐の伴宿禰 大伴良田氏の後裔也。齊衡二年正月紀に「大判事發明法博士備後介從五位下伴宿禰宗・卒す。宗は本姓、伴良田連、後に改めて伴宿禰と爲す」と見ゆ。その他、醍醐寺縁起に「第一座主、中院僧正觀賢(此を船若寺僧正と號す)は、讚岐國人、俗姓は伴宿禰(此れ秦氏)、齊衡元年甲戌誕生」と載せ、また東寺長者補任第一に「延長三年、長者大僧都觀賢云々。讚岐國の伴氏、或は云ふ秦氏、」など見ゆるも此の族ならんか。
 8 山前流の伴宿禰 額聚符宣抄卷七、貞元二年五月十日の太政官符に「主計助山前連義忠に伴宿禰の姓を賜ふ」と見ゆ。
 9 筑前の伴宿禰 住吉社、建保二年、建武三年等の補任狀に「權大宮司伴宿禰」と見ゆ、府官にもあり、後に云ふべし。
 10 (膳)伴宿禰 筑前に存す、膳大伴氏の裔也。カシハ條を見よ。
 11 (膳)伴宿禰 前條氏の誤記なるべし。
 12 安房の伴直 出雲臣の族にして、安房國造大伴直の後也。承和三年十二月紀に

「安房國・言す。安房郡人伴直家主、立性肅默、常に孝道を守る」と載せ、また嘉祥三年六月紀に「安房國國造正八位上伴直千福麻呂に外從五位下を賜ふ」など見たり。アハ、カシハデノオホトモ、オホトモ、インベ等の條を見よ。
 13 甲斐の伴直 大伴直の裔にして、承和十一年五月紀に「甲斐國山梨郡人伴直富成女」を載せ、また貞觀七年十二月紀に「勅す、甲斐國八代郡に立つ淺間明神の祠を官社に列し、即ち祝、禰宜を置き、時に隨ひて祭を致さしむ云々。八代郡擬大領無位伴直眞直に託宣ありて云ふ、云々。是に於いて神明の願に依り、眞直を以つて祝と爲し、同郡の人・伴秋吉を禰宜と爲す」など載せたり。大伴部伴直の後也。子孫・第廿六項を見よ。
 14 (膳)伴公 豊後に在り、膳大伴公の裔。カシハデノトモ條を見よ。
 15 (膳)伴造 長門に在り、膳大伴造の裔。カシハデノトモ條を見よ。
 16 伴連 大伴連の後也。貞觀六年八月紀に「節婦紀伊國名草郡の人・伴連宅子、位二階を叙して、戸内の田租を免じ、其の門閭を表し、以つて貞節を旌はす」と

載せ、また同十四年八月紀に「紀伊國郡賀郡の人・左少史正六位上伴連眞宗、父正六位上伴連益繼等、本貫を改めて右京に隸す」など見ゆ。
 17 (朝)伴連 朝大伴連の後にして、陸前に在り。承和八年三月紀に「黒川郡大領外從六位下勳六等朝伴連黒成」など、此の氏人也。
 18 伴朝臣 第一項伴宿禰の朝臣姓を賜ひしものにして、日本紀略に「天慶六年七月一日癸未、參議正四位下伴宿禰保平に賜ひて、朝臣と爲す」と見ゆ。
 19 三河の伴朝臣 景行帝の裔・大伴部直の後裔也。此の氏が後に朝臣姓を稱せし事は、伴四郎實象を朝野群載に「伴朝臣」とあるにより知るべし。此の氏を第一項大伴氏の族となすは大なる誤也。善男の後と云ふは、殊に採るに足らず。子孫第二十四項を見よ。
 20 肥前の伴朝臣 當國の在廳官にして、河上淀姫社文書、元亨元年九月一日に權介伴朝臣忠恒、延文五年に權介伴朝臣二人見ゆ。その他、保元三年に二人、安元二年に二人、文治二年、文治五年、建久四年、同七年、文保二年等に權介伴氏見

え、また建久に「大目伴氏」あり。
 21 京師の伴氏 初め大伴連、次に大伴宿禰、次に伴宿禰、次に伴朝臣たり。各條、各項參照。その略系は、大伴宿禰系圖に「善男—中庸(齊衡二年二月、藏人に任ず。右衛門佐、五位)—春城(元慶二年に宮内少輔。紀伊介)—忠行(昌泰に安藝守)—右職(承平に大膳連)」





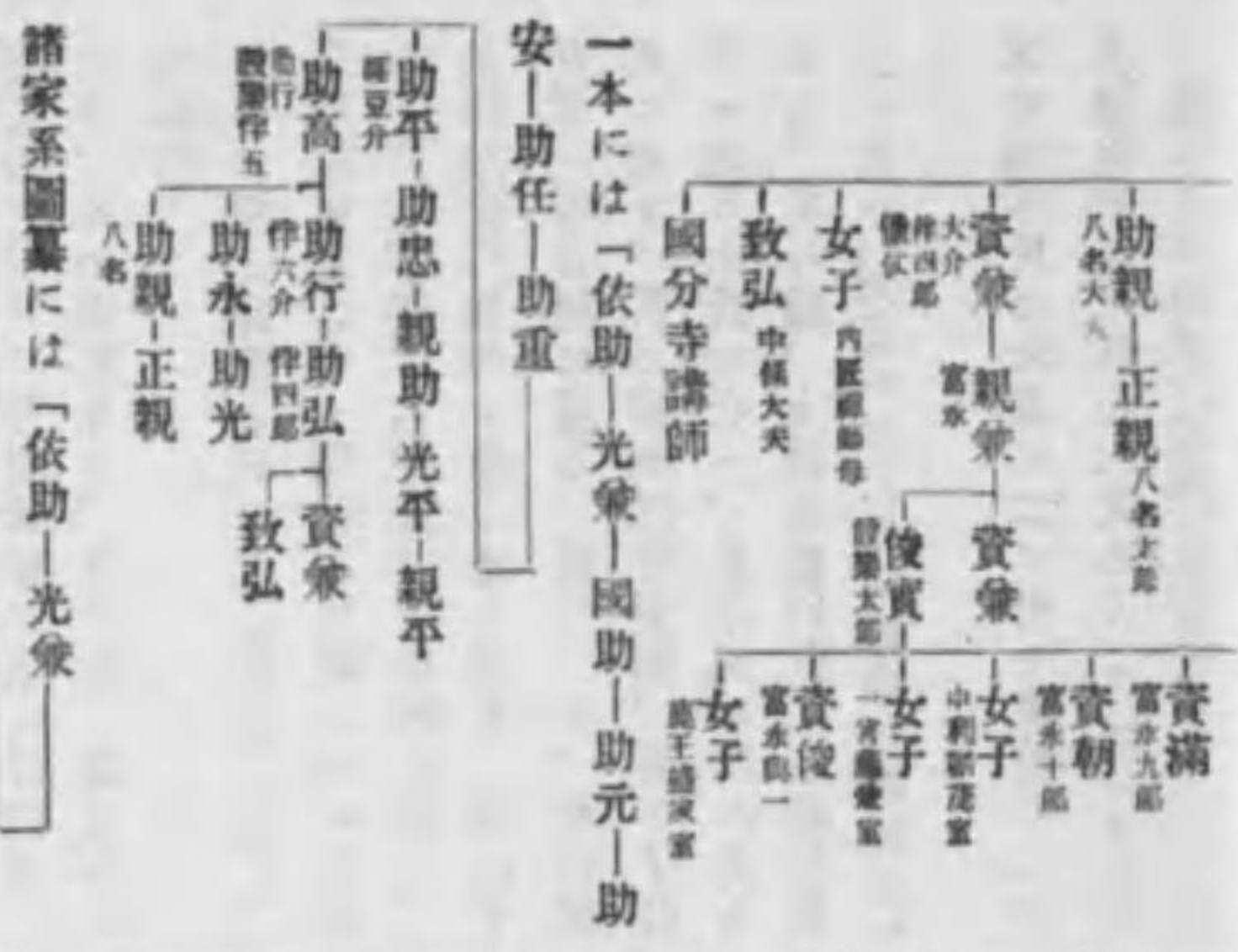
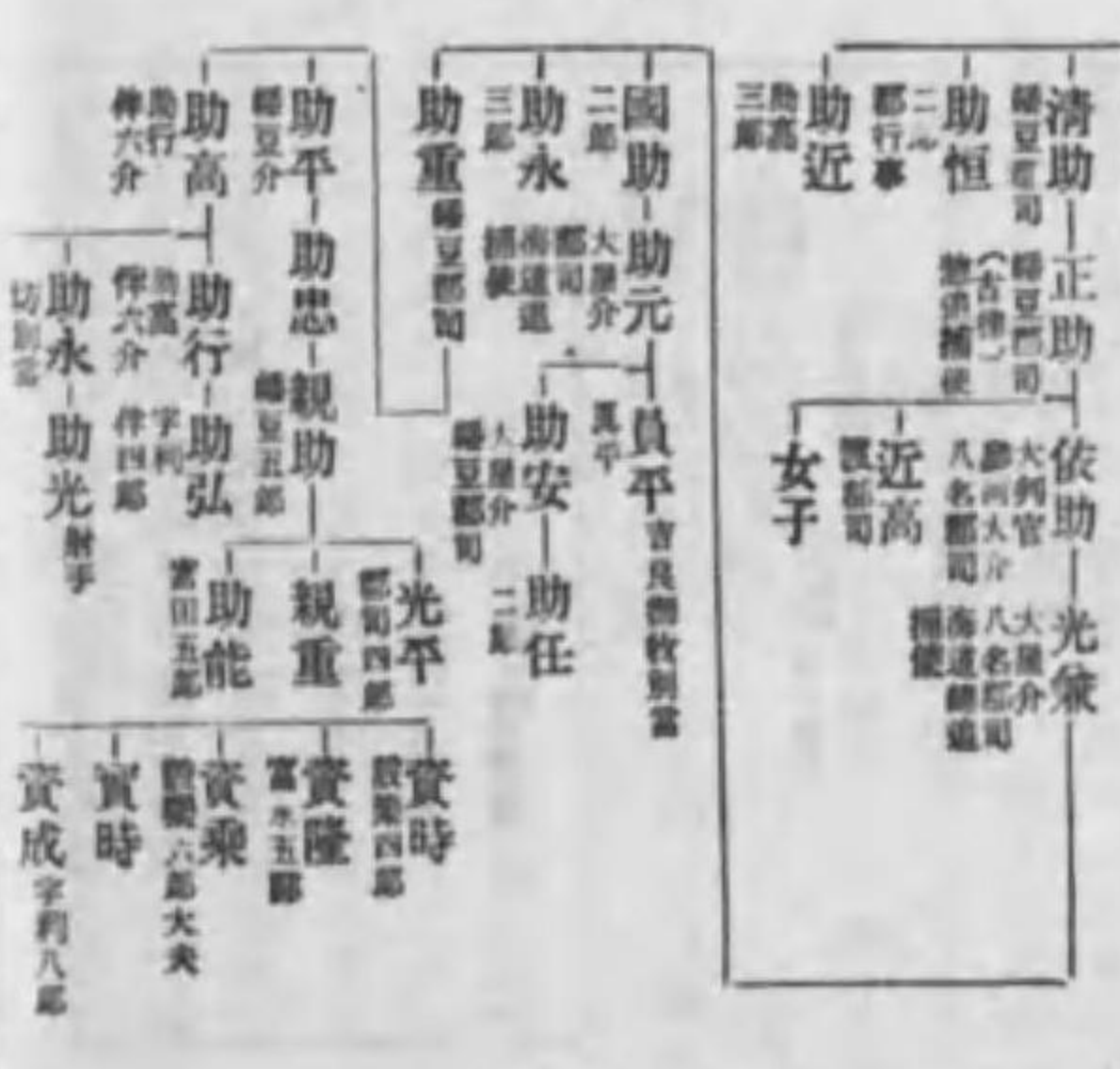
22 山城の伴氏 第五項参照。元亨釋書卷四に「釋増利は、姓・伴氏、山州の人云々。天安元年、戒を東大寺に受くしなど見ゆ。又男山八幡宮神饌調進職に伴氏あり、大伴姓と稱す。その他、伴姓の氏多し。」

23 大和の伴氏 第二項参照。元亨釋書等に見ゆ。又宇智郡榮山寺文書に「散位伴氏一見ゆ、在職官なるが如し。」

24 三河の伴氏 景行帝の裔、三河大伴部直の後裔也。オホトモベ、ミカハノオホトモベ、及び本條第十九項参照。伴氏系圖に「善男・貞親八年閏三月廿二日配流、云々。善男・貞親・召し返され、上洛せしむる處、又山門の訴訟あるに依り、三河國に逗留經過す。八名郡司額田部信任の娘、幡豆郡司大伴常盛の娘・清大子の二人を念ひて、妻室と爲す。此の如き間に、常盛の娘に一男あり。郡司員助・時に妻室の所領を相續し、幡豆以下を知行せしむ、云々」と載せ、その子「員助・幡豆郡司と號す。」

尉・幡豆郡大伴常盛の娘清大子」と見ゆ。又淺羽本に「善男云々。家の傳説に曰ふ云々。九月廿二日、伊豆國に配流。清和・御出家、丹波國水尾山に御籠居あり。善男・召し返されて上洛す。其の後、山門の訴訟ありて、三河國へ籠居。船にて彼の島に下向す。其の時、八名郡の住・額田郡司信任が息女を妻室と爲し、其の後、又幡豆郡司大伴常盛が息女・字は清大子を妻と爲して一子を生む、郡司員助・是れ也。善男・上洛の後、妻室の所領を相續知行す」と。其の子「員助・幡豆郡司と號す。母は幡豆郡大伴常盛の娘清大子、等見ゆるを以つて、學者多く之を信ずれど、實は採るに足らざる虛妄也。此等に員助の母を、大伴常盛の女と云へど、當時大伴なる氏あるべき筈なし。前述の如く、淳和朝に御諱を避けて、大伴を伴としたるは、全國各流の大伴氏・皆然りし也。三河のみ大伴を稱する謂れなし。こは此の氏、もと景行裔三河大伴氏の裔なるを、強ひて道臣命裔なる京師大伴氏に結付けんとしての拙劣より來る。寛永系圖に、三河大伴氏の事を載せて、「景行天皇・御子武持宿禰に命じて、大伴

姓を賜はり、初めて大臣に任ず。後裔中納言大伴家持云々」と。又極めて拙劣の物なれど、其の景行帝裔と云ふは、據る處ありてなるべし。三河大伴氏が景行帝皇子倭宿禰命の裔なる事は、オホトモ條を見よ。三河神名帳に「大伴明神」とあるは、蓋し此の氏の氏神なるべし。思ふに此の氏は上古以來永く當國に榮えし大姓にして、中世・國の在職官となり、一族諸郡に榮ゆ。員助以後の系は大體に於いて、信用するに足らん。員助(幡豆郡司)



諸家系圖纂には「依助・光兼」一本には「依助・光兼・國助・助元・助安・助任・助重」

宇利、富永、大原、石津、瀧川、大屋、中條、伊與部、澤田等の條を見よ。支庶頗る多し。猶ほパン條を見よ。又今昔物語卷廿三に「參河國に伴勢田世と云ふ相撲・有けり」とあるも此の族人ならん。又後世、八名郡大津天神社の神主に伴氏あり、古文書に古き棟札の寫あり。又伴氏系圖に「員助・氏寺正法寺を建立(一に妻室の氏寺を修理せしむ、三間四堂、善法寺と號す)、本尊導師也。佛供料田十二町を寄進す。件の寺料田の在所、稻春河寺部、梳里郷音里等也。一人の妻室、信任の娘・腹に子なしと雖、八名設樂郡以下を始め、所領を押して知行せしむ。妻室の氏寺金蓮寺(一に今水寺)を修理せしめ、別に石の三重寶塔を建立し、其の内に釋迦多寶二尊を供養す」と。これ等は、恐らく史實ならん。研究の價値あり、員助以下の系圖と共に珍重すべし。

25 駿河の伴氏 朝野群載二十二、天曆十年六月廿一日の駿河國司解に「管登頭郡司伴成正」なる者を載せたり。

26 甲斐の伴氏 當國大伴直、後の伴直の族、及び裔也。第十三項参照。貞觀七年十二月紀に「八代郡人伴秋吉を淺間明神の願宜と爲す」とあるは伴直の族か。又は大伴部の裔なるべし。又本朝世記、天慶四年條に「甲斐國大目伴並高」なるもの見ゆ。

27 伊豆の伴氏 北條時政の母は伊豆權守伴爲房の女也。

28 相摸の伴氏 第廿一項の守方(主殿大夫)の子忠國(後に清元)・鶴岡八幡社神職に補せらる。文治二年四月頼朝の書に「清元」と載せ、弟忠茂・相續す。嘉祿二年二月廿六日の頼朝書に「散位伴忠茂朝臣を以つて、若宮神主職たるべし云々」と。ツルガワカ條を見よ。

29 武藏の伴氏 高僧傳に「釋慧廣、天岸と號す。世姓は伴氏、武州比企郡人也」と見ゆ。オホトモ、オホトモベ條参照。

30 下總の伴氏 横木瓜を家紋とす。
 31 安房の伴氏 第十二項参照。玉海治承三年條に「安房大掾伴爲助」見ゆ。
 32 近江の伴氏 系圖上にては、三河の伴氏と同族の如けれど、別流ならん。蓋し甲可姓か。但し後世は多く混亂す。伴氏系圖に「善男—善平(平松太郎、號甲賀殿)—頼男—善頼(號甲賀太郎)—武善(平松太郎)—武清(甲賀太郎)—武持(平松太郎)」など見ゆ。甲賀條第二項に詳細述べたり、その處を見よ。又平松、瀧川等の條参照。
 此の一族を伴黨と云ひ、甲賀武士に多し。又後世甲賀二十一騎柏木三家の一に伴氏あり。名跡記に「伴氏。下山村に居り、太郎左衛門景秀・此の地を領す。其の子資景・春日村に居る。延元二年、足利尊氏に屬す。其の裔大隅守資頼、其の子長信・佐々木氏に仕へ、長享元年銜の里を攻む。其の後、太郎左衛門資宗・織田信長に仕へ、天正十年六月本能寺に戦死すと。
 又常國伴氏は木瓜にニツ引を家紋とし、又蒲生家臣に伴左大夫あり。又徳川時代、八幡の伴資芳(嘉謨)は國學者として名

あり。その養子に伴直樹・また名高し。
 33 幕臣伴氏 第二十四項氏、及び三十二項氏の後裔也。寛政系譜に九家を載せたり。家紋丸に林檎、菊、木瓜。
 一は「若狹守盛兼(五郎兵衛)—五兵衛重盛—權右衛門盛政—政繼、一は「東之助政次—強左衛門政兼—伊左衛門政職—藤右衛門敏政」の二流あり。
 34 清和源氏小笠原氏族 信濃の伴氏にして、小笠原系圖に「長清—時長(六男、伴六郎、弓馬達者)」と。伴野條を見よ。家紋横木瓜、三頭右巴。又寛政系圖に、此の流「傳兵衛次季—勘左衛門次之—次豐—次名」と云ふを擧ぐ。なほ伴野條を見よ。
 35 出羽の伴氏 大伴部條参照。元慶二年六月紀に「最上郡擬大領伴貞遠」なる者見ゆ。又小野寺系圖に「時通(母は伴綱忠の女)」とあり。
 36 石見の(膳)伴氏 カシハデノトモ條を見よ。
 37 美作の伴氏 笠懸寺記に「東南條郡高野郷(大柑子十合)伴是正」を載せたり。又後世伴八郎兵衛(慶安)など見ゆ。
 38 清和源氏武田氏族 安藝國佐伯郡に伴

村あり、古の土茂郷の地にして、嚴島正應文書に伴村と。武田光和の弟光廣・伴と稱す、タケダ條を見よ。又安西軍策に「伴五郎繁清(武田方)」を擧ぐ。藝備國志に「伴城は、武田氏の族伴氏・果世の居館なり」と。
 39 周防の伴氏 延喜年間の玖珂郷戸籍に「伴閑丸、伴稻刀自實」など見えたり。
 40 紀伊の伴氏 大伴條第四、第廿六項、三十二項、及び本條第十六項を見よ。
 41 阿波の伴氏 延喜の板野郡田上郷戸籍に「伴秋刀自女」などを載せ、又那賀郡橋浦海正八幡宮古文書に「宛行ふ、阿波國桑野保内海八幡宮神主職、并に免田の事、伴恒光所、云々。建武三年十一月日、源重長判」と。
 42 讃岐の伴氏 第七項、及び良田等の條を見よ。又寛弘元年の大内郡戸籍に「伴安良女、外十人」の名を擧ぐ。又醍醐寺志縁起、東寺長者補任等にも氏人見え、又太平記卷十五に「藤橋伴の者共」と云ひ、又南海治亂記に「興國元年、讃岐の住人藤橋伴の黨共・大館の世田城を攻む」と。
 43 太宰府官 永承七年六月八日太宰府々

官連署に「監代伴、典代伴」を載せ、又宮寺緣事抄、天承二年閏四月の府官連署に「監代伴貞安」見ゆ。肝付氏の祖伴氏も蓋し此の族ならん。
 又香椎社四黨の神官に伴氏あり、膳大伴宿禰裔なり。カシヒ條を見よ。又第九項参照。
 44 肥前の伴氏 當國在廳官の裔也。第二十項を見よ。又佐嘉郡眞手山健福寺鐘銘(建久七年)に「伴兼經、伴季忠、伴兼信」等見ゆ。
 又武雄社神主も伴氏にして、文書に「伴(天曆五)藤原貞門(平治元)、杵島五所社本司(仁安三)、武雄社本司(承安二)、貞門の生母伴氏、妹賀貞近、舍弟貞水(壽永二)、守門一家門(建仁二)、貞永入道蓮妙、家門高祖父伴行貞、守門伯父貞永(武雄文書)、神主守門(壽永二、後藤記錄)、武雄彌二郎員門(正慶二、後藤記錄)、法印頼實(後藤記錄)」等見ゆ。タケツ條を見よ。
 45 筑後の伴氏 高良山、馬遮宮檢非違所長に伴宮忠あり、カウラ條を見よ。
 46 肥後の伴氏 山鹿郡尾登利莊石村八幡宮社額に「承平五年、城州石清水より勸

請、その時・伴親直供奉」と。又詫磨文書貞應三年五月下旬に「伴平次宗次」見ゆ。
 47 日向の伴氏 三俣院郡司伴。重あり。橋口、肝付條を見よ。又地理纂考、諸縣郡末吉郷南郷村條に「橋野。萬壽年中、平大監季基居所の趾なり。季基・日向に下り、郡元梅北に神社を建立し、其の社務を掌り、後に伴兼貞に所管を譲り、此の地に移居せりといふ」と見ゆ。
 又露島兩所權現社記に「今當宮に古面あり。永享十三年辛酉の面と見え、年號に銘書ありて『伴氏再興』とあり。又文龜弘治の棟札に『大旦那伴兼祐、兼守、兼相の古面にも、兼相の銘書有り』と。又諸縣郡教仁郷妻萬五社大明神、天文廿二年棟札に「當主君伴良兼公、同隱居兼續公、地頭伴兼治、同兼秋、」と見ゆ。
 又一宮大明神文明五年に「大旦那長門守伴氏貴兼、立兼」同十八年に「大旦那伴兼藏、明應八年に「同伴兼盛、永正八年に「同伴兼珍、並に龜龜丸、大永三年に「同伴久兼、並に龜龜丸、大工司白坂式部大輔伴兼次、」など見ゆ。
 48 薩摩の伴氏 薩摩國田原に「權兼伴

在判(師高)と。また「高城郡公領吉枝十九町名主在應師高。武光三十三町五段、万得十五町、寺編公領吉枝七町、名主在應師高」と見ゆ。又地理纂考に「伴兼行が居城の址なり。伴姓系圖を按ずるに『大友天皇の皇子余那足・始めて伴姓を賜ひ、傳へて七世、伴兼大監兼行に至り、始めて薩摩國鹿兒島神食村に居る。曾孫兼俊に至りて、大隅國肝屬郡辨濟使を領す』とありて、兼俊以前伴氏の居城なり。此地方四町許にて、伴兼御館と號す。長元九年九月、兼俊・大隅國肝屬郡を賜り、同郡高山に移る。自後、伊數彌次郎忠純・伴兼館に守護たり。忠純は長谷崎六郎久純が二男にて、伊數村に住す、故に氏とす」と見ゆ。
 また「さて肝屬の家を大友天皇の後裔なりといふこと、疑ひ無に非ず。伴姓は其の本大伴にて、天押日命の後なり」など見ゆ。キモツキ條を見よ。
 49 大隅の伴氏 肝屬條参照。贈吹郡市成郷日吉神社長祿二年四月棟札に「伴家兼忠、同兼秀建立」と。伴行家の後也。又肝付郡始良郷鶴戸神社文明十二年八月廿七日棟札に「大旦那河内守伴朝臣沙彌兼

忠」とあり。

又禮部岩川郷中之内村八幡神社樓札に「天文四年、禮部藤原重忠、當地頭伴兼豐造立」と載せ。又同郡恒吉郷大谷邑投谷八幡宮天文廿二年樓札に「大禮部伴兼豐當主君良兼、并に御隱居前河内守兼禮、今沙彌者約、當道營主地頭伴家加賀守兼吉、云々」と。又永祿八年八月樓札に「大且那良兼公、當且那伴兼守」など見ゆ。又大隅郡邊塚村十三所大明神永祿十三年樓札に「伴氏息女云々」を載せ、又禮部市成郷方原村三宮社元龜三年樓札に、「伴家三郎四郎兼助造立」と。キモツキ條を見よ。

50 雜載 一條朝に伴別當兼平あり、無双の相者と傳へらる。又東鑑卷九に伴藤八(死)を載せ、又撰解文集に伴永利あり。又徳川時代、松山松平藩重臣、長島増山藩用人、野山小笠原藩重臣、長岡牧野藩用人、赤穂藩藩用人、出石仙石藩用人等に此の氏あり。又京極殿給帳に「千石(小姓頭)伴八郎兵衛、三百石(なんど奉行)伴牛兵衛、二百石伴久兵衛」など見ゆ。又田中家臣知行割帳に「三百五十石伴時兵衛」を擧ぐ。

又堀尾山城守給帳に「百四十石伴九郎左衛門」を載せ、又藝者の書附に「二百俵、醫師伴道典、今程五百石、寄合」と。津山藩分限帳に「百石伴部」を擧ぐ。又水戸藩國學者伴武平(香竹)も美作の人也。又彦根藩儒に伴東山(只七從義)、伴側庵(只七成)。又若狭小濱藩士伴信富の養子伴信友(山岸惟智)は國學者として、其の名甚だ高し。又弘前藩儒に伴健君(才助)あり、藩學館を興す。又江戸の國學者に伴萬五郎直方、又幕臣伴經三郎貞榮の養子伴門五郎貞盛(武藏足立郡麻の人、岡田氏)は幕末彰義隊の頭梁也。又歸江藩に伴慎吾見ゆ。なほ美濃、武藏、信濃等にも存す。

友 友 友 トモ 和名抄、安藝國佐伯郡に土茂郷あり、後世伴色と云ふ。前條第三十八項參照。
トモ 備後國沼隈郡色より起る。
1 藤原姓 源平盛衰記、平家方に「備後國住人頼六郎」あり。下りて海東諸國記に「光吉。戊子年使を遣して來朝し、書を

して、備後州友津代官藤原朝臣光吉と稱す。宗貞國を以つて接待を請ふ」と見ゆ。
2 雜載 又頼鍛冶あり、「藤永中、頼浦住藤原真家」あり、その後、家次、貞次等あり。又日用重寶記に此の訓見ゆ。

戸毛 トモ 大和に戸毛の六庄あり。

度毛 トモ 和名抄、下總國葛飾郡に度毛郷を收む。而して東大寺文書、美老五年に、下總國葛飾郡大伴部佐加賀あり。即ち度毛は伴部てふ氏號に出でし者にて、大伴部に外ならず。

友井 トモキ

友池 トモイケ 筑前の豪族にして、鞍手郡友池邑より起る。宗像條參照。

友石 トモイシ

伴内 トモウチ バンナイ 伴姓にして内舍人たりしを稱號とせし也。伴内左衛門尉實親などあり。トモ、オホトモ、バンナイ等の條參照。

友江 トモエ 因幡國の名族にして、高草郡服部邑に巴屋鋪あり、友江長成の居址なりとぞ(因幡志)。

又羽前に此の地名存す。

頼繪 トモエ 近江に頼繪庄あり。又頼繪女は中原兼遠の女、今井兼平の妹也。

巴 トモエ 承久記卷一に「巴の大將公經、癩」あり。西園寺條を見よ。

又巴氏も現存す。

巴田 トモエダ

友枝 トモエダ 豊前國上毛郡友枝邑より起る。

1 豊前の友枝氏 前逃友枝邑の土豪也。友枝手永土佐井の於名塚は、蓋し此の氏祖先の墳墓か。塔條參照。その後、曆仁の頃、友枝利部あり、宇都宮道房に從ひて入洛す(宇都宮家譜)。爾來宇都宮氏に從ひ、戰國の頃、友枝忠兵衛、次いで友枝頼興等見え、又宇都宮文書豊前知行御領の衆に「友枝、三千二百石、友枝六郎左衛門範興」を載せ、又滿光寺文書、人數積の儀に「友枝城、二百餘人、今高三千二百石、友枝太郎左衛門範興」を擧ぐ。友枝文書、天正九年四月二十七日、野仲鎮衆の判書に「昨二十六日、西衆取り、騷り候處、其元衆申請上に、相助められ、別して手を碎き、討死せられ候由云々、内尾藤太郎殿」と。この年、野仲鎮衆、上毛郡雁股城を陥れて、一族友枝大膳丞を置き、光明寺城に友枝忠兵衛を降し、加能枝城に内尾伊豆守觀賢の子主水正兼

元を置きて城番とす(榮上郡志)。

2 藤姓宇都宮氏族 前項氏は豊前宇都宮氏の族にして、信景の子信範の後と云ふ。蓋し友枝利部の家を襲ぎしものか。宇都宮大系圖に、道房の弟「友枝信範—友枝道範」と載せたり。その後、野仲氏より中興す、系圖に「野仲弘花—内尾親賢、弟友枝宗道—大膳丞、弟親兵衛」とあり。

3 秀郷流藤原姓 然るに大洲友枝連水氏の由來書には「茲に友枝家の由來を稽ふるに、遠祖は田原藤太藤原秀郷公にして其の第二十五世の後裔、叶松城主内尾伊豆守親賢、之を中興の祖と爲す。其の同族狩股城主友枝隼人佐に二子あり、長を友枝大膳丞と云ひ、弟を友枝新兵衛と云ふ。而して大膳丞は、黒田家の兵衆と戦ひて討死し、新兵衛、其の後を承け、内尾主水(親賢の子)と共に、黒田家に降參す。主水は即ち新兵衛の姪なり。黒田甲斐守孝政・高麗國より歸陣し、新兵衛の死亡せるを聞き、主水の息女鶴千代女は、新兵衛の孫女なるを以つて、栗山四郎右衛門に命じ、其の見立を以つて、土佐井藤左衛門の男仙千代に取合せ、新兵衛の後式を相續せしめたり。之を友枝小

次郎と云ふ。其の子友枝惣右衛門・黒田家より惣庄屋役を命ぜらる、事は友枝古文書にあり。

又云く、中津城に於て、主水備・甲州様より惣庄屋役を仰せ付けらるともあり。此の傳説二様にて、一は主水の直役、一は其の孫への役義にて、事實果して如何なるや、不明なるも、其の後の實歴を以つて觀れば、大庄屋は數代内尾家にて勤め居るも、友枝家の名義なし。然るに主水より五代の孫宗種の時、君命に依りて、姓を友枝と改むること、友枝家現在の家譜に記載せり。此れに依りて之を觀れば、友枝家と内尾家は元來一家にて、何時の頃よりか、内尾と稱しけるを、宗種の代に於て、君命を以つて復姓したる者と知るべし。然れば、或る時乃ち友枝太左衛門の藩政府への属書に「内尾と申儀も友枝の家名に御座候」と云へり。宗種の子宗成・通稱太兵衛、貞享年申此の大村(福岡縣築上郡八屋町大村也)に移住す。是れ此の地に於ての元祖なり。其の子宗保・通稱太兵衛と云ふ。其の子二人あり、長を宗辰と云ひ、家職を承けて、大庄屋役を勤め、弟宗興・通稱新平

と云ひ、分家して一家を立つ。道休と號す」と。その子「順平宗繼(花亭)―順治宗行―順八宗實(甘休)―小兵衛宗民(實は岡田慶作三男)―誠治宗義―高彦(實は連水男)、弟照雄」なりと。

連水翁は宗民の養子にして、學深く天地山甲神社を創立す。その宗榮子また神道研究会に盡す所大也。

4 雜載 筑前原田家臣に友枝九郎兵衛あり、朝鮮征伐に行けり。又肥後の學者に友枝正造あり。

輅岡 トモヲカ 和名抄、山城國乙訓郡に輅岡郷あり、度毛乎賀と註す。

友岡 トモヲカ 山城國以下に此の地名あり。また紀伊國在田郡中村老賀八幡宮の神主に、友岡兵庫、社人に、寺軸孫九郎あり。

また京極藩給帳に「三百石友岡八兵衛」を舉ぐ。

輅賀 トモガ 撰解文集に輅賀氏見ゆ。

友影 トモカゲ

友金 トモカネ

友清 トモキヨ 肥前河上淀姫社承元三年文書に「杵島郡友清」見ゆ。

友國 トモクニ 三河に此の地名あり。

友倉 トモクラ 伊達正宗家臣に此の氏あり。

トモゴホリ トモベ條を見よ。

友實 トモザネ 能登國若山村の名族に友實氏あり。又備前に存す。

友澤 トモザハ

友重 トモシゲ 丹後國熊野郡に友重保あり、田數目録、康正二年造内裏段錢引付等に見え、今友重村と云ふ。

1 日向の友重氏 當國の名族にして、日向記に友重與兵衛尉を載す。

2 雜載 その他、徳川時代、人吉相良藩用人に存し、又大村藩に友重氏あり、又香宗我部家臣に友重孫右衛門・見ゆ。

燈野 トモシノ トウノ 中興系圖に「燈野・平姓、四郎兵衛清平・これを稱す」と。

友庄 トモシヤウ トモノシヤウ條を見よ。

友末 トモスエ

友杉 トモスギ

友添 トモソヘ

伴田 トモダ ハンダ

1 伴田朝臣 神護景雲二年十一月紀に、「伴田朝臣伴刀自」なる者見ゆ。

2 利仁流藤原姓齋藤氏族 桐原系圖に、「齋藤加賀守吉信―伊傳(越前惣追捕使。伴田大夫と號す)―爲延(越前介)―爲頼

頼季、弟頼基」とあり、子孫連藤條を見よ。

3 大和の伴田氏 大族也。ハンダ條を見よ。又博多日記に「大番衆、大和道・伴田左衛門入道跡」とあるもの此の族か。

伴太 トモタ ハンタ 和名抄、筑後國御井郡に伴太郷を收む。大津貞季・この地に居る、伴太氏の祖也と。オホツ條を見よ。

輅岡 トモダ 伊賀國に輅岡庄あり、又前二條と通す。

1 都那直 大和國山邊郡の友田邑より起る。小山戸・北氏の族、即ち都那直の裔にして、其の家系に「重秀―重快―重愷(輅岡武藏・藤原)―重宗(泰五郎、藤原)―重順(輅岡四郎)―金平」とあり。後に頼住氏の麾下となれり。又筒井氏配下の將に輅岡武藏・見ゆ。

2 雜載 千葉家臣に輅岡武藏あり。その他、次條を見よ。

友田 トモタ 大和、武藏、安藝、豊後等に此の地名存す。

1 佐伯姓 安藝國佐伯郡の友田邑より起る。永正大永の頃、友田興藤あり。本姓佐伯氏、佐伯西郡櫻尾城主なり(劉藩通露)。後友田村に居りて友田と稱し、上野

介に任ず。劉藩通露に「永正十五年三月、華洛に於いて、藝州櫻尾城主佐伯掃部助興藤興行」とあれば、當時は未だ佐伯掃部助といへること論なし。しかるに房顯記に「友田上野介・在京」とあるは、後を前にめぐらして云へるならんと。

また劉藩通露に櫻尾城主とあるに、房顯記に「友田、上野介興藤、大永三未年閏四月十一日、武田光和、其の他、國衆の合力を以つて櫻尾へ入城して、神主になり給ふ」とあるは審かし、因りて熱考するに、始め櫻尾の城主なりしが、義興の神領を押し預り領するに及び、櫻尾に城番を置きしが故に、興藤・領内友田村に移り、始めて友田を氏とし、後に至るも之を憤り、遂に大内に背き、武田光和等に援を乞ひて、再び櫻尾に入城せしならん(大内氏實錄、地名辭書)と。

又永正五年、嚴島神主四郎興親・將軍に隨從して上洛せしが、其の年十二月病死して、神主の家断絶せしかば、小方加賀守、友田上野介興藤等、共に神主職を競望に及びければ、大内義興・之を見て、訟するものは中より取れとの謔ありとて、櫻尾、己斐、石道本城に城番を置き、神

領を預る。興藤・念願のならざるを憤り、武田に援を乞ひ、安藝・大に亂る。

大永二年四月、興藤・兵を擧げて、己斐城番内藤孫六、櫻尾城番大藤加賀守、石道本城番杉甲斐守を追ひて櫻尾に入城す(房顯記)。此處に於いて、大内氏は、陶

興房を藝州に差遣して興藤を撃つ。興房、佐四郎に出で大野の門山に陣し、八月五日、興藤と戦ふ。弘中武長は警固船に將として、齋藤次郎高利等を率ひ、大島郡遠崎を朝日に帆し、十八日嚴島に渡り、友田が番兵を追ひ、進んで二十日市の番

兵をも撃つて走らしむ(房顯記、古文書參取)。十月三日、佐東の兵來り、嚴島を襲ふ。逆戦して之を破る(古文書)。

同四年五月、陶興房・大野城を攻む(古文書)。十二日、友田興藤は武田光和と合し、大野の後援に女瀧に出軍す。大野の城主彈正少弼は款を興房に納れ、城を火

く。よりて興藤、光和走る。興房之を追撃し(房顯記)、秋七月、櫻尾城を圍む。

興房は岩戸山に陣し、吉見、杉、内藤等は天神山麓尾に陣す。義興は嚴島の勝山に假館を造りて、これを本營とし、日々

櫻尾に渡り、兵士の働を檢す(房顯記、

古文書)。後車槽を造り、北下りに櫻尾におし懸けて攻撃するに、城兵・箭太鼓にて之を嚇しつゝ、防禦しけるが、遂に力盡き、興藤も吉見三河守頼興について降を乞ふ(房顯記)。

その後、天文九年冬、尼子の兵の内郡に亂入して毛利氏を圍むや、興藤・之を機として、又も兵を擧げ、野島、吳島、因島

の兵船を招く。十年三月、義隆・親ら神主を攻めんが爲め、岩國を發して大野の門山に至る。廿三日藤懸の七尾に陣營して、櫻尾城を攻む(古文書、房顯記等參取)。

四月五日夜半、神領の兵・羽仁、野坂、熊野等、及び興藤が家僕にいたるまで、興藤を棄て、退去す。是に於いて

興藤が子廣就・五日市城に通れ、興藤はたゞ一人となりて、城に火を放ちて自殺し(房顯記、義隆記)、五日市城主穴戸

七郎も廣就を切腹せしめて、其の首を七尾に送る(房顯記)とぞ(大内氏實錄)。サ

ヘギ、ノザカ、イツクシマ條を見よ。

2 尾張の友田氏 中島郡木全村の士に友田新左衛門あり、人物志に見ゆ(尾張志)。

3 服部姓 伊賀國の名族にして、輅岡庄より起る。上友田、中友田の諸氏あり。

ハトリベ條を見よ。

4 雜載 その他、宮部家老臣に友田左近右衛門、田中家臣知行割帳に「二千三百石友田勝右衛門、七百石友田次郎兵衛」又加賀藩給帳に「友田彦助」を擧ぐ。又伊賀上野の俳人に友田良品あり。又信濃、加賀等に存す。

朋田 トモダ 前二條に同じ。

伴堂 トモダウ トモンド 大和國式下郡伴堂邑より起り、伴堂城(三七村)に據る。在原廣遠の裔にして、至徳元年の大和武士交名に「伴堂殿」と載せ、又國民郷士記に「伴堂平城、伴堂大學」と。大和志料に「此の氏は本長谷川にして、在原廣遠の苗裔なり」と云ふ。天正の頃、大炊介道成あり、簡井の麾下に屬せり。又郷士記に「伴堂大炊介(長谷川氏)、伴堂大學」と載せ、簡井諸記に「伴堂大炊介道成(簡井氏、天正の比)とあり。案ずるに、こゝに簡井氏と記すれば、簡井の麾下となるに及び、其の氏を冒せるならん」と。

友知 トモチ 肥後に此の地名存す。
友近 トモチカ
友津 トモツ 新條を見よ。
友塚 トモツカ

友次 トモツク 備前に存す。
友恒 トモツネ 武藏國秩父郡に友恒庄あり。文和三年尊氏將軍より武田彌六入道へ與へし文書には「武藏國秩父郡友恒名」と見えたり。

友常 トモツネ
戸本 トモト 美濃に存す。
伴中 トモナカ 丹波氷上郡の名族にして丹波志に「伴中氏。今眞壁氏とす。子孫・中竹田、新道具。三代以前より萩原二位様御代官、帶刀御免、三位様より御遺物御太刀有り。宮様百人一首、御直筆。木名伴中氏也」と見ゆ。

友永 トモナガ 肥前の豪族にして、次條氏に同じ。友永對馬等ものに見ゆ。

朝長 トモナガ
1 藤原姓 肥前國彼杵郡の豪族にして、大村藩の重臣たり。士系録に「藤原姓朝長氏は、正暦五甲午年、直澄公・始めて肥前國藤津、彼杵、高來の三郡を賜はりて、大村に來るの時、陪從する所の七士の其一也。應永の比、朝長右衛門大夫純次なる者あり。而して正暦より應永の際に至るまで歴代不詳。故に純次を以つて朝長氏の中興の祖と爲すと云ふ。

純次(右衛門大夫)純泰(伊勢守)純俊(右衛門大夫、文明六年甲午年十二月下旬、有馬肥前守貴純・壹瀬村に入寇す。純伊公・鳥甲城より中岳の塞に御出陣。同月廿九日、中岳樂より上宮樓に備へ玉ひ、味方中岳原に奮戦して既に勝を得んとす時、鈴田越前入道道意・有馬に内應す。公・郡岳に入り、其の夜、松原邑より早岐に赴き、純俊、大村山城守純次、長與大炊介家清、庄和泉入道頼甫、今道左京純經、及び原口與惣右衛門等と共に陪從し奉り、公・折字瀨村、佐々村を經歴して、加々良島に潛居す。十二年春、加々良島を發し、八月九日歸郡、十二日川棚村小串浦に著し、十五日、彼杵村松岳城を攻め取り、直に郡村好武、今富爾城を攻め拔き玉ひ、十六日大村館に入る」云々と。

2 又江頭、築地(生國佐嘉)、今富等の諸氏より分れし朝長氏も存す。
又大村記に「忠證・大村入國附添七人の一に朝永云々」と載せ、又大村純伊の母(朝長伊勢純泰の女)と。徳川時代、大村藩重臣にして、武藏中老に見ゆ。

朝永 トモナガ 前條氏に同じ。

友直 トモナホ 備前に存す。

友成 トモナリ 深谷記、上樞普代目錄に「友成源太左衛門」を載せ、又信濃の名族に存し、又幕末、幕府の名士に友成郷右衛門安良(郷右衛門久周の子)あり、砲術に長じ、各地に轉戦す。その子求馬は長州征伐に死す。又阿波の名族に存す。

伴野 トモノ パンソ 和名抄、信濃國伊那郡に伴野郷を收め、土毛乃と註し、高山寺本には度毛乃と訓ず。東鑑には伴野庄とし、のち伴野邑と云ふ。又佐久郡にも同名邑あり。

1 大伴姓 和名抄の伊那郡伴野郷、及び佐久郡の伴部村は、共に大伴部が住居せし地なるべし。而して延喜式所載佐久郡の大伴神社は其の氏神と考へらる。古く古今著聞集卷六に「右近將曹伴野貞行」なる者見ゆ。此の氏人か。

2 清和源氏小笠原氏族 東鑑、文治二年十月條に「信濃國伴野庄云々地頭加賀美二郎長清、」また四年九月條に「伴野庄地頭小笠原次郎」と見ゆる伴野庄より起り、長清の子時長を祖とす。分脈に「小笠原信乃守長清—時長(兵部少輔、伴野六郎)」。また小笠原系圖に「長清—時長(六男、號伴六郎、馬達者也)」。又一本に「時長—長直(時直に改む、三郎)」。長泰(彌三郎、出羽守、城隍典入道の亂、鎌倉に誅せらる)一泰行(又三郎、父と同じく死)一長房(康水天龍寺供養僧兵、彌三郎、出羽守)と載せ、中興系圖には「伴野、清和、小笠原遠光男次郎時長、これを稱す」と。又伴野、清和、本國信濃、小笠原孫次郎長清の男六郎時長、これを稱す」との二あり。

3 氏人 東鑑卷二十六に、小笠原次郎時長、承久亂に六郎時長(伴野庄主)、又寛元五年に友野太郎見ゆ。又分脈に「長泰、



城隍典十郎の事に依りて、鎌倉に於いて誅され了る。その子盛時、長直も同時に誅さる」と。この長泰は小笠原惣領なりしが、城隍典守泰盛・逆心の時、同類たるに依り、弘安八年十一月八日、父子五人・由井濱にて誅せられ、此の氏衰ふ。長房は廣永四年、天龍寺供養に出づ。太平記卷廿四に見ゆ。又太平記三十一卷に伴野十郎あり。
その後、徳川親元日記に「寛正六年云々、信州伴野源貞棟、受領を望み申す、上總介の事」と。下りて、應仁文明の頃、伴野佐渡守光利あり、前山城主。其の子刑部大輔貞慶、その子主殿助信豐、天文十四年に至り、武田氏に降り、相摸守と改む。百騎の將たり。其の子左衛門佐貞(後貞祥)一宮内少輔信守(天正十年十一月、前山落城、討死)一又四郎(天目山討死)也。
その居城・佐久郡前山(前山村)は伴野光利以來、代々の居城にて、天正十年十一月、徳川勢の爲に落城す。千曲眞砂等に「伴野庄を二分せば、野澤は東伴野にて、前山は西伴野とす。小笠原長時の子、六郎時長、伴野を氏とし、時長、時直、長泰

の三代は、信州小笠原家の總領たりしが、弘安年中、長泰・誅せられて、家門稍や衰ふ。太平記に伴野十郎あり、新田義宗に屬して勤王す。後足利時代に、伴野長房、同長信あり。伴野光利に至り、文明頃、前山に築き、光利の子節香徳忠和尙、大永元年、眞祥寺を前山に建つ。高野山蓮華定院日牌記に「享祿三年、伴野刑部貞慶」とあるは、光利の家督なりと云ふ。湖上聯燈録には「前山城主小笠原貞祥」とす。光利の孫刑部信豐、武田氏の幕下に屬し、其の後、刑部貞長は、天正十一年、徳川の將依田新六郎に攻められ、伴野城陷る」と。この氏・伊部、佐久、何れの伴野より起りしか詳かならず、後世は斯く佐久に在り。

3 甲斐の伴野氏 前項の族にして、多くペンノと稱す。下ノ郷起請文に伴野三右衛門・見え、又野澤衆に在り。その他多し。

4 藤原北家安達氏族 尊卑分脈に「安達藤九郎遠兼―武者所遠弘(號伴野)―右衛門尉遠經―左衛門入道遠實(號伴野)」と見ゆ。承久亂、官軍に屬する士に友野右馬允遠久あり、本姓安達氏なりと。

5 三河の伴野氏 蠶豆小笠原系圖に「時長―時直―長泰―盛時(以上第一項に在り)―泰房(城入道合戦敗北の時、所領三州大陽寺庄に没落し、始めて三州に住す。三州小笠原の祖)―泰行(弓道の達者、鳴弦一流の祖、法名道監)―長房(出羽守、應永四年九月十七日死、法名淨鏡)―長春(藏人大夫、應永八年四月出家、號三河入道明鏡)―長頼(小三郎、應永十六年三月、丹波國石河城に於いて、長春と共に討死す)―直次(右近。天文九年四月廿二日討死)―某(右京亮)」と。又直次の弟「直正―直助(河内守)―親助(彈正少弼)―氏儀(河内守)―氏助(與八郎、彈正少弼)」と。

次に直次、直正の弟「長正(安藝守、應永年十二月廿六日、三河國蠶豆に於いて一門等討死)」



6 幕臣伴野氏 諸家系圖纂に「小笠原流之内。貞元(刑部大輔)―貞平(相模守)―貞信(若狭守)―貞行(宮内少輔)―貞守(能登守)―貞吉(對馬守)―貞明(主馬)―貞政(九左衛門)」と載せ、寛政系譜に此の後裔六家を擧ぐ。家紋松皮菱、丸に唐花、日足。貞吉―右衛門貞直―縫殿助貞明(主馬助)―九左衛門貞政(主馬)―小次郎貞繼(數馬)―九左衛門貞皎―貞常―貞能―貞長―貞次―貞顯」と見ゆ。

7 會津の伴野氏 第二項の族にして、新編風土記、河沼郡代田組鳩村條に「舊家伴野次郎右衛門。此の村の農民なり。家系に據るに、先祖は、伴野出羽守長房と云ふ。其の子孫、伯耆守重清と云ふ者、康暦の頃、羣名に従ひ、會津に來り、本村、及び耶麻郡宇都野石堂三村を領し、此の村に住せり。其の遠孫伯耆守光實と

云ふ者あり。天正中、松本太郎、羣名家を亂さんとて、里川に攻め入りし時、光實・是を聞き、急に馳付け、城壁に附きしが、城中より防ぐこと急なれば、深手負ひつゝ幸じて脱れ歸れり。同十七年、磨上の戦に羣名敗績し、義廣も佐竹の寄公たりしかば、他家に事へんことを耻ぢ、民間に隠れ、百姓となり、其の衰へしを悲しみ、兵を牛野と改め、今は舊に復せり。即ち次郎右衛門は其の遠孫なり」と見ゆ。

8 雜載 森家臣に伴野編右衛門(三十石餘)あり。

伴乃 トモノ 前條と通ず。

友野 トモノ 伴野條参照。

1 清和源氏小笠原氏族 信濃伴野氏に同じ。東鑑卷三十八に友野太郎、太平記卷三十一に友野十郎・見ゆ。今も信濃に存す。

2 駿河の友野氏 駿府の名族にして、今川時代より商人の頭也。友野文書に「友野座、米座」と云ふ商人の名目あり。友野座は絹布を商ふ、今の奥州町是なり。米座は即ち石町にあたる。其の奥州町、

今六丁あり、府の眞中にして、往古より府の本町なり、友野與左衛門は此の町に居り、今川氏領國の時より、府の商人の頭たり。松木氏の家・絶てより、其の家文書も友野家に傳ふ(新編風土記)とぞ。

3 下總の友野氏 葛飾郡茂侶神社祠官友野氏、増尾村八幡社祠官友野氏、相馬郡立木村紋綱神社祠官友野氏(式社考)等あり。

4 雜載 澁江安室の事に友野村城主友野法印(東作志)見ゆ。又幕府の儒官に友野雄助(叢舟)あり、又備前、備中等に存す。

朝野 トモノ アサノ條を見よ。又肥前に在り、朝長純次の後也。トモナガ條参照。

伴緒 トモノヲ トモノミヤツコ條を見よ。

伴大田 トモノオホタ

○ 伴大田宿禰 大伴氏の族なり。オホタ及び伴條を見よ。

伴内田 トモノウチダ

○ 伴内田氏 三河伴野氏の族にして、伴氏系圖に「機野」伴三郎知真の子實知(元相州鎌倉に住す。後に甲賀に來り、下馬杉に住して、伴内田遠江守と號す)―實高(同出羽守)―景永(又次郎)―康信(新左

衛門)―吉實(吉兵衛尉、右衛門尉か)」と。ウチダ條第七項、及び機野條を見よ。また景永の弟「日向守景實―貞和(岡山)」、弟右近大夫實清―半助景貞―新九郎康國」とあり。

伴神田 トモノカンダ カムダ條を見よ。

伴椽 トモノジャウ トモノ條を見よ。

友庄 トモノシヤウ 武藏の豪族にして、小野姓、猪股黨なり。小野氏系圖に「男衾重任―某(無動寺)―成廣―成助(友庄三郎)」と載せ、又史料本には「野權守成廣―成助(友庄三郎)」と見ゆ。

伴橋 トモノタチバナ

○ 伴橋連 大伴氏の族にして、大伴橋連の裔也。後伴橋連と改む。

伴椿 トモノツバキ

○ 伴椿連 大伴氏の族にして、承和七年十一月紀に「勅す、橋戸、蜷橋、橋連、伴橋連、橋守、橋等の六姓は橋朝臣と相渉る。宜しく椿戸、蜷椿、椿連、伴橋連、椿守、椿等を賜ふべし。自餘、橋字を以つて、姓となすの類、亦椿を以つて之に換へよ」とあり。

伴造 トモノミヤツコ 職名の一にして、品部の首長を云ふ。其の全體の管理者たる

時は總領的伴造と云ひ、一部なる時は部分的伴造と云ふ。詳細は「日本上代に於ける社會組織の研究」第二編を見られたし。

伴良田 トモノヨシダ

伴良田連 大伴氏の族にして、讃岐に在り。ヨシダ條、及び伴條を見よ。

友則 トモノリ

伴林 友則トモハヤシ トモノハヤシ

1 伴林宿禰 大伴氏の族なり。ハヤシ條及び伴條を見よ。

2 無戸の伴林氏 ハヤシ條を見よ。

3 雑載 伴林六郎光平(萬壽)は河内(一に攝津)の人なりと。蓋し前項氏の後裔ならん。志紀郡林村なる眞宗尊光寺に生る。天誅組の名士にして、元治元年二月、京都六角の獄中に死す。明治に至り、従四位を贈らる。陣中日記、南山踏雲錄の著あり。

頼張 トモハリ 職業部の一にして、頼を作るを職とせし品部也。中古には雑工部の一として、令集解に「頼張廿四戸」と見ゆ。

又天平寶字四年二月紀に「頼張云々等の雜戸は、天正十六年二月十三日の詔書によりて、改姓を蒙むると雖も、本の業を免がれず」など見ゆ。

備後の頼張 和名抄、備後國世羅郡に見よ。

5 常陸の伴部 正倉院文書、常陸國戸籍に「伴部小刀自賣」等五人を載せたり。和名抄、當國多可郡及び眞壁郡に伴部郷を收む。後世友部と云ふ。

6 信濃の伴部 和名抄、伊那郡に伴野郷を收む。トモノ、オホトモベ等の條を見よ。

7 陸奥の伴部 大伴部裔なれど、蝦夷族なるも存せしが如し。和名抄、會津郡(岩代)に伴々郷あり。類聚國史に「承和三年三月云々。陸奥國伴因勤九等伴部子羊等に、外従五位下を授く。勤功の勲するに足るを以つて也」と載せ、また貞觀七年五月紀に「陸奥國伴因外従八位下伴部建麻呂に、外従五位下、勳五等を授く」とあるも、此の地方の人か。

8 出羽の伴部 承和十一年七月紀に「出羽國最上郡の人。外従八位上勳七等伴部道成の男、外少初位上勳九等繼益、白丁吉繼、秀益、繼守、同姓勳九等福尊等の七人に、姓を吉繼侯と賜ふ」と載せ、又貞觀十五年六月紀に「節婦出羽國飽海郡人伴部小椋賣、伉儷亡後、墓側に廬す」など見ゆ。

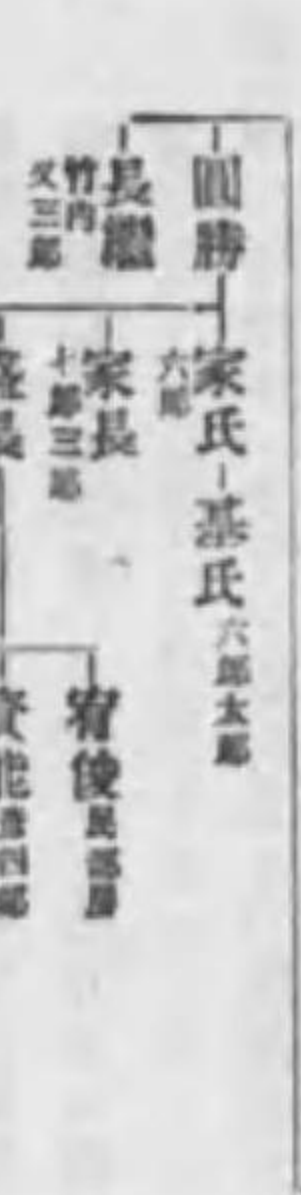
頼張郷を收む、後世戸張邑と云ふ。この部氏のありし地ならん。

2 近江の頼張 高嶋郡に頼結郷(止毛由比)あり、また頼結神社鎮座す。頼張のありし地なるべきか。トモノヒ條参照。

友彦 トモヒコ 柳倉小笠原藩用人に此の氏ありと。

友久 トモヒサ

1 綾姓 讃岐の豪族にして、綾氏系圖に「羽床藤大夫重高—六郎長資—長久(友久六郎)—長宿(備後房)、弟長家(同七郎)」



2 雑載 秀範法印(相州友久、忠孝代の人)也。

友平 トモヒラ

友廣 トモヒロ

頼淵 トモフチ 紀伊國那賀郡に、友淵庄あり、莊司、及び林條を見よ。

船淵 トモフチ 攝津國東成郡に船淵莊あり、攝津志引武庫郡西宮六洪寺鎮鎧に「攝

9 越中の伴部 和名抄、當國射水郡に伴郷を收む。伴部なるべし。

10 安藝の伴部 佐伯郡土茂郷・和名抄に見ゆ。

11 周防の伴部 延喜年間の玖珂郷戸籍に「伴部稻虫賣等十人」の名を載せたり。

12 肥前(佐賀)の伴部 和名抄、小城郡に伴部郷を收め、止毛と註す。

13 肥後の伴部 和名抄、葦北郡に伴部郷を收む。

14 雑載 その他の事は、オホトモベ、オホトモ、トモ等の條を見よ。また徳川時代、國學者に伴部武右衛門安宗(止定齋)あり、幕臣也。

友部 トモベ 前條と通ず、地名も前條に云へり。又常陸の友部氏は、大伴部、伴部、小野崎、石神等の條を見よ。

品部 トモベ 伴部と同じ。「日本上代に於ける社會組織の研究」第二編を見よ。

友政 トモマサ

友松 トモマツ

1 尾張の友松氏 會津正之の執政に友松勳十郎氏與(忠彦)ありて、岩代那麻郡猪苗代に忠彦齋社あり。新編會津風土記に「家老友松勳十郎氏與を祭れり。氏與は、

津國四成郡船淵莊盛福寺鎮、文永十一年」と。今郡島村友淵の地也。

伴藤 トモフチ パントウ條を見よ。

伴部 トモベ 古く部の事を伴と云ひ、その首長を伴造、或は伴緒と稱す。而して部は伴と連ねて、伴部とも、品部とも記す。詳細は拙著「日本上代に於ける社會組織の研究」第二編を見られたし。

その後、淳和天皇の弘仁十四年、大伴の語は、天皇の御諱(大伴)たるにより、避けるに、大伴氏を伴氏と改められし際、大伴部も伴部と改むるに至れり。即ち氏に伴部と云ふは、大伴部の後裔たる也。オホトモベ條を見よ。

1 京師の伴部 貞觀六年紀等に見ゆ。

2 相模の伴部 和名抄、當國足柄上郡に伴部あり。高山寺本には伴群部に作る、伴部の誤にて、此の部氏の住居せし地也。古く四天王寺御手印縁起に大伴部と。又後世大友村と云ふ。大友氏の起りし地なり。

3 安房伴部 大伴部の裔なれど、こは膳大伴部の後なるべし。和名抄、長狭郡に伴部郷を收め、止毛倍と註す。カシハデ、インベ等の條を見よ。

4 下總の伴部 大伴部條、及び度毛條を

尾張國愛知郡日比津村の産、友松藏人某が後に、祖父治右衛門盛保、大關秀吉に仕へ、父新右衛門氏盛・秀頼に仕ふ。氏與は土佐國土佐郡高知村に生れ、幼名を内藏と云ふ、十三歳にして、正之に仕へ、後家老となる」と見えたり。

2 雑載 その他、秀康齋給頼に「三百石友松將監」、又京極殿給頼に「百五十石友松彦右衛門」、また東作志に「勝北郡々吏友松伊右衛門」見ゆ。

友光 トモミツ 新編武藏風土記、足立郡條に「友光氏。先祖三郎四郎・隣村辨財村昌福寺を開基し、永正七年十二月四日卒す。法號大山知庵主。其の子宮内・永祿三年八月五日卒す、法號長山常久居士。其の子將監は小田原北條家に奉仕し、天正十七年十一月十三日卒す、法號安室隱秀居士。其の子新三郎・慶長十二年十月廿日没す、法名清雲淨智居士。此の新三郎より七代連綿として、この地に住し、今の權左衛門に至ると云ふ。されば慶長後、土着せしに似たりと云ふ。元租三郎四郎・辨財村の昌福寺を開基し、永正年中卒といへば、この頃より此の邊に在りしこととるべし。北條家より與へし古文書一通を家に藏す。其の文中に大谷輔給衆

とあれば、其の比既にこの地の郷士にして大谷領を給地とせしならん」と見ゆ。

- 友村 トモムラ
- 友森 トモモリ 備前に存す。
- 伴家 トモヤ トモ條に併せ云へり。
- 友安 トモヤス

1 桓武平氏 能登國大谷の名族にして、平時忠の裔と云ふ、大谷條を見よ。

2 安藝の友安氏 藝藩通志、豊田郡名家條に「入野村、友安氏、先祖友安越中守光久とよびて、當村平賀廣相が家老職たり。今の久右衛門まで十一代に及ぶ」と。

友保 トモヤス 六郷衆に友保氏あり。

友山 トモヤマ 藝藩通志、安藝國高田郡條に「藤加勢城は秋山村にあり。秋山氏所居といふ。其の名を傳へず。傳へ云ふ、秋山氏、後に出雲大原郡に徙る。其の地に秋山善神といふ祠あり、兵部が靈を祭ると。されば友山兵部か」と見ゆ。

又武藏に此の氏存す。

鞆結 トモユヒ 鞆を作る部を云ふ。トモハリ條を見よ。和名抄、近江國高嶋郡に鞆結郷を收め、土毛由比と註す。後に鞆結庄起る、天祿三年慈惠僧正遺告に見えたり。又今浦村に鞆結社存す。

友吉 トモヨシ 能登國大谷十二名の一にして、平時忠の裔と云ふ、オホタニ條を見よ。また攝津國八郡部(矢田部)須磨の舊家に存す。

刀母余離 トモヨリ トモリヨ條を見よ。

友寄 トモヨリ 前條氏の後か。

戸森 トモリ

友龍 トモリウ トモタツ

刀母離余 トモリヨ 河内國の古族にして、和銅六年六月紀に「右京の人友中子刀、河内國志紀郡の人、刀母離余靱色奈、並に靱細色を染作して之を獻ず」と見ゆ。

鞆呂伎 トモロキ 河内國茨田郡に鞆呂伎莊あり、東寺文書に「茨田郡鞆呂木莊、後宇多院御領目錄に六條三位領と見ゆ。

鞆呂木 トモロキ 前條に同じ。

鳥谷 トヤ 次條に併せ云へり。

鳥屋 トヤ トリヤ 大和、出雲、紀伊に鳥屋、陸奥に鳥谷の地名存す。猶ほ前後數條と通ず。

1 名和氏族 伯耆の鳥屋氏にして、伯耆の卷に鳥屋彦七宗家あり。又名和系圖、一族の内に此の氏を收む。名和長年の族也。ナワ條を見よ。猶ほ戸野條參照。

2 少倉彦命裔 大和國高市郡鳥屋(トリ

ヤ)邑より起る。應仁記に越智の臣下、武者大將の鳥屋、云々」と。又國民郷士記に「鳥屋兵庫、鳥屋下莊源兵衛(少倉彦命の末也)」と見ゆ。少倉彦命裔と云ふ意か。

3 美作の鳥屋氏 東作志、勝北郡、植月郷、植月北村條に「此の邑に鳥屋といへる舊家あり。相傳ふ、往昔此の地曠野にして人家なし、獵師一人ありて鳥屋を作居りしより、漸く開闢したり。其の獵師なる者、鳥の羽を以つて屋を葺き翳しけるにより、鳥羽野の名を得たり。其の獵師の子孫は、今の鳥屋なりと。又云ふ、京の鳥羽より製音の來らせ玉ふとき、貢ひ來りし者の子孫今に在り(現名久瀧)是を鳥屋と唱へて、始めは口の中へ入れ置きたりしを、後に寺を建て、安置すと云ふ。村老の語る所一ならず」と見ゆ。

4 清和源氏南部氏族 陸奥國九戸郡鳥谷村より起る。久慈氏の族にして、宗俱を祖とす。家紋七曜、梅鉢。

5 紀伊の鳥屋氏 在田郡鳥屋邑より起るとぞ。

6 雜載 伊豫國宇和郡に鳥谷城ありと。戸矢 トヤ 前後數條と通ず、併せ見よ。

1 秀郷流藤原性 足利氏の旗にして、結城系圖に「足利家綱の子有綱(戸矢七郎)」と見ゆ。戸矢子氏に同じ。ヘヤコ條に詳か也。

2 雜載 清水家々臣に戸矢權八郎直行あり、一滴と號す。

戸谷 トヤ トダニ 前後數條と通ず、併せ見よ。

1 安藝の戸谷氏 當國の豪族にして、山縣郡戸谷邑より起る。藝藩通志、山縣郡條に「松尾山、尾崎、弓場は、並に戸谷村にあり。上は香川雅樂景之の所居。中は戸谷孫八、下は戸谷志摩の所居」と載せ、又高宮郡條に「鈴張村、戸谷氏。先祖戸谷志摩直忠、熊谷氏に從ひて朝鮮に赴く。後熊谷氏、尾門に移るの日、祿を辭して、こゝに留りて農となる」と見ゆ。

2 武藏の戸谷氏 兒玉郡の名族にして、新編風土記に「戸谷氏。祖父三右衛門、宿内の懸水堀、及び用水堀に架する二ヶ所の橋は、古より公の御費用なりしを、父の時、縣令へ願ひ上げ、己が費用を以つて石橋となし、此の外、殊に奇特の事共有るを以つて、白銀十枚、且つ苗字は子孫まで、帶刀は其の身一代御免あり。今

の半兵衛も奇特の事ありしかば、公より白銀を賜ひ、文化年中帶刀の免許あり。此の外村内與藏、彌三郎、武右衛門、治右衛門等奇特の事ありて、それら白銀を賜ひし事あり」と見ゆ。

3 雜載 その他、美濃、石見等に存し、又紀伊國伊都郡鳥野邑の義民に、戸谷新右衛門あり。

戸屋 トヤ ヘヤ 前後數條と通ず。

1 秀郷流藤原性 信濃國水内郡の豪族にして、古山村と瀬戸川村との間に古城ありて、戸屋民部の居城と云ふ。

2 伯耆の戸屋氏 後醍醐天皇・隱岐國より還幸の際、名和の港・雄島が時に着き給ひ、戸屋某を召し給ふ。戸屋・先づ帝を住吉社に入れ奉り、後に名和長年に使すと傳へられ、民談抄等に見ゆ。而して戸屋は又戸野に作り、御來屋縣に其の家あれど、微證なし(名和氏紀事)と。蓋し前述鳥屋彦七宗家と關係あるか。名和條參照。

3 雜載 美濃にも此の氏存す。

刀谷 トヤ 鳥屋條第二項氏、前條第二項氏と同族か。尼子家臣に刀谷兵庫介ありて、史蹟、文書等に見ゆ。

戸野 トヤ トノ條及び前數條を見よ。

鳥谷尾 トヤヲ 次條氏に同じ。志摩に存す。

鳥屋尾 トヤヲ 伊勢國の豪族にして、北鳥氏配下の將也。文書に鳥屋尾石見守、勢州四家紀に「鳥屋尾右近將監(當永城主)」あり。右近は天正五年、具親を奉じて兵を擧げ、飯高郡森城に據る(五鈴遺書)。

鳥谷崎 トヤガサキ トヤサキ 陸中國神貫郡鳥谷崎より起る。神貫、山内等の條を見よ。なほ安部、清原等條參照。

戸屋子 トヤコ ヘヤコ條を見よ。

戸矢子 トヤコ 同上。

戸谷田 トヤダ ヘヤダ條を見よ。

十柳 トヤナギ

十八野 トヤノ 中興系圖に「十八野。清和源氏、八條判官代頼清、これを稱す」と載せたり。

鳥谷部 トヤベ 陸奥國三戸郡鳥谷部邑より起る。照氏の裔にして、家紋抱腹なり。又鳥屋部とも云ふ。南部藩士にして、參考諸家系圖に「鳥谷部又右衛門政吉」等多し。又明治に鳥谷部純太郎あり。

鳥屋部 トヤベ 前條に同じ。

砥山 トヤマ 近江に砥山庄、又尾張にも

此の地存す。

登山 トヤマ

富山 トヤマ トミヤマ條に云へり。

外山 トヤマ ソトヤマ 伊勢、尾張、武

藏、美濃、陸前、陸中、羽前、越中等に此の地名存し、又富山と通じ用ひらる、トミヤマ條を見よ。

1 外山家(藤原北家攝家流) 尊卑分脈に、「月輪殿兼實—良平(從一位、左大將、左大臣、太政大臣)—高實(大納言、號外山、道家公の子となる)—忠基(檢別當、右衛門督、參議)—圓雄(興、法印)—良慶(同權僧都)—公慶」と見ゆ。

2 外山家(藤原北家日野氏流) 日野大納言弘實の二男左兵衛權佐光顯を祖とす。「光顯—光和—光任—光時—光實—光胤—光親—光輔—光庸」と。徳川時代、名家。御藏米(三十石三人扶持)、明治二百五十四石餘。樺木町四入東寄。寺妙満寺内・成就院。外標。現今千尋。



外山 御印

3 清和源氏土岐氏族 美濃國本巢郡外山邑より起る。土岐系圖に「頼貞—頼遠(六

代)—光明(外山遠江守)—直頼(近江守)—滿頼(近江守)—持康(中務少輔)」と載せ、一本「頼遠—直頼(外山)」と見ゆ。

又中興系圖に「外山。清和、本國美濃、土岐彈正少弼頼遠の長男遠江守光秋、これを稱す。同二男近江守直頼も之を稱す」と。

又新撰美濃志、本巢郡神海村條に「外山氏。分脈系譜に、土岐彈正少弼頼遠の二男・外山遠江守光明と見え、土岐系圖に光明・本巢郡に住し、貞治年中、仁木右京大夫義長、將軍に叛きしかば、土岐廉行と共に仁木を討つとする。光明の弟に、外山四郎忠頼と云ふ人を載せたるは、外山の郷の内に住みし由なり」と。

氏人は太平記卷三十四に「戸山遠江守、同修理亮頼行、同出羽守頼世、同刑部少輔頼近、同飛騨伊豆入道」等と見え、又永享以來御番帳に「三番・土岐外山近江守、土岐外山孫四郎」と、又文安年中御番帳に「三番・(土岐)外山孫四郎」を擧ぐ。又外山修理等あり。而して根尾外山城(根尾村)は、城主外山修理亮頼安にして、外山近江守直頼以來、代々ここに住せり。根尾、徳の山などいふは、此の

一族にして、皆在名を稱せし也と。

4 伊勢の外山氏 安濃郡に外山邑ありて外山城あり。外山光明、弟直頼、これに居ると。太平記卷三十六に「土岐右馬頭氏光、外山、今峯、兄弟三人、始めは仁木に屬して城に籠りたりける」とあるも之なりとぞ(三國地志)。その後、天正中、宮内少輔の時、信長の爲に亡ぼさる(多藝錄、名勝志)。又志摩にも存す。

5 三河の外山氏 二葉松に「矢並村古城、云々。次に外山庄九郎、永祿元年得替」と。鈴木條參照。

6 藤原姓 江戸幕臣にして、家紋四方木瓜、一重桔梗、五三桐。寛政系譜に「小作正成—藤左衛門正勝—忠兵衛正吉—同正春—雅國—正延—正久—正敬—正周」と見ゆ。外山正一は此の裔にして、忠兵衛拙翁の子、三百二十俵を食む。明治文選の先驅者也。

7 伊豆の外山氏 堀越公方の重臣に外山豊前守あり、菫山城主たり。この人・忠功の士、上を敬し、下を憫み、當國柱臣の將たりしが、讒により、亂明もなくして誅せらる(相州兵亂記、北條五代記)。かくて一國・北條早雲に奪はる。

8 美作の外山氏 笠庭寺記に「久米、北條郡野和莊(鐘十二)外山吉經」と見ゆ。

9 謡曲家 コンパル條を見よ。

10 雜載 日向記に外山左衛門尉、明石松平藩重臣に外山氏、又堀尾山城守給頼に「三百石外山吉左衛門、貳百石外山六郎右衛門、百七拾石外山吉右衛門」等見ゆ。又和泉國大島郡深井村の名族に存し、又丹後の儒者に外山成山(桃太郎)あり。その他、信濃、越後等にも存す。

豊 トヨ ブン 九州に豊國、又伊豫等に此の地名存す。

1 豊國造 便宜上、豊國條に收む、トヨクニ條に詳か也。

2 無戸の豊氏 吉備氏の族歟。姓名錄抄等に見ゆ。

3 藤原姓 中興系圖に「豊。藤原、八郎範成、これを稱し、又五郎光長、これを稱す」と見ゆ。

4 豊原姓 豊原姓の人は略して、豊氏と稱す。樂人の家なり。又磐城國雙葉郡に此の流・存し、ブンノと稱す。木幡豊秋氏の家、これ也。

5 清和源氏 高山義就の子義昭・豊彈正少弼と稱すと、高山條を見よ。

6 雜載 その他、東鑑卷一、治承四年八月廿三日條に豊三家康(郎從)見ゆ。

土與 トヨ 伊勢國に在り、安東事當沙汰文に「丁部土與熊大夫入道」等見ゆ。

豊井 トヨキ 大和に豊井庄あり。

1 豊井連 類聚國史に「太政官左史生豊井連安智」を載せ、又拾芥抄等に見ゆ。

2 熊野別當族 熊野別當系圖に「岩田行盛の子行興に、豊井」と註す。

豊泉 トヨイツミ 武藏國入間郡の名族にして、新編風土記に「豊泉氏(小谷田村)先祖は小田原北條に仕へ、後浪人となり、左近將監と云ひし由、何の頃より爰へ土着せしや、その所以はしらず。中神村、豊泉村を開發す」と見えたり。

土用 ドヨウ 東鑑卷三十八に肥後土用左兵衛尉、また豊後國田橋に土用鬼丸四郎直親等見ゆ。その他、幼名に多く見ゆ。

砥用 トヨウ 肥後の名族にして、阿蘇氏家臣に見ゆ。

豊浦 トヨウラ トヨラ 長門國に豊浦郡あり、和名抄に止與良と註す。又河内國河内郡、及び近江に豊浦庄・見え、又大和、常陸に此の地名存す。

1 (蘇我)豊浦臣 武内宿禰の裔、蘇我氏の族にして、大和國高市郡豊浦てふ地名を貢へる也。嚴夷の事を、推古紀に「蘇我豊浦蝦夷臣」と載せたり。

2 後世大和國添下郡の豪族に豊浦彦三あり、ツツキ條を見よ。

3 佐々木氏族 近江國蒲生郡豊浦庄(東鑑に桑實寺領)より起る。佐々木系圖に「經方—行定—行實(經方三男、號豊浦冠者)」、と載せ、又「七代の屋形經方公四男行實(豊浦冠者と號す)」と。伊庭・井上・淺小井・津田・種村等の諸氏は此の後胤也。各條を見よ。又十一代の屋形信綱へ、北條義時より、當國一圓領納の御奉書を出せし時に、豊浦庄は先規により、桑峯の領のよし訴あるに依りて、尾張長岡の庄を、替地に賜はるよし、東鑑に出たりと。

4 長門の豊浦氏 當國豊浦郡より起る。地理志料に「豊浦郡。止與良、國府、長門舊族志に云ふ、近古・豊浦郡を分ちて、豊東、豊西、豊田と稱す。藤大納言輔長の裔。此に居りて、豊田氏と稱す」と。その他、豊西、豊東、郡西、郡東、豊田等の條を見よ。又後世、老莊學者に豊浦懐(子玉)あり。

5、紀伊の豊浦氏 續風土記、牟婁郡長嶋郷三浦條に「行長宅跡。行長は何人なるや知らず。此の邊を豊浦といへば、もし相賀莊司家の文書に見えたる豊浦左衛門の祖などにや」と。

6 雜載 眞華佛人に豊浦良左衛門(半輪)あり。

豊江 トヨエ 利仁流藤原姓、齊藤氏の族なりと云ふ。

豊岡 トヨヲカ 武藏、上野、但馬、備前、(豊岡庄)、備中、土佐、豊後等に此の地名存す。

1 豊岡連 河内の文氏の族にして、姓氏錄、大和諸蕃に收め、「豊岡連。漢高祖の苗裔・伊須久平治使主より出づる也」と載せたり。

2 豊岡宿禰 前項の宿禰姓を賜ひしものにして、天長十年十一月紀に「豊岡宿禰眞黒麻呂」あり。宿禰姓を賜ひし時代詳かならず。

3 信濃の豊岡氏 高麗族にして、延暦十八年十二月紀に「信濃國の人。後部黒足云々、己等の先は高麗人也、云々。黒足等に姓を豊岡と賜ふ」とあり。

4 上野の豊岡氏 片岡郡(碓氷郡)豊岡邑より起る。義經記に「上野國の住人豊岡

源八」見ゆ。

5 清和源氏新田氏族 前項と同様、上野の豊岡より起りし也。尊卑分脈に「義重—義俊—里見冠者義成—義行(豊岡二部)—行成」と載せ、里見系圖に「義行(豊岡三部)—行成(豊岡二部)」と。一本に「行成(里見太郎)」とあり。又一に義行を里見五郎に作る。

6 藤原北家日野家流 堂上家の一にして日野權大納言弘資の三男有尙を祖とす。「有尙—弘昌—實時—光全—尙資—和資—治資—隨資—健資—圭資」にして、徳川時代、名家。御藏米(三十石三人扶持)明治二百五十四石餘。内丸太町寺町四へ入。寺妙満寺内大慈院。外様。現今子爵。



豊岡

7 備前の豊岡氏 備前見嶋郡豊岡庄(波智庄)より起る。天神山城主浦上宗景の家臣に豊岡主馬重道あり、天正五年滅亡の際、その子左近と共に美作勝田郡植月郷の石原氏に頼る。左近重次(四百石)—六左衛門重知—市左衛門重乘は下野田邑觀音堂元祿四年棟札に見ゆ。

8 土佐の豊岡氏 長岡郡の豊岡邑より起る。長曾我部家を見よ。

9 雜載 九鬼家臣に豊岡氏あり。藩翰譜に「九鬼嘉隆・自害しける事は、始め長門守守隆・奥の御陣に隨ひし時、家のおとな豊岡五郎右衛門と云ふ者をして、鳥羽の城を守らす。嘉隆が石田に組して、城を奪はんとせし時、豊岡も、さすがに敵し難くて、嘉隆にさげわたす。凡そ兵の城を守ると云ふは、かゝる事の爲に、それあれ。如何に主君の御父なりとも、餘りに穩便なる豊岡が振舞かなと、傍輩打寄々々爪はじきしけり。此を口惜しとや思ひけん、嘉隆が在かを、忍びん」に尋ぬるに、熊野の奥に隠れ居たりと聞きて、新宮の城に向ひ、安房守守氏喜に附て云々」と。タキ條参照。

豊岳 トヨヲカ 前條氏に同じ、姓名録抄等に見ゆ。

十八日 トヨヲカ

豊川 トヨカハ 和名抄、三河國寶飯郡に豊川郷を收め、止與加波と註す。陸奥國の名族に此の氏あり、南部光行・入國の際、隨從す(奥南舊指録)。もと三戸郡田子の士なりと。

豊龜 トヨカメ

豊口 トヨグチ

豊國 トヨクニ 九州に豊國あり、後に豊前、豊後二國に分る。第一項を見よ。その他、和名抄、遠江國磐田郡に豊國郷を收め、止與久爾と註す。次に美作國勝田郡に豊國郷、後に豊國邑、又大隅國桑原郡に豊國郷、その他、伊勢、播磨等にも此の地名存す。

1 豊日別 古事記に「豊國を豊日別と謂ふ」と見ゆ。豊國とは後の豊後、豊前の二國なるが、其の名稱根源の地は、何地なりしか詳かならず。地名辭書には「京都郡を本とし、磐城、並に企救、田川等に限れる者とす」と曰はれたれど、非か。(中津郡の國作邑を國造の訛とする如き、率強附會のみ)。蓋し畿内地方より云ひし地名にて、國前地方より全體を指せしものと考へらる。

2 豊國造 出雲臣の一族にして、國造本紀に「豊國造。志賀高穴穗(成務)朝の御代に、伊賀國造と同祖、字那足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆ。他に照合すべき史料なく、且つ單に豊とあるのみにて、何地を支配せしか、共に詳かならず。猶ほ此の國造の祖字那足尼は、第五項の菟名

手と同一人の如くも考へらる。若し然らば國造本紀の誤寫か。されど、出雲氏族の分布より見れば、妨りに否定すべからず、拙著「日本古代史新研究」を見られし。國造本紀に於いては、豊國全體の大國造として、載せたるものならん。

3 吉備系の豊國造 第五項を見よ。

4 豊國國造 以上二項とは又別に、尾張氏の族也。此の國造の所在も詳かならず。天孫本紀に「(火明命十世の孫)大原足尼命は、筑紫豊國國造等の祖」と見ゆ。恐らく豊國內一部の國造なりしか。

5 豊國直 吉備氏の族にして、恐らく豊國全體の大國造たるの意より此の稱を賜ひしならん。されど直接支配せし地は、國前國たりし也。豊後風土記に「日向日代宮御宇大足彦(景行)天皇・豊國直等の祖菟名手に詔して、豊國を治めに遣はし給ふ。往きて豊前國中津郡中臣村に至る云々。重ねて姓を賜ひて豊國直と曰ふ」と見ゆ。此の菟名手は景行紀に「國前臣の祖菟名手」とありて、豊國造の祖字那足尼と名稱相似たり、同人か。若し然る時は、國造本紀が、豊國造を以つて、伊賀國造と同祖、即ち出雲臣族となすは誤

れり。第二項参照。

この國造は一方に於いて、國前國造とあるにより、國埜郡に在りて當國を支配せしにて、中央政府が當國土豪を統御する爲、特に置かれしものと考へらる。猶ほタニサキ條を見よ。

6 豊國真人 敏達帝の御裔にして、天平勝寶七年四月紀に「從五位下丘基真人秋篠等の二十一一人に、更に豊國真人の姓を賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄は左京皇別に收め「豊國真人。大原真人と同祖、續日本紀に合す」と見ゆ。

7 豊國宿禰 前項氏の宿禰姓を賜へる者か、又は豊國造の後裔か。類聚符宣抄第三卷、萬壽三年三月廿三日の太宰府解に「正六位上行大典豊國宿禰公職」とあるを思へば、後説よかるべし。

8 無尸の豊國氏 豊國直の族か。天正十二年九月紀に「豊後國百姓豊(國)秋山」なる者を載せたり。

9 豊國祝 鴨氏の族にして、河合神職鴨縣主系圖に「河合禰宜祐房の子祐衛(豊國祝、姓を三善と改む。祐衛を改めて政衛と爲す。慶長四年四月十八日從五位下、中務大輔)一女子(後陽成院、下野)豊國祝

の女たるにより平下鶴に任ず」と見ゆ。次項を見よ。

10 豊國社祠官 豊臣秀吉の遺骸は阿彌陀峯の頂に葬り、其の麓に社を建つ。慶長四年四月、建築なりて豊國大明神の號を賜ひ、正一位を贈らる。爾來大中納言を勅使として奉齋の事あり、秀頼・一萬石を寄せて社領とし、吉田兼見・社務を總括し、萩原兼從・神主、神籠院梵舞・神宮寺社僧となる。元和元年に至り、豊臣氏の亡ぶや、家康之を毀撤せんとし、僅に高麗院の哀訴によりて止めしも、その神號を削り、妙法院中に一碑を建つのみ。同五年には社殿を妙法院に付し、神官、社僧を逐ひ、且つ祭祀を擧ぐるを禁ず。されど明曆、萬治頃までは、形跡猶ほ殘留せしと云ふ。明治元年、再興の詔下り、六年、別格官弊社に列せらる。

豊國字佐 トヨクニノウサ
○ 豊國字佐國造 字佐氏の族なり。ウサ條を見よ。

豊國國前 トヨクニノクニザキ
○ 豊國之國前臣 吉備氏の族なり。クニザキ條、及び豊國條第五項を見よ。

豊倉 トヨクラ 山城男山八幡宮祠官の一

にして、參司たり。藤原姓と稱す。

豊坂 トヨサカ 便宜上、總べてアゼン條に收めたり。

豊前 トヨサキ 對馬國豐崎(後世豐崎郡)より起る。宗條を見よ。その他にも存す。又肥前深堀文書にも見ゆ。

豊澤 トヨサハ 三枝家に豊澤廣助あり。又武藏、陸中等に此の地名存す。

豊階 トヨシナ 開化天皇の後裔也。

1 豊階公 丹波道主の族にして、本姓川俣公也。延暦十九年に至り、河俣公御影、豊階公と改む。姓氏錄、河内皇別記「豊階公。川俣公と同祖、彦坐命の男。澤道彦命の後裔也」と見ゆ。後に眞人姓を賜ふ。河内大縣郡を本居とす。

2 豊階眞人 前項氏の眞人姓を賜へる者にして、仁壽二年十二月紀に「丹後權守從五位下豊階公安人に、姓を眞人と賜ふ」と見ゆ。此の安人は、貞觀三年九月紀に「正五位上行利部大輔豊階眞人安人・奉す。安人は、元河内國大縣郡の人、後に左京の人と爲る也。本姓は川俣公、延暦十九年に、河俣公御影・姓を豊階公と改む。云々。仁壽二年、安人・上疏して言す、

守澄英(永正九年連獄)、同豐國(文明十六年)同道見」と。又圖書寮書に「豊田村に豊田殿と云ふ城跡あり。文正元に豊田頼英、享徳三に豊田頼英、連獄卷に「文明十六、豊田豊岡宅にて千旬、永正九に豊田下野公澄秀(正長六、頼英)」と。又永享十一に、千旬卷頭、豊田殿頼口」と。また春日社所藏文書に「田井庄云々。永正十七年庚寅五月日、豊田下野律師澄英、花押、同社金燈籠銘に「天文七年十一月吉日、豊田内方貴樂敬白(内方は妻、澄英の妻か)。又筒井諸記に「筒井氏、山邊郡豊田城主」豊田入道道見(永祿二年の頃)、同春藤、與力・今北、森岡、森田。右豊田家は、天御中主尊より出づとも云ひ、天三降命の苗胤と云ふ」など見ゆ。

而して大和志料「按ずるに續記天平二十年七月、大倭御手代連麻呂とあるを、姓氏錄に、御手代首は天御中主神十世孫天猪神命の後也と見ゆ。天御諸命は、即ち天三降命の別名也。長門國住吉荒魂社大宮司(中島家)系圖に「天諸神命、一名天三降命、字佐宿禰、御手代首等祖」と、以つて證すべし。豊田氏・天三降命より出ず。疑らくは、所謂大倭御手代氏の苗裔

安人は、河内國にして、未だ公字を除かず、伏して請ふ、籍を京華に移し、亦眞人と爲し給へと。是に於いて詔して姓を眞人と賜ひ、京地に貫す云々」と載せたり。

3 豊階朝臣 前項氏と同族にして、貞觀六年三月紀に「丹波國何鹿郡人從七位下刑部首夏雄に、姓を豊階宿禰と賜ひ、刑部首宮子に、豊階朝臣(一本に宿禰)を賜ふ。夏雄等は、自ら言ふ、彦坐命より出づる也」と見ゆ。

4 豊階宿禰 前項に併せ云へり。

豊嶋 トヨシマ テシマ、及びトシマ條を見よ。猶ほ千葉家臣に豊嶋右近あり。

豊城 トヨシロ トヨキ 豊城入彦命の事はケメ條、及びカミツケメ條を見よ。

豊澄 トヨスミ

豊住 トヨスミ

豊田 トヨダ 和名抄、伊勢國朝明郡に豊田郷を收め、止與多と註す、後に豊田庄起り、東鑑に「豊田莊地頭加藤太光員」見ゆ。次に遠江國に豊田郡ありて、和名抄に「止與太、國府」とあり。次に下總國にも豊田郡ありて、止與太と訓ず、もと岡田郡と云ひし地にて、延喜年間改めらる。後に豊田庄・與る。次に安藝國にも豊田郡ありて、

ならん。道見に至り筒井氏を稱するは、其の麾下に屬するを以つて、更に彼の姓を冒せるものなるべく、猶ほ長市家の大神氏に於けるが如きか」と論ず。この説よし。

3 攝津の豊田氏 大阪の名族に存す(長堀橋筋)。

4 伊勢の豊田氏 前述豊田庄より起りしか。鈴鹿郡の豪族に豊田越後守あり、關盛信に屬し、阿濃田城(阿濃田村上野垣内)に據る。又盛信・榮名を降し、豊田四郎左衛門を代官として守らしむと。(五鈴遺響、三國地志、名勝志)。カトウ條、セキ條參照。

5 清和源氏善積流 近江の豪族にして、尊卑分脈に「滿政十世孫善積又太郎忠齊(齊範(豊田小太郎)、弟齊行(同二郎)、連義(同五郎)」と見ゆ。ヨシツミ條參照。

6 伴姓、これも近江の豊田氏か。伴氏系圖に此の氏を收む、甲賀、平松等條參照。又甲賀郡池田邑の土に豊田謙次あり、勤王家として名あり。

7 美濃の豊田氏 豊田民部等あり。

8 參河の豊田氏 八名郡の豪族にして、吉川村古屋敷に據る。豊田藤助秀吉は一

當齋と號す。桓武平氏鎌倉氏の族也。第十一項参照。

9 木寺宮裔 遠江國豐田郡より起りしか。木寺宮の孫裔に豐田源大夫ありて、小笠原遠江守に仕ふ、木寺條を見よ。この外、翁草に、鎌倉時代武士の所領を載せて、「三萬町、遠州の内、豐田彌次郎重氏」とあれど、他に微證なし。

10 桓武平氏鎌倉氏族 相模國大住郡(中郡)豐田庄より起る。大庭氏の族なり、オホバ條参照。此の氏の事は、源平盛衰記に「大場平太が弟、豐田次郎景俊」と。景俊は大庭庄司景宗の子にして、豐田五郎と稱す。東鑑卷一、治承四年八月廿日條に「大庭平太景義、豊田五郎景俊」と。又卷二、壽永元年正月條に「一疋鶴毛駁、豊田太郎進」と。

その他、卷十一に豐田二郎、二十一に豐田平太等あり、猶ほ第二十七項を見よ。又紋譜帳に、豐田次郎景利の紋を遠柏とす。
11 平姓 江戸幕臣にして、寛政系譜に「清左衛門友雅(清大夫)―金右衛門友政(藤太郎、閉水)―友信」と載せ、家紋・蝶、鳩・草と。

12 武藏の豐田氏 入間郡に豐田邑あり、關係あるか。葛飾郡の名族に此の氏あり、小田新田を開墾す。又埼玉郡に存し、又高麗文書に豐田周防守・見ゆ。

13 桓武平氏常陸大掾族 下總國豐田郡豐田邑より起る。多氣氏の族にして、大掾傳記に「重幹の子清幹の令弟正幹・石毛荒四郎、後に赤頭の子清幹の令弟正幹・石毛田の先祖也」と云ひ、大掾系圖に「上總介繁幹―政幹(石毛荒四郎、赤白將軍)―幹重(豐田太郎)」と載せたり。

新編國志には「豐田。下總豐田郡より出づ。多氣重幹の三子政幹・豐田四郎と稱し、又石毛四郎と稱す。下總豐田郡石毛に居る。男義幹あり、女・千葉常胤に適す、義幹は兵衛尉に任ず」と。豐田城に據る、地理志料に「豐田城の趾は、本豐田村寺郭の地に在り。傳へ言ふ、豐田四郎・始めて築き、子孫傳領す。未だ其の世系を詳かにせず。龍心寺あり、即ち豐田氏の建する所也。大房に東弘寺あり、文永中、僧善性・開く。性は俗名・周親、豊田治親の子、親鸞に従つて剃度す」と見ゆ。
義幹は東鑑卷九、十、十五に「豐田兵衛

尉義幹」と見え、その子を幹重と云ふ。その裔・十九世四郎政高に至り、元龜元年、多賀谷政經に攻めらる。時に家臣飯富大膳・切かに政經に通じて四郎を弑せしが、政經・其の不臣を惡みて之を殺し、石毛城の豐田正家も、懼れて多賀谷氏に降ると云ひ、一に政親、治親に作り、天正五年、治親・死して多賀谷重經・之を奪ふと云ふ。タガヤ條、ヲダ條参照。猶ほこの豐田庄の事は松岡條を参照せよ。

14 磐城の豐田氏 室町の初期、豐田三郎左衛門清弘あり、文安二年、萱澤胤人と謀りて、牛越定綱を誅し、功を以つて、行方郡高平邑内八十八貫文を賜ふ(奥相志)。この豐田氏は菅田氏の事にして、その祖祐胤・前述下總の豐田より來ると云ふ。アヲタ條を見よ。されど前項とは別流なるが如し。千葉氏の族か。

15 下野の豐田氏 延文の頃、下野大佃郡に豐田小太郎入道宗四、子息又三郎幹家あり、同五年五月の軍忠狀に「河内國に供奉して忠節云々」と。第二十五項、二十六項参照。
16 滋野姓 信濃の豪族にして、増田望月系圖に「望月信濃守重真―信濃守重秀―

彌四郎重政―彌次郎重國(號豐田)―彌次郎茂重」とある後也。

17 越後の豐田氏 沼垂郡(北蒲原郡)に豐田庄あり、その地より起るか。當國彌彦中條の神官に此の氏あり。

18 利仁流藤原姓 加賀國加賀郡豐田邑より起る。齋藤富樫氏の族にして、尊卑分脈に「林大夫光家―光成(豐田五郎)―光廣(同次郎)―光忠(住能登國、同彌二郎)―光益(同又二郎)」と。猶ほ光忠の弟に「實光(飯川三郎)、光信(豐田四郎)、仁光(白山親宮長吏)、光長(豐田五郎)、光基(藤井六郎)、光朝(豐田八郎)、光經(豐田九郎、その子同次郎光泰)、光綱(倉光五郎)」等を受む。白山莊殿記に「嘉祿二年、豐田光成入道の三男大夫法橋成舜・御供田の地頭に補せらる」と見ゆ。分脈には「成舜・白山七社惣長吏、法眼」とあり。

19 能登の豐田氏 前項の彌二郎光忠は、能登鹿島郡に住す、其の地今も尙ほ豐田保と云ふとぞ。

20 菅家系 美作國勝北郡の豐田庄より起る。有元氏系圖に「滿佐(三穂太郎、妻は豐田右馬頭の女、子七人あり、菅家七

流これ也」とあるを思へば、古く此の地に豐田氏と云ふもの既に在りしが如し。されど、皆木系圖に據れば、「太郎保綱・頼朝に召出され、江州の内を領し、後没收せられ、作州豐田庄を切り取り、加賀尾の城主となり、豐田太郎と號す」とも載せたり。又粟井系圖には「羽賀美作守祐房の二男助道・豐田太郎」と見ゆ。皆菅家系と稱すれど數流ありしか。有元、植月、皆木、井和等の條を見よ。なほ菅原條に多し。

同庄天神城は豐田修理進久光の居城と傳へらる。而して東作志、東北條郡公卿郷下津川村條に「豐田氏は、作州菅家の一族にして、勝北郡豐田庄に住す。其の苗豐田出雲守(法名廣照院殿前雲州自空常有居士)、其の子源兵衛、故有りて他家を嗣ぎ、有元平左衛門が子を以つて家を繼がしめ、豐田五郎左衛門と云ふ。其の子彌右衛門、其の子五郎兵衛と相續す。五郎兵衛・元祿九年に死す。嫡孫現名和作、疎流現名忠兵衛也」と載せたり。

氏は既に源平盛衰記に「美作國豐田權頭」を載せ、その後、有元氏配下の將に豐田氏、徳川時代、豐田庄の社家に豐田

讀岐、豐田和泉等あり、又吉田郡下津川邑の名族に存し、又此の氏の庶流に齋茂、野々上等の諸氏あり。

21 藝備の豐田氏 安藝の豐田郡より起る。備後國御調郡の名族に此の氏あり。先祖は嘉元中の人にて、豐田對馬守俊行と稱す。その廿二代、寛永中の新兵衛より以後本村の里職となる(藝備通志)。

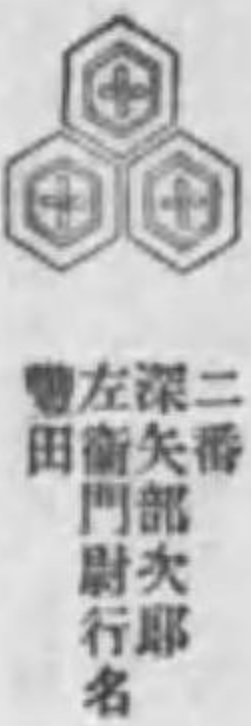
22 藤原姓 長門國豐田郡(豐浦郡)豐田邑より起る。藤原大納言輔長の裔と傳へらる。矢田村八幡宮神像銘に「建久二年歲次晚春、云々、豐田郡司藤原種弘」と載せ、又博多日記に「豐田手人々上下十人」と。又「大峰と云ふ所に、豐田、厚東以下の勢を向けらる」と見ゆ。(猶ほ土居條参照)又言延慶書に「長門國には、厚東、并に豐田殿と申す國人、中國治亂記に「長門に豐田など申す宮方の大名あり」と。又思宮觀應三年文書に豐田種元・見ゆ。

その後、大内氏に併呑さる。傳説に據れば「應永八年、豐田民部滋武・謀叛して、大内弘茂と戦ふ。滋武・豐田城に據り、その子義武・弘茂の陣を襲ひて戦死せしむ、九年正月の事也。その後、陶尾張守弘護の爲に平げらる」と。

下りて忌宮文明十八年文書に豊田大和入道元秀、大内有名衆に豊田兵部丞、豊田美作守等見ゆ。又安西軍策に此の氏を擧ぐ。

23 多々羅姓 應仁私記に「豊田彌九郎弘俱(多々羅)」を載せたり。大内氏の族にて、前項の滅後、その地を領せしものか。
24 菊池氏族 肥後國益城郡豊田庄より起る。菊池系圖に「武士の子武光(豊田十郎)」とあり。キタチ條に詳か也。

25 室町幕臣 太平記卷十六に豊田彌三郎光顯、又三十一に豊田因幡守・見え、永享以來御番帳に「五番・豊田千代丸」を擧ぐ。又見聞諸家紋に



26 清和源氏 源為義の男帯刀先生義賢の裔と云ふ。子孫大石條を見よ。

27 雜載 東鑑卷十一に豊田二郎、二十五に豊田四郎、三十、三十二、三十八に豊田太郎兵衛尉、三十、三十二に豊田次郎兵衛尉、また豊田次郎兵衛、三十二に豊田彌四郎、三十五、三十八に豊田源兵衛

尉、また永仁七年の鎮西引付に「三番・豊田太郎左衛門尉」を擧げ、又細川兩家記に豊田彌正(宗三方、御一家)を載せたり。

下りて徳川時代、松浦藩家老に此の氏あり(武鑑)。殊に豊田監物忠村(村松伊織)は茶道に名あり。その子豊田小隼人忠知(無蘭)、その子定右衛門忠恒(一夢)、その子定右衛門忠正、その子隼人助忠明、その養子忠周(松浦藩殿信安男)、皆石州流茶道に秀づ。又加賀藩給帳に「百石(紋丸内四星)豊田録之助」を載せ、久留米有馬藩の名族に存し、又藤山青山藩に見え、又水戸の藩儒に豊田彦次郎(天功)あり。

又尾張の人に豊田孝元あり、徳行高し。又周防の醫師に豊田美慶、金工に豊田平吉政親、皆名あり。その他、備前、備中、筑前、豊前、鎮江藩(豊田芳之助)、讃岐等にも存す。
トヨタカ 伊賀に豊高庄あり。
トヨダケ 豊瀧宿 任那族にして、貞觀九年四月紀に「伊賀權目正六位下韓人眞貞に姓を豊瀧宿と賜ふ。其の先は任那國人な

り」とある後也。
豊竹 トヨタケ 義太夫家の一派にして、豊竹若太夫を祖とす。若太夫は後に豊竹越前少掾藤原重泰(竹本采女、又豊竹上野少掾)、二世若太夫、三世島太夫、その子豊竹此太夫、二世此太夫あり。又元祖若太夫の門に肥前掾藤原清正、伊勢太夫、呂太夫、文字太夫、駒太夫(六世駒太夫に至る)、丹後少掾、筑前少掾(初め竹本伊太夫)、皆名あり。又時太夫、八重太夫等あり。

豊谷 トヨタニ
豊任 トヨタフ トヨトウ
○ 豊任朝臣 類聚國史に豊任朝臣鶴成あり。淳和朝の人也。また仁明紀に豊任朝臣永貞あり。

豊津 トヨツ
1 豊津造 任那族にして、寶龜十一年五月紀に「攝津國豊島郡人韓人稻持等一十八人に、姓を豊津造と賜ふ」とあるより出づ。姓氏録、攝津諸藩に收め「豊津造。任那國人左李金の後」と見ゆ。又承和五年正月紀に「攝津國豊島郡人正六位上豊(此の下三字程欠く)嗣、民部史生同姓吉雄等の廿八人、本居を改めて、右京二坊に貫附す。(此の下一字欠く)諸藩歸化の

餘種也」とあるも此の氏人なるべし。

2 豊津史 拾芥抄に見ゆ。前項氏と同族ならん。

豊積 トヨツミ 駿河國原郡豊積神社の神主家にして、式社略記に豊積主膳・見ゆ。式社備考には「元社人四ヶ谷氏と云ふ」とあり。

豊富 トヨトミ 丹後國奥郡に豊富保ありて、田數目錄に拾壹町四反三百二十四歩云々と。又和泉にも豊富庄あり。又肥後相良文書に「豊富五百丁、地頭藤原眞家、字久米三良」を載せたり。久米條參照。

豊臣 トヨトミ

1 木下氏族 秀吉より出づ。天正十四年、關白となり、豊臣朝臣の姓を賜ふ。秀吉次を養ひて嗣とせしも、後に自盡せしめて、淀君の腹なる秀頼を嗣とす。秀頼・元和元年薨じ、其の子國松・利せられて、此の氏亡ぶ。

2 秀吉・豊臣朝臣の姓を賜ふや、更に之を諸臣に賜ひ、更に羽柴の氏を許す。即ち南菴の太閤記、關白職並家臣之面々仕官之事の條に「大和權大納言豊臣秀長(秀

吉御弟)、近江權中納言豊臣秀次、備前參議豊臣秀家(浮田直家の長子)、加賀少將豊臣利家(加賀大納言。前田氏の事なり)、三河少將豊臣秀康(家康の御息)、丹波少將豊臣秀勝(秀次御弟)、龍野侍從豊臣勝俊(後住靈山表、法號長嘯。木下氏、もと杉原氏なり)、岐阜侍從豊臣照政(後に播磨太守たり)、源五侍從豊臣長益(法名有益。織田氏なり)、三吉侍從豊臣信秀(信長公御連枝)、越中侍從豊臣利勝(羽柴肥前守)、京極侍從豊臣高次(後に若狹大守となる。佐々木氏なり)、金山侍從豊臣忠政(後に美作大守と爲る)、伊賀侍從豊臣定次(備前順慶の息)、豊後侍從豊臣義統(大友氏なり)、曾爾侍從豊臣眞通(稻葉右京亮)、松任侍從豊臣長重(二代丹羽五郎左衛門尉)、敦賀侍從豊臣頼隆(藤屋出羽守)、河内侍從豊臣秀頼(毛利河内守)、丹後侍從豊臣忠興(細川越中守)、松島侍從豊臣氏郷(蒲生飛騨守)、北庄侍從豊臣秀政(堀久太郎)、東郷侍從豊臣秀一(長谷川藤五郎)、左衛門侍從豊臣義康と載せ、唯織田信雄、徳川家康、織田信俊、井伊直政、長曾我部元親の五人のみ、豊臣氏を稱せざるのみ。されど家康の子

の秀康も、織田信長の嫡孫信秀も、共に豊臣氏と載せたり。斯く當時の雄藩が、豊臣朝臣姓を稱せし事は、他の記録にも多く見え、公卿補任にも、前田利家等を豊臣と載せたり。猶ほ羽柴條參照。
豊永 トヨナカ 土佐、肥後等に此の地名存す。
1 藤原姓 肥後相良文書に「豊永四百丁、地頭藤原家基、三百丁、字須惠小太郎」と載せたり。
2 同上相良氏族 前項の肥後豊永より起る。一本相良系圖に「長頼一頼員(九郎、豊永云々の祖)」と見えたり。
3 清和源氏 土佐國長岡郡豊永邑より起る。當地の名族にして、天永の頃、豊永内藏介茂政あり、小笠原條第十八項を見よ。もと一條家に關せしが、後長曾我部元親に降る。文書に「奉行豊永理右衛門(是は式部親の由)」堀田正信列書に「豊永式部」等見え、長曾我部系圖に「兼序の妹(豊永室)」と。又幕末志士に豊永方鏡あり。
4 利仁流藤原姓 攝津の名族にして、伊丹秀虎の四男宇兵衛重好・始めて豊永長作と稱すとぞ。
5 雜載 其他、大村藩、豊前、伊勢、

志摩等にも存す。

豊名賀 トヨナガ 常磐津文字大夫の門に

豊名賀造酒大夫あり。

豊成 トヨナリ 羽後河邊郡豊成邑より

起る。永慶軍記等に見ゆ。

豊西 トヨニシ 長門國豊浦郡豊西より起

る。東鑑卷六、文治二年八月五日條に「新日吉社領・長門國向津典莊(又向津莊)謀叛人地頭豊西郡司弘元」と云ふを載せたり。

これより前、源平盛衰記に「長門國には郡西大夫良近」と。同族ならん。グンサイ條を見よ。

豊丹生 トヨニフ アニフ條を見よ。

豊野 トヨノ

○豊野真人 天武帝の御裔、高階氏の族にして、天平實字元年閏八月紀に「從五位下出雲王、篠原王、尾張王、先位奄智王、猪名部王に姓を豊野真人と賜ふ」とあるより出づ。その後、承和十五年七月紀に「右京人隆位正六位下豊野真人澤野兄弟姉妹十人に、姓を高階真人と賜ふ。天澤中原眞人(天武)天皇の苗裔也」とあるは、此の氏人也。姓氏錄、右京皇別に收め「豊野真人。同(天武)天皇の皇子淨廣高市王の後也。續日本紀に合す

る也」と註す。

豊國前 トヨノクニザキ

○豊國前國造 吉備氏の族也。クニザキ條を見よ。

豊階 トヨハシ トヨシナ條を見よ。

豊服 トヨハトリ 豊服部の裔か。靈異記

に「肥後國八代郡豊服郷の人・豊服廣公の妻懷任す。實龜二年云々」と見ゆ。豊服部條参照。

豊綺 トヨハトリ 豊服部の裔か。拾芥抄に見ゆ。

豊服部 トヨハトリベ 職業部の一、服部

の一種也。ハトリベ條を見よ。

豊原 トヨハラ 三河、武藏、備前に豊原

庄、その他、下野、越前等に此の地名存す。

1 豊原連 高麗族にして、上部王の後也。天平實字五年紀に「高麗人上部王虫麻呂に、姓を豊原連と賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄、左京諸蕃に收め「豊原連。高麗

國人上部王虫麻呂の後也」と註す。

2 豊原連 前項と別にて、新羅族と稱す

延暦元年四月紀に「右京人少初位下壹禮比福麻呂等の一十五人に、姓を豊原連と賜ふ」とあるより起る。姓氏錄、右京諸蕃に收め、豊原連、新羅國人壹呂比麻呂

の後也」と註す。

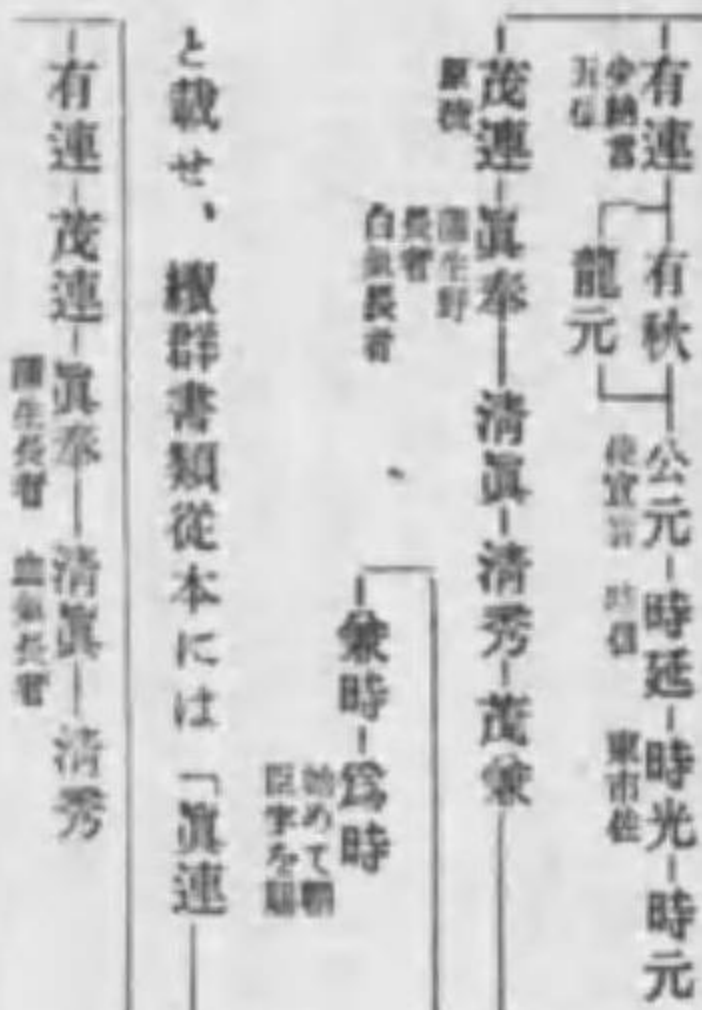
3 豊原造 第一項と同族にして、天平實字五年紀に「高麗人上部王彌夜大理等十人に、姓を豊原造と賜ふ」と見ゆる後也。

4 豊原宿禰 前三項の裔か。宇佐大鏡に「豊前守豊原宿禰時方」出づ。後一條朝の人なり。

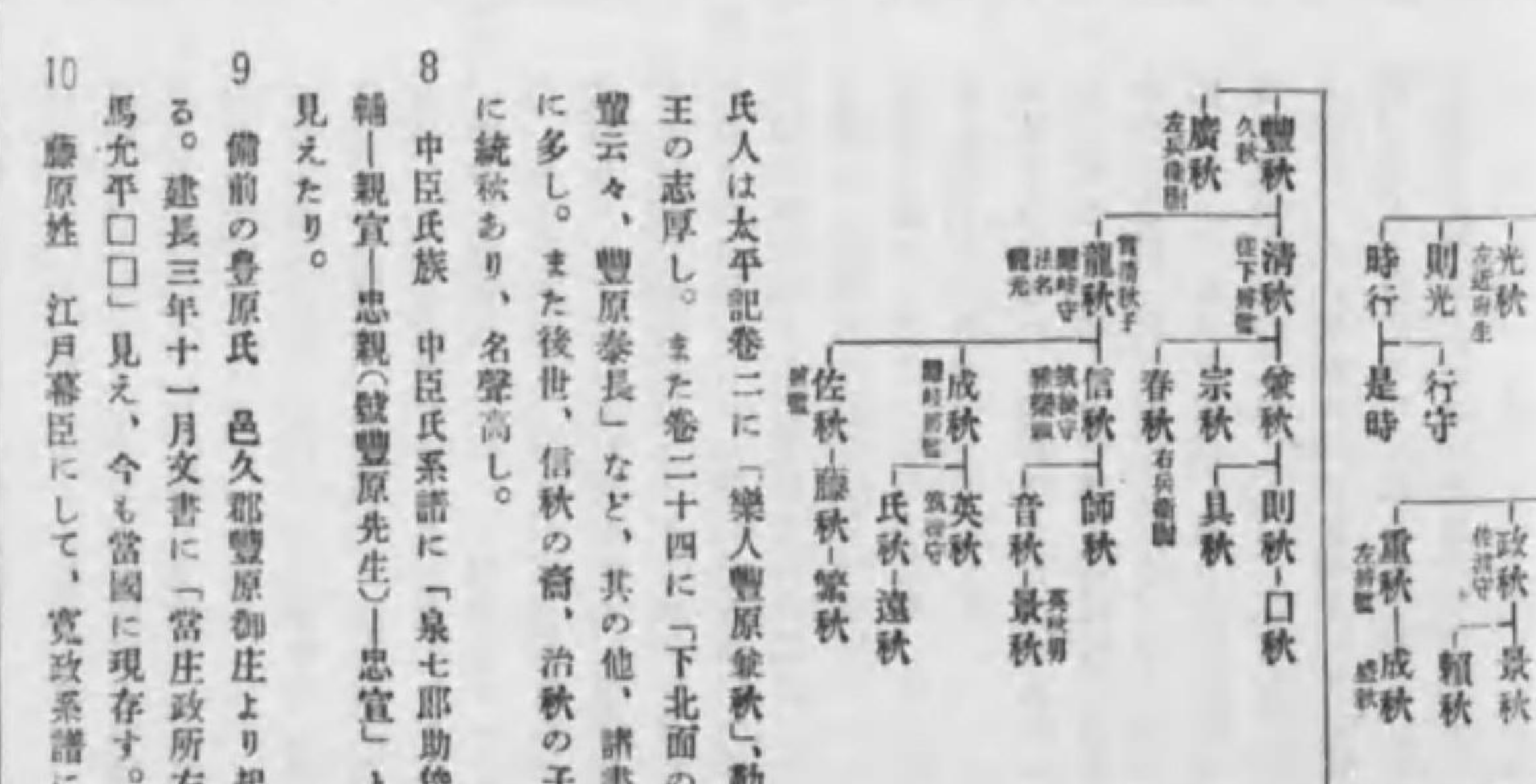
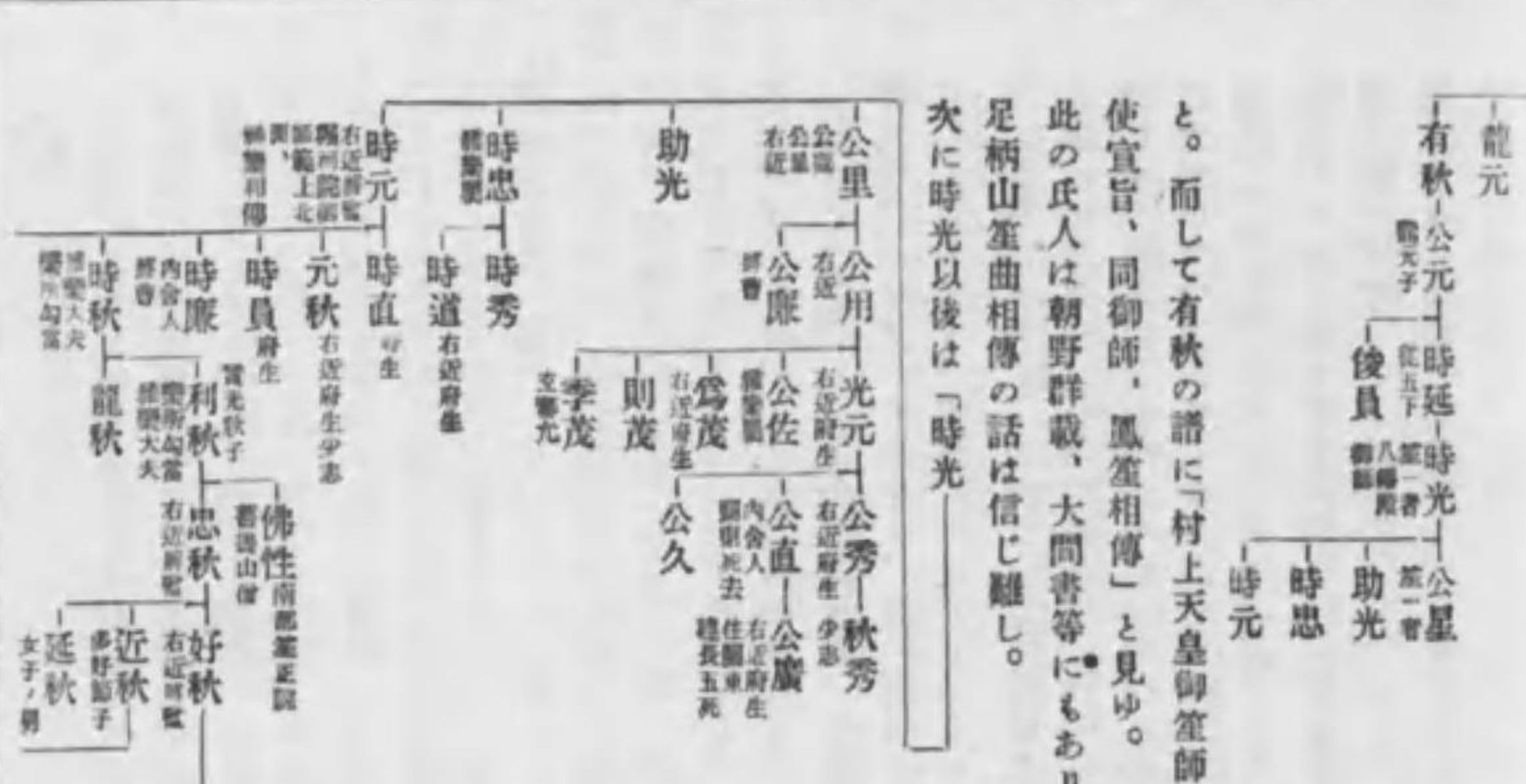
5 (平群)豊原朝臣 武内宿禰の裔、平群氏の族にして、延暦二年二月紀に「平群豊原朝臣静女」なる者を載せたり。

6 豊原朝臣 天武帝の御裔と稱すれど、第一項より三項までの族人なるべし。されど専ら天武帝裔と載せたり。即ち紹運

錄に「天武天皇—大津皇子(豊原氏祖、笠置寺本願)—栗津王—公連(始めて豊原姓を賜ふ)」と云ひ、帝系圖にも同様見え、又豊原氏系圖に「天武天皇—大津皇子—栗津王(知太政官事、實は舍人親王の子、父王子の謀叛に依りて、肥前國豊原郷に配流され、後に勅免)—公連(始めて豊原姓を賜ふ。父の配所名を以て姓と爲す也)、その弟岡本宮(丹波國に配流、清國寺、祇園寺等本願、子孫丹波國に在り)」と。また「公連—眞連(土大領と號す。母は野州大領女)—有連(行見)—有秋



(龍元—子と爲す)—公元—時延—時光(或る本、始めて豊原姓を賜ふ)と見ゆ。一に「有秋(始めて豊原姓を賜ふ)」と云ひ、また續群書類從本豊原氏系圖には「鳳笙相傳、豊原朝臣。天武天皇—大津皇子—栗津王(備前國豊原郷に配す、後に朝光)—公連(始めて豊原姓を賜ふ。父が配所の名を以て名と爲す歟)、弟還本宮」など見ゆれど、恐らく虚妄なるべし。蓋し公連、其の子眞連、その子有連、茂連などと、代々連と云ふは、豊原連より出でたるを語るか。系圖には爲時に至り、初めて朝臣姓を賜ふと、眞に天武皇裔なりとすれば、何ぞかゝる事あらんや。



「家紋丸に馬、鐵形。次右衛門勝重—左助勝喜—左太郎勝房」等載せたり。
 11 雜載 その他、郡山柳澤藩重臣に見え、又浮世繪の畫家に豊原國周あり、又備後比婆郡の名族に存す。

豊東 トヨヒガシ 長門國豊浦郡豊東(中世郡名)より起る。源平盛衰記に、郡東司秀平とあるを、阿彌院本平家物語に「豊東郡司秀平」と載せ、又前太平記、平治元年條に「豊東郡司元家」を擧ぐ。

豊久 トヨヒサ

豊廣 トヨヒロ

豊福 トヨフク 和名抄、肥後國八代郡に豊福郷を收む、後世豊福邑と云ふ。その他、播磨、美作、讃岐等に豊福庄、また筑後等に此の地名存す。

1 赤松氏族 播磨國豊福庄より起り、赤松系圖に「字野爲助は、豊福云々等、一族也」と載せ、又赤松家風條々事に、御一族衆として、豊福を擧ぐ。而して地理志料に「關白道家莊圖記に播磨國豊福莊あり。書寫山過去帳に豊福氏・世々これを領す。即ち氏を以つて莊に名く也」と。氏は書寫山過去帳に「豊福伊賀守(天正六年卒)」等見ゆ。その他、以下各項を

見よ。

2 系圖 この氏が赤松氏より分れしは古き事なれど、豊福系圖には「人皇六十二代村上帝—具平親王—師房—顯房—雅實—雅定—定房—定忠—師季—季房—季則—賴範—則景—家範—久範—茂則—茂利—則村—三男則祐—嫡男茂則—六男義雅—性存(童名千松丸、信尊勝岳入道、次郎、左京兆、嘉吉元年、生年十一歳にして勢州に逃れ、多磨郡松安寺に寓す。康正年中、播磨伊川郡豊福に蟄居し、後に同國置鹽に住す。延從(?)三年六月二日、置鹽に於いて卒、六十一歳、永岳寺殿性存と號す)一政則、弟納覺(首繼法眼、播州伊川郡豊福に於いて出生す、故に豊福を以つて氏と爲す。東西に流寓する三十一年、加賀國に於いて卒す)一定義(豊福久太郎、後和泉介、一本に和泉守。弟に福岡雅樂介敬平、其の弟兵庫介宗隆は「永祿元年卒」など見えたり)一久(福田雅樂介)、弟定政(熊見宗左衛門、軍勇の士、永祿三年卒。弟に宗光「彌四郎、伯父宗隆の養子掣」あり)一政義(才菊丸、將監、豊臣秀吉、播州追伐の勲、赤松家斷絶、所々を漂泊して後、作州吉野郡栗井庄中

村に住し、後に豊福七郎右衛門と號す。元和二年丙辰五月廿三日死、法名同山道露居士、葬栗井中村松尾)一重政(右兵衛、六郎右衛門、法名宗真、弟正直(孫三、五郎右衛門、法名宗悦)、其の弟正信(猿丸、三郎左衛門、法名道悦)、弟義茂(乙法師、七郎右衛門)等と見ゆ。

3 美作の豊福氏 當國にも豊福庄あれど第一項の後と稱す。即ち前項系圖は當國豊福氏にして、氏は豊福文書、性德判書に「豊福惣左衛門、天文廿四年十月十三日、晴政花押書に「豊福惣左衛門(本位田條參照)、また江見莊安藤氏弘治二年文書に「讀甘莊地頭職豊福肥前守」また豊福永祿三年文書に豊福才菊丸、元年文書に豊福宗左衛門等を擧ぐ。

而して東作志に「豊福氏は村上源氏にして、赤松の氏族たり。律師則祐七代豊福左衛門定政(播州豊福の城主)、弟は彌四郎といふ。但嘉竹田城に居る。惣左衛門、後年新免伊賀守と共に、竹山の城に籠る」と載せ、又「豊福六郎右衛門、三郎右衛門、兄弟三人ありて、長は家を嗣ぎ、二は別家して谷といふ。三も分れて南といふ。庶子は津山に出で、家を立て、和泉

屋三郎左衛門といふ(今の和泉屋喜三兵衛四代の元祖たり)。谷、南の兩家人は知らるゝ豪富にして、天和、元祿の頃より、享保、天文の始めに至りて、奢靡云ふ計りなく、家居の結構、衣服の美麗、食物器具の金玉を盡くせる、定るに不飽の經過、頗る窮れりとす」と見ゆ。後衰微す、「現の夢」に詳か也。

又一に「豊福日向守林治は、天正八年、羽柴秀吉が長水城を攻め、宇野下總守没落の際、林治も亦之に殉ず。其の時、林治の子三壽丸・年僅に二歳、家臣矢野長次郎に伴はれ、竹山城主新免伊賀守宗實を頼り來る」などとも傳へらる。現今、英田郡馬形、小原田、大原村下町等に存し、又久山系圖に栗井豊福源三郎を擧ぐ。

4 藤原姓 筑前の大社宗像社の社家にし、學頭兼殿上職たり。藤原頼長の末子範長より出づと云ふ。
 5 雜載 また古く東鑑卷四十に豊福五郎見ゆ。

豊間 トヨマ

新編國志に「豊間、義胤の四子義照・岩城郡豊間に居り、豊間彦四郎と稱す(系圖)。延元二年、石河旗を援けて、三笥、湯本の二城を攻む(飯野文書)。子に義介あり(長福寺文書)」と。
 その他、光明寺文書、曆應二年の壇郡讓狀に佐竹豊間殿、岩城仁科系圖に「中山隈岐守隆吉の女(豊間能登守妻)」と見ゆ。
 2 雜載 藩生系圖に「福島城五萬石・木村伊勢守は元下總豊間城主」と載せたり。
 豊卷 トヨマキ 羽後國河邊郡豊卷邑より起る。家紋三柏にして、南部家臣也。小鹿島、橋、澁江、安東等の條參照。

五位下豊峯真人廣龍言ふ、贈淨廣高市親王の孫岡屋王・大納言從二位文室淨三眞人の女を娶りて、正六位上次田王を生む。男河上王・從五位下文室眞人正嗣の女を娶りて、廣龍を生む。須く生に因るの義を尋ね、同じく文室眞人の姓を賜ふべし。而して、兄廣永等は祖宗を認めず、去る延暦廿四年を以つて、豊峯眞人の姓を賜ふ。今彼の世數に據り、改めて姓を文室眞人と賜はらんと。之を許す」と見ゆ。
 2 雜載 豊峯氏は此の裔か。
 豊峰 トヨミネ 前條を見よ。
 豊宗 トヨムネ
 ○ 豊宗宿禰 高麗族にして、大同元年正月紀に「右京人外從五位下監部使主廣人に、姓を豊宗宿禰と賜ふ」とある後也。
 豊村 トヨムラ
 1 豊村造 百濟族にして、姓氏錄、未定雜姓、河内の部に「豊村造。百濟國人德率古魯父佐の後と云へり、見えず」と載せたり。
 2 無戸の豊村氏 日本紀略、延暦二十二年四月條に「大學助教豊村家長」見ゆ。
 3 藤原姓 大村藩の重臣にして、藤原直

トヨマキ—トヨミネ

トヨミネ—トヨムラ 四〇九

成(豊村左五大夫)より出で、大村姓を稱す。大村條を見よ。

豊本 トヨモト

豊守 トヨモリ

豊山 トヨヤマ

○豊山忌寸 延暦十八年四月紀に「攝津國人從七位上乙麻呂等に、姓を豊山忌寸と賜ふ」と載せ、また同廿四年八月紀に「攝津國人外從五位下豊山忌寸眞足を、右京に附く」などある後也。

豊饒 トヨユタ

豊吉 トヨヨシ

豊浦 トヨラ

虎居 トラキ

虎岩 トライハ

1 清和源氏中津氏族 信濃國伊那郡虎岩邑より起る。諏訪知久氏の族にして、賴孝を祖とす。又知久氏の族小林實仲の子賴春・居館を虎岩に移して、虎岩氏となる。累代知久家の老臣たりとぞ。
2 蘇我 甲斐にも存す。又仙臺藩の醫家に虎岩頼直、その男道説、その族子虎岩八彌、共に書道に名あり。

虎尾 トラヲ

虎尾流を創む。

虎丘 トラヲカ

虎川 トラカハ

虎口 トラグチ

肥後國の豪族にして、永正元年・菊池政隆の侍帳に「虎口別當丹藏」見ゆ。

寅澤 トラサハ

都羅嶋 トラシマ

虎谷 トラタニ

1 清和源氏 攝津國島下郡の名族にして多田滿仲の妾・本郡耳原に一男子を生む、滿仲・虎谷の氏を興ふ、これ虎谷政澄の事也とぞ。
2 稻川氏流 大阪の名族、イナカハ條に詳か也。

虎林 トラバヤシ

虎臥 トラフセ

甲斐國都留郡岡原村の城山は、何人の舊蹟にや姓名傳はらず。天正八年辛未七月、照澤藏王權現口銘に「旦那虎臥つる坊丸」とあり、想ふに此の城主たりし人の幼名なるべし。

虎見 トラミ

虎屋 トラヤ

鳴、薩摩淨雲門下に虎屋源太夫、同丹後太夫、源太夫の門虎屋永閑・岩名あり。

虎山 トラヤマ

近江國淺井郡の名族也。

虎渡 トラワタリ

刀利 トリ

以下三條參照。
1 百濟族 和銅三年紀に刀利康嗣、また天平寶字五年紀に「百濟人刀利甲斐麻呂等の七人に、姓を丘上連と賜ふ」などあり。

2 加賀の刀利氏 刀利村ともあり。刀利左衛門あり、本願寺門徒の魁將にして、御神造山城に據り、又狐塚に別堡を置きし事・古兵談、殘齋集に見ゆ。又三州志に「刀利村の左衛門豪勇にて、此の先鋒の將・駒太郎も臂力絶倫なり。佐久間盛政攻手の先鋒・之が爲に討たれ、七百相枕して死す」など見ゆ。

又刀利村の八兵衛は前田氏に屬す。その他、北袋、洲崎、船島、柴田等の條を見よ。

土理 トリ 百濟族にして、前條氏と同じ。萬葉集三に「土理宣令」など見ゆ。この人、學に秀づ。

止利 トリ これも百濟族にして、前條氏と同じ。懷風藻、正倉院天平寶字六年等に

見ゆ。

登利 トリ 和名抄、土佐國長岡郡に登利郷を收め、鳥加利と註し、高山寺本には安賀利と見ゆ。

鳥脚 トリアシ

○鳥脚臣 春日氏の族にして、承和二年に高生朝臣姓を賜ふ。タカフ條を見よ。

鳥遊 トリアソビ

鳥井 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

鳥居 トリキ

9 鈴木氏族 三河國碧海郡の豪族にして二葉松に「渡村古城、鳥居中務、同伊賀守忠吉、代々住」と載せ、又「泉村古屋敷、鳥居輔之助、田中五左衛門」など見ゆ。

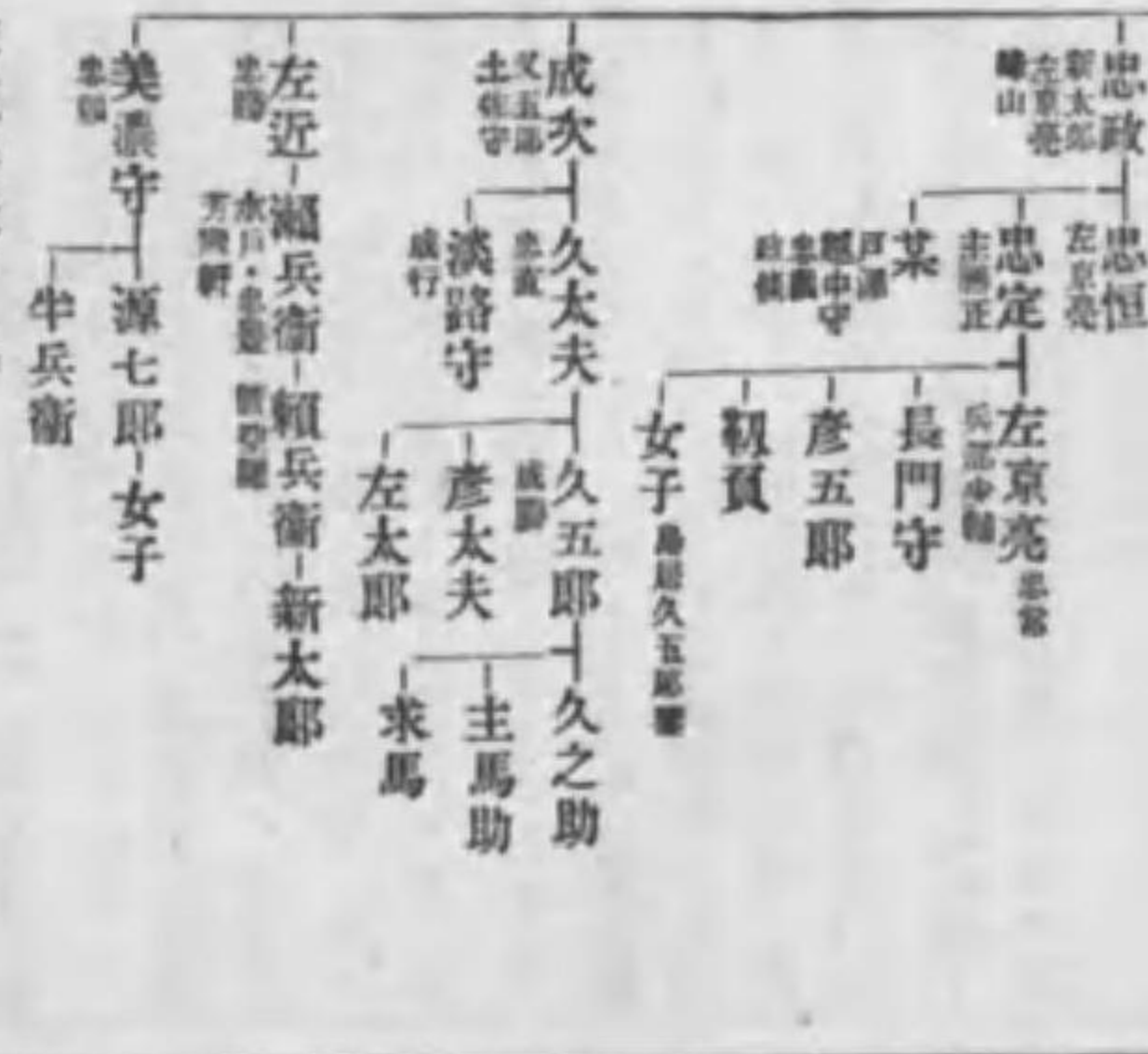
この氏、古く平氏と云ひ、元忠の子忠政を「鳥居左京亮平忠政」と載せ、又熊野別當族とも傳へ、又熊野鈴木氏の族にして、重高の苗裔重氏に至り、鳥居法眼と稱す。その裔也。

寛永鳥居系圖には「平。重氏(鳥居法眼) — 忠氏(傳内、父子不和の儀あるに依り、三州渡に住す) — 重茂(因幡守) — 忠茂(因幡守) — 重俊(源八郎) — 重勝(三右衛門尉) — 忠勝(宮内少輔) — 忠俊(宮内少輔) — 忠吉(兵庫頭) — 忠景(藤左衛門尉) — 重政(伊賀守) — 重春(伊賀守) — 重近(藤兵衛尉) — 重賢(伊賀守) — 重元(久太夫) — 忠次(久八郎) — 忠明(源七郎) — 忠吉(伊賀守) — 清康公、廣忠公、家康公に奉仕す。東照大権現・幼弱の時、忠吉勤勞・怠らず、御衣、並に厨料等、皆これを調進す。忠吉・平生中節を抽んじ、度々武功ありと雖、傳聞詳かならざれば之を略す焉。法名幹淵 — 忠宗(源七郎、討死、何戰場か

の二人は、家康配下十六將の一と稱せらる。又藩論譜に「左京亮平忠政は、伊賀守忠吉が孫、彦右衛門元忠が嫡子なり。紀伊國熊野庄の地頭鳥居法眼が後胤、重氏が男忠氏・父子聊か不快の事有りて、三河國に下り住む。子孫終に徳川殿累代譜代の御家人とは成りたるなり。忠氏が十六代の孫伊賀守忠吉・安祥殿に仕へまゐらせ、岡崎殿の代に及び、天文十六年の九月、當國渡理の戦に、嫡子源七郎忠宗討死す。此の度の戦ひに打取たまひし地を分ちて、忠吉に賞せらる(渡理の地)」。又東條の城・降りし時、彼の城を守らせらる。新くて岡崎殿失せ玉ひ、徳川殿、駿河の國府に渡り玉ひし程、今川義元の下知に依りて、岡崎の城には、安部大藏、石川右近の二人を留守として、駿河遠江の軍兵を込め置き、伊賀守忠吉、松平次郎左衛門重吉をして、御領の事を奉行させ、其の年買租税悉く押領せらる。弘治二年正月十五日、徳川殿・御年十五にして、岡崎城に入らせ玉ひ、暫らく御留の事ありし時、忠吉密かにおのが家の藏共、押開き、米穀賣財一々に見せ参らす。幾程なく義元討たれ玉ひ岡崎の城に歸らせ玉ひ

を知らず、故に詳記せず、子無きにより相續なし、弟元忠(彦右衛門尉。永祿三年、尾州桶狭間合戦の時、元忠・出陣。遠州本野原合戦に元忠出陣。元龜三年、大権現・信玄と三方原に合戦の時、大権現の軍、眞龍に敗る。元忠拒戦して矢疵を被る。其の矢、元忠が跨る所の鞍の前輪に中る。其の地乃ち信玄が旗を建つるの處也。信玄・城主を遠州諏訪原に置く。元忠・其の城の嚮導を窺はんが爲に、諏訪原に赴く。城中より鳥銃を放ち元忠の股に中て、家臣杉浦藤八郎・元忠を扶けて退く。遠州長篠の合戦に元忠出陣、大権現に従ひ、勝頼の軍を敗る。勝頼・横田甚右衛門、孕石主水、相本氏、栗田氏、其の外三人、都合七人を高天神城に置く云々。天正十年、元忠の家臣小原孫助、中野太助八、大澤竹兵衛、同甚九郎、巨海孫七、鈴木新八等の廿八人討死す。同十八年、秀吉公・小田原進發の時、元忠の家臣討死する者、安藤孫四郎、寺田喜兵衛、小田切又三郎、二宮左太夫等三十三人。慶長五年、元忠討死、時に六十二歳、法名長源)

しに、軍糧費用、事足らせ玉ひしは、忠吉が功これ多し。又徳川殿・最初御官途の事を以て、公家に申させ給ひし時、如何にも叶ふまじきよし聞えしに、忠吉・當家の任例によりて、近衛殿下に申す旨ありしにぞ、頓て宣下はなされける(徳川殿御官途の事、忠吉がはからひし事は、その時の關白前久公の御書の中に見えたり)。彦右衛門元忠は、忠吉が二男なり。元忠・常に御陣に従ひ、一生の高名、數を知らず。その中、永祿十二年三月、遠江國懸塚の海にて、今川の勢を打破り、天正十年武田四郎亡び、元忠等・仰を承り、古府中に陣を取る。北條左京大夫氏直、武田が國を争うて甲斐國に向ふ。元忠・三宅惣左衛門康俊等と、御方わづかに六百餘人の勢を以て、左衛門大夫氏勝が一萬餘騎と戦ひ、首五百餘切つて、新府の御陣に参らす。その功程からずとて、甲州郡内の地を下し給ひて、當國を鎮めらる。同十二年小牧の軍、嫡子新太郎忠政功多し。十八年、關東へ移らせ玉ひしかば、下總國矢作の庄を給ひ領す(四萬石)。是れより先き、關白殿・元忠が嫡子新太郎忠政を以つて、羽柴下總守雄利が女に配す。慶



10 氏人 忠吉の二男彦右衛門元忠、三男又鳥居彦右衛門元忠、同四郎左衛門直忠

長五年、元忠を伏見の城に留めらる。七月晦日の夜、上方勢・都合九萬三千七百人、城の四面に押寄せ、八月朔日、城中忽に返忠の者出來て、本城に火かゝり、敵こゝかしこに入る。元忠が手のもの百三十七人戦死し、殘る所僅に四十七人、城中より切て出で、思ふ様に戦ひ、年積て六十二歳、足輕大將雜賀孫市重次が爲に討たれ、京橋口に懸く。都の商人佐野四郎右衛門といふ者、密かに彼の首を盗み取て、知恩院の内なる長源院に葬りけり。子息新太郎忠政、父が遺領を給ひ(四萬石)。叙爵して、左京亮になされ、同じく七年多くの地を附けて、奥州岩城の城を給ふ(十萬石)。其の後、上遠野竹貫の地を加へ玉ふ(二萬石、都べて十二萬石)。元和八年、陸奥出羽等の守護として、出羽の國最上の城に移さる(二十四萬石。一説に、寛永三年、羽州寒河江二萬石の地を加賜と)。寛永三年、從四位下にあげられ、五年九月五日六十三歳にて卒す」と見ゆ。

其の嫡子左京亮忠恒、二男戸澤越中守某(戸澤右京亮政盛の養子)、三男主膳王忠春也。忠恒・多病にして、子なく、永

十三年に卒し、家絶え、忠春・新に信濃國高遠の城を賜ふ。(三萬石、後に三千石を加へ、三萬三千石を領す)。「寛文三年八月朔日、大坂の城守番に上りて、いまだ城には入らず、旅館に有しが、召仕ふ醫師の爲に試せられて死す、四十歳とぞ聞えし。祖父元忠が伏見の城守りて討死したりし月も日も、けふにて、又元忠が首を盗出して葬たりし、都の商人佐野が子も、今日忠春を迎んとて、此所に來り、彼の醫師が、忠春を刺す所を押し隔てんとて、痛手負うて死したりけるぞ不思議なる」と。

忠春が子兵部少輔忠常、後左京亮。又土佐守平成次は元忠が二男、甲斐國都留の郡を領し(三萬八千石餘)。其の嫡子淡路守成行が時、出羽國最上郡に流される。寛政系譜、及び武鑑に「伊賀守忠政(新太郎、左京亮。出羽山形二十二萬石)——伊賀守忠恒(新太郎、左京亮、領土沒收)、弟主膳正忠春(鶴之助、初め忠定、信濃高遠三萬石)——左京亮忠則(彦右衛門、初め忠常)——伊賀守忠英(播磨守、采女、忠教、能登下村一萬石、後下野壬生三萬石)——弟丹波守忠暲(忠利、右近)——丹波

守忠意(忠胤、忠孝)——播磨守忠求(忠高)——丹波守忠兼——丹波守忠威——丹波守忠舉——忠賢——忠文・三萬石(明治一萬〇百七十石)。現今子爵(忠一)、家紋竹に雀、鳥居、鶴の丸。



鳥居

又元忠の三男「土佐守成次(久五郎。甲斐谷村三萬五千石)——淡路守忠房(太郎八、領土沒收)——久大夫忠春——同成勝——同成昭」と。寛政系譜・總て十家を載せたり。

11 その他、三河額田郡に鳥居四郎左衛門忠廣あり、六名村古屋敷に住せしが、味方原に於て討死す(土屋條參照)。又奥平信昌家臣に鳥井強右衛門勝高あり。勇士として名高し。
12 清和源氏義光流 武田信玄の臣に鳥井正吉など云ふ人あり。又甲州勢に鳥井長大夫、二宮社記に鳥井彦左衛門尉見ゆ。
13 房總の鳥居氏 里見家臣にして、義弘の家臣に鳥居信義守、子息悪左衛門・鴻齋に討死す。
14 藤原姓 佐州役人帳に「藤原姓、鳥井

作右衛門」と見ゆ。
15 近江の鳥居氏 甲賀五十三士に鳥居氏見え、又蒲生氏郷家臣に鳥井四郎左衛門あり。
16 御神本氏族 石見國の名族にして、安濃郡鳥井村より起る。御神本系譜に「益田兼季の子兼定(鳥居等祖)」とある後也。
17 宮地氏族 備後の名族にして、宮地大炊助が二男鳥居次郎資長は、御調郡立花邑餘時城に據る。
18 伊豫の鳥井氏 三嶋社の社祝に鳥井氏あり。



鳥井

19 室町幕臣 見聞諸家紋に
20 肥前の鳥居氏 深堀文書、建武五年文書に「鳥居源左衛門入道殿」を載せたり。
21 奥州の鳥居氏 奥州岩城郡山部宮制札に「岩城忠次郎、鳥居左京丞」を載せ、會津天文十八年内番帳に鳥居氏見ゆ。
22 武藏の鳥井氏 幕臣頭帳に鳥井藏人あり。「御酢屋鳥居氏、拜領屋敷、湯島三丁目、坪數百七拾三坪五合。生國本國共に

武藏。御酢屋鳥居治右衛門。高祖父・鳥居治左衛門。曾祖父・鳥居治左衛門、祖父・鳥居治左衛門、父鳥居治左衛門」と(家傳史料)。

23 藩家鳥居氏 鳥居清信(庄兵衛)を祖とす。二世清倍(庄助)、三世清満(平三)、四世清長(關市兵衛)、五世清峰(清満女婿)、六世清満(清満の子)にして、又一世清信の門に清重、清忠、清經等、又清長の門に清勝、清正、清元等あり。

24 雜載 水戸家重臣にあり。幕末の瀧兵衛忠順、實は松平信任の次男、鳥居忠藏の養子也。又村上内藤藩重臣、佐土原島津藩若年寄、高須松平藩用人、岡部安部藩用人等に見ゆ(武鑑)。又堀尾山城守給帳に「百五十石鳥井小右衛門」を擧ぐ。

又伊勢の學者に鳥居雅樂元知、大石系圖に「大石良雄の祖母は鳥居彦右衛門元忠四男鳥居左近忠勝の女」と云ひ、徂徠先生親類書に「叔父鳥居六右衛門」また茶人に鳥井宗逸(茂兵衛)あり。その他、美濃、伊勢、志摩、越前、越後、備前(鳥井)等に存す。

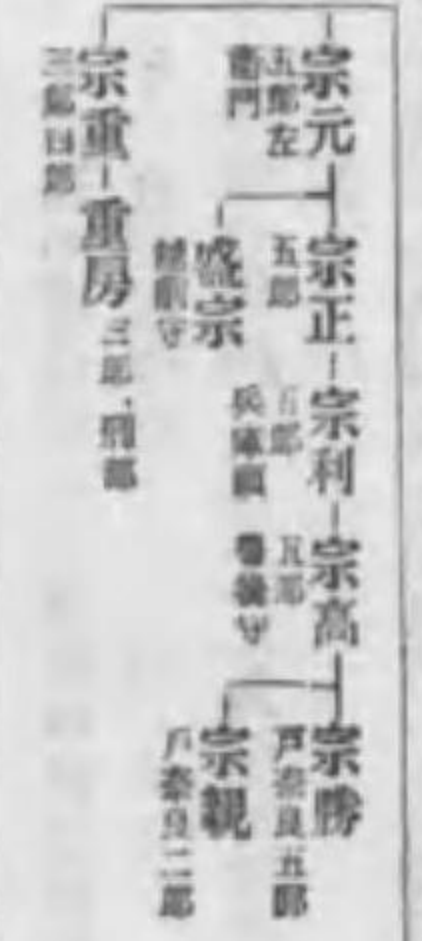
又幕末の鳥井甲斐守(蘭藏)は、林述齋の二次男、鳥居一學の養子、二千五百石の大

身なりき。又俳優に鳥井庄七あり。現今考古學界の泰斗鳥居龍藏氏は阿波の人也。

酉井 トリキ 裝銀彫工に酉井字兵衛乗光あり。
鳥居大路 トリキオホチ 山城國上賀茂社權祝家にして、賀茂縣主姓也。カモ條を見よ。「片岡社福宜・從五位下・鳥居大路大膳大夫順平。同祝・從四位下・梅辻主計職久」等見ゆ。

鳥居川 トリキガハ 近江國滋賀郡に鳥居川あり。而して、梶井宮坊官に鳥居川宮内卿・見ゆ。
鳥居小路 トリキコウチ 大和談山古文書に「鳥居小路大藏卿殿」と。

鳥井小路 トリキコウチ 書家に鳥井小路経厚(喜庵)あり。
鳥居戸 トリキベ トリキド 秀胤流藤原姓、戸奈良五郎宗友(左近大夫)の子宗忠・鳥居戸五郎と稱し、伊勢守に補せらる、長祿二年十一月没、道山。その系は「宗忠」

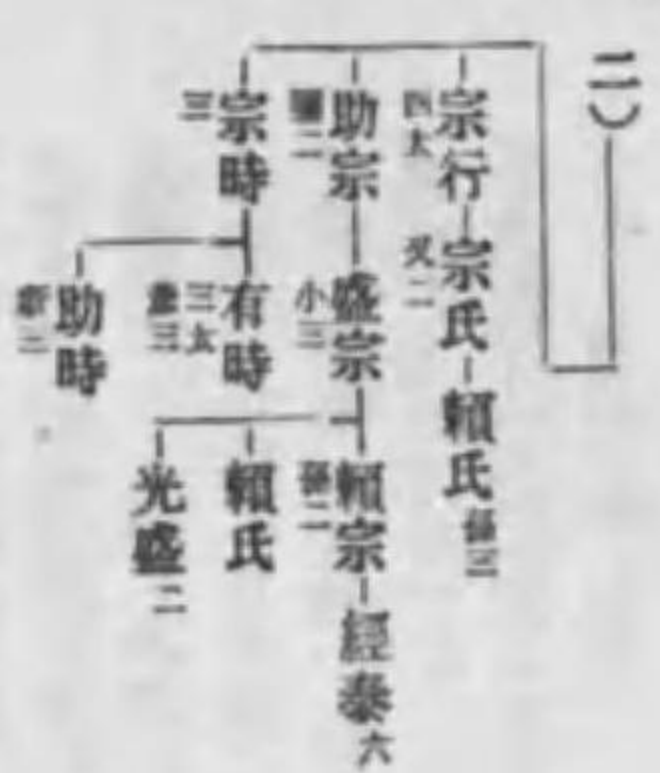


戸奈良、久保、圓藤、天沼、河嶋、青木等の條參照。
鳥居南 トリキミナミ 山城伏見稻荷社々家、新權祝なりき。泰宿福姓にして、南松本家より分る。トリキ條參照。

鳥氏 トリウチ
鳥柄 トリエ トリカラ 肥後に鳥柄庄あり。
鳥尾 トリヲ トリノヲ
1 鳥尾連 天神本記に「本湯彦命は取尾連等の祖」と見ゆ。
2 伊勢の鳥尾氏 關岡家系圖に「伊賀太郎氏の母は鳥尾大和守の女、寛正元年云々」と。又勢州四家記に「國司の長・鳥尾石見守は信雄(附らる)と載せたり。
3 雜載 山口藩士に鳥尾小彌太(中村敬義の長男)あり。幕末以來功多く、子爵を授けらる。その子光也。

取尾 トリヲ 前條に併せ云へり。
鳥籠 トリカゴ トリコ 奥州の名族にして、葛四記に鳥籠四郎兵衛・見ゆ。
鳥方 トリカタ 武藏の豪族にして、有道姓兒玉黨の一也。武藏七黨系圖に「秩父行弘一行綱——義成——義家(鳥方三郎)」と見え、史料本に「義成(四)——義家(鳥方

トリミ——トリカタ 8038



鳥海 トリガタ 羽後國北秋田郡花園邑の名族にして、本姓淺利氏也。アサリ條參照。現今醫道に鳥海博士あり。

鳥貝 トリカヒ 和名抄、大和國淡下郡に鳥貝郷を收め、止利加比と註す。萬葉集八に跡見の山莊、西大寺田園目錄に、鳥見莊と見ゆる地にて、トミナリとトミ條を見よ。

鳥飼 トリカヒ 古代の鳥飼部と直接、或は間接に關係あるべし。

- 1 鳥飼家(藤原北家大炊御門家流) 堂上家の稱號にして、尊卑分脈に「堀河權中納言經定」頼定「頼房(世に鳥飼三位入道と稱す)」と載せたり。
- 2 同上坊門家流 尊卑分脈に「九條大相國伊通」伊實(權中納言)「伊輔」と載

せ、源平盛衰記に「鳥飼中納言伊實編」と白河條參照。

3 播磨の鳥飼氏 俳人に鳥飼加右衛門(野人)あり。

4 筑前の鳥飼氏 早良郡の鳥飼邑より起る。此の地に鳥飼八幡宮ありて、貝原翁云ふ「神功皇后・御歸朝の時、御饗を奉りし鳥飼氏の子孫、天正の比まで、猶ほ此の村にありて、鳥飼宮内少輔と云ふ。其の子を鳥飼二郎と號す。其の居宅のあ

れり(管内志)。又原田家臣鳥飼氏見ゆ。5 武藏の鳥飼氏 桶樹郡藤越村の名族にして、先祖は左衛門次郎明正とて、小田原北條家の家人なり。小田原没落の後、子孫當所に住すとぞ。又云ふ、村内荒神を勧請せし佐野木工之助と云ふもの、後に氏を鳥飼に改めたり、これ彌兵衛が先祖なりともいへり。されど此事は明證あるにあらず。家に延寶三年四月、先祖仁兵衛明知が由緒を載せり。是もいと處説にして、詳なることを見るによしなし。其の大略をいへば、鳥飼氏は世々伊豆國の住人にて、眞名越の地を領せり。北條長氏より氏直に至るまで五代の間勤仕しけ

るが、天正十八年、小田原滅亡の時、左衛門次郎明正・藩人となりて、男子の十七歳と十五歳となりし二人を携えて、都筑郡長津田村へ來り、岡部の何某と云ふものゝ家を假きて農家となれり。明正は七十歳餘までながらへて没せり。かの眞名越より携えし二人の子供の内、次男をば當村の人増田何某が養として、郷左衛門と稱せり。後嫡男の庄左衛門も弟が跡を襲ひ、當所に來りて農民となれり。彌兵衛は乃ちその子孫なり。長津田及び相州眞名越にも今に一族残りりと云ふ(新編風土記)と。又埼玉郡にも存す。

6 雜載 攝津嶋下郡に鳥飼城(鳥飼邑)あり。書家鳥飼宗慶は此の地の人にして、鳥飼流を起す。その嗣を宗嘯と云ふ。

- 鳥飼部** トリカヒベ 鳥飼部條を見よ。
- 鳥甘部** トリカヒベ 同上。
- 鳥養部** トリカヒベ 職業部の一にして、鳥を養ふ事を職とせし部也。垂仁朝、本牟知和氣御子の爲に設くと傳へらる。鳥取部條を見よ。古事記に「天皇、其の御子に因りて、鳥取部、鳥甘部を定む、云々」と。また垂仁紀に「鳥取部、鳥養部を定む」など見ゆ。

5 筑後の鳥飼部 和名抄、三浦郡に鳥飼郷を收む。即ち水間(三浦)君が賦りし鳥飼人のありし地ならん。

鳥神山 トリカミヤマ トナミヤマ條を見よ。

取木 トリキ 將門記に「取木等の宅云々」と見ゆ。大串條を見よ。

鳥木 トリキ 鎌倉家臣に鳥倉伊勢なる者ありと。上杉謙信家臣也。長條參照。

鳥倉 トリクラ 鎌倉家臣に鳥倉伊勢なる者ありと。上杉謙信家臣也。長條參照。

鳥毛 トリケ 岩代國河沼郡鳥毛澤より起る。この地四家老の一に、鳥毛彦左衛門尉忠嗣なる者あり。生江、山田等の條を見よ。

鳥子 トリコ トリノコ條を見よ。

鳥越 トリコエ 武藏、陸奥、羽前、加賀等に此の地名存す。

- 1 宇都宮氏族 筑後の名族にして、蒲池氏の族、家紋三頭巴、一鶴。鎮西要略、宇都宮系圖等に見ゆ。蒲池條參照。
- 2 藤原姓 大隅の名族なり。前項氏の族か。肝付郡岩戸大明神永祿二年棟札に「順主鳥越左衛門藤原岩吉」見ゆ。
- 3 佐々木氏族 伯耆の名族にして、後世俳人に鳥越等あり。此の族か。
- 4 雜載 筑前國原田家臣に鳥越利部丞あり。

其の後、雄略紀十年條に「身狭村主青・吳の賦ずる所の二鶴を將りて筑紫に至る。是の鶴・水間君の犬の爲に嚙れて死す。是に由りて、水間君・恐怖憂愁、自賦する能はずして、鴻十隻と養鳥人とを賦じ、以つて罪を贖はんと請ふ。天皇・請し給ふ焉。冬十月乙卯朔辛酉、水間君が賦ずる所の養鳥人等を以つて、輕村、磐余村の二所に安置す」と載せ、また十一年十月條に「鳥官の禽・菟田人の狗の爲に、噛まれて死す。乃ち面に賦して鳥養部と爲す。是に信濃國直の丁と、武藏國直の丁と侍宿す。相謂つて曰ふ、嗟乎、我が國積鳥の高きは小墓に同じ、且暮・食へども、尙ほ其の餘あり。今一鳥の故によりて、人面に賦す、太だ道理なし云々。これを聚積せしむ。直丁等・忽ち備ふる能はず、仍りて鳥養部と爲す」など見ゆ。

- 1 大和の鳥養部 上述により明白也。
- 2 攝津の鳥養部 嶋下郡に鳥養村あり。此の部民の住居せし地なるべし。鳥飼條參照。
- 3 淡路の鳥養部 津名郡に鳥養村あり。鳥飼庄、鳥養八幡あり。
- 4 筑前の鳥養部 早良郡に鳥飼村あり。鳥飼條を見よ。

- 鳥嶋** トリシマ 和名抄、肥後國合志郡に鳥嶋郷あり。而して陸前國賀美郡の豪族に此の氏あり、郡内の鳥嶋邑より起る。古川狀に「笠原一族云々、鳥嶋右近」見ゆ。北郷、笠原等の條を見よ。
- 鳥柄** トリス トス 便宜上トス條に收む。
- 鳥巢** トリス トス條を見よ。
- 鳥田** トリタ 和名抄、肥後國山本郡に鳥田郷を收む。高山寺本には鳥口郷に作る。
- 鳥塚** トリツカ 武藏、志摩等に此の氏存す。

鳥集

トリツメ 薩摩國の名族に存す。

取手 トリテ トツテ 大鹿條を見よ。

鳥取 トリトリ トトリ條に詳か也。

鳥名 トリナ シマナ條を見よ。

鳥名木 トリナキ 常陸國行方郡鳥名木邑より起る。

1 桓武平氏大塚氏流 手賀氏の族也。新編國志に「鳥名木。行方郡手賀村鳥名木の地に出づ、手賀氏より出づ。其の先を淨阿と曰ふ。永仁中の人なり。二子あり、長を手賀孫太郎、次を助八郎と曰ふ。助八郎は蓋し鳥名木氏の始祖、手賀郷鳥名木に居るを以て氏とす。子政幹は小名虎納丸、彈正忠と稱す。四子あり、虎丸、阿古丸、多聞丸、彌丸、並に正平中の人にして、後修理亮入道道政あり。子を右馬介國義と曰ふ。永享九年、地を國義に傳ふ。是よりさき應永廿九年、道政は佐竹に從つて、額田城を攻め、三十年に至りて遂に之を拔く。是の歳、足利持氏に古河に會し、七月土岐憲秀に從つて小栗城を攻めて之を拔き、其の夜また堀内城を拔き、正長元年、野口を攻め、永享中、行方常陸入道に從つて、長堀原に戦ふ。嘉吉元年、國義・本郡四蓮寺に戦ふ。細川持之。

書を與へて、其の戦功を賞す。蓋し持氏の餘黨を討ちし也(鳥名木文書)」など見ゆ。手賀條參照。

2 新編國志は前項の外、猶ほ一つ「鳥名木。行方郡手賀村鳥名木と稱する地より出たり。鹿島治亂記を按ずるに、大永中、府中大掾の幕下・鳥名木あり、公家の裔なりと云ふ。鳥名木村に其の墟あり、子孫今新庄氏に仕ふ」と見ゆ。

3 雜載 その他、芹澤文書に「平福孝幹の子重幹・鳥名木氏の養子となり、鳥名木萩衛門と稱す」と見ゆ。

鳥樂 トリナシ 清和源氏井上氏の族也。高梨條を見よ。

鳥海 トリノウミ 便宜上トリミ條に收む。トリノウミ 同上。

富海 トリノコ トリコ

1 秀郷流藤原姓 常陸國那珂郡鳥子邑より起り、鳥子城(鹿嶋村鷺子)に據る。江戸通稱の弟通治(鳥子彦岐守)の後也。新編國志に「鳥子、那珂郡鷺子村より起る。江戸通房の二子彦岐守通治・鳥子河田城に居る。江戸但馬守より那珂郡鳥子郷、五千八百九十石五斗を與ふ」と。又一に「江戸重通の子鳥子上野介、佐竹氏に屬

し、其の子長左衛門、食邑五千八百石、後に秋田に移る」とぞ。

2 宇都宮氏族 同上常陸の鳥名木邑より起りしにて、武茂氏泰の二男泰長の後なり。武茂系圖に「氏泰—泰長(四郎左衛門尉、常陸國鳥子郷を領す)—泰宗(鳥子四郎、鳥子狩野等の祖)」と見ゆ。

鳥場 トリハ トツバタ 次條に同じ。

鳥膚 トリハダ トツバタ 常陸國茨城郡鳥羽田邑より起る。桓武平氏大塚氏流、小栗氏の後裔にして、鳥羽田越中守は當地鳥羽田城に據る。氏は圓福寺所藏の大般若經典書に「應永十九年太歲壬辰三月上旬、修理畢。願主鳥膚孫次郎」、また小堤村光明寺の棟木に「鳥膚大隅守増貞、天文十五丙申卯月」など見ゆ。

鳥濱 トリハマ 大隅の名族にして、福慶氏配下の將たり。大根占の高城を守る。

鳥喰 トリバミ 常陸國那珂郡鳥喰邑より起る。稻田門侶交名に「鳥喰の顯信房唯圓」見ゆ、但し、は地名を冠せし也。

鳥原 トリハラ

鳥生 トリフ 伊豫國越智郡鳥生邑より起

鳥戸物部

トリベノモノノベ 物部の一種にして、天神本紀、天物部等二十五部人の一に、此の品部を擧げたり。山城國愛宕郡鳥戸郷に住居せしか。鳥部條參照。

鳥丸 トリマル 薩摩國薩摩郡の名族に鳥丸氏あり、東郷原之城に據ると。又長享將軍江州勤王着到に「鳥丸左兵衛佐」見ゆれど、こは鳥丸の誤ならん。

鳥見 トリミ トミ 大和に鳥見莊あり、トミ條を見よ。

1 鳥見造 物部氏の族にして、姓氏錄、河内神別に「鳥見連。同(饒速日)神十二世の孫小前宿禰の後也」と載せたり。トミ條を見よ。

2 雜載 後世、三河國細池村に據る士に鳥見源兵衛あり。

鳥海 トリミ トリノウミ 陸中、陸奥、羽前等に此の地名存す。

1 陸奥安倍氏族 陸中關幣井郡鳥海邑より起る。安藤系圖に「頼時—宗任(鳥海彌三郎)—女子(基衡妻、秀衡の母、奥州親自在王院本願主也)」と載せ、また宗任の弟家任も亦「鳥海彌三郎」と載せたり。宗任は、今昔物語に「鳥の海の三郎宗任」、保元物語に「鳥海三郎・出羽金澤の城に

鳥部

トリベ 鳥戸物部の後か。或は捕鳥部、鳥養部と關係あるか。

1 山城の鳥部 正倉院天平寶字六年文書に「山背國乙容(訓)郡小野郷戸主鳥部廣嶋戸口足嶋」などを載せたり。和名抄、當國愛宕郡に鳥戸郷ありて、比利倍と註す。この部のありし地ならん。

2 鳥部連 物部氏の族にして、鳥部物部の伴造なるが如し。天孫本紀に「饒速日命十四世の孫・物部三橋連公は鳥部連等の祖」と見ゆ。

3 越前の鳥部連 正倉院天平寶字三年五月十三日文書に「越前國足羽郡書生鳥部連賢名」を擧げたり。

鳥戸 トリベ 前條と同族か。

取戸 トリベ 同上。姓氏錄卷末に見ゆ。鳥部連の族裔か。

トリフ—トリハ

あり」と。又平家物語に「鳥海三郎宗任、源平盛衰記に「貞任、舍弟鳥海三郎宗任」と。又東鑑に見え、藤原基衡(秀衡の父)の妻は鳥海三郎宗任の女と傳ふ。

2 羽後の鳥海氏 由利郡の豪族にして、宗任の裔と稱し、伊勢居地色栗山館に據り、正中元年、彌三郎・小石館に由利中八郎政春を圍みて、之を滅し、遂に一郡を押領す。その子常滿律師也。矢鳥記に「正中元年甲子、仁賀保の鳥海彌三郎殿。由理の中八郎殿を賣む。中八郎殿の城落ちて切腹。同二年乙丑より、由理中・鳥海彌三郎殿の領分に成る。中八郎殿に子孫なし。建武四年丁丑、鳥海彌三郎殿の御子・出家にて代を續ぎ、名を常滿律師と申せしなり。家老に進藤長門守と波邊準人との兩人有り、此の者ども心替りして、利師様を賣落す。觀應元庚子四月九日、利師様の御命日也。それより由理中は長門守、準人の兩人支配也」と。

後山北小野寺遠江守義道家臣に鳥の海氏を載せ、慶長八年、鳥海彌八郎は、佐竹氏の入國を拒みて兵を擧ぐ。

3 その他、北秋田郡神成に古城あり、鳥海氏の古城なりしが、天正中、加成氏に

亡ぼさるとぞ。後當國の儒者に鳥海恭(松亭)あり。又庄内藩の名醫に鳥海玄達あり。

4 武藏の鳥海氏 荏原郡南品河に鳥海氏あり。先祖鳥海和泉守は奥州鳥海氏の末裔にて、久しく當所に住すと云ふ。由りて子孫・世々里正を勤む、中間故ありて氏を利田と改む(新編風土記)。又埼玉郡夢倉村聖明神社の神主家にもありて、先祖は石川權頭義俊の家臣にして、鳥海多津備と云ひしとぞ。

5 肥前の鳥海氏 正平十七八年、應安五年一揆連列狀に「鳥海九郎三郎」あり、橘氏の族也。波佐見條を見よ。

取光 トリミツ

鳥光 トリミツ

鳥美物部 トリミノモノノベ 鳥戸物部條を見よ。

鳥村 トリムラ

酉村 トリムラ 河内國の名族にして、交野郡水蘇二年總待連名帳に酉村庄司三郎後夏を載せ、又寛永十七年三宮拜殿着座覽に「酉村氏四軒」と見ゆ。

刀利村 トリムラ 加賀の豪族なり。刀利條を見よ。

鳥本 トリモト

鳥元 トリモト

鳥屋 トリヤ トヤ條を見よ。

鳥谷 トリヤ トリタニ 同上。

鳥安 トリヤス

鳥山 トリヤマ 武藏、上野等に此の地名存す。

1 清和源氏新田氏族 上野國新田郡鳥山邑より起る。尊卑分脈に「新田義重—里見新田太郎義俊—里見冠者義成—時成(鳥山三郎)—(鳥山)太郎經成—鳥山又太郎家成、弟信成」と載せ、又經成の弟「五郎賴成—孫三郎氏成」とあり。諸家系圖纂には「經成—家成(鳥山三郎、一に太郎、又二郎。左京亮、建武元年武者所)」、弟信成(五郎、一に民部大輔貞興に作る)と。又「賴成(鳥山、伊賀守)—氏成(鳥山孫三郎、左馬助、伊賀守)—義盛(左馬助、伊賀守)—房成(左馬助、伊賀守)—貞直(孫三郎、兵部少輔)、弟盛貴(又七、民部少輔、法名道感)と載せたり。又新田系圖に「時成(伊賀守。正嘉二年五月十六日死)」



2 氏人 新田庄内庶子配分に「鳥山權四分一、藪塚郷半分、寺井村、鳥山式部大夫知行」と載せ、又太平記卷十四に鳥山修理亮、十六に鳥山左京亮氏賴、十七に鳥山修理亮義俊を擧ぐ。その後、文明中、鳥山式部大夫は成氏の軍を援けて、關東

の總大將に推されしも、松陰和尚の術策に陥り、瀧陣中に敗れし事、松陰私語に見ゆ。又鎌倉大草紙に「鳥山右京亮」等を載せたり。

3 越後の鳥山氏 前項氏に同じく、太平記卷十に「越後國の一族に、里見、鳥山、田中、大井田、羽川等の人々にてぞ坐しける」と載せ、又卷二十に、鳥山左京亮あり。皆當國に據りし勤王の士也。後世、謙信權御分、城持大將衆に鳥山因幡守を載せたり。

3 房總の鳥山氏 第一項系圖参照。修理亮經盛の子同時盛(結城討死)—同時房(新三郎、上總安藤邑住)—左衛門大夫時定(天文元・左京助時宗)と。又時定の弟「修理亮時久(大水)—圖書時連—時守—時春(館林家臣)」と。

又「成貞(孫三郎、長享二年、古河成氏に仕ふ)—成豐(大藏、天文十二年に北條氏綱に仕ふ)—綱成(藤左衛門、永祿三年、北條氏康に仕ふ)—常成(大藏、小田原落城後、金井庄に墾居、慶長七年死)—清成(藤左衛門、大久保忠世家臣)—宗成(與五右衛門、館林家臣)—重成(與五右衛門)」と。

又里見小原系圖に「義時(妻鳥山修理亮女)—政成(妻は鳥山圖書女)と載せ、小金本土寺過去帳に「新田鳥山式部大輔、享祿五丙子九月、岡部原にて打死」と載せたり。又後當國儒者に鳥山新三郎景清あり。

4 武藏の鳥山氏 古く佐々木氏の一族にして、兩目代たりし鳥山左衛門なる者ありしと云ふ。佐々木條を見よ。猶ほ第六項参照。

5 三河の鳥山氏 額田郡大樹寺村士に鳥山三郎左衛門あり。又碧海郡大濱村松江に、鳥山牛之助屋敷ありて、二葉松等に見ゆ。新田系圖に「成忠(新左衛門、三河國御油に遷る)—忠政(三郎左衛門、三州岩津住)、弟信廣(又三郎、五郎左衛門。弟に彦太郎信成あり)—吉成(甚五郎、内記。弟は丹下吉信、其の子に又七郎信成あり)—重成(里見兵庫、後に鳥山に復す)—信成(平兵衛)—吉是(平兵衛)、弟榮成」と。又岩津の鳥山は「忠政(三郎左衛門)—忠俊(與七郎、松平義春家臣)—輔信(治右衛門、初め三州吉良庄東幡頭小笠原新九郎廣勝に仕へ、上京して豊太閤に仕へ、

後關中國に至り、小竹村に住す、後富山に居る。其の子牛之助精明、弟に治右衛門あり」と。また精信の弟「精俊(丹波、初め僧洞意、東照公の命により還俗奉仕)—正勝(熊藏、弟精明(牛之助、實は精信男)—精元(牛之助)—精永(平大夫)、弟精名(吉大夫)—紀長(牛之助)—精平(伊織)と載せ、寛政系譜に「家紋丸に鳩酸草。與七郎—丹波精俊(洞意)—牛之助精明」とあり。

6 佐々木氏族 佐々木系圖に「泰綱—輔綱(鳥山五郎左衛門、法名覺生)—忠綱」と載せ、また尊卑分脈にも「輔綱(號鳥山左衛門尉—忠綱(四郎)、弟輔時(鳥山彌五郎)、弟輔氏(又五郎)、妹隱岐三郎左衛門財藤—妻)と。又中興系圖に「鳥山。宇多、佐々木壹岐守泰綱男四條壹岐守、これを稱す」とあり。

7 雜載 其の他、酒井建殿頭家臣に此の氏見え、又松山松平藩重臣に存す。又安藝淺野藩槍術家に鳥山榮庵、伊達藩士鳥山成幸(もと各津氏)、その子正作は良吏(代官)として名あり。又三河の代官に鳥山牛之介(第五項)あり。

又備前に存し、又鳥山孫兵衛輔忠(備前)
は書に秀づ。その子左大夫輔寛(芝軒)、
その子孫兵次輔門(香軒)、皆名あり。そ
の他、越前府中の儒者に鳥山松岳(宗成)、
畫家に鳥山石燕(佐野豊房)、皆有名也。
鳥脇 トリワキ

取石 トレシ 和泉國取石より起る。此の
地は聖武朝に取石頓宮を置かる。又和泉志
に大鳥郡取石池と見ゆ。

○取石造 百濟族にして、姓氏録、和泉諸
蕃に收め、取石造。百濟國人阿麻意朝より
出づる也」と載せたり。

泥川 ドロカハ

泥田 フロタ 岩磐地方に存すとぞ。

泥谷 ドロタニ

戸綿 トワタ

トワタ 肥前河上淀姫社文保二年二
月文書に「宰府戸綿五郎兵衛入道」を擧げ、
又嘉暦二年文書にも見ゆ。コワタか。木綿
條參照。


ナ (な)

索引

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| ナ | ナア | ナイ | ナイ | ナウ |
| ナエ | ナエ | ナオ | ナオ | ナカ |
| ナキ | ナク | ナケ | ナク | ナサ |
| ナシ | ナス | ナセ | ナソ | ナタ |
| ナチ | ナツ | ナテ | ナト | ナナ |
| ナニ | ナヌ | ナネ | ナノ | ナハ |
| ナヒ | ナフ | ナヘ | ナホ | ナマ |
| ナミ | ナム | ナム | ナメ | ナモ |
| ナヤ | ナユ | ナヨ | ナラ | ナリ |
| ナル | ナレ | ナロ | ナワ | |

ナ 那、名、郷等に作り、又奴と通ず。
1 備前主 後の筑前國那珂郡地方を古く
備前と云ひ、仲真紀に「天皇・筑紫に幸
し、備前に到り、因りて厩日宮に居り給
ふ」と見ゆ。漢史には奴國に作り、又宣
化紀に那津とあるは、ナノツにて、備の
港の意に外ならず。此の地は北九州の要
地にして、縣の領域は、大體後世の那珂
郡を中心とし、糟屋、席田、早良等の地
方を指せしが如し。
此の豪族は此の地に在りし縣主にして、
古く奴國王と僭稱して漢土と交通せり。

ナ

後漢書東夷傳に「建武中元二年、倭奴國、
貢を奉りて朝賀し、使人自ら大夫と稱す。
倭國の極南界也」光武、賜ふに印綬を以
つて」と見ゆるもの、即ち此の縣主に
して、その金印・天明四年二月、此の城
内なる志賀島より掘出さる、銘に

漢委奴國王
とあり。その後、魏志東夷傳、伊都國(伊
賀縣、イト條參照)の次に「東南・奴國
に至る、官・児馬佩と曰ひ、副を卑奴母

ナ

難と云ふ、二萬餘戸あり」と見ゆ。
後世は那津、即ち博多の地が、此の地方
の中心となりしも、古くは志賀島に據り
しにて、金印の此の地に出でても此の故
なり。而して延喜神名式に「志加海神社、
三座(並名神大)」とあるは、此の地に在り
て、縣主の氏神たりき。即ち神代記紀に
見ゆる綿津見神にして、此の國王(縣主)
は其の裔なる阿曇氏に外ならず。多くの
海部を率ゐて、勢・大いに振ふ。彦火
出見尊が遊び給ひしと傳ふる海神國も此
の地にして、實に皇室二代の皇后を出し
奉る、詳細は、アヅミ、アマヤ、シカ、
ワタツミ等の條、及び拙著日本古代史新
研究、同神祇史等を見られたし。
2 備前主は、其の後、筑紫國造の設置に
よりて衰微し、一族阿波國を根據とす。
ナガタ、アマベ、アヅミ條を見よ。

内邊

名井 ナイ ウチ條を見よ。

この氏は安藝國賀茂郡の豪族にして、平賀
氏より分ると云ふ。平賀氏配下の將にして、
名井豐前は御園宇城主たりき。平賀條參照。

ナ—ナイ

その裔、當郡貞重邑にあり、藝藩通志、賀茂郡條に「名井氏、先祖名井豐前は平賀隆宗が家人なり。豐前が孫、與左衛門より、農に降る」と載せたり。

又廣島府名家條に「三丁目、大洲屋、先祖は賀茂郡白市城主平賀太郎左衛門、後には名井豐前と稱するもの、第三子正左衛門・買人に降り、府市に來り、初は倉橋屋と稱す。今の宗五郎まで八代」と載せ、又「胡町名賀屋。先祖名井兼相・世々加茂郡貞重村龍王山の城主たり。毛利氏に屬す、其の移封の日、兼相は從ひ行き、其の子相家は本府尾長山下に住して、破屋元也と稱す。其の季子・市人となる、是を名賀屋の祖とす。今爲吉まで八代、家に毛利氏の狀、及び古名器、書畫頗る多く持ち傳ふること、府下比少し。大徳寺焚火といふ茶碗などは、先祖。此の器は一郡にも換へずといへりとして、最も珍重す」と見ゆ。

奈葵 ナイキ ナキ條を見よ。

内关 ナイキ 前條と通ず。

○内关首 物部氏の族にして、ナキ(奈葵)首に同じ。姓名録抄、拾芥抄等に見ゆ。

内記 ナイキ 職名にして、中務省の被管に内記あり。詔勅をつくり、又御書の記録

等を掌れり。此の氏は此の職名を負ひしもあれど、猶ほ美濃等に此の地名存す。或は前二條氏とも關係あるべし。

- 1 平野氏族 美濃國石津郡内記邑より起る。保元物語卷三・義朝幼子の弟・悉く失はるゝ條に「内記平太は天王殿の傳」を載せ、岡崎本には「内記平太まさきとを申すは、美濃國住人内記平大夫ゆきとをが子、青墓の大炊が弟也」としるし、東鑑、建久元年十月廿九日條に「内記平太政遠(保元逆亂の時誅せられ、乙若以下、同じく自殺せしめ了る。平三眞遠(鷲栖)、大炊、此の四人は皆連枝也。内記大夫行遠の子息等、云々」と見えたり。六條列官爲義の妾は、平太政遠が姉なり。神皇正統錄に「四人の子等の母云々、是れ美乃國住人、内記平大夫行遠の女、青墓長者大炊の妹也」と載せたり。
- 2 藤原南家 東鑑卷四十一、四十二、四十五に内記兵庫亮祐村、五十二に内記左衛門尉、内記兵衛三郎等を擧ぐ。
- 3 雜載 その他、建武元年の津輕降人交名に内記七郎入道妙覺を載せ、下りて秀

康御給帳に「八百石内記豐後」等見ゆ。又播磨國射橋兵主神社(姫路惣社)永正三年の鐘銘に「大工津田村内記石松丸、小工内記四郎左衛門」を載せたり。

内紀 ナイキ 前條に併せ云へり。

内城 ナイキ ウチシロ條を見よ。又紀伊國尾呂志庄長享二年文書に内城大夫牛左衛門・見ゆ。ヲコシ條參照。

内木 ナイキ ウチキ

内貴 ナイキ 近江國甲賀廿一騎、庄内三家の一にして、當地方の豪族たりき。氏は京極殿給帳に「三百石内貴次大夫、」堀尾山城守給帳に「三百石内貴七大夫、二百七十石内貴彦五郎」等見ゆ。

又秀康卿給帳に「千七百二十石内二百五十石典力、御詰衆内貴掃部」と云ふもあり。奈葵私 ナイキサイチ ナキノキサイチ條を見よ。

奈氣私 ナイキサイチ 同上。

内河 ナイカ ウチカハ條を見よ。

内宮 ナイグウ 應仁記卷二に「備後には、江田、和智山の内宮の一族」と見ゆ。

内侍原 ナイジハラ 大和國添上郡内侍原より起る。地名辭書に「太平記、元弘元年に内侍原法眼は武家方に與し、大塔宮を般

若寺に關ひたる事見ゆ。孰れかの寺司なるべし」と。

又「正平六年正月、直義入道は八幡山に陣取り、諸方の合圍をまたれけるうち、知久四郎左衛門尉に千五百餘騎をさしそへ、内侍原法眼好專を殺して參るべしと下知せらる。好事は去年直義入道・都を落ちたりし時、おのが家に隠しまるらせしかど、直義、專好を疑ひ、再びこゝを忍び出で給ひし事あるにより、今は八幡山に至り、直義入道に陳謝せばやとおもひし所に、天亡の期や至りけん、終に殺されけるは、不便なりける事どもなり(天正本太平記)と。知久條參照。

内膳 ナイゼン 漢路に内膳庄、内膳保あり。石見國美濃郡宇津川村、鹿ヶ瀬城主に内膳權太郎清原忠綱あり、清原條を見よ。忠高の祖父也。

内地 ナイチ

名出 ナイチ 紀伊國那賀郡の名族にして麻生津庄内三家の一也、加納川條參照。又續風土記に「穴伏村地主名出文吾。城跡、高野山寶護院の出城なりと。馬宿村、城山、名手殿の城跡と云ひ傳ふ」と載せ、又「横谷村舊家、名出定吉、其の家を公文といふ。

舊公文職をなし、家なり」と。

内藤 ナイトウ 天下大姓の一にして、全國到る處にあれど、殆んど藤原姓と稱す。

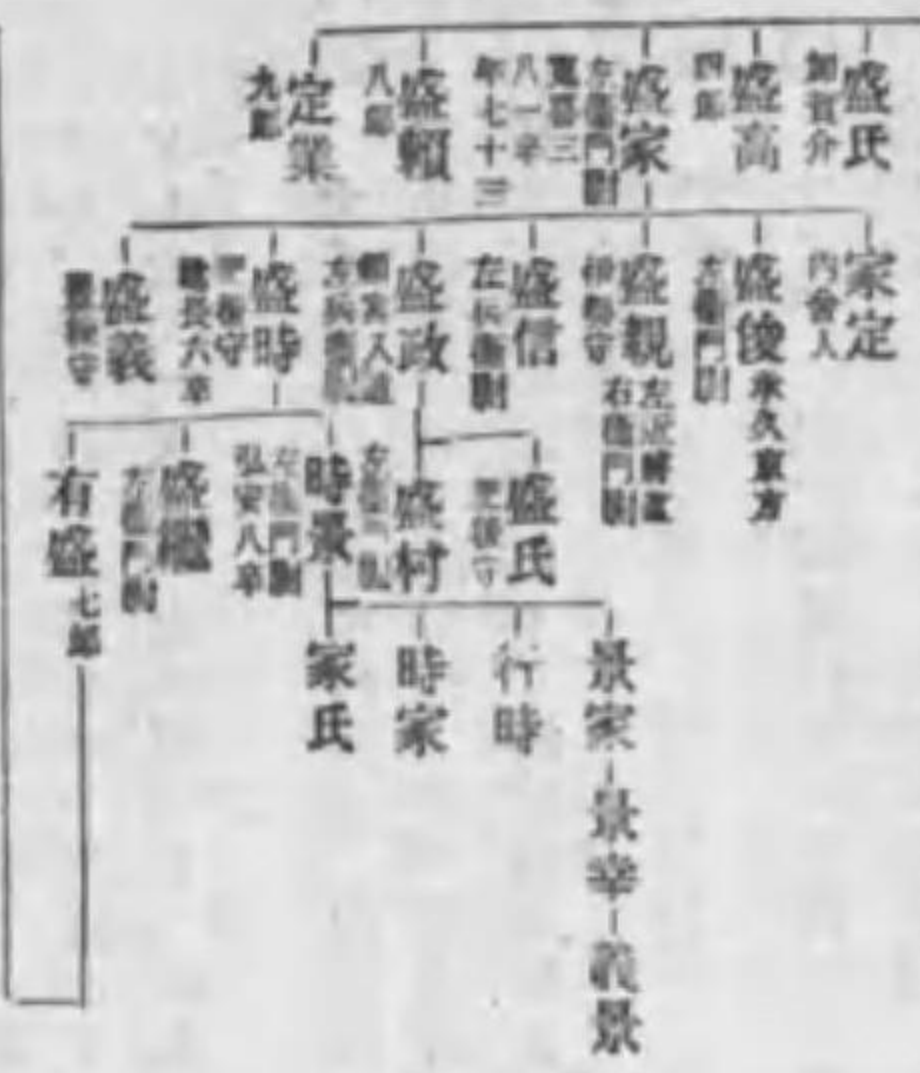
- 1 秀郷流藤原姓 秀郷の子千時が四世の孫頼俊の子行俊、内舍人たりしにより内藤檢校と云ひ、其の後裔・其の稱號を氏とすと云ふ。尊卑分脈に「秀郷—千時(鎮守府將軍)—千清(將軍太郎)—正頼(下野守)—頼清(從五下)—頼俊(左近將監)—行俊(内藤檢校)、弟季俊(右馬允)—季賢(瀧口、神變弓上手、勇士、腰瀧口ト號す)」と載せ、又蒲生系圖に「頼俊—行俊(内舍人、内藤檢校)—惟季(内藤の祖也)」と見ゆ。蒲生條參照。
- 又一本内藤系圖に「藤原姓、家紋藤丸。俊藤太秀郷(贈太政大臣房前公五代の苗裔也。第(弟)か)七人。宗郷、高郷、永郷、興郷、友郷、時郷、春郷也。下野大掾村雄の男也)—子晴(一)に子時、鎮守府將軍)—將軍太郎子清—頼遠(五郎大夫、陸奥出羽押領使、前陸奥守秀衛の祖也)、弟頼清(從五位下)—頼俊(内舍人、左近將監)—行俊(内藤の祖、内藤檢校。一に俊

仗、大國寺社の事を掌る。又下に勾當あり、今絶ゆ)—惟季—盛俊—盛家(内藤左

衛門尉、使の宣旨を掌る。嘉祿三年丁亥八月朔日、盛家法師卒、八十九、東鑑脱漏、已下、これに准ず)—盛親(右衛門尉、使)、弟盛時(左衛門尉、使、肥後前司、嘉祿二年丙戌五月八日、内藤左衛門尉成時、去月十九日に使の宣旨を掌る、今日評議ありて、召名を止むべき由を定めらる云々。是れ父左衛門尉盛家入道、盜賊を追捕するの間、其の賞を行はるべきの旨、仰せらるゝの處、子息の昇進を望み申す。子息に兄弟あり、所謂嫡男は右衛門尉盛親、二男盛時・今廷尉也。而して兄盛親・父に從ひ、或は在國、弟盛時は關東に候し、夙夜・勞を積むと雖、嫡庶の次第を守り、兄を彼の職に補せらるべきの旨、先日御吹舉の處、父盛家法師・京都に於いて、竊かに次男盛時(鍾愛)を吹舉するの間、宣下せられ奉んぬ。爰に父・雅意に任ずの符あり、子又兄に越すべき理なし、沙汰を究められ、此の儀に及ぶ云々)—時景(肥後六左衛門)」とあり。以下は第七項を見よ。

2 藤原北家道長流説 前項氏と同一なれど、内藤系圖には「關白道長—右少將頼高—僧覺祐(山惠禪師、備前國兒島配流)—

内供奉祐寛(伊與、内供奉)一從五位上
肥後守盛重、弟從五位下筑前守盛遠(鳥
羽院御宇、初めて内藤の氏を賜ふ。母光忠
女)一散位盛定

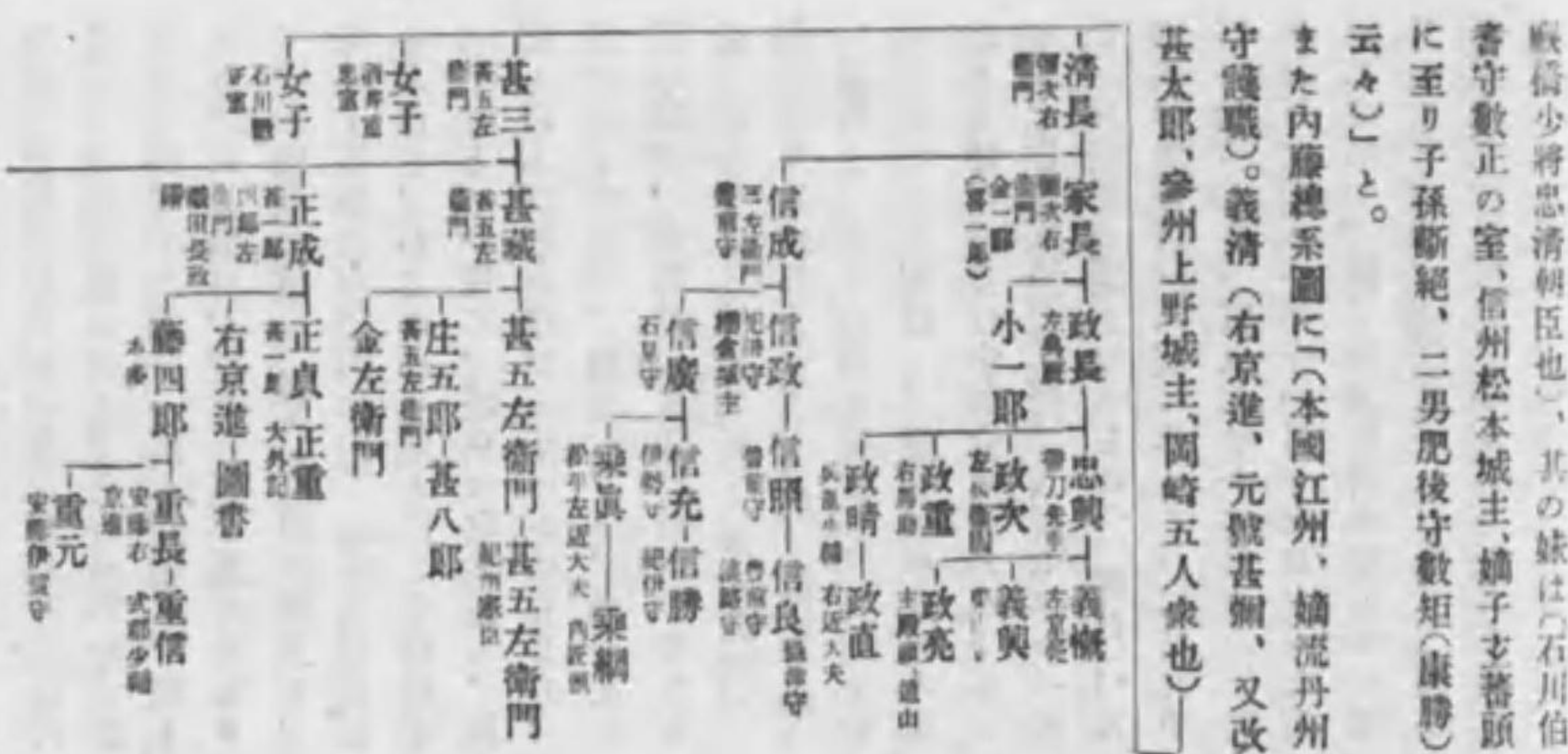


盛貞(美濃守、法名有貞、六十九、山口
逝去)一盛世(下野守、法名統祐)一弘矩
(肥後守、彌六郎、後中務)と。
而して時家の譜に「孫六郎時信の代、弘
中權守兼綱(法名白蓮)の息女、愛得(法
名佛心)、息女願聖、内藤孫六郎の妻。此
の代より小周防東方領主、弘中家より繋

那左衛門盛綱一四郎左衛門親家(後内藤
權頭)一某(豊後四郎左衛門、實名見え
ず。建長八年より應仁比に至る年歴二百
年ばかり、四五代開く)一義清(内藤右京
進。家傳に云ふ、内藤豊後四郎左衛門の
嫡流也。元の名甚彌、又甚太郎、先大父
の比より三州に住す。文明年中、徳川源
府君に屬す。其の先は相州鎌倉足利家に
在り、後に順業、皆三州上野城地に移り、
義清、これを相續して、信忠公、清康公
の二代に仕へて戦忠あり、傳記別紙、法
名善白)一清長(彌次右衛門尉、相續して
上野城主と爲り、遠州二俣城番を勤むる
數年、營中にて病死、法名幽鑑。嘗つて
武田と戦戦數箇度、屢々軍功を揚すと云
ふ。上野城は後に酒井將監在城)一弟某(甚
五左衛門尉、始めの名は甚三、子孫甚だ
多し矣。甚五左衛門と號する四代、但し
四世甚五左衛門に至りて紀州に住す。三
世甚五左衛門の弟を庄三郎と號す、後又
甚五左衛門と改め、御旗本に候す、以上
各甚五左衛門は、此の時五人、世系四世
也)其の妹は(酒井河内守源重忠の室、重
忠は雅樂助正親の男、御代々の元老也。
重忠の子忠世、忠世の子忠行、忠行の子

と爲して内藤家の本領として讀る」と見
ゆ。
又卷末に「此の一本は祖父智得の御相傳、
時に延徳二年庚午十月吉日、之を書留
め畢。下野守與盛、彈正忠隆世、左衛門
大夫隆春、肥後守弘矩の筆」と載せたり。
こは防長の内藤氏にして、此の氏の宗族
か、第四十項を見よ。
又中興系圖に「内藤、藤原、進藤内舍人長
範の男、筑前守長經、これを稱す」と云ひ、
又「内藤、藤原、右兵衛尉基重、これを稱
す。又同部藤内公衡入道、これを稱す」な
どあり。

3 氏人 盛貞記に「内藤太守助(大夫判
官郎等)と。又東鑑卷六に「内藤六盛家、
ないとう四郎、彌源次、ひたちばう、十
五、二十五に内藤左近將監盛家、十九、
二十一に内藤右馬允知親、三十、三十
一、三十二、三十三、三十五、三十六に
内藤七郎左衛門尉盛繼、三十六、三十七、
四十、四十一、四十四に内藤肥後前司盛
時、三十八に内藤四郎左衛門尉、四十に
内藤左兵衛尉、四十一、四十五に内藤豊
後三郎、四十三に内藤肥後左兵衛尉、四
十五、四十六に内藤權頭實親、四十七に



内藤權頭親家、四十九に内藤肥後三郎左
衛門尉、五十一に内藤肥後六郎左衛門尉、
等を載せ、又承久記卷三に内藤八郎、内
藤七郎等見ゆ。
以下各項を見よ。

4 藤姓椿井氏流 山城發祥にして、椿井
氏房の四代孫政勝(初め政秀、勝夜又
丸)一越前守政吉一善右衛門政長一權之
助政次一午之助正興(初め正武、外家内
藤を冒す)一源三郎正峰(正良、正喬)一
主膳正貞一犬膳正芳一正敏一正福一正
倫)にして、家紋十六葉藁葉、榮耀、下
り藤なりと。江戸幕臣にして寛政系譜に
見ゆ。椿井條參照。
5 伊勢の内藤氏 伊勢新九郎に從ひて下
れる士に内藤氏あり、本國丹波と云ふ。
6 尾張の内藤氏 愛知郡の名族にして、
古流村の人に内藤庄助あり、織田吉法師
(信長)の補佐となる。後犬山藩重臣に内
藤林右衛門(林之助)あり、家を出で、芭
蕉の門に入り、文章と號す。
7 三河の内藤氏 既に應永の頃、當國に
見え、後世は本姓中最も榮ゆ。内藤氏系
圖(第一項參照)に「盛綱(右衛門尉)一七

二葉松に「磐海郡上野邑下村城は城主内
藤次右衛門清長、同四郎左衛門正成等也」
と。また「櫻井村の城は、城主内藤彌
次右衛門家長、嫡男喜市郎信成也」と。
次に頼田郡の藤川城(藤川村)は内藤彌次
右衛門家長の居城にして、又齊の谷村の
士に内藤左七、東藏前城(東藏前村)は内
藤彌次右衛門家長の屬城にして、家長は
櫻井姫城、藤川城、及び宮城の三ヶ所を
持分くと云ふ。又幡豆郡「羽角村古屋敷
は内藤四郎左衛門正成出生」と。正成は
家康が十六將の一にて、軍陣四郎左衛門
と呼ばる。
寛政系譜には、重清に至り、磐海郡上野
村に住む。其の子「義清一清長一家長一
政長」と云ひ、又藩翰譜に「左馬助藤原
政長は、彌次右衛門家長が男にして、家

長は右京進義清が孫、故の彌二右衛門清長が子なり。清長・初め岡崎贈大納言家(廣忠)に属ひ、參河國上野の城にあり。天文十一年十二月廿四日、尾張國の軍勢襲ひ來り、既に外郭を打破りて、第二の城に攻入る、清長一族郎等切て出で、防ぎ戦ひし程に、寄手さんくになつて引返す。岡崎殿感じ玉ふ、清長が延四郎左衛門正成に所領を賜ひしは、此の時の實とぞ。家長強弓の手利にて、天正三年五月廿一日長篠の合戦に、家長・叔父甚五左衛門善教(忠郷)と二人、御方の陣より進み出づ。又六月二日二侯の城を攻めらる。敵の方より朝比奈彌兵衛尉と名乗つて出で、松平彦九郎が首を取て引返す。家長・彦九郎と外戚に就て親しければ、おつ懸けて放つ矢、朝比奈が體の後より前へ射貫き、弟の彌藏も直中を射通されて倒れ死す。同十年、甲斐の國に入て、大野の要害を守る。松平支藩允清宗等と北條の勢と戦ひ、同十二年小牧の軍に隨ひ、此年榎江の城を攻め、十三年石川伯耆守敷正、岡崎の城を去りし後、石川が寄騎の侍八十人、家長が手に屬せらる。十八年小田原の先陣を承り、上總國佐貫の城を賜ふ(二

萬石)。慶長五年の秋、鳥居彦右衛門尉元忠と、伏見の城に留る。上方の軍勢、寄すると聞て、二男小一郎と四城にぞ籠りける。八月朔日、城中に返り忠の者有りて、本城に焼出、猛火・殿屋に燃上る。家長・安藤治右衛門に向て「家長が自害せんほど、わどの小一郎と同じく敵防ぐべし」といひ置て、城中に取て返し、原田といふ郎等を呼び「汝いかにもして、敵にまされ出で、關東に下り、此の文を殿に奉り、左馬助にも我が最期のやうを能く語れ」とて、腹切て死す(慶元通鑑)。嫡子左馬助政長・生年十六歳、長湫の時、父家長と、多くの敵を射殺し、天正十七年三月十五日叙爵し、慶長五年東西の軍起りし時、政長は宇都宮陣にあり。此の年、父家長が遺領を賜はり、同七年十一月廿二日新恩の地を加へられ(一萬石)、元和八年奥州岩城の城に移りて、二萬五千石を加へらる。寛永九年十二月廿八日從四位下、同十一年十一月十七日六十七歳にして卒す。嫡子帶刀忠興は慶長十年四月十六日叙爵、元和元年三月廿五日、父が所領上總國佐貫の地一萬石を給ふ。父卒して後家を繼ぐ。承應元年五月十六日、

忠興・水野出羽守忠職、松平丹波守光重と三人輪番して、大坂の城を守る。寛文十年十二月三日に致仕、延寶二年十月十三日卒、嫡子左京亮義概父の讓を受く、義概(義泰)が嫡子下野守義英」と。寛政系譜、及び武鑑に「家長―左馬助政長(金一郎)―帶刀忠興(初忠長)―左京大夫頼長(義泰、義概)―下野守義英(五郎七郎)―弟能登守義孝―右京亮義綱(小一郎)―備後守政樹(民部、實は義英二男)―能登守政陽(實は同姓金市郎政苗令弟)―備後守政備(徳十郎、實は尾張中納言宗睦七男)―弟能登守政詔(政照、金一郎)―弟備後守政和―右京亮政順(實は榮方弟)―能登守政義(右近將監、實は井伊掃部頭直亮令弟)―備後守(實は太田資功弟)」。政長にして、日向延岡七萬石(明治二萬八千九百六十石餘。現今子爵、家紋下藤の丸、桐、額の内藤の文字、巻初、唐鳩酸草。



延岡 内藤

8 遠山流 藩翰譜に「遠山主殿頭藤原政亮は帶刀忠興が三男(二男市正義美早世

しけるなり)。故ありて遠山と稱す。父忠興が致仕せし時、望み申すに依りて、所領の内を分ち給ひぬ(一萬石)と。而して寛政系譜、及び武鑑に「忠興三男主殿頭頼直(政亮、百助、遠山氏)―内膳正政徳(三八郎、求馬)―主殿頭政貞(改内膳長十郎、實は土方民部雄賀二男)―掃部守政醇(初め政令、政益、銀市郎)―掃部守政業(初め亮長、銀一郎)―因幡守貞幹(雅之進、實は紀伊中納言宗將令弟)―政爲(正親、銀一郎)―弟雅之進政廣―弟主殿頭政嗣(岩三郎、新三郎)―掃部守政瑞(實は水野左近將監忠鼎五男)―因幡守政民(實は酒井左衛門尉忠器弟)―政恒―長壽庵」と。「政恒―政敏―政榮―政憲―政潔」にして、陸奥湯長谷一萬五千石、明治三千二百六十石。現今子爵。



湯長谷 内藤

9 舉母内藤氏 左馬助政長が二男兵部少輔藤原政晴も、父が所領の地を分ち譲られ、泉にて二萬石を領す。幾程なく世を早うし、其の男金一郎、幼なくして父に繼ぎ、萬治元年閏十二月廿七日、右近大

夫に補せられて、政親と申す。その後は寛政系譜、及び武鑑に「兵部少輔政晴(萬福)―丹波守政親(初め政直、金一郎、右近大夫)―丹波守政森(山城守、號向山)―山城守政里(龜三郎、政能)―丹波守政苗(金市郎、號楊山)―右近將監學文(鏡之丞、政榮、實は紀伊中納言宗將三男)―攝津守政俊(政峻、實は内膳能登守政韶伯父)―政昭(早世)―山城守政成(實は井伊掃部頭直亮弟)―丹波守政優(實は井伊掃部頭直亮弟)―山城守政文(實は井伊氏)―文成―政共―政光にして、三河舉母二萬石、明治六千七百七十石。現今子爵。



舉母 内藤

10 信成流 清長の養子、實は島田景信二男・信成は、其の實松平廣忠の三男、家康の弟と傳へらる。藩翰譜に「豊前守藤原信成(初三左衛門)は、彌二右衛門清長が二男、實は參河國の住人島田の何某が子、清長・取つて子とせしと申すなり。信成が母は、岡崎贈大納言家(廣忠)の寵女にて懐妊せしを、島田久左衛門景信に給ひ、三月を過ぎて信成をうむ、是れ天

正十四年の事なり。清長・岡崎殿の御子と知てければ、むつきの内より養ひ、弘治三年、信成十三歳の時、徳川殿に見参させければ、御身近く召仕はれ、三左衛門信成と召されき。正しく徳川殿(家康)同父異母の御弟なりと云ふ。一説に「三河國矢作の住人島田平藏・徳川殿と戦ひて打たる。嫡子九郎左衛門・二男某と共に城を逃れ出づ。三男は民家に養はれ居たりしを、家長とりて子とし、後に政長を設けしかば、別に所領を給ひし」といふ。按ずるに、前説は清長が子とし、後説は清長の男家長が子とす。其の家系圖を見るに、清長が子たり。又家長が徳川殿に討たれし人の子孫を御身近く参らせしといふも、覺束なし。前説に従ふべしや」と。

信成・十三歳より、家康に仕へ、度々の高名、數を知らず。永祿六年一向事條の門徒等、悉く背きし時、信成一族等功あり、又小牧の陣には清洲の本城を守り、小田原の軍には、伊豆國韭山の城を下し、關東移封の際、此の城を賜ふ、一萬石也。關原の戦には駿河國沼津の城を守り、後美濃國岩村の城を守り、慶長六年二月、駿

河内府に移り、十一年四月三日、近江の長濱に移され、近江美濃飛騨三箇國の役夫を差し遣し、城を築いて給はる(五萬石)。十七年七月信成卒す、六十四歳(天文十四年に生れたらんに、六十八歳か)。其の子紀伊守信政・生年十九歳にて、大番頭(天正十三年)、所々の軍に従ひ、關が原の合戦に、佐和山の城を請け取り、大坂の役、尼が崎の城を守る。元和五年、大坂の城を修して、信政に守らせ、畿内山陽山陰南海西海十州の鎮とせらる、實に大坂城代の始也。寛永三年五十九歳にて卒す。其の子豊前守信照・寛永五年陸奥棚倉の城に移り、五萬石、慶安二年十月廿五日、大坂城を守る。寛文五年正月十九日、七十四歳にて卒す。其の子攝津守信良・豊前守となる。寛文十一年九月廿三日、信良が請にて、舍弟三左衛門某に、新墾田五千石を賜ふ。延寶二年十一月十六日致仕、その子紀伊守信勝・實は石見守信廣が孫、伊勢守信充が嫡子、信良が世嗣とす。信廣は、紀伊守信政の二男、豊前守信照の舍弟なり(藩翰譜)。

寛政系譜、及び武鑑に「信成—紀伊守信正(彌七郎)—豊前守信照(彌七郎)—豊前

守信良(淡路守)—豊前守式信(初め信勝)—紀伊守信輝(初め信季、伊與守)—紀伊守信興(孫三郎)—豊前守信旭(三左衛門)—弟紀伊守信光(富丸)—紀伊守信教(豊前守)—紀伊守信親(信思)—豊前守と。「信思(信親)—信美—信任」越後村上五萬九千石、明治二萬九千四百八十石。現今子爵。



村上内藤

次に信成二男石見守信廣(東市正、一萬五千石)—伊勢守信光(五千石、密合)—吉十郎信清—信之—信盛也。

11 甚三流 初め左京進義清(第七項参照)が二男、甚五左衛門善教(甚三)に男子三人あり。嫡男甚五左衛門、二男四郎左衛門正成(大剛の兵、強弓の手柄、甲陽軍鑑等に見えし高名。數ふるに暇なく、軍神四郎左衛門と呼ばる、安藤右京進重長實は此の人の孫なり)、三男仁兵衛尉忠政なり。忠政・天性身のいたはり多く、四十に餘りしに、家をば清成に譲り、慶長十一年七月十三日、七十五歳にて卒す。その子修理亮清成(初め彌三郎)。實は竹

田宗仲の子なり。關東移封の時、相模國當麻の地を賜ひ(七千石)、其の後、本多佐渡守正信と貳人、關東の奉行職をば承る。慶長八年十一月、一萬四千石を加へ、二萬一千石となる。同十三年十月廿日、清成年五十四歳にて卒し、其の男若狭守清次・將軍家の宿老なり。其の子百助正勝・幼なし、正勝が外祖板倉周防守重宗、幼なき身の・所領を多く賜らん事憚ありとて、知行の地を返せしと云ふ。修理亮清成が時、既に三萬石を領せし也。かくて正勝・徵録にて終り、其の子若狭守重頼・寛文二年二月八日御書院番頭、延寶四年十二月廿一日御側衆たり。

一本系圖に「義清—忠綱—仁兵衛忠政—修理亮清成—若狭守清次—清政」と見え、寛政系譜、及び武鑑に「甚五左衛門清政—仁兵衛忠政—修理亮清成(彌三郎)—若狭守清次(宗太郎)—修理亮清政(萬二郎)—百助正勝—大和守重頼(若狭守)—駿河守清政(丹後守、初め守興、清長、實は水野伊豆守守正二男)—大和守頼綱(初め清房)—大和守頼由(初め尚越、頼眞、實は永井伊賀守直隆舍弟)—伊賀守頼尚(同姓紀伊守信光弟)—大和守長好(實は駿河守頼

多男)—左京亮頼以(初め勝友、大和守、實は板倉内膳正勝長弟)—駿河守頼寧—若狭守頼直」と。その後は「頼直—彌三郎」にて、信濃高遠三萬三千石。現今子爵。



村上家高遠内藤

12 仁兵衛流 次に志摩守藤原忠重(伊賀守)は、仁兵衛忠政が二男(實は嫡子なり。忠政初め修理亮清成を養ひ、家を譲りしに依りて、忠重をば二男とす)、初名、甚十郎・寛永十一年十一月、志摩國島羽の城を賜ひ、三萬五千石を領す。今迄は一萬五千石なり。承應二年四月廿三日、六十八歳にて卒し、其の子飛騨守忠種(甚太郎、後に忠政と云ふ)・父に繼ぎ、延寶元年七月卒す。その嫡男志摩守忠次は、病者なればとて、二男和泉守忠勝(七之助、左兵衛)を嗣として、三男虎之助に所領をわかす、後に十三郎忠知(伊織)と稱す。「飛騨守忠種(忠政、甚太郎)—志摩守忠次(甚十郎)—和泉守忠勝(延寶



岩村田内藤

八年来て島羽城主なりしが、故ありて領土没收)也。

次に忠政の四男「式部少輔正次(仁左衛門)—上野介正勝(平八郎)—式部少輔正友—下總守正敬(式部)—美濃守正弼(仁左衛門)—志摩守正興—美濃守正國(初め忠令、實は水野左近將監忠勝の次男)—豊後正綱(實は水野和泉守忠光二男)—金之丞正義—志摩守正誠」—正愷にして、信濃岩村田一萬五千石、明治四千三百石。現今子爵。

總べて三河内藤氏は五十四家、寛政系譜に見ゆ。以上の外、五千七百石、五千石(二家)等の大身多し。

又砥鹿神社々家に内藤氏、又大久保長安の息に内藤藤十郎あり、大久保條を見よ。

13 遠江の内藤氏 山名郡(周智)馬箇谷村の名族にあり。

14 秦姓 これも遠江の内藤氏にして、磐田郡貴平村八幡社(大宮、中宮、神宮)の神主家にして、姓は秦氏也。

15 駿河の内藤氏 府中淺間忠社の廳分役

に内藤兵庫ありて、内藤大夫藤原某の後と云ふ。

16 甲斐の内藤氏 承久記、武田小五郎信政の手に内藤七、内藤八ありて、古き國士たる也。なほ以下三項参照。

17 工藤氏族 武田家臣にして、天文十五年、工藤源左衛門・氏を改めて内藤修理亮昌豐と云ふ。永祿六年箕輪城代となり、天正三年長篠に戦死す。其の子修理亮昌月也。家紋下藤の丸、丸に花菱、丸に十字字。而して系圖に「昌豐—總部種次—甚右衛門種昌」等と見ゆ。

又一に秀郷流藤原氏にして、行俊の後、十七世「昌盈—虎實—昌豐—豊俊、弟昌月」なりと、紋下り藤。

18 御岳衆 御岳の社家・別當出雲家には、天正年間・出雲好言あり。次に社人千日、伊勢家には、天正年間・伊勢正章あり。伊勢家・秋山九左衛門重常に男子なく、千日正章の次子・左京重正を養ひて嗣とす。よつて内藤と改め伊賀と云ふ。壹岐家は七左衛門正壽の後也。安藝家は石原治右衛門正途の後也。讃岐家は坂田佐吉信久の後也。其の他、筑後、造酒、攝津、豊前、土佐等あり。壬午起請文に「御岳

衆内藤。文政九年九月文書に「社僧彌勒寺、社人別當・内藤出雲、同千日・内藤伊勢、年寄強代・内藤筑後、神主年番・内藤攝津、同内藤伊勢」等見ゆ。

19 その他、山梨郡下河原邑の名族に存し、又巨摩、八代等にも多く、八代郡九一色衆に内藤孫三郎、同織部、また武田家人に内藤大和守あり、大井條を見よ。又寛永系圖に清和源氏武田氏流に「源助正重（寛政には政経、正経。武田信玄、勝頼に仕ふ）―源左衛門正次」と。後には藤姓、内藤修理亮昌秀の四男正経と稱す。

20 相模の内藤氏 小田原分限頼に「中郡受甲三百二十五貫、津久井衆内藤左近將監領」と。又井上系圖に「江左衛門尉基孝・舅相州高岩の城代内藤周防守頭討死仕る也。續子助次郎云々」と。

21 武藏の内藤氏 橋本郡の舊家に存す。新編風土記に「先祖は内藤豊前が弟内匠之助といへり。内匠之助は吉良家人なり。初め吉良左兵衛佐・三河國より上野國へうつり、夫より又當國世田ヶ谷にうつる。よりて、内藤兄弟も永正年中こゝに來れり。此の人上野國にたてる大月神を愛に勧請せり。其の後、天正六年八月十七

日に死せり。その子を兵庫と云ふ、慶長二年十月二十四日死。兵庫が弟側左衛門は文祿元年分家となる。此の人も初め吉良につかへて小姓を勤め、彌次郎といへり。後彌左衛門とあらたむ。是らが子孫延襲して今八九軒に及べり」と。又内藤三郎兵衛・役頼に見ゆ。湯田兵衛十八貫文を領せり。又深谷記に内藤仁左衛門を載せ、又埼玉郡鴻巣村の名族に存し、又同郡相間陣屋（相間村）は内藤四郎左衛門正成の住せし地にて、後旗下の士一統・江戸に移りしより、こゝには留守居として在住の家人一人、其餘江戸より家人一人づつ交代して守らしめしと云ふ。又本宿村の内藤某は、内藤新田を開墾す。

22 平姓 先祖相模國梅澤より起り、梅澤氏を稱す。景守に至り内藤修理の號を襲ふ。家紋下藤の丸に十文字、五三の桐。「佐渡景之（武藏八王子）―佐渡景次（北條氏輝家臣）―主水元景―權九郎景守（正景）―景忠」と寛政系譜に見ゆ。

23 上總の内藤氏 鎌倉將軍頼家滅亡の際其の臣内藤氏等・望陀郡坂戸市場邑に來り、其の地を開墾すと傳へらる。又國志に「永祿五年五月、里見義頼・一宮城主内藤久長と隙有り」と見ゆ。里見條參照。常陸の内藤氏 新編國志に「内藤。和光院過去帳に『道空・癸酉十月十七日、内藤太郎左衛門・壬生に出で打死』とあり。癸酉は天正元年なり、これは江戸氏の家人と見えたり」など見ゆ。



當國山中村城は内藤豊後守の出城にして神野村城は豊後守の居城也とぞ。又四津城主内藤筑前等あり、タケダ條を見よ。此の流内藤氏は寛政系譜に「武田國信―伊豆守元信―伊豆守元光―政信（内藤助、内藤を稱す）―筑前守重政―筑前守政高（秀吉の時）―理兵衛長繩―傳左衛門長教―傳兵衛長武」と載せ、家紋、刺菱、七雲下藤丸に内文字、と見ゆ。

太平記卷十五、將軍（尊氏）都落條に「將軍は其の日、丹波の篠村を通り、曾地の内藤三郎左衛門入道道勝が館に著き給へば、四國、西國の勢は、山崎を過ぎて芥河にぞ著にける」と。道勝は一に道珍に作る。その後、明應の頃、内藤左衛門四郎秀繼あり、細川家に屬す。應仁亂には、内藤備前守・當國守護代として山名勢を防ぐ。長祿寛正記に「土一揆の殘黨ども、丹波國須智村にて皆誅せらる」と載せ、應仁記卷二に「丹波守護代内藤備前守」また「山名方には云々、六月八日、丹波國に打入りける。丹波守護代内藤備前守。此の由を聞いて、兼ねて用意の事なれば、國境夜久堀迄打つて出で廻り、天を傾け防戦しけれども、多勢の敵に叶はずして、内藤孫四郎貞徳を始めとして、身に替へざる一族若黨數十人討死し、打散されたり」と見ゆ。

又卷三に「但馬國朝來郡へは、應仁二年戊子三月廿日、長九郎左衛門尉、丹波内藤孫四郎、足立、蘆田、夜久亂入」と載せ、また「應仁二年戊子九月三日、内藤備前守・丹波國を相催し、久下、永澤、荻野、本庄、足立、蘆田以下、大江山を打越ゆ」と。應仁私記には「内藤（大炊助藤原正景）を擧ぐ。下つて永正五年四月、細川高國・丹波守護代・内藤貞正等と兵を合せて京都に入る。澄元・將軍義澄と共に近江に逃る。次に同八年八月十六日、將軍義隆、細川高國と共に丹波に入り、守護代内藤備前守貞正の邸に據る。同十七年五月、貞正、兵八千を率ゐて七社に陣し、澄元を阿波に走らす。細川兩家記に「丹州にては内藤備前守貞正」また「内藤彈正、長關氏部系、奈良修理亮・丹州へ指下さる」と。又「天文十四年、細川氏綱方の内藤備前守・丹波國關と云ふ處へ出張して、山城を構へて櫓籠る」と云ひ、同廿一年「九月、松永兄弟・大將にて丹州出陣云々、内藤備前守と池田、堀内を討取る。此の時、内藤方の城・丹波八木難儀に候所、松永其助は内藤備前守聲なりければ、此の八木城へ懸入る」など載せ、又見聞諸家紋に



31 居城 多紀郡曾地城(日置村曾地)は、此の流宗族の居城にして、一國の政治を預り、又前途の如く將軍、管領等、屢々此の地に來り、内藤氏に頼る。その勢甚だ盛なりしが、天文以後衰微して、その後裔備中守顯勝は波多野秀治に仕ふ。賴井家記に「第三曾路の城主顯勝は、内藤三郎左衛門道勝が末孫也」と見ゆ。次に龜山城(龜岡町)も此の氏の居城にして、天正年間、内藤忠行あり、天正二年卒去し、三年明智光秀に降ると云ふ。

32 八木の内藤氏 曾地内藤氏の一族ならんも、後には此の方盛なりしが如し。船井郡八木城(八木村西北の山)は此の流の居城にして、永祿の頃、内藤備前守宗勝あり、杉崎條を見よ。又「内藤法雲の居城」と見え、又「天正中、八木城・内藤日向守」など載せたり。又桐野河内高山の城主に内藤備中守季有あり、杉崎條を見よ。

3 又何鹿郡鴻ヶ嶽城(鴻ヶ嶽)も内藤氏の居城と傳へ、又内藤土佐等ものに見え、又天田郡に存す。丹波志に「内藤氏。兎原中村。古内藤家也。内藤勘右衛門、先祖船井郡河内村より出たり。今船井郡楡山

村柴田七九郎殿代官役所を相勤む」と載せたり。又内藤飛騨守如安(德庵)も丹波の人にして、その父を源左衛門と云ふ。傳説に據れば「信長に仕へ、丹波二十萬石を領す。如安・封を賜ぎ、後小西行長に仕へ、朝鮮の役、明と講和の使節となる。後加藤清正臣(五千石)、慶長元年前田利家に仕へ、四千石を賜ひしも、耶蘇教を信じ、呂宋に配せらる。その子采女好次(休甫)・加藤清正に仕へ(三千石)、後前田侯に仕へて千七百石たりしも、父と共に呂宋に行き、歸朝して、能登萩谷邑に住居せり」とぞ。

34 秦姓 丹波の内藤氏にも秦姓と云ふものもあり。

35 但馬の内藤氏 當國金浦城主に内藤彌四郎あり、子孫丹波に移る。

36 伯耆の内藤氏 日野郡の名族にして、伯耆志に「茶屋村矢原神社舊神主内藤氏は、秀郷流藤原氏内藤行俊の裔と云ふ。其の數代の孫・新三郎幸俊は尼子氏に仕へ、其の長子朝俊、當社の社司となり、其の孫常次・外威の氏千原を冒し、其の四世茂定に至つて本姓に復す」とあり。又

天正以後、相見八幡宮の神主も内藤氏を稱せりとぞ。

37 出雲の内藤氏 日御碕神社中官に内藤氏、同並に三家あり。

28 備前の内藤氏 太平記卷十四に「備前の住人内藤彌次郎」を載せ、又卷三十二に内藤與次あり、有力なる氏なりしが如し。

39 美作の内藤氏 吉野郡粟井庄小野村庄屋に此の氏見え、又勝田郡中山邑に存す。

40 安藝の内藤氏 守護武田家の重臣たり。又熊谷家臣、毛利家臣等に多し。房顯記に「大永の頃内藤孫六」を載せ、安西軍策に「内藤六郎左衛門、内藤十郎兵衛、内藤彌四郎、内藤九郎兵衛」等を擧ぐ。又藝藩通志に「高田郡田風城は毛利家人内藤河内の守る所」と云ひ、又高宮郡下町屋邑、内藤氏。先祖内藤又八と云ふ。熊谷氏に屬し、天正十一年、出雲赤名の戦に功あり。大内氏の感狀、及び熊谷氏の肖像とを載す」と。

41 防長の内藤氏 第二項内藤筑前守盛遠の後にして、その孫盛家は、東鑑に御家人と載せ、「周防國遠石庄(郡邊郡)に亂入する」事を載せたり。その裔藤時(盛世、

第二項系圖參照)・幼名徳益丸貞和六年十二月の軍忠狀あり、「肥後徳益丸(肥後次郎時清の男)」と載せ、後の文書に「内藤肥後彦太郎藤時」と。その弟内藤新三郎盛清と共に、大内氏と戦ひ、盛清戦死す。盛世の子肥後守盛貞入道智得(徳)に至り、始めて大内氏に屬し、大内盛見の時、長門國守護代となる。これより世々長門守護代たり(系譜、及び長門國守護代記)。天文二十年の亂には、下野守興盛・山口に在り、陶隆房を授けて試逆を爲さしむ。廿三年に至りて卒す。其の孫隆世・家を嗣ぎ、弘治元年、義長と共に逃走して且山(即ち府中城)に據り、戦守を謀りしも克たず、四月三日遂に敗死す。

次に内藤隆春(初名隆通)は興盛の第九子なり。天文年中、陶尾張守、杉七郎と同じく奉行たり。十七年、同胞の姉・毛利隆元に嫁ぐ、これより隆春・父興盛と同じく、懇信を毛利氏に盡くす。國難の後、隆春その所領長門國厚東郡吉部の荒瀧城に居り、敢て義長の爲に力を出さず、毛利氏の兵を擧るに及びて、密に款を納る。已にして義長、隆世敗死して、其の十一月、大内家の殘黨・義隆の遺孤・間田の

龜鶴丸を奉じて兵を山口に擧ぐるや、隆春これを討ちて龜鶴を殺す。龜鶴は我が師の出なり。十二月、毛利氏より長門國守護代に補せられ、遂に其の臣下に歸す(大内氏實録)。その他の事は、大内、陶、杉、杉森、毛利等の條參照。系圖は第二項にあり。

安西軍策に「内藤下野守興盛、同彈正忠隆世」等を載せ、義隆記に「陶、杉、内藤、三家云々」中國治亂記に「内藤隆世」等多し。スエ、スギ、オホウチ等の條を見よ。

豊浦郡府中城は此の氏の居城にして、大内氏の守護代として威を振へり。又厚狭郡美禰郡界なる荒瀧山もこの氏の居城と傳ふ。

42 阿波の内藤氏 故城記に「阿波郡分、内藤殿、藤原氏、家紋藤の丸立子」と。一本には「丸輪千(一本耳)」とあり。

43 土佐の内藤氏 長曾我部元親家臣に内藤左衛門あり。又徳川時代、山内家臣に内藤氏あり、その先、甲斐より來ると云ふ。その十二世孫に内藤三左衛門中心あり、事によりて國を去り、備中に居る。

44 肥前肥後の内藤氏 嘉吉三年の菊池持朝侍帳に、内藤彈正忠弘宗を擧ぐ。その

他多し。

45 越後の内藤氏 上杉謙信の將に内藤久彌あり。

46 雜載 武鑑に「内藤經殿息駒之丞(五千石)、内藤甲斐守息外記(五千七百石)、内藤徳三郎息十次郎(五千石)、内藤伊織息重三郎(千五百石)、内藤左門息河内守(千石)、内藤傳左衛門息隼人正(五百石)、内藤河内守息庄之助(三百石)、以上皆下り藤丸也」又大久保家譜に「小納戸内藤甚十郎忠英、小給地方由緒書に「御寶藏番・内藤忠右衛門、權現様代祖父忠兵衛召出さる」と。又増山家記に、内藤新五郎見ゆ。

又尊臣(大番組典力)内藤廣前は、學・和漢に亘り、殊に史學に長ず。丹鶴叢書、國史拾遺、大内裏考證を著はす。

又龜山松平藩用人、福山阿部藩重臣、姫路酒井藩重臣、府中毛利藩重臣、高取上村藩中老格、會津松平藩重臣、七日市前田藩藩後、高槻永井藩重臣、大聖寺前田藩重臣、延岡内藤藩重臣、福島板倉藩用人、人吉相良藩用人、毛利藩側用人、清末毛利藩重臣、新見關藩用人等に見ゆ。又京極殿侍帳に「六百石内藤三郎右衛門、百

五十石内藤庄兵衛を載せ、又加賀藩給帳に「四百五十石(下り藤丸)内藤十兵衛、百五十石(同)内藤四郎兵衛、百五十石(同)内藤勘兵衛、貳百石(抱杏)内藤宗春、參拾五俵外七人扶持内藤多門」を擧げ、又水戸藩近世の名士に内藤趾叟(正直、號藝海)あり。殊に徳川時代の歴史に通ず。本書・頁ふ所多し。又津山藩分限帳に「七石三人扶持内藤熊蔵」あり。次に細川家臣に内藤左衛門尉元康(承貞、松岩)あり、書を善くし、和歌に巧也。又本多忠勝の將に内藤源太左衛門、高鍋藩士に内藤元吉有全・團齋派儒者也。又佐州役人帳に「藤原姓・内藤四郎平、内藤忠三郎」を載せ、又儒者に内藤敬仲(源一郎夷晋)あり。又信州松本の名醫に内藤泉庵(希哲)、浜華の茶人に内藤積雨、又磐城平領主内藤左京亮義泰は俳人として名あり、風虎と號す。又その子下野守義英(露祐)も俳諧にて名高し。又近き頃俳人に内藤鳴雪、素行、伊豫松山の人なり。その他、岩磐、羽後、鯖江藩(内藤隆伯)、信濃等にも多しとぞ。

内頭 ナイトウ

内納 ナイトフ ナイナフ
内拜院 ナイハイキン ウチハイキン條を見よ。
内別作 ナイベツサク 安西軍策に「内別作助四郎」見ゆ。正訓不明。
内保 ナイホ ウチホ條を見よ。
名内 ナウチ 肥前に此の地名あり。
名負 ナオヒ 天平十二年六月紀に、名負東人なる者見ゆ。氏にあらじ。
那珂 ナカ 中、仲等と通じ、また長、那賀とも通じ用ひらるゝ事多し。各條を併せ見よ。猶ほ中臣條參照。
地名としては、和名抄、大和國平群郡に那珂郷、次に宇智郡に那賀郷、後に中邑あり。次に吉野郡に那珂郷、後世中莊あり、その地か。次に武藏國に那珂郷ありて、萬葉集、承和十年五月紀等に見ゆ。和名抄、郡内に那珂郷を收む、中里の地かと云ふ。猶ほ幡羅郡に那珂郷を收む。後に永井莊あり。次に常陸國に那珂郷あり、古代・仲國のありし地にして、風土記には郡賀國に作る、ナカ、ナガの通ずるを知るべし。又將門記には奈何郡に作る。又和名抄、郡内に那珂郷を收む。次に美濃國安八郎、席田郡、各務郡等に那珂郷ありて、後世、中川邑、中邑、那

珂邑等と稱す。又出羽國田川郡に那津郷あり、那珂の誤かと云ふ。次に越後國魚沼郡に那珂郷、播磨國多可郡に那珂郷、讃岐國に那珂郷あり、後者は和名抄に奈加と訓ず。次に筑前國にも那珂郷ありて、類聚國史には那賀郡に作り、和名抄に「東西二郡に分つ」と見ゆ。古代の健縣の地也。又郡内に那珂郷ありて、後世那珂邑と稱す。次に日向國にも那珂郷ありて、和名抄に中と訓ず。後に那珂庄・興る。
1 那珂國造 常陸第一の大族にして、多臣の族也。仲條、及び中臣、鹿嶋、多等の條を見よ。
2 大中臣姓 常陸國那珂郡より起る。新編國志に「那珂。那珂郡那珂郷より出づ。東鑑に當國の人・那珂中左衛門尉あり、後に入道して道順と稱せり。丹波志に、天田郡大呂村古城、金山城主金山大膳大夫大中臣那珂宗泰・常陸國より領所を移す。本姓大中臣、常州那珂郡を領す、これに依りて苗字とすと見ゆ、云々」と。蓋し那珂氏は那珂國造の後にして、中臣氏と稱せしより、大中臣姓を冒し、更に次項の如く、藤原姓と稱するに至りしもの考へらる。

3 狩瀬流藤原姓 前項氏と同一なれど、後世の系圖は皆此の流とす。即ち小野崎系圖に「秀郷―知常―文備―文行(小山相摸守)―公通(左馬介、伊勢守、長徳四年正月・將軍に任ぜらる)―通直(河邊大夫、那珂、佐郡、平澤祖)と見ゆ。ツノザキ、カヘベ等の條參照。次に通直の子に「通實あり、那珂郡名を貰ひて那珂太郎と稱す(古本江戸系圖、小野崎家譜)。その後は、那珂、江戸の兩系圖に「通實―通重―通兼―通泰―通宗(左衛門尉)―彦五郎景通(左衛門尉)―重通(駿河守)―新太郎通明(但馬守)―彦五郎通辰(下總守)―通泰」とあり。通泰の子通高に至りて、江戸氏を稱すと。江戸、小野崎等の條を見よ。
又一本に「薩都三郎太郎胤泰―太郎通家―八郎通信(那珂氏)―三郎通武―中太通輝―彦五郎胤幹―五郎通幹(江戸但馬守と改む)―江戸彦五郎通泰」と載せ、又頼田系圖に「通成(號小野崎)―通泰(號那河五郎、又江戸但馬守)と見ゆ。江戸條に詳かなり。

ナカ

4 氏人 東鑑卷十五に那珂中左衛門尉(仁治二年)、三十二、四十に那珂左衛門尉
7 雜載 新陰流銀宮に那珂彌左衛門あり
5 出羽の那珂氏 當國の士に、那珂惣助(宗助)あり、秋田郡寺内邑古四王神社龍神堂を建立す。水利に長じ、盡す所大也。丹波の那珂氏 天田郡金山城(大呂村)に據る。此の那珂氏は常陸那珂郡より來る、大中臣大膳大夫宗泰を祖とす。第二項を見よ。

ナカ

(景通)、三十四に那珂左衛門入道等を擧ぐ、中は中臣の下略也。又鹿嶋文書に那珂三郎左衛門尉・見ゆ。「正安元年、鎌倉の命により、鹿嶋神領大窪、彌濟二所を大福宜に渡付す」。また熊野山文保元年の願文に「常陸那珂東郡の住人那珂四郎盛通、同五郎通泰」等を載せたり。
次に太平記卷二十八に那珂彦五郎あり、通長の事にして、延元元年正月、尊氏を京師に撃ちて功あり。六月、北畠顯家の別將に従ひて、佐竹貞義と久慈郡藤原に戦ひ、又楠正家に應じ、金砂城を攻めしが、利なく、同族四十三人と久慈郡増井邑獨松峯にて自殺す(一〇一九頁參照)。
四治に至り正四位を贈らる。その子に那珂彦五郎道政あり、江戸條に詳か也。又川邊、薩都、小野崎條參照。
6 丹波の那珂氏 天田郡金山城(大呂村)に據る。此の那珂氏は常陸那珂郡より來る、大中臣大膳大夫宗泰を祖とす。第二項を見よ。

ナカ

又陸中の儒者に那珂通高(格樹)あり、初め江幡五郎と稱す。その養子那珂通世(實は南部藩士藤村政徳三男)は東洋史に通じ、その名・明治に高し。
那伽 ナカ 明應の頃、細川家臣に那伽三郎氏宗あり。
那河 ナカ 那珂氏に同じ。
仲 ナカ 前後數條と通ず。また常陸に古く仲國、その他、攝津國有馬郡に仲莊あり、東寺弘安十年文書に「七條院御領・攝津國仲莊賀茂村」と。又同國八郡郡に中莊(仲莊)あり、東寺正和三年文書に見ゆ。その他、武藏、讃岐、肥後等に此の地名存す。
1 仲國造 常陸の大國造にして、仲國とは後の那珂郡附近の地を云ふ。和多抄に那珂郡那珂郷を收む。當國造の治所のありし地にして、大部邑の地ならんと。大部は多部也。此の國造は、古事記神武段に「神八井耳命は、意富臣、火君、伊余國造、科野國造、常道仲國造云々等の祖也」と見え、國造本紀には「仲國造。志賀高穴穗(成務)朝の御世、伊豫國造と同祖、建信馬命を國造に定め賜ふ」とありて、古事記の記事と符合す。而して建信馬命は、常陸風土記に「新貴

ナカ

瑞垣宮大八洲所取(崇神)天皇の御世、東夷の荒賊を平げんとして、建信間命(即ち此れ那賀國造の初祖)を遣はして、軍士を引率し、行く／＼内帯を略し、安婆の嶋に頓宿す。遙かに海東の浦を望む、時に烟の見ゆる所、爰に人のあるかを疑ひ、建信間命・天を仰いで誓つて曰く、「若し天人の烟ならば、來りて我が上を覆へ、若し荒賊の烟ならば、去りて海中に塵け」と。時に烟・海を射して流る。爰に自ら内賊のあるを知り、即ち徒衆に命じて、得食して渡る。こゝに國柄あり、名を夜尺斯、夜尺斯と曰ふ。二人自ら首帥と爲り、穴を掘り、堡を造り、常に居住し、官軍を視伺し、伏衝拒抗す。建信間命・兵を率ちて驅追す。賊壘く連れ還り、堡を閉ぢて固く禁る。

を傾けて歎嘆す。建信間命・騎士をして堡を閉がしめ、後より襲撃して、盡く種屬を囚へ、一時に焚滅す。此の時、痛く殺すと云へる所を、今伊多久の郷と謂ひ、斬るにのぞみて言へる所を、今布都奈の村と謂ひ、安く殺すと云へる所を、今安伐の里と謂ひ、吉殺すと云へる所を、今吉前の邑と謂ふ。

板來の南海に洲あり、三四里許り、春の時は、香島、行方二郡の男女、盡く來て、津白貝雜珠の貝物を拾ふ矣」と見ゆる人也。

而して建信馬の建は日本武尊、建内宿禰の武、建に等しく勇武の意にて、借馬は鹿嶋に外ならざれば、此の人は當國鹿嶋(當時は仲國內)に在りしなるべく、鹿嶋神宮の勸請と關係深かるべし。猶ほ此の文中仲嶋曲の事見れば、鹿嶋の根原は肥前杵嶋山鹿嶋嶋ならんと考へらる、鹿嶋條第一項(一四七〇頁)、及び日本古代史新研究を見よ。此の國造の氏神は鹿嶋の神・建靈槌命にて、カシマ條に詳か也。次に此の國造の氏は仲臣なれど、後世壬生部を掌り、其の部名を眞ひしもありて、常陸風土記、行方郡條に「難波長柄

豐前大宮取字(孝德)天皇の世云々、那珂國造大建壬生直夫子」なる者見ゆ。ミヅ、ミヅベ條を見よ。

2 仲臣 多臣の族にて、那珂(仲)國造の氏姓也。鹿嶋條第四項、及び中臣條を見よ。又姓氏誌、島田臣條に「多朝臣と同祖、神八井耳命の後也。五世の孫・武憲賀前命の孫・仲臣子上なり。稚足彦天皇(諡成務)の御代、尾張國上下二縣に惡神あり、子上を遣はして、之を平服す」と見ゆ。こは尾張に移りし士也。

3 奥州の仲臣 カシマ、イハキ等の條を見よ。

4 仲真人 皇別姓なれど、何天皇より別れしか詳かならず。天平寶字五年十月紀に仲真人石伴なる者見ゆ。

5 仲宿禰 大伴氏の族にして、大和國那珂郡(那珂條參照)より起る。承和二年四月紀に「大和國人正七位上仲丸子連乙成、同姓從八位上眞當等に姓を宿禰と賜ふ」と見えたり。

6 無戸の仲氏 仲真人の後か。

7 桓武平氏 武藏國入間郡の名族にして新編風土記に「仲氏(三ヶ島村)。先祖を仲眞守實信と云ふ、同郡古尾谷の城主

なり。實信が男を近江太郎信重と云ひ、村内中氷川神社の棟札にも其の名みえたり。即ち正長元年九月廿三日の棟札に「大旦那宮寺惣地頭平朝臣藏人入道・一家彈正重定沙彌道椿、四郎左衛門信重」と。信重の男藏人將監資重より、子孫伊太夫、圖書等の數代をへて、今の庄右衛門に至る。かゝる舊家なれば今に至るまで、中氷川祭禮の時必ず庄右衛門・第一に祭事に預ると云ふ」と載せ、又長宮社天文廿三年四月廿一日札に「大旦那宮寺惣地頭豐後入道沙彌芳金嫡子藏人佐、末子向山勘解由左衛門尉高行」と。「按ずるに古谷上村善仲寺下南畑村萬歳寺西藏院の傳にも「中筑後守、古尾谷近江太郎信秀(古尾谷筑後守?)、應永六年卒す」の事實を傳へり。其の傳説をあはせ考ふるに、混亂して辨じがたけれど、姑くこゝに家傳のまゝをのす、見るもの参考なすべし」と云へり。前述せし内藏助の次男仲左京亮は豐田新田を開發す。

8 藤原姓 家紋龜甲の内に山文字。師實五世家經の後也と云ふ。藤原條參照。

9 北島氏族 紀伊國牟婁郡林浦の名族にして、糠風土記に「仲楠之丞。家傳に

云ふ、昔より代々別當を以つて氏の如く稱へ來り、此の地に居住し、勢州多氣の國司に屬す。天文年中、國司の親族仲新之丞・當所に來りしかば、主家の親族たるに依りて、合せて尾鷲の守護とす。仲氏・子なし、因りて別當新十郎榮子となる、此れ仲氏の祖なり。故に仲氏を、又別當と云ふ。天正十一年堀内氏と戦ひ、新十郎戰死す。其の子世古十郎・志州濱島浦に逃る。成人の後、尾鷲に歸り、堀内氏の旗下となりしに、目代として早水豐後權守護す。地士となりし年代は詳ならず、當時月俸十口賜ふ」と載せたり。

10 讃岐の仲氏 當國仲邑より起る。全讃史に「仲村城(仲村に在り)、仲行司貞房・こゝに居る。後世・行司清左衛門なる者ありて、猶ほ其の墟に居り、後に姓を近藤と改む」と載せ、又南海通記に仲備中等見ゆ、カウサイ條參照。

11 熊載 文華秀麗集に仲善雄あり、中科氏也。下りて承久記に仲の藏人見ゆ。また遠江原氏の將に仲與左衛門あり、後岡部侯に仕ふ。又豐前、土佐等に存す。

中 ナカ チユウ 前後數條と通ず。猶ほ地名としては、大和國吉野郡に中莊、和泉國

日根郡、近江國伊香郡等にも中庄、また中世以後、遠江、甲斐、相模、若狹、越中等に此の郡名あり。その他、山城、遠江(中之郷)、武藏、常陸、美濃、下野等、此の地名頗る多くして、この氏には此等の地名を眞ひしもある外、猶ほ中臣氏、中原氏、中村氏等の人にして、省略して中(チユウ)氏と稱する場合も多し。

1 中園白 藤原道隆の事也。フヂハラ、水無瀬、坊門、京極、菊池、高木、大村、兒玉等の條を見よ。

2 藤原北家近衛流 尊卑分脈に「基實(號中殿)と載せたり。

3 長谷川黨 大和國の名族、式下郡法貴寺氏人にあり。長谷川、法貴寺條を見よ。

4 十市氏族 大和國十市郡十市家に中淨支あり(郷士記)、こは中原氏の省略也。

5 忌部姓 大和國式上郡穴師神社の神主家也。古く齋部氏と同族なりし穴師神主、當社に奉仕せしが、後世絶えて、この氏嗣ぐ。而して此の氏は第三項と同族と云ふ。穴師神社由來書に「神主治兵衛事、中備前と申候。神主家は元祿年中に中備前、云々」と。その後、備前(元祿)、備後(寶永)、相模、右近等あり。

- 6 清原姓 清大夫房を祖とすと云ふ。大和國添上郡古市氏(本姓清原)配下の將に中彌兵衛あり、此の流か。
- 7 中臣姓 和田系圖に「中大夫貞道—中大夫貞親、中別當助安、中六助綱、その孫中七忠綱、中三助友、弟中二助守、中三助正、中九郎助時、中源太師實、中七郎師正等多し。和田條に詳か也。
- 8 河氏の中氏 河内郡今米村の名族にして、寛永元年中甚兵衛重成・大和川嶋鑿の大事を完成す(起工元祿十六年)。その功により従五位を贈らる。
- 9 攝津の中氏 耳原邑の名族等にあり。荒木田氏族 内宮の祠官にして、月讀宮物忌父たりき。又志摩國上郷に中氏あり、多く古文書を藏す。
- 11 活津彦根命裔 京都北野天神社の社家にして、活津彦根命より八十七世の末葉則長の後裔と云ふ。
- 12 藤原姓 同上。北野社々家にて、覺信三十二代の孫藤原眞重後裔と稱す。又男山八幡宮參司に中氏あり、藤原姓と云ふ。
- 13 中原姓 江州中原氏系圖に「愛智大領成行—仲行(中次郎)—秀仲—師仲—師景—西四郎—重直(中三郎)—久直(中八)」と。

- また仲行の弟行遠(中三郎)、その他中八兵衛など見ゆ。ナカハラ條を見よ。
- 14 藤原大森氏族 葛山氏の族に中四郎維重、その子中八維平等ありと(9)、カツラヤマ條を見よ。(補遺にもあり)。
- 15 木曾の中氏 中原條を見よ。
- 16 奥羽の中氏 奥州藤原氏の家人に中八郎維平あり。東鑑建曆三年條に由利中八郎維久見ゆ。ユリ條に詳か也。
- 17 藤原姓 紀伊國那賀郡の名族にして、糠風土記、長谷莊宮村條に「丹生高野兩大明神社神主中多門。當家藏むる所の文書數通あり。寛喜三年、藤原爲俊を毛原郷總追捕使に補任の狀、又壽永二年、志賀郷の内田島讀與の文書、并せて治承三年の本券書、尤も佳なり。その余、建保三年讓狀、寛喜元年讓狀、建長二年法眼の下文、文永十一年讓狀、同二年の文書、建治三年田券、同二年讓狀、延慶二年の下文、永享二年丹生明神に寄附田狀、坂上

- 家古系圖あり。其の他、明應時代の文書數通あり。其の家の舊き事を知るべし。明應の比、明神のことを書せし文書もあり」と見ゆ。
- 18 菅原姓、これも紀伊の名族にして、糠風土記、吉仲莊調月村舊家條に「地士・中平左衛門、其の祖は筑紫國管原朝臣中將途須といふ人の苗裔・調月入道俊正なりと。慶長年間、火災ありて、家系及び藏する所の文書等悉く焼失す。別家岡孫太郎藏する所の明應六年の文書に、調月平左衛門といふ人・九州より初めて此の地に來るとあり。高野山應基(其)上人俗跡の時、賑ありて當家へ嫁せしむ。故に應基より此の地の山林を興へ、今に城の壇居住の地方二町許免許地にて、城ノ壇といふ名も、中の屋敷あるを以て名づくるか。家に應基が自畫自贊の掛幅あり。眞像に己の歌を書せるなり。此の眞像・高野山興山寺、及び江州飯道寺と三幅ありといふ。又弘法大師自畫の像といふを藏む。舊は大師堂の本尊といふ。甚だ古色あれども、頗る拙畫なれば、眞物にはあらざるべし。又應基上人の免許狀等あり」と其の實、調査ならん。ツキ、黒木、河崎、

星野條の條参照。

- 19 清和源氏小笠原氏族 阿波國の豪族にして、故城記、上郡美馬三好郡分に「中殿、小笠原、源氏、家紋松皮二並」と見ゆ。
- 20 土佐の中氏 中原、及び香宗我部條を見よ。
- 21 桓武平氏 仲條を見よ。
- 22 雜載 その他、承久記卷三に中三郎、卷四に中(仲)の藤八、また大隅肝付系圖に中九郎右兼・見ゆ。下りて筑後四牟田氏家老に中彈正家照、徳川時代岸和田岡部藩重臣、丸龜京極藩用人に見え、又京極殿給帳に「三百石中權之助」を擧ぐ。又筑後大島庄屋中氏は菅原姓安武氏の後胤と云ひ、讃岐にも存し、全讃史に見ゆ。又筑後河北文書に中清三郎あり、中島氏也。その他、武藏、攝津、薩摩、大隅、伊勢、志摩等に存す。
- 那可 ナカ 和名抄、出羽國最上郡に那可郷あり、那可の誤りかと云ふ。
- 名賀 ナガ 伊賀國に名賀郡あれど近世の稱也。その他、次條を見よ。
- 那賀 ナガ ナカ 和名抄、大和國宇智郡に那賀郷を載せ、又伊豆國に那賀郡あり、和名抄、奈加と註し、郡内に那賀郷を收む、

後世中郷あり。次に武藏國に那賀郷あり、和名抄の那珂郡也。又比企郡に那賀庄あり。次に常陸の那珂郡も那賀とも見ゆ。次に石見國に那賀郷あり、中郡の意なるが如し。次に紀伊國に那賀郷あり、和名抄に「賀の音・鶴の如し」と註し、郡内に那賀郷を收む。次に阿波國に那賀郷あり、古代長國のありし地にして、後世は那東、那西の二郡に分れし事あり。次に伊豫國風早郡に那賀郷ありて後世中村と云ふ。又筑前國那珂郡も承和元年紀に那賀郷と載せたり。次に壹岐國壹岐郡に那賀郷見え、後世中野郷と云ふ。これ等によりて、那賀は那珂に通じ、又長と同一語なるを知るに足らん。

- 1 那賀國造 常陸仲國造に同じ。
- 2 雜載 小貳氏配下に那賀氏あり、又日向記に「那賀は田島殿」と見ゆ。その他、石見等に存す。猶ほ前後條條を見よ。
- 那我 ナガ 那賀、長等の條を見よ。
- 長 ナガ ナカ ナカ 那賀と通じ用ひらる。而してツサ、チャウと讀むものは各々その條を見よ。但し其の訓の詳かならざるもの多ければ、三音の條を併せ参照せよ。
- 1 長國造 長國とは後の阿波國那賀郡附近の地を云ふ。當國造の事は國造本紀に

「長國造。志賀高穴穗(成務)朝の御世、觀松彦色止命九世の孫・韓背足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆれど、觀松彦色止命は同書、意岐國造條に觀松彦伊呂止命と載せ、神名式に「名方郡御間都比古神社」とある外、物に見えず。よりて其の出自は容易に窺ひ難し。

- 但し、孝昭天皇の御名を觀松彦香殖稻尊(御眞津日子河惠志泥命)と申し奉れば、此の色止命も同天皇に御座すかとの説もあれど、孝昭天皇御裔は、和邇、春日の諸氏にして、一族頗る多きも當地方と關係なく、且つ此の國造の氏は、長我孫、長公にて、和邇、春日の一族が臣姓なると全く異なれり。且つ其の他にも何等の縁故なければ、御名相似たれど、別人なるや明かならんか。或は孝昭天皇の御名代となりて、御名を買ひしものとも考へらる。しからば此の國造の出自如何と云ふに、此の國造は其の氏姓を長我孫と云ひ、後に長直、或は長公と稱するを見れば、都佐國造長阿比古と同族にて、三島津抗命の後裔と思はれ、而して長我孫を一代主命裔と傳ふるは、事代主命が三島津抗の娘と結婚せられしと云ふ神話に基く

にて、兩族は混淆して南海に發展せしものと考へらる。猶ほ此の國造の祖韓背足尼と云ふは、波多國造の祖韓襲命と同人にて、當國より土佐、波多に亘る三國造は、何れも三島族たりしが如し、トサ、ハタ、ミシマ、及びカモ、ミワ等の條を參照せよ。

2 長我孫 上述の如く三島族にして、長國造家の氏姓也。我孫とは原始的カバネにて古くは勢力ある氏に多く見ゆ。此の氏族は更に都佐國造となれり。國造本紀に「都佐國造、云々。長阿比古と同祖、三島濤抗命九世の孫小立足尼を國造に定め賜ふ」とある、これ也。當國なるは、東寺文書、承和十二年田券に「我那郡大領長我孫繩主」あり(7)、仁明朝の人也。即ち長國造の裔・ながく都賀郡大領として、國造の名残を繼承せしを知るべし。第五、第八項參照。

3 土佐の長我孫 トサ條、及び前項を見よ。

4 攝津の長我孫 第二項氏と同族なれど、賀茂族と稱す。即ち承和二年十月紀に「攝津國人從五位下長我孫葛城、及び其の同族合せて三人に、姓を長宗宿禰と賜ふ。

事代主命八世の孫忌寸(一本には毛に作る)宿禰の苗裔也」と見ゆ。ミシマ條參照。又神功紀即位前記に「事代主命・誨へて曰ふ、吾を御心長田國に嗣れと。即ち葉山媛の弟長媛を以つて祭らしむ」と載せたり。關係あるか。

5 長直 第二項長我孫の後、即ち長國造の氏姓なり。寶龜四年五月紀に「阿波國勝浦郡領長費人立・言す、庚午の年、長直の籍は皆費の字を著く。玆に因りて前郡領長直枚夫・披訴して長直と改め注す。天平寶字二年、國司從五位下豐野真人藤原、記驗無きを以つて、更に長費と爲す。官判・庚午籍に依りて定と爲す」と。また貞觀十三年閏八月紀に「節婦阿波國勝浦郡人長直大富實に位二階を叙し、戸内の租を免じ、門閭を表す」など見ゆ。

6 (東漢)長直 倭漢坂上氏の族にして、齊明紀に「東漢長直阿利麻」なる者見ゆ。

7 長費 長我孫族なり、第五項を見よ。費は直の異字にて、これもアタヘ也。

8 長公 長國造長我孫の後也。東寺文書に「阿波那賀郡少領長公廣雄」あり。仁明朝の人也(氏族志)。

9 和泉の長公 姓氏錄、和泉神別に「長

公。大奈牟智神の兒・積羽八重事代主命の後也」と載せたり。

10 長連 九層に見ゆ。

11 長忌寸 坂上氏の族にて、東漢長直の忌寸姓を賜へる者歟。萬葉集第一、及び第二卷に長忌寸典麻呂なる者出づ。

12 長宿禰 長我孫の裔歟。除目大成抄に「侍醫長宿禰真尙、」を載せ、又姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

13 無戸の長氏 薩成記に「出羽目長守費」見ゆ。

14 阿波の長氏 第一、第二、第五、第八の各項を見よ。又カバネの記載なきは、類聚符宣抄卷九、及び姓名錄抄等に見ゆ。

15 秀綿流藤原姓大川戸氏流 上野下野の氏族にして、系圖に「大川小四郎久行一二郎左衛門重行一政方(長但馬守、上野箕輪住)一政高(長丹波守、天文より永祿元年迄佐野家に仕ふ)、弟兼政(長但馬守)」と見ゆ、チャウ條第十一項を見よ。

16 同上佐野氏族 小見武藏守行秀の弟(行高(武州長城主、よりて長七郎と稱す)一忠秀(長七郎二郎)なりと。

17 荒木田姓 伊勢外宮祠官也。

18 備後の長氏 チャウ氏也。藝藩通志、

世羅郡故家條に「小國村長氏。先祖、長谷部信連の子良連、承久三年、官軍敗走の後來りて、甲奴郡に墾居す。其の子孫、或は官軍に屬し、又尊氏に屬し、應仁の頃には、山名に屬し、又其の後には、尼子に従ふ。凡そ十二代を歴て、元信より、毛利家に屬し、元近、秀近、實連、同じく戦功あり。後毛利移封の比、實連、任をやめ、當郡黒川村に居る。其の子豐丸、後に喜庵と呼ぶ。此のもの、醫術に長ずるを以つて、藩へめされ、祿を給り、醫員となる。其の弟、當家を續ぐ、後當村に移り居る、良連より、今の秀伯まで、凡そ廿二世、家に毛利家感狀、并に家譜一通を藏す」と見ゆ。

19 息長姓 大隅の名族にして、建久の大隅國注進御家人交名等事に「宮方・長大夫清道」、また弘安十年七月、宮侍守公神詰番に「九番・長法橋跡」等見ゆ。クハハタ、ヨシダ、オホクラ等の條參照。

2) 雜載 その他はチャウ、及びツサ條を見よ。

長岫 ナガアナ 有道姓兒玉黨の一にして、武藏七黨系圖、兒玉黨に收むれど、系圖には見えず。

中相 ナカアヒ ナカヒ 備中の名族にして、中相氏舊記あり。

中伊 ナカイ 信濃に存す。

中井 ナカイ ナカツキ 和名抄、備中國英賀郡に中井郷を收め、奈加郡井と註す。後世、中津井、中井等の邑名となる。また大和國に中井莊ありて、文永三年文書に見ゆ。又中井殿庄とあり。その他、岩代、播磨等に此の地名存す。

1 甲斐の中井氏 解禮氏裔にして、延暦八年六月紀に「甲斐國山梨郡人云々、解禮等を中井と爲す。並に其の情願を以つて也」と見ゆ。後世も此の氏存す、又第十四項參照。

2 山内氏族 會津の名族にして、大沼郡中井村にあり。新編風土記、中井村舊家條に「平四郎。先祖は中井山城秀詮とて、山内の一族にて、此の村に住せり。子孫、改めて佐藤氏と稱し、村長となり、今に至る」と見ゆ。

3 藤原姓 家紋五環の内結梗、五三桐。寛政系譜に「猶右衛門儀似—富右衛門儀剛(牛右衛門)等」を擧ぐ。

4 伴姓 三河大伴氏の裔にして、沓江の豪族也。伴氏系圖に「設樂太郎俊實—安

藝權守資乘(住江州)一太原八郎貞景—實景(中井五郎、承久・京方と爲り、洲股に於いて討死す)

實家 光景
實光 惟光 光氏—貞氏
中井二郎 實光 實景
實景 景水 貞水 景房(三郎太郎)

實方—實弘
又中興系圖に「中井。伴姓、設樂太郎俊實十代右衛門尉光氏、これを稱す」と見ゆ。蒲生氏郷家臣に中井三右衛門あり、此の族か。

5 伊賀の中井氏 當國の豪族にして、伊勢三郎義盛・此の氏に倚りて生長すと云ふ。

6 巨勢氏族 巨勢吉範の後裔也。京都大工頭中井水先祖書に「京都御大工頭中井水實子惣領中井藤三郎。高五百石、大和國の内。本國大和、生國山城。外二十人扶持御加増。二十人扶持御役扶持、京都屋敷・寺町通丸大町上る所。江戸屋敷・北本庄二之橋三之橋橋町。駿府屋敷、四つ足町通上魚町通打廻し。

先祖、本名巨勢、(巨勢孫大夫實子)中井大和守(初名藤右衛門)天正十六戊子年、權現様の御代に召し出され、御知行二百石を拜領仕り候。慶長十一年に従五位下、大和守に仰せ付けられ候事。中井藤右衛門が祖父巨勢孫兵衛と申し候。和州に罷り在りて萬歳備前守に與力仕り候。乾の方出城を預り申し候。和州の者共、乾孫兵衛と申し、和州兵家村石橋にて討死仕り候。仲二人御座候、巨勢孫大夫、巨勢甚太夫と申し候。和州に浪人仕り罷り在り候。藤右衛門儀は孫大夫の仲にて御座候。召し出され候。町、名字巨勢を相改め、中井に仕り度旨、酒井雅樂頭取申し上げ候事。一、關原御陣の後、五畿内、江州の大工桶人數、一萬六百人餘高役の事、御料私領共に御免成され、向後御軍役を相勤むべき旨、上意にて、大和守に支配仕るべき旨、仰せ付けられ候事。

高曾祖父(中井大和守惣領)中井大和守(初名長吉郎)。(大猷院様御代)高祖父(養父中井大和守、實父中井五郎助、俗名主水正)中井淨覺(幼名長三郎)。曾祖父(養父中井主水、實父巨彦仙)中井主水。祖父(中井主水實子)中井主水(初名

藤三郎。父(祖父中井主水嫡子)中井主水(初名藤三郎)と。中井藤三郎が寛政二年の記也。猶は次の二項を見よ。

7 橋姓 前項氏は一に橋姓と云ふ。元は興福寺の候人たりき。中井主水正清は大和守に任せられ、筒井氏に屬す。この人、外家の氏を冒して橋姓を稱すと云ふ。家紋繪蓮、橋。

8 越智氏族 大和國中井庄より起りしならん。前二項と同族か。高市郡根成柿邑の名族にして、越智系圖を藏す。オチ條を見よ。又十津川郷館役由緒家筋書に「林中川伊三郎、野尻村中井忠左衛門」を載せたり。

9 攝津の中井氏 當國豐島郡の名族にして、中井四郎兵衛は文祿元年正月、洲到止村に最勝寺を創立す。又新免村稻荷神社の舊社家に此の氏あり。又西成郡南方村の名族に見え、其の祖中井四郎左衛門法名支智は正福寺を開基すとぞ。

又浪花の儒者中井四郎誠之(覺庵)は、もと播磨觀野藩士たりしが、父の代、致仕して大阪に移る。覺庵、學深く享保九年三月、懷德堂を興し、其の師三宅石菴を學主とし、並河誠所、井上赤水、五井

蘭洲等を助講とす。而して覺庵は學問所預たりき。其の子竹山・諱は積善、字は子慶、善太と稱す(母植村氏)。天明二年推されて學主を兼ね、これより子孫學主と預人とを兼ね勤むるに至れり。次に竹山の四子蕉園、(遠藏曾弘)、その弟碩果(曾補、抑樓)、竹山の弟履軒(德三積德、長叙)、履軒の孫桐園等相繼ぐ。

又浪華の畫家に中井藍江(直、伯美、榮清)あり。

10 和泉の中井氏 堺の名族たり。

11 紀伊の中井氏 有田郡下湯川村の地土に中井伊三郎あり。續風土記に「先祖中井九郎助は龜田大隅守に屬し、櫻井合戦に出ず、鐵炮の名手八人の一なり」と。又那賀郡中津河村前鬼に中井左京(前坂條參照)あり。

12 橋姓楠木氏族 玉林院橋系圖に「正成弟正遠(和田孫三郎)一高家(和泉守、以上和田條參照)一某(五郎、觀應年中、八幡合戦討死)一正武(始め正兄、和泉守、永徳元年冬生る。貞治年中秋病歿す。家臣中島左近、大井田源次郎に託し、妻子を片付け、二男種子丸は出家さすべしと也。依つて兩人、種子丸を携へ、高野へ

登山す。寺僧、姓名を問ふといへども、隱密の身分たるにより、姓名を顯し難し。僧の云ふ、中島の中と大井田の井とを以つて、中井左源太と呼ぶべしと云ふ。一正種(中井左源太、正武の二男、成長の後、僧を嫌ひ、河内上郡野田宗清が聲養子となり、貞治元の生、應永の頃石川郡にて野伏の爲に死)一某(左内)、弟正持(左内、後に左大夫、或は左兵衛尉、江州甲賀郡に住す、則ち甲賀に子孫あり。有馬にて死)一元政(和田左兵衛尉、文明年中矢に中つて死)一正直(久之允、久大夫、或は字和大夫と云ふ。天正年中、西國行脚の道にて死)、弟玉林(小字五郎丸、河内楠葉に生れ、世人河内玉林と稱す。後美作津山に移る)一宗觀(幼名鶴千代、金林院と稱す。父玉林院の跡相續、堀坂村東傳寺に住す。妻は川端丹後守が家臣小川又左衛門尉の女。宗觀に男女の子六人、嫡子玉龍院坊宗智、父の跡を嗣ぎ、後に玉林法印と云ふ)と。

又正直の子に中井與三兵衛久政(九十郎)等あり。猶は次條第二項參照。

13 美作の中井氏 古く笠庭寺記に「真島郡月田郷(鷲羽十尻)中井包永」を載せ

たり。又東作志に「東北條郡青柳庄青柳村室尾分里正中井氏。現名徳左衛門。補廷尉正成の末流、河内玉林院智觀の四男明王院智智、初め東藏坊と號す。天正十四丙戌年生。其の嫡子小作は明藏院朝と改む、元和七年生、慶安二己丑年、室尾分石生へ別居す。其の子孫なり」と見ゆ。又同郡公郷村小淵村にも中井氏あり、補廷尉正成の裔にして、河内玉林の末葉也。室尾村中井氏の別家にて家系を所持すと云ふ。

14 安藝の中井氏 藝藩通志、廣島府故家條に「元柳町百疋屋。先祖中井五郎大夫は甲斐の人、初め藩家甲斐におはせし日、染工を以つて俸米を賜ふ。従つて紀伊に移り、又本府に來住す。今の宅地、その時の所賜なり。今傳次郎に至る十三代」と見ゆ。

15 讃岐の中井氏 中井井條を見よ。

16 出雲の中井氏 安西軍策に尼子方中井平藏、又尼子氏の最後上月城に籠る士に中井與次郎あり。

17 桓武平氏 家紋丸に二瓶子、丸に打違陰矢筈。大岩條を見よ。

18 丹波の中井氏 丹波志に「氷上郡、中

井出雲、子孫余田村。法名一門稱禪定門、寛文八戊申八月十七日、京宮方に奉公し、名を免ざる」と見ゆ。

19 雜載 その他、大村藩に中井氏あり。又秀康編給帳に「七百石中井自菴、三百石中井太兵衛」を載せ、又京極殿給帳に「二百五十石中井備兵衛」を擧ぐ。又吉田藩儒に中井準之助豐民(隱菴)・乾齋と號す。また伊勢、志摩、備前、武藏等に存す。

又幕府作事方に中井主水、江戸の書家に中井嘉左衛門敬義(伯直)、茶人に中井祐甫あり、皆名高し。又肥前流鏝客中井新八は肥前唐津の人也と。次に津山藩分限帳に「五石三人扶持中井百平」を載せ、又長州萩の裝鋸工に中井友之あり。又幕末鹿兒島藩に中井櫻州(休之進弘)あり、實は横山詠助の長男なりと。又明治紀州和歌山の人に中井芳楠あり。

仲井 ナカキ 前後數條參照。

1 大和の仲井氏 中井條を見よ。

2 橋姓楠木氏族 楠木正儀の遺子・前項氏を冒し、此の氏を稱すと云ふ。播磨に在り、香山條第七項を見よ。但し當國揖保郡に中井邑存す。又前條十二項參照。

3 雜載 その他、美濃、伊勢、志摩等に存す。

中居 ナカキ 前後各條參照。猶ほ常陸、上野、下野、岩代、能登等に此の地名存す。1 桓武平氏大塚氏族 常陸國鹿島郡中居邑より起り、中居城に據る。當國の豪族にして、大塚系圖に「鹿島三郎成幹―同三郎政幹―時幹(中居四郎)―同四郎幹―三郎朝村―幹文」と載せ、又鹿島大宮司系圖に「常陸守明幹(鹿島氏祖)―幹秀(中居三郎)―見ゆ。その裔秀幹の時代に、幡木、志崎、竹井、江川、大藏、青山、椎内、町山、別所、新釜、田沼、高武、境、新地、組塚、新釜、田沼、高釜、境、新地、下澤、武井釜、大志崎の二十四村を領せしと云ふ。新編國志、及び補遺に「鹿島郡中居村に起る。政幹三子時幹・中居四郎と稱す。三子あり、幹綱、時家、幹時といふ。幹綱・四郎太郎、其の子幹村・三郎と稱す(系圖)。弘安九年大使たり(大使後記)。子幹文、元亨中の人(東福寺文書)後世次を失ふ。幹儀、五郎左衛門尉(古證文集)、掃部助(大倉福泉寺續藏)、正平八年、足利尊氏に從ひて京師にあり(古文證文

集)。永享中民部丞あり、長祿、寛正中に上野介忠幹、延徳、文龜中に高幹、天文中に常陸介安信(福泉寺住持籍)、天正中の式部大輔秀幹(鹿島文書)は佐竹義重に從ひて、屢々兵を出す(永慶軍記、小河傳狀)。十九年、佐竹義宣の計を以つて、秀幹を誘致し、之を掩殺せんとす。秀幹、其の謀をさとり、佐部に走り、追兵に殺さる(三十三館由緒書、和光院六藏寺雨過去帳)と(地名辭書)。白鳥、田野邊等の條參照。2 攝津の仲居氏 當國の名族に仲居源右衛門、仲居利三郎等あり、大塚條を見よ。今神戸の名族也。

長井 ナガキ 次の數條と通じ用ひらる。又和名抄、山城國乙訓郡に長井郷を收む、後長井莊興る。三結寺承久元年文書に乙訓郡長井莊、見ゆ。次に出羽國置賜郡(羽前)に長井郷、後世長井庄起り、又長井郡の私稱あり。次に但馬國美含郡に長井郷を收め、奈加井と註す。後世長井邑あり。次に庄名として相模(長井郷)、武藏にも存し、又上野、岩代、備後、日向等に此の地名あり。1 長井真人 山城國乙訓郡長井郷より起りしか。延暦廿四年紀に「船木王に姓を

長井真人と賜ふ」とあるより起る。2 長井忠寸 繼氏の裔にして、延暦五年四月紀に「左京人正七位上繼敬宗等に、姓を長井忠寸と賜ふ」と見ゆ。3 桓武平氏三浦氏族 相模國三浦郡長井郷(能因歌枕)より起る。三浦系圖に「三浦大介義明―義季(長井五郎、一本に義秀、又一に義繼の末子、義明の弟に記す)」。また横須賀系圖に「杉本六右衛門時時―顯貞(長井民部丞)」など見ゆ。氏人は源平盛衰記に長井太郎義兼、長井小太郎義兼とも見ゆ。下つて鎌倉大草紙に「管領上杉頭人長井掃部助入道」、また相州兵亂記に「長井三郎入道云々以下、一味同心の大名」など多く見ゆ。4 齋藤氏族 武藏國長井庄より起る。當庄の事は新編風土記、幡羅郡條に「長井庄、合村廿六、今或は永井とも記せり。此の庄に繋れる村々に、長井齋藤別當實盛



候べきと申しければ、國司・合戦の道は勇士にまかすにしかずとて、かくもはからうべしと宣ひける。實永大に悦びて馬の腹帯をかため、兜の緒をしめて渡さんと打立ちけるを見て、いつも軍に先を争ひける部井十郎、高木三郎、少しも前後を見つくるはず只二騎・馬と颯と打ち入る。長井齋藤別當、舍弟豊後次郎兄弟二人是を見て云々、其の名は永く上りて武を九泉の先にかぐやかす。さてこそ鬚鬚を染めて討死せし實盛が末とは覺えたれと、萬人感ぜし言の下に、先祖の名をぞ揚たりける」と是れなり。其の後の事詳ならず。甲陽軍鑑に「信玄・四上野に御逗留なされ候、小幡三河、御味方永井豊前また味方にまかりなり、武藏國の内、忍、深谷領共に、いりくみたる所八千貫あまり、是を御加勢申しうけ、案内いたし取つてあげ申すべしとあるにつき、小幡尾張守、安中左近、長沼兼に原隼人、跡部大炊介長閑、七かしらをさしつかはされ、十日の中に取りひしぎ候故、其所を、三千貫・永井豊前、五千貫・小幡三河兩人に下さる」と載せし永井豊前は、則ち前にいへ

の舊跡あり。されば此の地に住せしにより長井と稱せしならん。東鑑建曆三年五月七日の條に「和田合戦、武藏國長井庄藤九郎次郎」と載せたり」と。又埼玉郡條に「長井庄。當郡一村、幡羅郡より推し及べり。按ずるに、平家物語壽永二年の條に「當國の住人齋藤別當實盛、小松内大臣重盛卿の領、武藏國長井に居住せし」と見ゆ。この頃、重盛卿の庄園の地を別當せしなり。これにても世に長井庄と云ひしこと知るべし」とあり。この流の事は、尊卑分脈に「河合齋藤助宗―實遠―實直(實遠の子に擬す云々、猶子云々、齋藤太)―實盛(子孫・武藏に在り、或在藤と號す云々、本姓・在原たるに依る也。武藏國住人、長井齋藤と號す)―盛房―景房―景忠」と見ゆ。詳細は齋藤條第十五項に在り。氏は保元物語に「長井齋藤別當實盛、同三郎實貞」を載せ、源平盛衰記に「長井齋藤別當實盛」と、又應仁記等に長井齋藤別當實盛の事多し。サイトウ條を見よ。又太平記卷十九に「長井齋藤別當、舍弟豊後次郎」などを擧ぐ。新編風土記、兒玉郡條に「三嶽臺(渡瀬

長井豊前守政實の事なるべし。又武徳編年集成に「元龜元年六月、武田信玄・上野國へ出馬し、鎌信が封内沼田へ亂入放火せしめ、又北條家領内、武州の深谷、忍、秩父に相働き、上州箕輪に至る云々、上野の小幡圖書景純、同三河守貞政が没收地を以て、同國倉賀野淡路守秀章、武州の長井豊前正實兩人にさづく」とも見えたり。又上野國志、綠野郡三山舊壘の條に「長井齋藤別當實盛が後胤長井右衛門尉信實（或は云ふ、信實は豊前守政實の子なりと）始めは彦六と稱し、又右馬允と號す。慶長の初、幕下の諸士皆妻子を武城に移住せしとき、救命ありしに、信實速に命令を請奉せざる罪に依て、播州へ配せられ、同十九年五月十四日、配所に死す。信實、晩年右馬允に任せられ武州金嶺の三嶽と、三山の兩壘を持ちしが、配流の時に疊廢す」と載せたり。三嶽と云ふもの、當所を指していへるならん」と。

又應永廿九年に足利尊氏より清河寺へ出せし寄進狀に「足立郡上内野郷内田一町二段、在家一字、敷地等、長井駿河三郎實基寄進云々」とあり。又北條氏照の家

士長井六右衛門は多摩郡大久野村に居住せしとぞ。

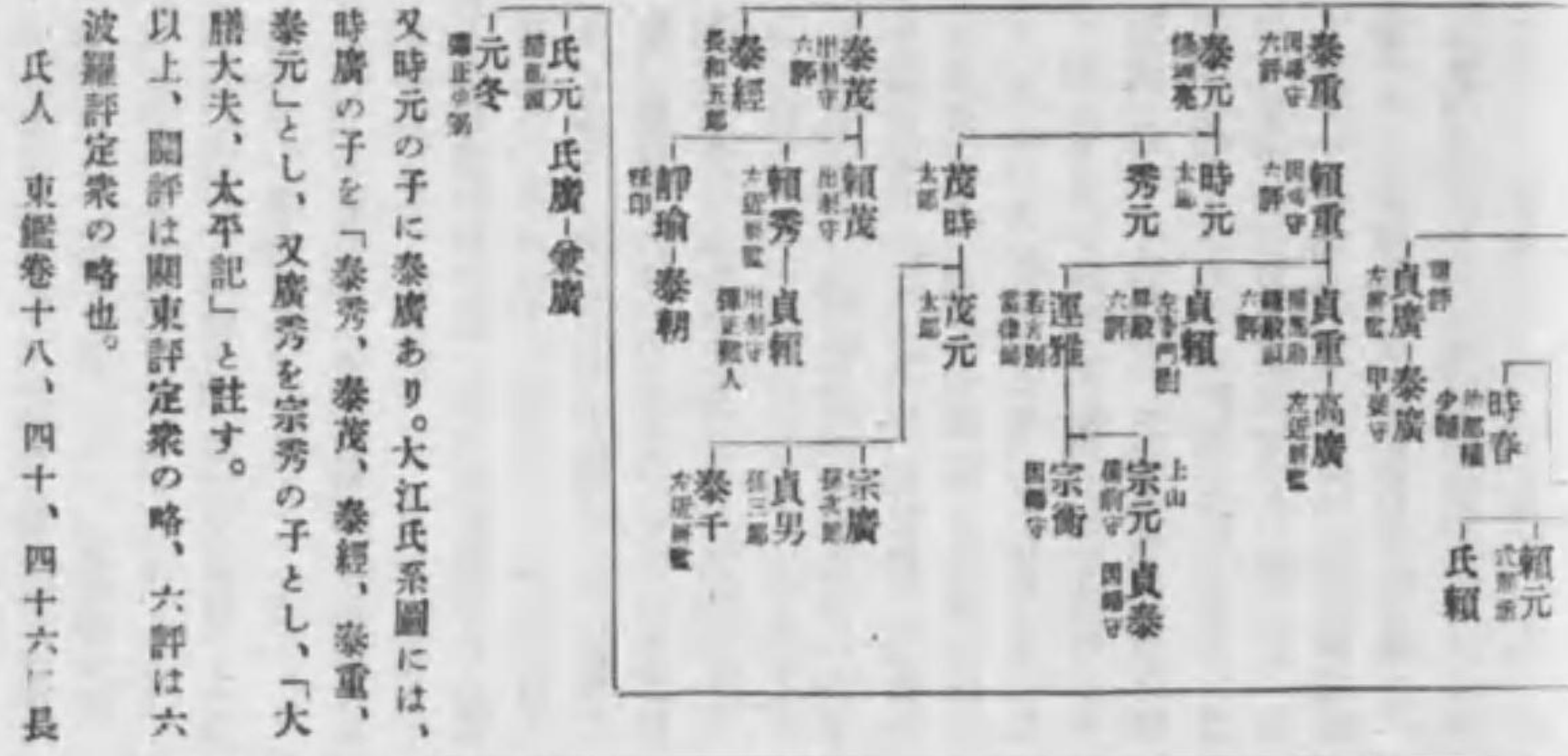
5 上野の長井氏 綠野郡御嶽三山に據る、上杉氏被官也。前項を見よ。又國志に「三山は長井豊後守正實（駿河守忠實の子）が居城なり。長井は戰國の比、上杉の家臣なりしが、永祿十三年、小幡三河と共に武田に屬し、正實の没後、其の子右衛門尉信實・北條に敵し、上杉に歸して越後「走る」と。管窺武鑑に「長井右衛門大夫殿と申すは、甲州家に於て、上野先方と稱せられ、豊前守殿の舍弟也。豊前の死後、武田も滅亡し、上州へ北條家より手を掛け候時、此の長井・意地を立て、敵對し、押倒されて、三ツ山を牢人す。豊前は藤田能登守伯母婿なる縁を以つて、藤田を頼み、越後へ參られ候は、天正十三年六月也。十八年、小田原攻めに付、藤田も發向、此の度幸に本意の時節なれば、三ツ山の地下人共方へ計策を致さる。古主なれば悉く附従ふ」と（地名辭書）。

かくて天正十八年、長井・一旦復住せしが、慶長中没收せられたり。

6 大江姓 羽前國置賜郡長井郷（長井庄）より起り、遂に置賜一郡の地を領して、

長井郡の私稱起れり。大江廣元の二男時廣の後なれど、入部の次第は詳かならず。但し傳説に據れば、源賴朝が奥州征伐の際、大江時廣、軍に従ふ。泰衡の部將良元、逃れて御館山（中津川小坂村）にあり、一に小坂の橋に據る。時廣、攻めて抜き、良元を誅せしかば、賴朝、長井郷を賞賜し、時廣、始めて壘を米澤に築き、長井左衛門尉と稱す。曆仁元年、壘を増築して松が岬城と名づく（米澤史談）と。されど東鑑、文治五年の從軍諸士中には、大江時廣の名見えず。其の死は仁治二年五月なること、同書に見えたり。其の子泰秀は、建長五年十二月に死せしことも同書にあり（伊達勤王事歴）。

その系は大江氏系圖に「廣元一時廣（長井左衛門、仁治二、五廿八卒）」と載せ、分脈に「時廣（藏、使、左兵衛尉、左衛門尉、長井、號長井入道、從五上、關東評定衆）」



非太郎、三十、三十一、四十二に長井左衛門大夫、三十七に長井彌太郎、四十二に長井藏人泰元、四十二、四十四、四十七、四十八に長井太郎時秀、四十四、四十六、四十八に長井判官代泰茂、四十六に長井三郎藏人、四十七、四十九、五十に長井判官代泰元等を載せ、又承久記卷一に長井左衛門大夫親廣等を挙げ、下りて太平記卷二に長井丹後守宗衛、長井遠江守、三に長井治部少輔、同備前太郎、同同備民部大輔入道、及び長井彈正藏人、また八に長井經殿秀正等見ゆ。

また建武年間記、奥州鎮守府引付衆に長井貞宗、太平記卷二十四に長井大膳大夫廣秀、同治部少輔時治、二十七に長井大膳大夫廣秀、三十四に長井治部少輔入道、御評定者座次第に「貞和五年、長井大膳大夫廣秀」、又鎌倉實戒寺觀應三年出羽國小田島庄の地下沙汰附狀に「長井備前太郎」等見ゆ。以下第二十三項を見よ。

8 滅亡 傳へ云ふ、至徳元年（元中元年）に至り、時廣七世孫出羽守廣房・伊達政宗に攻められて滅ぶと。されど伊達世次考、宗室譜には「公は父念海の志を繼ぎて、忠を南期に致し、近郡及び近國を伐

ち、長井持部頭入道道廣。攻めて、其の領地・出羽國置賜郡長井莊を取る。時に鎌倉管領持氏・近國の諸將に令して曰く、道廣の本領・羽州長井莊以下の所々は當に京都の命によりて伊達の惡黨を退けたる。然るに彼の輩・重ねて違亂に及ぶと聞く、早く道廣に合力して其の知行を全からしむべしと。是を田村庄小澤伊賀守某に與ふる書に見るに七月廿五日と書して年號なし。今按ずるに系圖、及び世傳に、政宗公の時、始めて長井莊を取ると云へど、此の文書、及び永和二年、康暦二年等の文書に據れば、公の時に之を取る也」と載せ、寛政譜等皆然り。

此の長井道廣は、鎌倉九代後記に「永和四年（天授四年）八月廿七日、越訴、并に官途吹舉の事、長井持部入道道廣を頭人として、始めてこれを行ふ」と見ゆれど系圖になし。蓋し元中元年（至徳元年）に政宗君に滅されたりといふ長井廣房（時廣の七世孫。米澤史談）の法名ならむか。又「密に京都の命にて伊達惡黨退治」と云ふは、應永九年の赤館の没落をいへるなるべく、「彼の輩重ねて違亂」と云ふに於りて、氏宗が其の後に長井を復せしを知

るべしと(伊達勤王事略)。猶ほ伊達條を参照せよ。家紋三星一文字、那波條参照。又その一族に松崎、上田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河江、丸澤、高屋、高嶽等あり、各條を見よ。

9 陸奥安倍氏族 小松定頼の子に長井二郎あり。

10 榊野目の長井氏 羽前國置賜郡の名族にして、北島國司に隨從せし長井實永の後と傳へ、榊野目村山王權現は、康暦二年、遠藤大和守勝平建立、そののち齋藤別當實盛十代の孫長井庄司實長再興と云ふ。

11 長江氏族 陸前國桃生郡深谷莊にありし長井氏にして、文治中、源頼朝・深谷莊を長井義景に賜ふ。子孫、世々此處に館して、天正の末に至るとぞ。長江條を見よ。

12 榊武平氏三浦氏族 岩代國會津郡(大沼郡)長井より起る。三浦系圖に「會津遠江守光盛—三郎左衛門尉泰盛—政盛(長井太郎左衛門尉、從五位下、越中守、母上野)—貞連(六郎左衛門、母天野安藝女)—二郎時連、第三郎實連」と載せ、また貞連の弟に十郎貞政を挙げ、又中興系圖に「長井、平姓、もん達鷹の羽、鷹

名左衛門尉泰盛が男左衛門尉政盛・これを稱す」とあり。猶ほ次條第三項参照。

13 結城の長井氏 結城合戦物語に長井氏を載せ、又秀康稱給頼に「千五十石長井善左衛門」を擧ぐ。

14 常陸の長井氏 新編國志に「長井、大江氏なり。大江朝臣もとは大枝に作る、參議音人の時に至て、貞觀中大枝朝臣を改めて大江朝臣の姓を賜ふ。音人十世の孫大膳大夫廣元・始めて鎌倉の幕府に候し、子孫永く將軍家の臣となる。廣元・多子あり、長は親廣・式部少輔に任ず、毛利氏はこの後なり。次は時廣・左衛門尉となる、長井と稱す。州長井の地を領するを以て也」など見ゆ。

15 越後の長井氏 謙信配下城持大將衆に長井丹後守あり。第五項参照。

16 甲斐の長井氏 甲斐國志に「大江廣元の二男右衛門督時廣・初めて長井氏を稱す。其の子左衛門大夫泰秀・正五位下甲斐守に叙任、其の子長井太郎時秀・甲斐太郎とも稱す、共に東鑑に見ゆ。八代郡長井庄(もと長江郷)を名に負ひし也」と。非也。泰秀は建長五年十二月廿一日卒。其の後長井將監高廣(參考太平記元弘二年)

等多し。又泰秀の後、三州大濱村にある者は長田氏と號す。ナカエ、オサダ、ナカタ等の條を見よ。

17 甲斐齋藤族 實盛の子尾張守盛房、その子(一に弟)左馬允實忠(在東と稱す)、その八代大膳亮則經—藤内左衛門實則、第三郎太郎利經—(七代)豐前介實通—豐前介正實、また實通の弟彌三郎則通、その四代孫利季(武田信虎に仕ふ)—又左衛門吉成なりと。此の長井氏三家・寛政系譜に見ゆ。寛永系圖には平氏良文流に收め、永井に作る。定紋組井桁、八藤、藤の丸、降雲、軍扇組付、吉文字、丸に七曜、井桁、菱。

系圖に「五左衛門吉成(寛政系譜には又五郎、又左衛門。信虎、晴信に仕へ、甲斐國河内、志田、小松、及び信濃國河内島に采地在り)—又五郎吉正(吉昌、久三郎、又左衛門、武田没落の後家康に仕ふ)—又左衛門吉次(千五百石)—金剛吉勝—彦七郎吉章」と。又「豐前守正實(武田信玄に仕ふ)—右衛門尉實久(彦六郎、家康臣、千石)—清大夫盛實(勝七郎)—清大夫正實—同實直」など多し。

18 三河の長井氏 永井條を見よ。又櫻井

村の士に長井四郎右衛門あり。

19 美濃の長井氏 當國の大族にして、江濃記に「美濃屋形は土岐殿、守護代は永井(初め長江と號す)齋藤の兩守護代あり」と。また「永井が事。永井と申すは、美濃居益の城主也。是れも初めは公方に奉仕、京都に參勤す。嘉吉比、備中守高景と申す人、土岐殿外戚にて、同國の豐島に知行す。齋藤と中惡しく成りて、度々合戦ありて、備中守高景、同子息四郎左衛門景秀・討死也。其の跡を永井藤左衛門知行して、齋藤に隨ひけり」と。

又後藤氏由緒に「大江大膳大夫廣元の弟長井武藏守親廣より十二代の孫長井藤左衛門尉利治は、代々濃州加納城に居住仕り、領地八萬石にて、土岐家に屬し罷り有り候」と、ゴトウ條を見よ。又名細記に「長江四郎左衛門秀景入道行阿は、承久の軍功に因り、相州より移り、居益村を賜ふ。與市元景法名行禪に至り、應仁二年、齋藤妙椿に攻め破られて滅亡す」と。又垂井の長屋氏も、居益長江氏と同族一黨なりと。永井、ナガエ、ナガヤ等の條、及び以下二項を見よ。

20 齋藤氏族 美濃の豪族齋藤利永の孫、

利藤の子、新四郎利國の弟利隆は長井豐後守と稱す。而して利國の嫡孫新四郎利良・幼少なりし故、利隆・補佐して、明應六年、羽栗郡竹鼻の城より、加納城にうつり住めり。其の後、天文年中、頼齋大樂の城にうつりしかば、其の跡川手の城の城代となれり。サイトウ條参照。

又新撰美濃志に「白檜城主長井藤左衛門長弘(越中守、利安)は、齋藤越前守利藤の子にて、土岐政房、政頼二代の執權なり。後白檜より文殊に移り、又稻葉山に移り、享祿三年、家臣四村勘九郎(後齋藤道三)に試せらる」と。

又本巢郡「上穂積村古城城は長井雅樂頭住みし」と云ひ、又「長井藤左衛門長弘は池田郡白檜の人、のち居を本巢郡文殊にうつし、又當所に移る」と載せ、齋藤系圖に「長井左衛門利安・池田郡白檜の城より、文殊に移る」と記せり。又一に「穂積城(穂積村)の城主長井將監利滿、長井雅樂利重」と見ゆ。

又新撰志に「志津野村に古城跡ありて、永井準人住みしよしひ傳へたり。齋藤系圖に「長井豐後守利隆の子長井準人佐道利・武義郡關在城、永祿七年・信長の爲

に之を退きて、將軍義昭に仕へ、元龜三年四月二十八日、攝州白井河原に戦死す」と見えたり」と。こは次項の永井氏也。その他長井將監、長井忠左衛門を擧ぐ。又堂洞軍記に「永祿七年八月、關の城主長井準人佐は、加治田の佐藤紀伊守を攻めければ、信長公より加治田加勢に齋藤新五郎を遣さる」など多し。

21 松波氏族 松波庄五郎・土岐家の執權長井が家に親しみて出入す。庄五郎・元來謡曲の亂舞をよくして、風流の男なりければ、長井藤左衛門利安(或は長弘)之を愛し、吹擧して、永正の末、大守土岐政房に謁せしむ。その後、長井豐後守利隆の養子となり、長井新九郎利政と名のる。一に云ふ、山城國西の岡より來りて立身したりしは、利政の父にて、長井豐後守といひし人なり。豐後守死してのち、其の子利政(後の道三)嗣ぐと。江濃記に「齋藤家の家僕は、永井藤左衛門、同豐後守等也。豐後守は山城國西の岡より準人として、齋藤家に來り、藤左衛門が奥力と成りて、度々合戦に勞功をつみ、永井豐後守と號して、彼の家の家僕となる。齋藤の家督断絶の時、彼の家領を兩人して

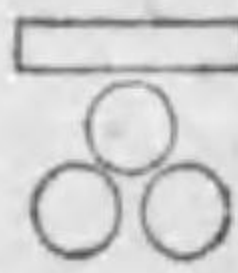
知行す、云々。その後、藤左衛門と豊後守と不和に成りて、豊後守は病死して、其の子山城守利政が代に成りて、やがて藤左衛門を討ち取り、豊藤を名乗り、自ら美濃平國を知行し、入道して道三と號す」と見えたり。

又長井系圖には「家紋撰夢。某(長井新九郎)一(道三)に利政と曰ふ」一(道利)(長井準人正、濃州金山に住む。信長・美濃を取る時に流落し、後に義昭に仕へ、荒木攝津守・和田伊賀守と取り合ふ刻、義昭より和田の所に使して陣中に在り。元龜二年八月廿八日、播州白井河原に於いて討死)一(道勝)(井上忠右衛門、秀吉公が黃母衣衆)、弟定次(半右衛門)、其の弟定利(又弟に玉室・天徳寺芳春院住あり)一(利中)(次兵衛、將軍家に奉仕)と見え。前項、及びサイトウ條を見よ。

22 越前の長井氏 康正二年造内裏段錢引附に「十貫文、長井因幡守殿、越前國從都段錢」と見ゆ。

23 室町幕臣 第六項、七項等の長井氏に於て、永享以來御番帳に「一番・長井次郎、長井兵部大輔、五番・長井備前入道」、また文安年中御番帳に「一番・在國衆長井

兵部大輔、五番・長井備前入道」等見え、又應仁私記に「長井三郎(大江廣繼)、長井與四郎(廣繼長子廣季)、長井光千世」等を擧げ、又常徳院江州勅座著到に「長井宮内大輔(吉)」を載せ、見聞諸家紋に



一番長井 一番毛利 一番竹藤 一番萩



井長 長井

24 近江の長井氏 第三項の流にして、近江國長井庄より起ると稱す。家紋田の古文字、重井桁。寛政系譜に「彌右衛門正勝(機田信長臣)一勝左衛門正次(家康に仕ふ)一庄右衛門正成一助十郎正房」と見ゆ。

25 攝津の長井氏 大江氏の族と云ふ。又末吉家支配人に此の氏あり、末吉條を見よ。

26 桓武平氏 大和國添上郡の豪族にして明治村長井城主也。桓武帝十六代の孫長井顯貞の末孫と云ふ。簡井時代には長井伊豆等あり。ツツキ條を見よ。

27 但馬の長井氏 美含郡に長井郷あり、關係あるか。太田文に「美父郡朝倉庄(成勝寺領、領家内大臣法印源助)、三十六町五反、地頭長井因幡入道實國」と。又「二方郡田公御厨・四十八町三反、地頭長井出羽入道祐(破失)、公文左近太郎貞直、御家人、地頭代信念注文定」と見ゆ。

28 播磨の長井氏 加古郡の名族にして、別所長治記に「野口には長井四郎左衛門」と載せ、また野口合戦談に「秀吉云々、四月三日早朝より、長井四郎左衛門が楯籠る野口の城に押寄せ。城にも兼ねて待ち懸けたる事なれば、楯籠のさまを開き、中國名譽の鐵砲の上手、強弓の精兵を汰へて、城際まで敵を引付け射ける間、先手の軍兵進みかね、少し秘む所を、城主四郎左衛門・下知して大筒をつるべて、一度に打ち立てける間、寄手の大勢手負死人・將蕃倒に枕を雙べ伏ける間、一陣叶はずして半町計り引退く。元來此の城は播州一の名族にて、四方沼田にて駈引き自由なり難し。秀吉の下知にて、近邊の草木、青茅等を薙り取り、沼も堀も平地に埋めて、懸入れく三日の間、透開なく攻めさせ給へ共、城兵よはる氣色もな

し。日向記に「長井名字、長井和泉守」等見ゆ。

34 肥前の長井氏 長興條を見よ。實盛裔と稱す。

35 菅原姓 佐州役人付に「菅原姓・長井甚左衛門」と見ゆ。

36 雜載 上杉朝成家臣に長井九郎村定、(肥九郎)あり。又徳川時代、天童織田藩重臣に存し、又加賀藩給帳に「百五十石(角入角内花菱)長井平三郎、三十五俵外七人扶持長井平吉」を擧げ、又長州の儒者に長井武兵衛英賢(東原)あり。

又明石氏家臣に長井氏、佐州役人附に「大江姓、長井五郎兵衛」を載せ、又伊勢、志摩、信濃等にも存す。なほ次條を見よ。

永井 ナガキ 前條と通じ用ひらる。また武藏國豊島郡、幡羅郡に跨りて永井庄あり、新編風土記に「源平盛衰記に見ゆ、幡羅郡より起りし庄名ならん」と。前條参照。その他、伊勢、甲斐、下總、上野、磐城、陸前、陸中、播磨等にも此の地名存す。

1 大江姓 羽後國秋田郡大平(オイタラ)邑に在りし豪族にして(オホタヒラ條第二項参照)、大江姓と稱し、先祖は源頼朝公より忠賞として、大平城を賜ふと傳

33 日向の長井氏 白杵郡長井庄より起り

32 阿波の長井氏 當國の大社大藤比古神社の神主家に長井氏あり、永井條を見よ。

正、慶長中農民となりしなり」と。

景忠は景富が四世の孫なり」と見ゆ。
 4 桓武平氏良文流 武藏登祥の永井氏にして、齋藤氏の族と云へど、寛政系譜には平氏良文流に二家を受む。家紋丸に違ひ鷹の羽。彌左衛門信盛―善左衛門安盛―清右衛門」と。又「左治兵衛盛治―左内盛久」等あり。
 5 齋藤氏族 これも江戸幕臣にして、「久左衛門忠次―伊左衛門忠貞」等あり。
 6 相模の永井氏 大江廣元の裔永井備左衛門元勝の後なりと。
 7 甲斐の永井氏 八代郡永井邑(長江郷)より起る。長井條第十六項氏に同じ。
 8 大江姓長田流 三河の永井氏にして、大江氏系圖に「廣元―那波掃部宗光―左衛門政茂―左近將監頼廣―式部宗廣(上徳介)―四郎教元―彌五郎宗元―五代重光(長田平衛門、三州大濱庄官)―直時(永井)」と見ゆ。此の子孫次項を見よ。二葉松に「碧海郡大濱村古城は船熊氏住、後天野孫三郎。天文年中五十貫領、次に永井傳八直勝、或は傳十郎、始め當村名主永田平右衛門の子也。信康君へ始めて仕官。又藤井準人」と載せ、又碧海郡(東端村屋敷は永井右近直勝)とあり、右近

は豊鑑卷二に「永井右近はせ来て、勝入を討ちて頭を得つ」と。詳細次項に在り。
 9 桓武平氏長田氏族 前項氏と同一なれど、先祖は平良兼の流。長田親致十代の孫廣正の孫直勝、家康に仕へしが、長田を譲ひて大江氏族永井を冒す」と云ひ、「廣正―重元―直勝―尙政―尙征―尙長」と載せ、又云ふ「長田忠致の弟親致の子政俊八世孫廣常、妻は大江宗秀の女也。其の子政廣に子なし。宗良親王四世孫大橋定廣が四男喜八郎廣正を養子とす。その孫直勝に至り永井を稱す」と。
 又「平右衛門重元―右近大夫直勝(傳八郎)―信濃守尙政(傳八郎、信齋)―右近大夫尙征(大勝)―土佐守尙長(傳三郎)」と載せ、藩論譜には「右近大夫大江直勝は、長田平右衛門直吉が男なり(系圖并に諸傳記には、皆重元といひぬ。林道春が選びし石表には、直吉と見えたり)。直勝が祖父喜八郎廣正、岡崎の贈大納言家(廣忠)に仕へ、三河國大濱村上宮社田を領す。徳川殿いまだ駿河國府におはしませし時、今川殿へ仰られて、廣正・大濱を賜ふ事元の如し、義元よりの證文ありと云ふ。廣正死して直吉つぐ、直勝幼き

時、三郎殿(家康長男信康)に近くめしつかはる。三郎殿御事ありて後、徳川殿召して名字を改めさせ、永井傳八郎とめさる。
 夏目が記を案ずるに「徳川殿仰せに、長田は義朝を弑せし逆臣の名字なり。長田を改めよとありしかば、永井と改む。永井は大江の姓なれば、大江の家紋一文字に三星をも許させ玉ひ、御尊代の御家人、阿部伊豫守の聲になされたり。永井はもと因幡守大江廣元の二男より出づ。長田は平氏なり、長田入道が兄(二説弟)親致は入道が謀事に組せざりしかば、子孫悉くなく、長田を名乗しなり」と。世に傳ふる所の記に「平城天皇の皇孫備前守本主。初めて大枝姓を賜ひ、其の子參議音人・大江と改む、音人の七男式部權大輔千古が九代の孫、大膳大夫廣元、鎌倉の右大將家より三代の將軍に仕ふ。是れ永井、毛利等の祖なり。廣元が二男永井左衛門時廣は、三浦若狭前司泰村が妹聲たるに因て、關東評定衆の中にして隨一の人なり。泰村が謀叛の時、其の徒黨たるの由にて、配流せられ、弘治二年五月廿八日、配所に卒す。誠は時廣・輝な

きに依り、其の子甲斐守宗元・召返されて、越後國にして三千貫の地を賜ふ。其の後北條亡び、永井が子孫・本領を失ひて、終に三河國に來り止る。平右衛門重元は、宗元が十一代の孫なり」と。
 按ずるに、夏目記の如くなれば、直勝もと永井にはあらず。仰を蒙り改めて稱號せし所なり。世に傳ふる所は本姓大江にて、永井が子孫、後に長田と改め、又其の本姓に復せるなりと。是れ兩説なり。想ふに縁りなきに永井と名のれとは仰せられじ、如何さま故あるべし。又東鑑を考るに、長井左衛門大夫に作る、永井にはあらず。また時廣の仁治三年に配所に死せしといふ事、誤れるにや。三浦若狭前司泰村が打たれしは、寶治元年なり、仁治二年より七年の後の事なり。若くは寶治二年といふを誤れるか。長井が三浦が爲に坐せられし事も、東鑑には見えず。毛利藏人入道四阿、同子息兵衛大夫光廣等が與黨たりと載せたり。新編系圖にも、長井左衛門時廣と載せ、永井とは見えず。また時廣が男甲斐守といふは、泰秀としるせり、掃部助宗元といふは、廣元の子にて、時廣が爲には弟なり。時廣が子と

いふ説は不審なり」と。
 10 直勝 天正十年、家康・安土に至り、信長・自ら配語せし時、直勝も其座にあり。信長討たれ、家康・伊賀國を経て、伊勢國より舟にて、三河國大濱に着きしかば、直勝が父直吉、おのが家に入る。又同十二年四月九日、長嶽の合戦に、直勝、年廿二歳、敵の大將池田紀伊入道勝入が首をとる。山中忠兵衛記に「後に聞きしに、勝入をば安藤彦四郎・鎗にて突く、永井傳八・斬て伏せ首を取る。傳八が手をば御方の者の切しなり。彦四郎は猶ほ進んで、池田庄九郎が首を斬る」と。庄九郎とは、紀伊守が事にて、彦四郎とは、關東移封の時、武藏國にて五千石を給ひ、文祿四年三月廿日、秀吉の奏上にて、直勝・從五位に叙せられ、又豊臣の姓をゆるさる。後元和三年常陸國笠岡の城三萬二千石を領す。世に傳へ云ふ、池田輝政・家康の聲と成りて後、見參のついでに「御内に永井右近大夫と申すが候ふなる、所領いか程をや賜ふらん」とありしかば「五千石を賜ふ」と聞き、「父にて候ふ入道が首の價は、賤しく候者かな」と申されし

程に、忽に笠岡の城に七萬石の地を添て賜ふと。誤りなるべし(藩論譜)。
 同五年、常陸の柿岡土浦等の地を加へ、五萬二千石を領し、同八年下總國古河の城に移り、二萬石を加へて、七萬二千石を領す。年六十三歳にて、寛永二年十二月廿九日に卒す。嫡男信濃守尙政・家・繼ぐ。父が分つ所六萬七千二百十三石、自ら領せし所を合て凡そ八萬九千九百十三石餘を領す。後寛永十年二月、山城の國淀の城に移り、十萬石、是れ畿内樞要の地にして、帝城擁護の鎮たる故也とぞ。正保元年十一月廿三日、從四位下に昇せられ、萬治元年二月廿八日致仕、同八月、入道信齋と號し、子息等悉く所領を分ち讓らる。嫡男右近大夫尙征・七萬三千石餘、二男大和守尙保・七千石、三男伊賀守尙庸・二萬石、四男佐渡守尙善は兄大和守が養子たり、一説に尙善を尙重に作り五男といふ。五男外記尙春、六男甲斐守尙冬、二人共に新墾田三千石づゝ也。嫡子右近大夫尙征・父に繼ぎ、寛文九年二月廿五日丹後國宮津城に移り、七萬五千石とも、七萬三千六百石とも云ふ。延寶元年十一月十一日六十一歳にて卒し、嫡男

該中守尚房・廿九歳にて父に先立ちければ、二男(實は三男)土佐守尚長を世嗣とす。尚長・父に繼ぎ、延寶三年十二月十五日信濃守となりしが、同八年、増上寺法會の時、内藤志摩守忠勝の爲に討れて死し、封地は悉く收公、弟直圓に一萬石を賜ふ。

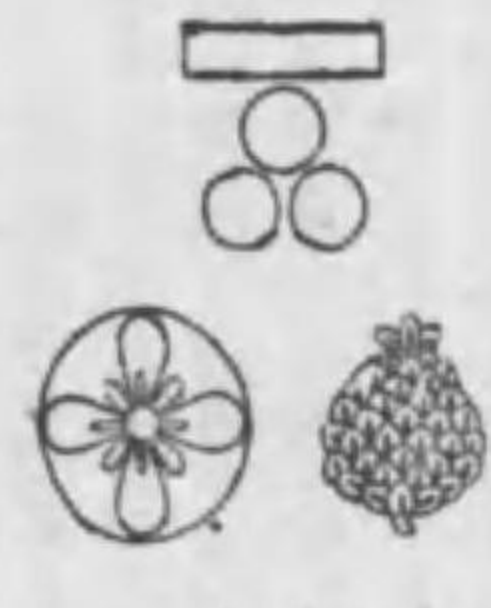
寛政系譜、及び武鑑に「右近大夫直勝―信濃守尚政―右近大夫尚征―信濃守(土佐守)尚長、弟能登守直圓(直員、直好、萬之丞、大和新庄一萬石)―播磨守直亮(直恒)―信濃守直圓(直良)―信濃守直温―同直方―同直榮―同直幹(同姓肥前守尚典弟)―同直莊(同姓金三郎直次二男)―同直哉(實は井上筑後守正和叔父)。大和新庄(櫛羅)一萬石。明治四千五百五十石。家紋一文字に三星、丸に奈花、松葉松笠。その子直厚。現今子爵。



新庄 永井

11 加納侯 前述信濃守尚政が三男伊賀守

尚庸(大學)、父の所領二萬石を分ち讓られ、寛文十年二月十四日、京都所司代と成り、三萬石を領す。延寶五年三月廿七日卒す、四十七歳、其の子伊賀守尚富つぐ。後伊賀守直敬と稱す。その子伊賀守尚平―弟伊賀守直隆―伊賀守尚備(實は同姓勘解由尚方二男)―伊賀守直興―肥前守直弼(尚佐)―肥前守尚典―同尚服―尚敏にして、美濃加納三萬二(六)千石、明治一萬三千五十石。現今子爵。



加納 永井

12 高槻侯 前述右近大夫直勝が二男日向守直清(傳十郎)父の遺領を分ち領し、後山城國長岡邑二萬石を領す。慶安二年七月四日、攝津國高槻城三萬六千石に移り、寛文十一年正月九日卒す、八十一歳。その子(一)に孫、左門直義の子)市正直時、家をつぎ、延寶八年七月十九日四十歳にて卒し、其の子近江守直只、家を繼ぐ、實は右近大夫尚征の四男、直時が世嗣とす。

なり、後に直種(尚仍)と稱す。その子日向守直達(直泰、實は能登守直圓長子)―福後守直英(實は近江守直種長子)―飛騨守直期(左京亮、實は直圓二男)―近江守直行―弟飛騨守直珍―日向守直進―飛騨守直與―日向守直寛―遠江守直輝―飛騨守直矢―日向守直源(同姓金三郎直次三男)―直翠にして、攝津高槻、三萬六千石。明治一萬七千四百四十石。現今子爵。



高槻 永井

13 支族 寛政系譜、此の流永井氏總べて二十七家を舉ぐ。武鑑に七千石大和守直隆(伊賀守子)、三千三十石平八郎(備前守門男)、桂治郎(十之助男)等の大身多し。又知立神社の兩神主の一に永井氏あり、又寶飯郡の名族に存す(寶飯郡史參照)。



永井大和守直隆 永井平八郎 永井桂治郎

また幕末幕臣に永井支藩頭尚志(實は松平主水正の子、永井能登守養子)あり。14 尾張の永井氏 春日井郡上品野の名族にして、尾張志に「村の西北に桑下の城あり、永井民部少輔の居城也しよしいひ傳へたり。永井は松平家重、又其の子家次に仕へ、後に織田家に屬す」と見ゆ。又愛知郡鳴尾村の永井氏は大江氏族と稱し、又知多郡緒川村永井氏、はじめ長田氏なり。又後世儒者に永井星渚(慶吉、一翁)・名高し。

15 美濃の永井氏 山縣郡の關城(岡町)は、永祿年間、永井半人道利住す。その他は長井條を見よ。16 相武平氏 丹波國氷上郡の名族にして、先祖は播磨の三木より來る、相武平氏、宗清の裔と傳へらる。丹波志に「永井氏。子孫下瀧村。七代目本家佐右衛門、井に分家共に七家、古の本家は阿草村に在り」と。又「永井宗清、子孫阿草村。先祖を宗清と云ふ、子孫本家、村の入口、谷川の東に今七代目」と。又「永井利部、子孫加茂郷戸平村。下利部棟と云ふ。墓は南山村。古家數に本家又右衛門、彌左衛門、又谷典に林右衛門、三軒六代に成る」と。

又「永井氏、子孫南村典谷 播州三木より來住す。代々之に居る。桓武天皇の後胤」と。又天田郡にも存し、「永井氏、子孫藤原村。永井支府と云ふ醫師。近年氷上戸村より來住す」と見ゆ。17 紀伊の永井氏 在田郡和田村舊家に永井惣七あり。續風土記に「先祖永井兵庫、其の子利兵衛政好、浪人す。寛永五年當國に來り、山本村の内、天王谷本田の地を賜ふ。以後今に至る迄、子孫世々相續す」と見ゆ。

18 備後の永井氏 前條第三十項を見よ。藝藩通志、甲奴郡城條に「川平山は稻草村にあり。永井又次郎重廣より、世々此に城居せしが、十五代の孫、三郎左衛門に至り、慶長中、長門に移る」と。又世羅郡徳良邑宮追城は永井右衛門大夫の居所と云ふ。19 紀姓 安藝の永井氏にして、藝藩通志、豐田郡片島村故家條に「永井氏先祖、紀井左衛門、後永井赤左衛門といふ。其の後高治中に、治助といへるあり。それより、今の左京まで七代、世々里社の奉祀」と見ゆ。次項氏と同流か。20 紀姓(平群黨) 豐後の名族にして、永

松系圖に「家紋劍上飯簀。正五位下關書頭紀頼清が嫡男祐安(正五位下、文獻博士、大學助。平群黨。法名文阿、建久元八廿一卒)―實貞(永井利部助、石見守。實は三田左衛門尉藤原元恒が男。建久七年、大友能直に従つて豊後に下り、富來に居り、依りて富來左衛門督と號す)―實繼(永井三郎、三河守)―實敏(永井左近大夫、又長井と號す)―基文(永井民部五郎、野原民部丞)―茂綱(永井兵部大夫、野原民部、大友氏時に仕へ屢々軍功ありて、速見郡山香郷にて所領を野原村を賜ひ、之に依りて氏を野原に改む)―茂方(永井民部五郎、野原民部丞)と、富來條、永松條を見よ。この系圖面白し、味ふべし。21 大隅の永井氏 贈喉郡平城ヶ城(末吉、中裏村)は北郷氏の臣永井利部、築きしと云ふ。又肝付郡高山の名族に存す。22 清和源氏 佐州役人附に「清和源氏。永井四郎兵衛」を載せたり。23 阿波の永井氏 大麻比古神社の祠官にして四大夫と云ふ。殊に永井清古は荒木田久老門人にして、式社時考を著はす。その奥書に「一宮大庭彦神社神主永井五十鈴麻呂」とあり。

24 雜載 大坂陣に永井助十郎、又蒲生家臣に永井善右衛門、此の善右衛門道存は松平家臣、後に蒲生氏郷、更に上杉景勝に仕ふと云ふ。又徳川時代、松山酒井藩用人、園部小出藩用人、廣島淺野藩番頭、長島増山藩用人、一宮加納藩用人、母里松平藩添役等に存し、又益軒紀行に「豊後別府村に助右衛門と云ふ老翁あり。彼の先祖永井重利入道妙傳と云ふ者、豊前國今津より乗船し、唐山に渡る」と。又立花系圖に「茂虎の女(永井誠中守室)」とあり。

次に京極殿給帳に「三百石永井安左衛門」を載せ、又加賀藩給帳に「千八百五十石(花井術)人持(内五十石松村茶湯料)永井志津摩。百二十石(同)(五十石加増)永井慶之助。三百五十石(丸内三屋)永井清三郎。三百石(梨子切口)永井買馬。七十石(一文字下三屋)永井徳左衛門。二百石(釘貫)永井多宮」等を載せ、又毛利藩に存す、前に云へり。又幕末に永井雅樂隆尙あり。次に水戸藩勤王家に永井芳之介道正あり。共に名高し。又津山藩分限帳に「百石永井照之助」見ゆ。又小金本土寺過去帳に「永井信濃守・慶安五壬辰六月」

その他、上野伊香保の名族に永井氏あり、大江姓と稱す。殊に俳人に永井善右衛門佳賢(一朗、掃雪樓)名高し、又狩野派畫家に永井慶竹あり。又幕末永井岩之丞あり(實は幕臣三好山城守男、永井玄蕃頭養子)、横須賀造船所建造を建議す。又書家に永井如瓶(政純)、また狂歌に永井以保、家傳史料に永井十郎兵衛、永井伊賀守、永井信濃守尙政、永井伊豆守等見え、伊勢、志摩、近江、信濃、出雲、越前、下野等にも存す。

長居 ナガキ 和名抄、下總國匝瑳郡に長尾郷あり、長居の誤かと云ふ。攝津にも此の地名存す。美濃の名族に長居大膳亮景興あり、傳へ云ふ「その祖國頼、文永三年、宗尊親王に仕ふ。天文年間、長屋(或は長居)大膳亮景興・當國に住し、土岐頼朝に屬す。天文十六年十二月十一日、齋藤道三に攻められ、其の子與五右衛門景直と共に戦死す」とぞ。詳細は長屋條を見よ。

半井 ナカキ ナカラキ條を見よ。

永池 ナガイケ 次條に併せ云へり。

長池 ナガイケ 山城等に此の地名存す。

猶ほ諸國に多かるべし。
1 遠江の長池氏 宗長手記に「國の境の城崎津山にいたりぬ。此の一兩年(大永七年)を長池九郎左衛門尉親能・承り、普請過半」と見ゆ。
2 日向の永池氏 日向記に「永池藤七郎、長池大學助」等見ゆ。
3 雜載 その他、會津藩等に存す。

永石 ナガイシ 大村藩に存す。ナガイハ條參照。

長石 ナガイシ これも大村藩に存し、藤原姓にて原口氏より分ると、土系録に見ゆ。

長磯 ナガイソ 池田支藩(新田)用人に此の氏見ゆ。

中市 ナカイチ

中泉 ナカイヅミ 下野に中泉庄あり、その他、遠江・常陸・陸前等に此の地名存し、加賀藩給帳に「二百石(丸内根籠)中泉義六」と云ふ者あり。

長泉 ナガイヅミ 和泉に長泉庄あり。

中井戸 ナカキド 大和國葛下郡の名族にして、高田氏家老に中井戸三郎右衛門あり(郷土記)。

中岩 ナカイハ 紀伊の豪族にして、熊野別當族と云ふ。中岩氏系圖に「泰教一別當

快真一別當長快一長範一智範(別當法印)一範秀(實方稱七代の孫、中岩の祖たり)一範光一範忠一範行一範清一範經一範久(後土御門院の御宇、御旨を重んじ死を争ひ挑戦、武勇掲焉也。相傳の地を得替せず、富田庄に主たり。應仁亂に及び、隨兵を相率ふ、便路に馳せ向ひ、勇敢を勵みて河内に討死す。一女ありて一族久則の孫に嫁する也)一久則(幼齡の時、父に後れ、孤と爲る。文龜年中、中岩一族幼息と雖も宗嫡を以つて撫敬を存し、庄惣の氏神王權現を修造せしむ。少字を千代と云ふ、棟梁の札に見ゆ)一久盛(富田高瀬)一久嗣一久正一久綱一久業(久則より六代に及ぶ、其の間、逆臣重盛して華夷・靜かならず、繼ひ百發百中の勢を振ふと雖も、賞祿を受けず。處々の僻地に流元す。家屬多く、食祿乏しく、生命已に殫んと欲し、衰廢已に窮る。家系繼に存し、南帝の御給旨、足利の勅書等、茲に喪亡す)一久實(五郎左衛門尉。稟性大力にして強弓を挽く。而して代々の氏神に王子飛鳥の兩社神あり、王子權現は富田惣氏神たり、飛鳥神は中岩の先祖たり。其の説・訂正し難しと雖も、今に至るまで毎歲九月十九日、中岩一族・居民を率ゐて祭例の恒式あり。

中岩系譜は上世より久實に至る、飛鳥社に奉納す矣)一久尹(佐渡守。大力にして尋常勇敢を勵み、家屬の長・廣島二郎兵衛も他に勝れて勇力あり、日高、湯淺の戦場に於いて多く首級を獲、其の功賞として食祿を受け、今に遺領あり)一久輔(五郎左衛門尉。伏見にて太閤秀吉公に謁す、懇篤太切也。二女有り、長女は依久に嫁す。家傳に曰ふ「杉若越後守は太閤秀吉公の命を蒙り、襲ひて山本主膳大夫を攻む、中岩は主膳の連系たるにより、久尹を以つて部將と爲し、嫡男久輔・甲兵八十餘人、輕卒百五十餘の隨兵を相率ふ、市瀬に屯し、先陣を堅む。久尹・廣島福左衛門尉の家に寓して戰場に花み、一番首を獲、武勇掲焉也。福左衛門の孫・今に市瀬に在り)一依久(左衛門大夫、法名悲圓。少壯より富田庄三千五百石の公文所役也。郷の長となりて號令を降す)一久照(五郎左衛門尉、法名由宜、累年・富田庄の印を佩び、善く民屋の訟を聞き、小衆の下を決して其の美を得、庄田一萬石の公文所也。後に故ありて其の職を遞る。三男あり、二男出家。長を令永と曰ひ、次を令常と云ふ)一久富(五郎左衛門尉、久照の嫡子也。三男二女あり)一久重(久五

郎、武城に在り)と。又高瀬邑の舊家、吉田村六郎右衛門と同家也と。

永岩 ナガイハ

長岩 ナガイハ 豊前、筑後等に此の地名ありて、此の氏信濃に存す。

長岩間 ナガイハマ 勢州四家記に「關藝州父子・上洛の跡にて、長岩間黨四十三人謀反し、瀧川一益に就きぬ」と見ゆ。

中飯田 ナカイヒタ 讃岐の豪族にして、中飯田備中等あり、香西、飯田等の條を參照。

長字 ナガウ 上杉系圖に「賴重一千秋越前守頼成一藤明(長字)」と見ゆ。長合、長尾條に詳か也。

長郷 ナガウ 前條、及び長尾條を見よ。會津の名族也。ナゴウ條參照。

長牛 ナガウシ 陸中國鹿角郡長牛邑より起る。清和源氏一戸氏の族にして、一戸彈正左衛門の後也(深秘抄)。家傳に「長牛正用を祖とす。家紋丸内重菱」と。長牛縫殿助覺書・存す。

仲内 ナカウチ

中内 ナカウチ

1 中原氏族 近江の豪族にして、江州中原氏系圖に「平流九郎盛長一宮内丞高盛

師盛(中内太郎左衛門)一盛直(太郎)と見ゆ。

2 清和源氏小島氏族 これも江州の豪族にて、三上系圖に「小島先生家平一彌八郎家保一宗賀(山僧都同開製)一原覽(中内左衛門尉)」とあり。

3 佐々木氏族 寛政系譜に見え「家紋丸に三釘抜、梅鉢。六左衛門直貞一六郎兵衛直則一六郎右衛門直久」と。蓋し以上三流・互に密接なる關係あらん。

4 土佐の中内氏 長曾我部元親配下の將に中内藤左衛門あり、讃岐國財田城を守る。又中内安吉は、阿波大西城を守ると。又若手家老に中内源兵衛見え、又香宗我部家臣に中内六之丞あり。

5 雜載 伊勢の學者に中内樞堂あり。

長内 ナガウチ チヤウナイ 1 秋元氏族 陸中國鹿野郡の豪族秋元氏の族にして、公任卿の末孫と云ふ。(津輕郡中名字)。アキモト、ウツノミヤ等の條を見よ。

2 源氏、これも奥州の名族にして、家紋銀花変なりと。九月左近政實一族の輩に此の氏見ゆ。

3 雜載 また東鑑卷三十一、三十二、五

十に長内左衛門尉を載せたり。ナヤウ、及びナガ條を見よ。此の内は内舍人の内なるべし。

長畝 ナガウネ ナガセ ナウネ 和名抄、越前國坂井郡に長畝郷を收め、奈字福と註す。後長畝庄興る。又佐渡、播磨等にも此の地名存す。

中馬 ナカウマ ナカマ 中間條參照。

1 大江姓 尊卑分脈に「毛利季光一左近將監經光一時親一左近將監貞親一備中守親茂一右馬頭師親一左馬助忠廣(號中馬)」と載せたり。

2 清和源氏新田氏族 丹波多紀郡の豪族にして、藤坂城(藤坂村)はその居城たりき。此の氏は新田義治の後裔とも、「に藤原とも云ふ。中馬家系には「(新田)義治(太郎九郎、尾張守、明徳の頃、藤坂村へ移り來住、新田の支族と云ひ傳ふ。家紋丸の内風凰竹二本)一藤藏義秀一藏人義利一右京進義實一小六義吉(新田の支族たるに因りて、足利家へ恐れれて中馬氏に改む)一義里(中馬越前守、藤坂村古城)一豊後義雄一豊後義盈一義行一義次一義信」とあり。

3 清和源氏南部氏族 南部氏配下の將に

して、津輕郡中名字に「中馬〇〇太郎」を載せたり。

4 橋姓 日向大隅の名族にして、日州諸縣郡一宮大明神文明五年寶殿再興記録に「南方大宮司中馬橋重長、木屋奉行中馬橋重忠」と。又永正八年に橋氏重相、天文五年に橋氏公時を載せ、又國分郷濱の市熊野權現社司に中馬河内、又同所稻荷大明神の社司も中馬氏也。

中海 ナカウミ ナカノウミ 和名抄、備後國深津郡に中海郷を載せ、又伊勢等にも此の地名存し、信濃に此の氏あり。

長海 ナガウミ 出雲に長海庄あり。

中浦 ナカウラ

1 桓武平氏 武藏國多摩郡の名族にして新編風土記に「宮木氏は戸倉村三島明神社祠官也。本姓は中浦氏にて、坂東八平氏の遠裔なりと云ふ。文書にのする中浦上總助平顯宗は、是が先祖なるべし。天正年中より宮木と改めしとなり。家に古文書十四通を藏す」と見ゆ。

2 加賀の中浦氏 當國の儒者に中浦中助尙(石浦)あり。

3 肥前の中浦氏 彼杵郡中浦より起る。其の地の領主、八木原氏と合戦す、八木

原條參照。

その後天正十年、中浦氏等、切支丹宗を慕ひて伊太利羅馬に渡航、十八年歸朝す。

長浦 ナガウラ 志摩、相摸、肥後等以此の地名存し、また阿波に那賀浦庄あり。

1 肥後の長浦氏 宇土郡の長浦島より起る。隆慶貞應三年文書に「長浦三郎遠秀沙汰・橋村、并に五郎丸云々」と。

2 雜載 その他、豊前等に存す。

中江 ナカエ

1 菅原姓 近江の名族にして、中江兵部大輔長興など云ふ人あり。佐々木氏の家臣也。

2 橋姓 中江藤樹先生の氏也。前項と同族かと思はるれど、橋姓と傳へ、一に藤原姓と云ふ。藤樹先生は有名なる近江聖人にして、名は原、字は惟命、通稱與左衛門、高島郡小川村の人也。祖父は吉長(加藤出羽守家臣)、父は吉次(早世)、母は小川氏、慶長十三年戊申三月七日に生る。王陽明が學をまなび、世教に功有り。出で、伊豫國大洲に往き、加藤出羽守に仕ふ。慶安元年八月二十五日・薨里に還り病みて死す。享年四十一歳、其の地に葬る。講堂の傍に藤の樹あり。故に藤樹先生と

ナカウラ ナカエ

諡す。その子に與三郎(江四文内)あり。常省と號す。

3 伊勢の中江氏 桑名郡の豪族にして、福島村中江(中江邑)に據る。中江小市郎、その子清十郎、中江式部少輔等あり、天正中、織田氏に亡ぼさる。森條參照。

4 攝津の中江氏 八部郡神戸熊内村の名族たり、歌人中江爲子を出す。又浪華の儒者に中江平八一貫・峴山と號す、仁齋門也。

5 美作の中江氏 苫田郡の名族にして、葛下り城主中村大炊介頼宗が家臣たりき。慶安の頃、中江治右衛門、弟直右衛門等あり。

6 雜載 その他、高田藩原藩用人に見え、又田中藩知行割帳に「百五十石中江忠介」を載せ、又高知山内藩士に中江兆氏(駕介)、佛國に學び無神論を稱ふ。又筑前、筑後等に存す。

長柄 ナガエ ナガラ條に詳か也。

〇 長柄首 三輪氏の族にして、大和の古族也。神名式に葛上郡長柄神社とある地より起る。姓氏録、大和神別記に收め、「長柄首。天乃八重事代主神の後也」と見ゆ。

長江 ナガエ 和名抄、甲斐國八代郡に長

江郷を收め、奈加江と訓す、一本に奈加衣とあり。後世永井邑と云ふ。次に陸奥國會津郡(岩代)に長江郷あり、後に長江村存す。次に加賀國江沼郡に長江郷を收め、奈加江と。後世永井と云ふ。又攝津國四成郡に長江荘ありて、東鑑承久三年五月十九日條に攝津長江倉橋兩莊と見ゆ。その他、山城、佐渡、出雲等に此の地名存す。

1 長江忌寸 三輪氏の族にて、長柄首の後か。天平五年七月廿日の皇后宮職職に「死位長江忌寸金弓」見ゆ。

2 無尸の長江氏 正倉院神護景雲四年文書に見ゆ。

3 桓武平氏鎌倉氏族 相摸國三浦郡長江邑より起る。桓武平氏鎌倉氏の族にして、三浦系圖に「鎌倉權五郎景政一小大夫景繼一義景(長江太郎)一師景(同八郎)」

景光一景泰一景信(三浦左衛門尉)景秀一頼秀一景通(四郎左衛門尉)八郎左衛門尉八郎左衛門尉

と載せ、又平群系圖に「良文一忠道(相州長江云々等の祖)と載せ、中興系圖に「長江。平、義兼十代」とあり。

4 氏人 東鑑卷一治承四年條に「長江太郎義景」、卷二、壽永元年二月條に「八日、

御願書を伊勢太神宮に奉らる。長江太郎義景、神寶奉行と爲りて首途、義景の先祖権五郎景政、擲重信心を抽んじ、去ぬる永久五年十月廿三日、私領相摸國大庭御厨を以つて、永く神宮に寄せ奉る」と云々と。その他、卷五、七に長江太郎義景、十一に長江太郎明義、十四、十五、十六、二十、二十二、二十三、二十七に長江四郎明義、三十四、三十五、三十六に長江八郎四郎、三十六に長江小次郎、三十六、四十に長江四郎入道、三十八に長江次郎左衛門尉義重、三十九、四十一、四十五に長江七郎景朝等あり。

5 陸前の長江氏 一に永江に作り、又深谷を家號とす。額朝奥州征伐の後、長江太郎義景、桃生郡南方深谷保に封ぜられ、小野城に據る。餘目舊記に「留守、葛四、山内、長江、登米、五郡一揆いだされ候、連判も文書にそへ候」と載せ、觀蹟聞老志に「小野城は小野驛後に在り、景政の末裔、永江太郎義景の居館也。文治中、頼朝、深谷郷を義景に賜ふ。其の子孫綿々、永江播磨守勝景(後に月鑑と號す)、相繼いで居る。天正中、罪を我が黄門君に獲て誅せらる」と。

8 美濃の長江氏 不破郡今須城にありし豪族にして、系圖に「鎌倉権五郎景政―景繼(鎌倉小太郎)―義景(四郎左衛門、頼朝に仕へ、相摸國長江に住し、長江と稱す)―師景(八郎)―秀景(長江四郎左衛門、承久亂後、相摸國より移住す)―景助(四郎左衛門)―重景(八郎左衛門)―景康(左京亮)―康景(備中守、嘉吉の頃、齋藤・中惡くなり度々合戦あり)―景秀(四郎左衛門)―元景(奥一、代々今須に居住す。應代二年、齋藤妙椿に攻め討たれ、十二月、景秀父子共に戦死す)」と。

以前の記録にやと想はれ、且つ從四位下青坂明神とあれば、承久の比、鎌倉より勸請したる者にあらず。歴世加階の古詞なるべし。且つ長江氏を鎌倉平氏の族類なりと云ふも疑ふべし。なほふるき土着の村族なりけん」と。

永井左衛門知行して、齋藤に墮ひけり。石丸丹波守父子は、明應五年に、齋藤持是院に滅さる」と見えたり。其の先、桓武天皇の後胤権五郎景政の苗裔にて、景政の子鎌倉小太郎景繼、其の子四郎左衛門義景、頼朝に仕へ、相摸國長江に住し、家號を長江とす。曾我記の安元二年、伊豆の奥野の狩の條に「相摸國住人、永江四郎義景」と見えしは此の人なり。其の子八郎師景は則ち秀景の父なり。其の代々の系圖、墓碣は妙應寺にあり」と。



10 佐々木氏族 これも近江の豪族にして佐々木系圖に「愛智源四郎大夫家行の子家景(長江權守と號す)、其の弟家重の子家綱(長江三郎)」と載せ、また尊卑分脈、淺羽本佐々木系圖等に「馬淵五郎左衛門尉廣定―定成(長江八郎、入道左衛門尉兼子)―重定」と見え、中興系圖に「長江。字多、愛智源四郎家行の男四郎家景」とあり。



江氏。傳へ云ふ、元祖は尾張の人、同國玉神の祠官永江某が二男權頭正房、大同年中に、此の村に如きて吉備津彦神を祭りし時、來りて奉祀となれりといふ。今の正治に至る四十五代、猶ほ舊職を守る。今に至り、凡そ郡中神祭には、まづ正房が鐘をまつりて、後行ふといふ。されば由緒ありし事と見ゆ」と載せたり。

4 筑後の永江氏 三池郡の豪族にして、筑後國志に「江浦村城跡。永江氏代々の居城也。天正十二年、永江勘解由平方家、田尻の家士田尻了誓の兩士、鷹居城の磐として之を守る。同十五年、高橋統增・入部、當城を以つて居城とし、永江氏・統增の臣となる。後故有りて柳川に奉仕す。田中領地の時、家士田中河内これを守る。明。又曰ふ、江浦村淀姫社、方家・永祿十二年正月二十二日、高良山陣中に於いて、川上澄姫の神威によりて軍功あり。故に歸陣の後、之を居城の長方に祀る。天正十五年、宗増入城の時、其の城内たるにより、今の地に遷して造營を加ふ」と。

5 奥州の永江氏 葛西記に永江筑後あり前條參照。

6 雜載 その他、徳川時代、備前小笠原藩中老に見え、又大隅國大隅郡大根占郷川上大明神社司に永江氏あり。又伊勢、志摩、加賀等に存す。

長衛 ナガエ 田中家臣知行割帳に「百石長衛與助」と。

流江 ナガエ ナガレエ條を見よ。

中江川 ナカエガハ 秀郷流藤原姓佐野氏の族にして、佐野系圖に「越前守成綱—高綱(中江川九郎左衛門)」と載せ、下野國志に「越前守秀綱—高綱(中江川九郎左衛門)」と見ゆ、佐野條參照。

中尾 ナカヲ 山城、甲斐、武藏、播磨、美作、肥前等に此の地名存す。

1 藤原南家工藤氏族 伊勢國安濃郡の豪族にして、長野工藤氏より分る。郡内「神戶城は中尾内膳の居城(三國地志)」と云ひ、又名勝志に「神戶城(神戶村字小瀬古)は永祿天正の頃、長野氏の族中尾内藏介・之に居る。富田知信・津城退去の後、同城を監し、暫く此に住す(五鈴遺傳)」と。又「牛田岩址は牛田村字上寺に在り。面積凡そ三百坪許、今は宅地たり。土人・之を城屋敷と云ふ。五鈴遺傳に、牛田神戶岩址は、中尾内藏介の居城と記せ

り。蓋し神戶城址を混同せしものか」と。應仁略記に中尾の民部を載せ、又勢州四家記に「中尾は工藤一族、信長幕下となる」と。寛政系譜には「初め長野にありて長野氏を稱せしが、後中尾に移り、此の氏を稱す」と云ひ、家紋丸に五本骨扇の内三巴、抱若松。大兵衛行利(新八郎)―百助勝征―左傳次義福等を載せたり。

2 大和の中尾氏 春日大宮氏文書、田井兵庫莊注進文に中尾殿・見ゆ。

3 攝津の中尾氏 西成郡中尾氏は、來國次の後裔と云ふ。又鳥上郡服部村の人中尾徳右衛門法名道宗は慶長十四年、正恩寺を創立す。

4 加茂氏族 紀伊國海部郡笠畑邑の名族にして、續風土記、同村舊家條に「地士中尾五郎右衛門、其の系詳ならず。加茂氏の被官なり。正平八年二月、同年九月、天授五年九月の繪旨三通、島山氏、湯川氏の狀五通を藏む。各當名は加茂氏なり。皆文書部に載す」と。又那賀郡動木村地士に中尾莊之右衛門あり。猶ほ次項を參照せよ。

5 阿波の中尾氏 紀伊國在田郡本堂邑の

舊家に中尾氏あり、阿波國人中尾藤九郎・杉尾大明神を生石嶺に勧進し、生石大明神といひ、正暦元年、社を今の所に遷し奉れり」と。

6 豊前の中尾氏 宇佐郡の豪族に見え、天文永祿の頃、中尾貞常あり。又下毛郡にも在り、元龜天正の頃、中尾河内、中尾三五兵衛等の名見ゆ。

7 大村氏族 肥前の豪族にして、被許郡中尾より起る。深淵文書觀應二年のものに、大村中尾次郎を載せたり。

8 肥前藤姓 被許八人乙名の一に中尾氏あり、士系錄に「久武喜丸、小島井(中尾氏)」と。その祖「藤原重直は伊勢飯高の人にして、大村被許久武喜丸に來住す。被許上村乙名八人之一也。その子前重は中尾九郎左衛門と稱す。始めは小島井と曰ふ」と載せ、又「惠美酒丸、中尾(小島井)、中尾重ノ城、藤原」と見ゆ。又藩士に存し「中尾。藤原勝廣(中尾左兵衛、木氏南氏。藤津より萱瀬村に來りて、中尾を領し、在名を以つて、氏と爲す」とあり。なほ川尻條第二項參照。

又松浦郡呼子の漁獵家に中尾氏あり、捕

鯨を以つて聞ゆ。

9 嵯峨源氏 中興系圖に「中尾。嵯峨」と見ゆ。

10 肥後の中尾氏 大野條第四十三項を見よ。

11 對馬の中尾氏 海東諸國記に「護軍中尾吾郎は、平茂續の子、中尾彈正・立て、以つて後と爲す。戊子年、來りて職を受く」と見ゆ。

12 美作藤姓 吉野郡大野保川上邑中尾に中尾助之允、同助大夫の屋敷あり、助之允は草刈の亂に討死、子孫備中に存す。又眞庭郡極邑に中尾氏ありて、藤原藤房の末裔と傳へ、其の末孫中尾主膳に至り毛利氏に仕へ、其の子中尾新五郎祐久・溟入して美作に來りて三浦貞尚に仕へ、備前松山にて戦死す。其の孫助右衛門友久の時、三浦家滅亡したるにより、久米郡中島村に歸農す」とぞ。今中尾貞長氏あり。又大庭邑の中尾氏は次項氏と云ふ。

13 赤松氏族 播磨國明石郡中尾邑より起る。傳へ云ふ、赤松氏の族掃部助則明・此の地を領して、中尾と稱す。その六代の孫則孝に至り、羽柴氏に撃破せられ、天正八年、三木城に於いて戦死す。其の

子松若丸・通れて作州に入り、江原兵庫に據りて、大庭郷に住し、中尾六郎左衛門則之と謂ふ(名聞集)とぞ。

14 清和源氏武田氏族 甲斐國東八代郡中尾村より起る。武田太郎信義の八男中尾八郎昌福・此の地を領して氏號とす。米倉村に住し、其の地をも中尾と稱し、中尾神社を遷す。後故ありて氏を早川と改む。

15 桓武平氏三浦氏族 相摸發祥の豪族にして、大多和系圖に「大多和二郎義成—平三郎重義—景信—經信(號中尾七郎)—倫信(號岐孫七郎)、弟大多和彦十郎義綱、弟皆伊豆丸、弟與一義信」と載せたり。

16 雜載 その他、徳島縣須賀藩用人、小城島藩用人、大村藩用人等に見ゆ。また出雲日御崎神社中官に中尾氏、同並に中尾氏三家あり。又關長門守御家中侍頼に「二百石中尾三郎右衛門、三百石中尾作内」等見ゆ。又江戸の儒者に中尾正藏廣徳あり。又津山藩分限頼に「五十石中尾兵右衛門」とあり。

又尾張の國學者に中尾義裕、伊賀上野の俳人に中尾源左衛門宗重(桃市)、近き世士佐の士に中尾捨吉あり。また岩鷲、信

義、志摩等にも存す。

永尾 ナガラ 備前に此の氏在り。
長峽 ナガラ 豊前の古族也。

○長峽縣主 景行紀十二年條に「長峽縣に神夏磯媛居り。其の徒衆・甚だ多く、一國の魁帥也」と載せたり。

長尾 ナガラ 和名抄、讚岐國寒川郡に長尾郷を收め、奈賀乎と訓じ、後世、長尾邑存す。又同國鶴尾郡にも長尾郷ありて、奈加乎と註す。而して建長二年關白道家記に「讚岐國長尾莊」を擧ぐ。その他、大和、河内、伊勢、尾張、駿河、相模、武藏、安房、上總、信濃、陸前、丹波、因幡、日向等に此の地名あり。

1 長尾直 大和國葛下郡の長尾邑より起る。倭漢坂上氏の族にして、天武前紀に「長尾直眞墨・三百の軍士を率ゐて龍田に拒ぐ」と。此の地に長尾神社ありて、延喜式に「大、月次、新嘗」と見ゆ、此の氏の氏神ならん。その後、忌寸姓、宿禰等を賜ふ。

2 長尾忌寸 前項氏の忌寸姓を賜へる者也。坂上系圖に「山木直。姓氏錄に曰ふ山木直は、是れ長尾忌寸云々等、廿五姓の祖也」と載せ、また「姓氏錄に曰ふ、

志努直の第三子阿良直、是れ長尾忌寸云々等、七姓の祖也」と見ゆ。寶龜二年正月紀に「長尾忌寸金村」と載せたるは此の氏人也。

3 長尾宿禰 姓名錄抄等に見ゆ。

4 無戸の長尾氏 前項氏の族にして、元享釋書に「慈雲は、姓・長尾氏。平安城の人(景雲四年)」と。その他、西宮記、外記日記等にも此の氏人あり。

5 布施氏族 前數項と關係あらん。大和葛下郡の名族にして、布施の一族に長尾彌六あり(郷士記)。

6 河内の長尾氏 交野郡長尾邑より起りしか、長祿寛正記に「河内勢・長尾孫太郎」又「嶽山寄手に長尾三郎五郎」等を擧ぐ。

7 藤原姓 松尾社々家に長尾氏あり、藤原姓と稱す。

8 攝津の長尾氏 富田村の人長尾彦太夫元春は法名祐願と稱し、本願寺存如の弟子となる。四代祐傳・眞樂寺を創立す。又四成郡の名族たり。

9 伊勢の長尾氏 當國員辨郡長尾邑より起る。長尾御厨のありし地也。神宮廟宜楡垣家配下に長尾氏あり、十一月十二日、

御田御神事の際、禰宜代として安東郡に下る。專當條參照。

10 美濃の長尾氏 新撰志に「幾里は前山の豪氏・長尾氏・製して、毎年名古屋に獻上す」と見ゆ。

11 尾張の長尾氏 知多郡長尾邑(武豐)より起る。尾張志に大高村の人・長尾武藏守吉房は秀吉公の姉婿也。後從三位法印一路と號す」と。その子は即ち豊臣秀次也。三好、木下、豊臣等の條參照。又中島郡に存し、又津部郡に長尾掃部助ありて物に見ゆ。又後・半右衛門、その新田を開く。なほ織田條を見よ。

12 遠江の長尾氏 磐田郡に見ゆ。集古文書、建武四年八月の列物に「遠江國二宮庄於保羅の事、長尾次郡國資・子孫たるに依り、三和次良右衛門尉光繼・本領と爲さんと望み申す間云々」とあり。

13 桓武平氏鎌倉氏族 相模國高倉郡長尾邑より起る。この地は近古長尾郷(鶴岡相承院正元元年文書)と稱し、鎌倉七郷の一たりき。此の氏は、坂東八平氏の一として榮えしも、出自、系圖につきては疑惑多し。普通は桓武平氏鎌倉氏の族と傳へらる。即

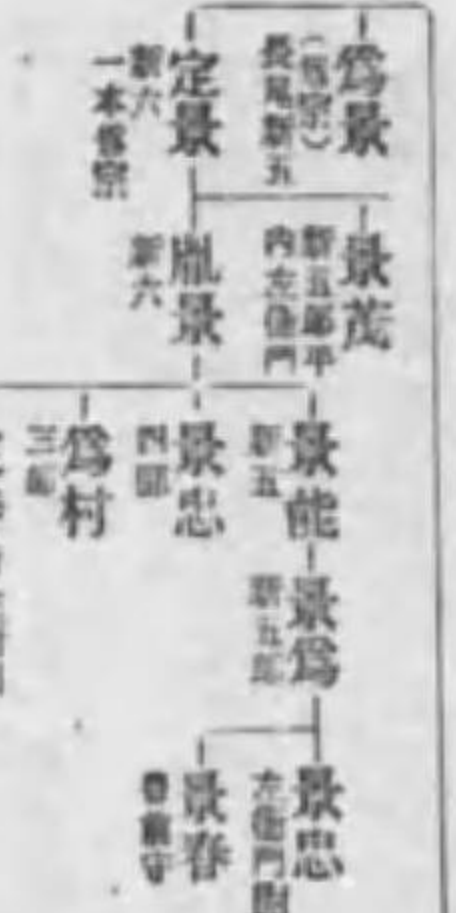
せあり、さもあるべし。

按ずるに、長尾が家、四流あり。白井、惣社、宇留孫、足利等の長尾なり。中頃より、此等の長尾・悉く上杉の家老たり、これ長尾・も上杉の家より繼がれし故に、長尾が子孫、又上杉の被官たりしにや。後に上杉憲政の、長尾輝虎に家號と管領の職とを譲れるも、兩家元由縁あるが故なるべし。されど時行が亂に、長尾の家絶えたりとて、上杉のゆかりならで、其の家つぐべき様もなし。想ふに長尾が一族の中に、足利殿に仕へし者ありしが、夫れに子なかりしかば、上杉が子を養ひて嗣とせしにや。かくあれば、家は長尾なれど、血脈は此の時より藤氏なり。覺東なき事なれば、先づ一説を本文に載せ、其の下に諸説をも、記し置くなり」と。

改遺諸家系譜には、「良兼―公雅―致賴―致經―忠通―景成―景正―景經―景長―景通―爲通

―景宗―爲景―景村―景明―景弘―定景―越後太平記の長尾氏略系に

ち三浦系圖に「忠通―尊名―景村(鎌倉四郎大夫)―景明(太郎)―景宗(大庭權守)―弟景弘(長尾次郎)―爲景(同新五)―弟貞景(同新六)―景基(平太左衛門尉)―定村(新左衛門尉)」と載せ、また般若院系圖に「鎌倉四郎大夫景村―景明(長尾太郎)」などあり。鎌倉條參照。



と載せ、長尾昌賢影像記には「元祖村岡忠通・相州長尾郷に住めりより、子孫・家號を長尾と云ふ。長尾四郎大夫景照は建長四年、宗尊親王の供奉として、上杉掃部頭重房・鎌倉へ下向の時、其の附添と爲る」と。蓋し景照は、景爲に當るか

と云ふ。藩翰譜には先づ藤原説を擧げ(上杉條第十一項、七一八頁上欄引用)、次に「此の説は大概北條五代記、宇佐美定祐が記等

良象—公稚—致頼—致經—忠通—

爲通
景通
景成—景政—景經—景忠—景弘—定景
景村

14 藤原北家上杉氏族 前項氏を襲ぎしなりと。上杉系圖に「上杉掃部頭頼重—千秋越前守頼成—藤明(長合、又長字)—某(長尾兵庫助)—氏春(武州守護代、兵庫助、應永廿二年正月十日、禪秀亂、雪下に於いて自害)」と。

上杉謙信(輝虎)の家は此の流なりとの説あれど非なるべし。上杉條第十一項参照。
15 氏人 源平盛衰記に「長尾新五、同新六」と載せ、また「瀧口三郎は父祖の忠に酬て命をいき、長尾五郎は轉戦の功によつて死を免れたり」など見ゆ。又東鑑卷一に長尾新五郎爲宗(治承四年八月廿三日條)、また一、二、廿四に長尾新六定景、十五に長尾五郎、二十一、二十四に長尾太郎景茂、二十一、二十四に長尾次郎胤景、二十七に長尾三郎、三十、三十二、三十四に長尾三郎兵衛尉光景、三十一、三十二に長尾平内左衛門尉景氏、

三十五、三十八に長尾三郎左衛門尉、三十八に長尾三郎爲村、長尾新左衛門四郎、長尾新左衛門尉定時、長尾二郎兵衛尉爲景、長尾次郎左衛門尉胤景、長尾平内左衛門尉景茂等を載せ、又承久記卷一に長尾のしん六を擧ぐ。
これより前、前太平記に「城介の方より長尾彌四郎輔定」とあれど採り難し(城太郎貞成)。新六定景は勇敢にして公曉を誅せしにより著名なり。又景忠は、系圖に「三浦實治亂に一味して生捕られ配流」と載せ、景爲は「法名修阿彌、祖父景茂逆心一味、本領を没收せられ、浪人となり、上杉家を頼む」とあり。
その後、太平記卷二十二に長尾新左衛門あり、義貞に従つて勤王す。また二十九に長尾彦四郎、三十に長尾孫六、同平三等見ゆ。又系圖に「左衛門尉景忠は法名教阿彌。建武二年十二月十二日、宮方越中國司中院少將定清・退治の時、尊氏將軍に従ひて二引旗を賜ふ。上樞憲願の名代と爲り、石動山城を攻め落し、本領を賜ふ」と。一族・南北に分屬せし也。以下各項を見よ。
16 關東の長尾氏 嘉吉記に「上杉家臣長

尾半左衛門入道昌賢」を載せ、また應仁私記に「長尾孫太郎景純(小次郎景勢の弟、平)を擧ぐ。而して鎌倉大草紙に「長尾出雲守(憲基の臣)。犬懸入道方に長尾信濃守、同帯刀左衛門。持氏方・長尾但馬守(以上應永)」また「應仁(永)元年、長尾景人・足利學校を建立す」と。また「山の内は憲忠・若輩故、長尾左衛門尉景仲・諸事を名代に執行す」と(太田條参照)。又成氏狀に「長尾左衛門入道、自ら諸職を專にす云々」と見ゆ。
又「管領上杉右亮憲忠が名代として、長尾左衛門入道景仲・威勢を八州に振ふ。彼の名字の中・三家あり。上州白井の長尾、總州佐貫の長尾、越後の長尾等也。先年江の島合戦の時、成氏へ敵對して、彼が一味の者共戰盟・本領を没倒せられ、其の後、和談寛免の間、本領返し下さるべき由、憲忠・頼に訴訟申されけれども、成氏御免なかりけり。此により皆々分國の一揆、被官人等をめし集め、猶ほ以つて敵訴を致すと雖も、御許宥なし。近年は寺社舊附の庄園を押へて、家人共に恩補せしむ。さる程に、國々所々より訟へ止む事なく、騒動忿劇・關東の大亂と見

忽に打負けて、憲房・妻有の庄に引き籠り、猶ほ軍勢を備し、上州の勢を待ちて、彼れを對治あるべしと宣ふ處に、長尾、高梨・勝ちほこりたる威勢なりしかば、少しもためらふべき、則ち打立ち押寄せければ、同六月廿日、顯定入道・長森原へ出で合ひ散々に戦ひ、長尾六郎を追立てける處に、高梨攝津守馳せ来て、顯定を討ち取り申しける。此の人は上杉家中與の管領にて、十四歳にて上州に來り、久しく武將と仰がれ、今年五十七歳と聞えし、法名は可淳大居士とぞ申しける。やみやみと高梨に討たれ玉ふ故に、長尾が勢・雲霞の如く集りしかば、憲房・越後の在國叶はずして、上州へ歸り、白井の城にぞ籠りける。此の折節上杉の長臣無二の忠功をなしける長尾左衛門尉景春入道伊支・逆心を起し、同名六郎と一味して、已に打立ちければ、近況の家の子・三戸駿河守、太田備中守、種々諫めけるなど見ゆ。猶ほ以下各項を見よ。
また「長尾孫太郎、長尾但馬守等見え、又道灌譜に「長尾右衛門尉景春と戦ふ」と。
17 武藏の長尾氏 當國橋本郡に長尾邑あり。又秩父郡熊倉城(日野村)は新編風土

えければ、成氏より憲忠に下知ありて、折檻を加へらると雖も、更に是れを用ひず。如何様、東國の大事・此の時にありとや思ひけん、憲忠の舅入道々々朝、長尾左衛門入道昌賢、竊に上州に下り、一味の族を備し、種々の計略を廻しける」と。
その後、文明の頃、「扇の谷の家務は太田左衛門入道々々、山の内の家務は長尾左衛門入道・死去の間、長尾尾張守忠景に、顯定より申し付けらる。奚に長尾四郎左衛門尉景春は、長尾一家の大名にて、有勢の者也。殊に老父玉泉老・忠功他に異れり。然る間、景春・我こそ家務職を承るべき處に、忠景に越えられ、天性腹悪敷男にて、逆心忽に思ひ立ち、顯定を亡ぼすべき企を密かに存知立て、縁者たるの間、太田道灌に此事を相談す」と。
「文明九年正月十九日の夜、顯定、憲房、宣政の三人、小勢にて叶まじ、上野へ打越え、大勢を備し、景春を退治すべしとて、太田道灌を殿にて、利根川を渡り、那波の庄へ引退く。景春一味の族には、武州豊島郡の住人豊島勘解由左衛門尉、同弟平衛門尉、石神井の城、練馬の城を取り立て、江戸、河越の通路を取り切り、

記に「村の西邊にあり。熊倉山と云ふは是より坤の方に横き、白久村の内にあり。此邊りも其の頃は城郭なりしや。長尾意玄入道が居りし熊倉城とは此ならん」と。又豊島郡の名族に長尾庄兵衛見え、天正十四年文書に長尾内膳正を擧ぐ。

18 佐賀の長尾氏 上總國佐賀に在りし長尾氏也。佐賀條第五項を見よ。又當國長柄郡に長尾邑存す。



20 白井流 上野群馬郡白井城に據りし長尾氏にして、長尾昌賢影像記に據れば、「康元元年、上杉氏より白井の庄を賜はり、同年十一月入部す。上杉の内管領なり」と。又上野國志に「白井城。長尾四郎左衛門景春居す。後に伊支居士と號す。初め建長四年、宗尊親王、將軍に任じ、鎌倉御下向の時、附添人として關東に下る。長尾四郎大夫景熙が時、白井を賜はる。是より代々、上野に住して、上杉の内管領と成り、白井、足利、惣社の三家となる」と。影像記に據れる也。

野史に「長尾敏景、正平七年春、新田義宗に屬す。後足利基氏に屬し、正平十八年、上杉憲春の越後の守護となるや、敏景、其の守護代と爲り、入道して教阿と號す。その子景晴に五子あり、長は昌景、入道芳傳、次は景忠、扇谷の内管領たり。次は高景、魯山と號す。次は豊景、因幡守と稱す。長尾氏、分れて四家となる。曰く白井、曰く足利、曰く惣社、曰く宇留窟也」と。第十五項以下参照。又「景忠—景仲—景信(入道昌賢)」とす。

と。但し異説頗る多し。

一に此の長尾氏は「良兼—公雅—致頼—致經(左衛門大尉)—景村—景明—景村(白井長尾祖)」なりと。又「長尾四郎大夫景熙・康永元年、初めて白井庄を賜はり、景熙より、景忠、景行、清景、景守等を経て、景仲入道後豊昌賢に至り、威勢漸く大なり。上杉の内管領なりと雖、國政の實權を握る。その子景信も亦上杉に仕へて忠あり。景信の子景春入道伊支が時に至りて、從祖父惣社の尾張守忠景が、上杉家の執事に補せられしを憤り、山内に背きて古河の公方の味方となり、越後の爲景と謀りて上越の地を割取す。之に因りて數々上杉と合戦す(第十六項に詳か也)。伊支死して其の子景英が代、古河成氏より扱を入れて、再び山内家に屬す」と。

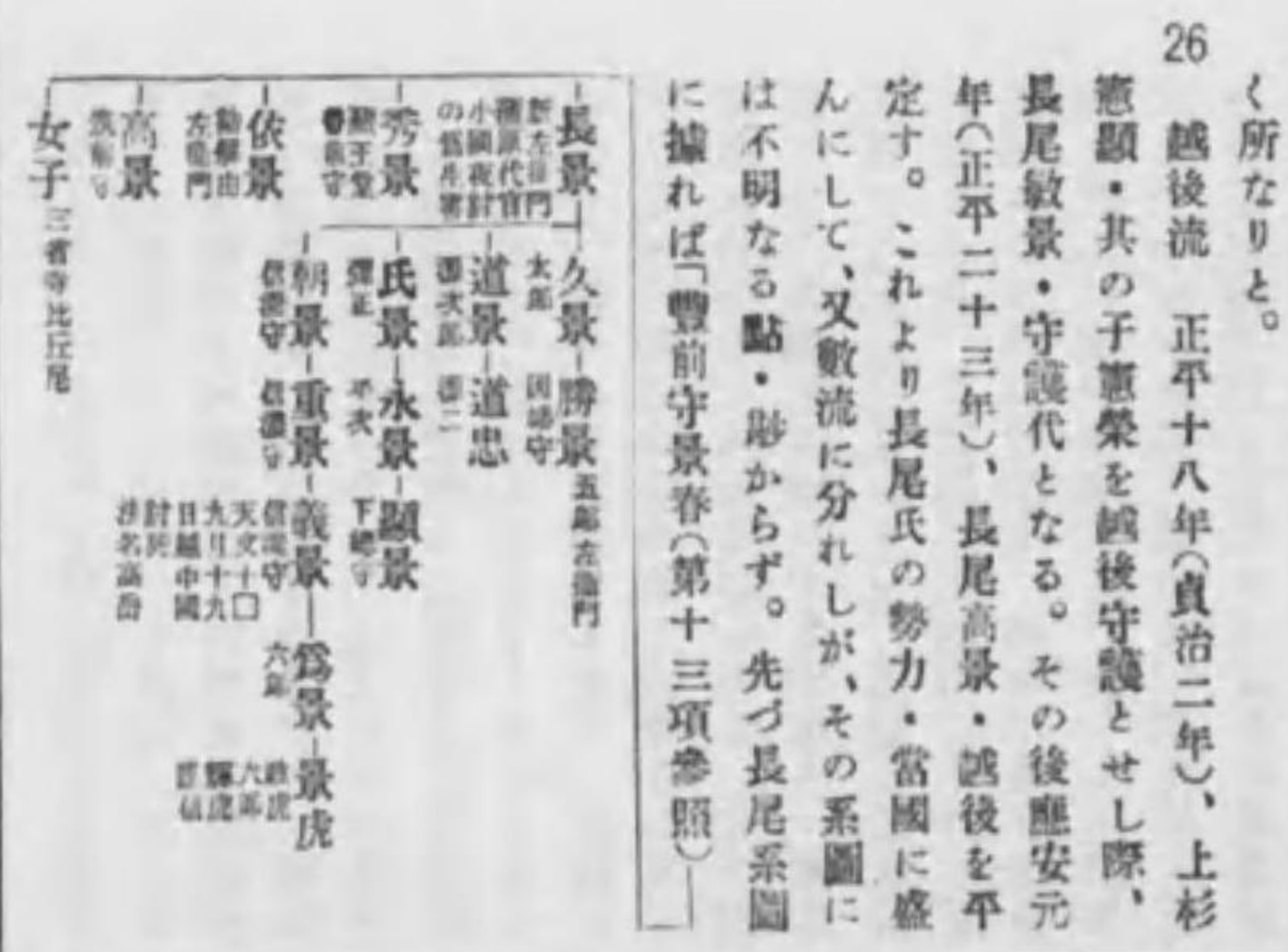
景英の子景誠、その子憲景の時、元龜三年九月、信玄に攻られて城を棄て、發時の不動山に保む。天正元年、謙信、城を取還して、憲景、再び遷住す。憲景、一色齋(一に一井)と號す。瀧川一益に従ひ、後又小田原に降る。天正十八年、子政景籠城、加越の軍勢に攻められて、降伏して長尾氏亡ぶ(後上野志)。

佐野條参照。

24 前橋流 上野國志に「前橋城(那波郡)、永祿の頃、長尾彈正景連入道鑑忠、これに居る」と。

25 勢田の長尾氏 上野國勢田郡津久保壘は津久保村に在りて長尾大膳・據れりと傳へ、同郡八崎城(八崎村)は、長尾左衛門尉憲景(法名雲林院梁雄支棟居士)の築く所なりと。

26 越後流 正平十八年(貞治二年)、上杉憲顯・其の子憲榮を越後守護とせし際、長尾敏景・守護代となる。その後應安元年(正平二十三年)、長尾高景・越後を平定す。これより長尾氏の勢力、當國に盛んにして、又數流に分れしが、その系圖には不明なる點・跡からず。先づ長尾系圖に據れば「豊前守景春(第十三項参照)―



關八州古戦録には「白井の城主長尾左京亮景盛入道一聲譽は、左京亮景信入道昌賢の孫、四郎太郎景春入道伊支の子也。その曾長野信濃守景正」と。又菅親武鑑に「白井の長尾景義、北越軍記に「上野白井の住人長尾權四郎景秋」等と載せ、上野國志に「白井・舊は白衣と書く。足利持氏の時代、山内管領上杉安房守憲實、鎌倉山の内を退き、此所に居住也。其の後、山之内四家老中に、武略の重臣・長尾伊支入道の居城也。嫡男長尾左京入道景春、一色齋と云ふ。長野信濃守のしうとなり」と。加澤記に「天正十一年四月、白井城主長尾左衛門憲景一井齋卒去し、嫡子左衛門輝景・頑置にて、長尾の家・此の人にて亡ぶ」と見ゆ。

21 惣社流 群馬郡惣社にありし長尾氏にして、長尾昌賢影像記に「文明五年惣社長尾(尾張守)忠景、山内家の執事と爲る」と。前に云へり。又、これより前、二宮系圖に「觀應中、足利直義、謀叛の時、長尾忠房・戦功ありければ、上野の國府惣社を賜ふ」と見ゆ。後上野志に「長尾孫六忠房は足利家より當國惣社の地を賜はり、子孫繁榮す。忠綱、忠政、景棟、

と。但し異説頗る多し。

忠景、願方まで相續して、此に住す。永祿六年、信玄の爲に落城す。其の城址、隈壁・村中に周し」とあり。前國志には「惣社城は補野惣社野にあり。文龜年中、長尾尾張守顯忠此に居る」と。又「加地山城は長尾支忠の居城、長尾は榎原氏也」と。カヂヘラ條を見よ。

22 足利流 下野國足利にありし長尾氏なり。足利條第七項を見よ。猶ほ前各項、殊に十九項参照。同所長尾寺は足利城主長尾但馬守景人、文安五戊辰年十月の創建にして、長尾景長、同憲長、同政長、同景澄等の遺像存す。一に「但馬守貞景、その子但馬守景長(泉齋禪香、享祿九年卒)」と。

23 館林流 上野國邑樂郡館林にありし長尾氏にして、永祿四年、長尾修理入道景朴(前項政長)・當城に移るに創る。永祿六年、諸役人付に「關東衆・長尾但馬守(上野)」と載せ、又古戦録に「修理入道景朴、同新五郎顯長、菅親武鑑に「天正六年、館林の長尾新五郎云々」と。又由良系譜に「成繁の子顯長(長尾但馬守、新五郎、長尾修理政長の名跡となる。法名宗鑑)」と。その他は館林條を見よ。又

「女子字位相傳可也」
 義景の譜は爲景の下に附すべし。又景虎以下は上杉條を見よ。本系圖は誤謬極めて多く、事實と符合せざるもの夥からず。而して同系圖の奥書は、更に「平氏越後國屋形、長尾平氏景・御先祖の事、相模國鎌倉権五郎・氏景政が四代梶原平三景時の御子孫也、御幕紋、巴の九曜の星。平景治・越後國古志郡屋形、長尾。平氏景・此の御代に越後一國の屋形と號す、長尾喜平次・關東八箇國屋形・平景房・長尾。上杉中納言藤原維信の御聖也。平爲景・長尾、從四位下、左京大夫、道七入道と號す。母は上杉維信の御姫也。平景虎・長尾喜平次、後に上杉大納言、管領職、藤原氏憲政の御家を繼ぎ給ふ」とあれど、又前者と一致せず。
 一に當流は白井長尾の庶流と稱せらる。第十九項參照。
 いま比較的根據すべき文書記録を基として、當流の系圖を作製すれば次の如きか。
 「景弘六世教景(守護代、教阿)一景晴一高景(彌六郎、筑前守。上杉憲實、房顯に仕へ、府内城に據る。魯山)」

長尾越前守政景・景虎が幼を侮つて、彼の所領を併せんとす。景虎其の勢二千計り、政景が八千人を打破り、同十四年、政景・降人に成り、十五年、越後國悉く靡き隨ひぬ。さらば父爲景が吊ひ軍せんとして、越中國に打入り、加賀、能登を隨へ、佐渡國へ押渡り、十六年八月、信濃の國の住人村上義清が甲斐の武田に、滅されて、越後國に落ち來り、景虎を頼みしかば、武田とも合戦始れり。又同廿年の夏頃、山内の上杉憲政、北條に滅されて、これも景虎を頼みて、越後國に落來る。景虎・故主の義を存して、喜多川の邊に、館を構えて迎ひ入れ、御館殿と仰ぎつゝ、よきにかしづきまゐらす。憲政大に悦び、景虎に上杉の家を繼がせ、管領の職を譲りしかば、彈正大弼從四位下藤原政虎と名乗て、上杉の管領とは申し、頼がて入道して謙信と號す。
 永祿三(四)年三月、信濃、上野、下野、常陸、武藏の軍勢を催し、其の勢十萬騎、相模の國に發向し、小田原の城に押寄せ。謙信・此の役に關白近衛前嗣を奉じて主とし、鎌倉鶴岡廟に詣す。此の年五月(實は二年四月、廿七日入京)雜兵を合せて



27 略歴 今主として藩翰譜に據り、二三を訂正す。上杉氏は安房守憲顯が時より、伊豆、上野、越後の三箇國を領し、鎌倉の左馬頭持氏の卒後、その權勢、日に強く、關東の諸大名・靡き從はずと云ふ事なし。又長尾は、其の家の老なりしかば、是れも上杉が領せし國々に分れ住む。輝虎の父長尾信濃守爲景に至り、永正元年兵を擧げ、同四年、上杉民部大輔房能を當國兩滿に試す(民部大輔房能とは上杉憲房が室町殿へ此の亂の事を註進せし書

僅に二千八百人を引具し、都に上り、先づ參内の後、公方に謁す。義輝將軍、御諱字を賜ひ、輝虎と改めらる(實は六年)。夏日記、小田原記等に「謙信參内したりしに、假威威に淺からず、長光の御太刀に、黄金の香合に、蕪物を入れて下し賜ふ。又將軍家へ參りしに、先づ謙信が座を、當時の執權三好左京大夫義隆が上に設けらる。錦の直垂に、朱の乗配を添へて賜はり、管領の職を許さる」と。同九月(三年也)、近衛の關白前嗣・越後國に御下向あり。
 斯くて輝虎入道、生年十四歳より、弓矢を取る事・三十六年、北陸東山東海の諸道に、威を震ひ、越後、越中、加賀、能登、佐渡、飛騨、上野(半國餘)、下野(半國餘)、陸奥(二郡)、出羽(五郡)、常陸(三郡)の國を打從へ、當時、織田彈正忠信長が、將軍家を蔑如すと聞いて、大に憤り、信長を退治せんとて、天正五年十月、越路の雪の消ゆるを待ち、都に打て上らんとて、既に諸國の軍勢を催せしが、翌年二月の半より、何となく、違例して、同三月十三日、年四十九歳にて卒す。夏日記に「葬送の事、執行ふとて、枕の下を

に見えたり。北條五代記には上杉九郎房義と記す。
 管領山内の上杉前民部大輔顯定入道可淳養子憲房と共に、上野の國を立て、越後國に向ひ、爲景と戦ふ(永正六年七月廿八日の事也)爲景打ち負けて、越中國西濱へ引退き、顯定入道父子・越後の國に在りて、國中の亂を鎮めんとす。當國の國人等・高梨攝津守政盛を大將として、爲景に與みし、永正七年六月廿一日、顯定入道と長森原に戦ひ、高梨勝ち、顯定戦死す(高梨條を見よ)。憲房も越後國に溜りかね、上野國に引返し、平井の城に籠れり。此の後爲景、越中の國府内の城に住し、越後の國をも打隨へしが、天文十一年、加賀國へ發向し、敵の爲に敗かれて、梅檀野にて死す。これは爲景、一向宗の一揆を平げんとて、加賀國に向ふ。敵欺いて降參して案内し、路におとし穴を所々に拵て、爲景が軍勢を導きて、悉く陥られて殺せしなり。神保、椎名條參照。
 爲景の後、嫡子晴景嗣ぎしも、景虎・讓りを受く。景虎・父爲景が討れし時、僅に十三歳也。同十二年、景虎が姉婿上田

見れば、辭世の詞と見えて、我一期榮、一盃酒、四十九年、一醉間、生不ぞ知、死亦不ぞ知、歲月只是如夢中、と云ふことを、自ら書かれ、押入て置かれし」となり。
 輝虎に子なし、元龜元年春、北條左京大夫氏康が七男三郎を人質として越後國に送る。謙信・我が子にすべしとて、天正元年正月十九日、我が名を譲りて、上杉三郎景虎と名乗らせ、我が外甥景勝が妹に配す。謙信卒する時、領せし國々を二つに分け、半は景虎に譲り、半を外甥の長尾平次景勝に譲りしが、卒後、百日を経ずして、景虎・景勝、國を争ひ(四月廿日)、景虎・打負けて、春日山城を去り、憲政の御館喜多川へ落行き、天正七年正月晦日、景虎が侍大將北城丹後守も討たれしかば、景虎・同三月、敵が尾の城に落行き、遂に景虎腹切つて死し、憲政も終に自害す。
 景勝が父越前守政景は、輝虎が姉婿にて、同じ流の長尾なりしが、反して戸次關右衛門に殺さる(宇佐美條參照)、其の子喜平次景勝、十一歳にて、父に後れ、十三歳より輝虎に近く仕へ、十四歳にて、深澤、九鬼と云ふ大剛の兵を同じ枕に斬り、

父政景が領せし植田三庄を賜ふ。かくて家を綱ぐや、信長・年ごろ輝虎が威に恐れ、常に家人の禮を取りて、使を奉り物獻する事、更に空しき月なかりしが、輝虎死し、國亂れしと聞くより、上杉が國々を打取つて領せよとて、加賀國をば佐久間支番允、能登をば前田又左衛門尉、越中をば佐々内藏助に分つ。景勝・折ふし柴田因幡守が背きて、越後國新發田の城に籠りて、國中靜かならざるを鎮めんとして、彼等と戦ふに暇あらず。天正十年の春、信長・甲斐の武田を滅して、上野をば澁川左近將監、信濃をば森武藏守に與へ、越中・信濃上野より攻め入らんとす。此の年信長・明智に討たれ、澁川・森、上方へ引返す。景勝・信濃を打隨へ、越後の國に歸りて、國中の亂を鎮め、又佐渡の國を撃つ。同十二年、羽柴筑前守秀吉、越後國柏崎妙樂寺の僧に、木村彌一右衛門尉を、副使として、音信を通じ、十三年四月、秀吉越中の國に發向し、佐々を降し、九月十三日辰刻斗りに、秀吉・石田治部少輔三成、木村彌一右衛門尉の二騎を具して雜兵僅か三十八人、越後國落水の城下に来て、城守須賀修理に使を立

つ。景勝・これを開き、直江山城守兼續、藤田能登守信吉、泉澤河内守年親、安田筑前守順易等引具し、落水にて、秀吉と對面す。天正十四年五月廿七日上落し、參議に任じ、四位に叙せらる。直江、藤田、安田等五人も叙爵し、十七年景勝・從三位中納言になされ、家人直江山城守兼續・從四位侍從に任ぜらる。(兼續は、樋口與三左衛門と云ひし柴薪つかさどりし者の子也。直江大和守の婿となる)。藤田、泉澤、安田も、從四位下に叙し、其餘の家人等、叙爵するもの十一人に及べり。慶長二年の春、陸奥會津に移封、百二十萬石、家人直江山城守、別の仰せを蒙りて、米澤を賜ふ、三十萬石也。此の時太閤・景勝に向ひ、令領する國は、租入如何程ばかりにやと尋ねしに、凡そ七八十萬石もや候はんと思されければ、こは思ふにも似ず少かりき。さらば所領あまた參らせんとて、會津百二十萬石の地に移されたりと。上杉の領地は、越後、佐渡より、出羽、陸奥に及べば、畿入・買は三百萬石もありしなりと。慶長五年の秋、景勝・石田治部少輔三成

と通じて兵を擧げ、破れて後、六年十一月、景勝・長井信夫等の郡を賜ひて、會津仙道庄内の地を收公せらる。以下上杉條を見よ。
28 府内流 春日山城に據る。城は長尾爲景の築城なりと傳ふ。爲景横死後、會津伊豆守・奪ひて此に據りしが、爲景の末子上杉謙信・會津を滅ぼして之を復す。地名辭書に「創築不詳、或は寶徳年中と云ひ、或は長祿年中と云ふ、共に明白ならず。抑も此の城は府内の要害にて、山峰の上に在れば、平時居住の地勢にあらず。四境有事の日に立籠るべき防禦陣營なり。されば舊史に上杉、長尾の居止を説くに、其の府内城と云ふは御館を指す。謙信、景勝の治世には、防備を嚴にし、多く春日山に居り、春日山即ち府城たりき。されば此山に築城せしは爲景なるべし。爲景以前に築城ありと云ふは、時世の情態に合はず。尙ほ考ふべし」と。
又頸城郡直味城(安塚邑)城主に長尾伊勢守あり。
29 藏王堂流 越後國古志郡藏王堂城(藏王村)に據る。初め長尾信濃守能景の三男新太郎爲重(爲景の弟、謙信の叔父)の

30 同郡に西中ノ俣城(西中ノ俣村)あり、長尾筑前守高景の二男上總之介、上州沼田より五十嵐郷に來り、此の地に築く。其の子大炊之介、其の子主計、其の子小平太也。又村田城(村田村)は、享祿二年五月、長尾氏景・此の地にありて、飯野城主黒崎勝宗を破る。

31 三條流 越後國蒲原郡三條に據りし長尾氏にして、筑前守高景(法名魯山)の長子上野介邦景の後也。初め魚沼郡上田にありしが、後當地に移る。邦景の子淡路守登景、其の子五郎左衛門尉慶景、其の子筑前守信景、其の子平六郎俊景、府中長尾爲景の死後、威を振ひしも天文十三年敗死す。その他の事は三條條を見よ。

32 下田流 蒲原郡下田城は一に老曾城とも、高城とも云ふ。森町の東に在りて、長尾因幡守豐景の居城なりき。豐景は高景の弟にして、無双の強將と云はれたり。其の子遠江守景久・父に嗣ぎ、下田高城の城主となる。其の孫遠江守藤景・謙信に隨ひ、戰功餘からざりしが、後功を待

みて稍や驕色あり。謙信・怒りて本庄繁長に命じ、其の弟右衛門尉景治とを合せ殺す、永祿八年三月の事なり。藤景の從臣外記入道與里・主君の變死を聞くや、遺臣を集め、當城に據りて叛す。籠城數月、敵せずして落城す。後天正十四年、柴田落城の際、小倉伊勢守・當城を賜ひしが、明春死去す。其の子喜八郎は河田軍兵衛跡の志多田を仰せ付けらる(管窺武鑑)。

33 上田流 越後魚沼郡上田に據りし長尾氏にして、坂戸城に據る。一に上田城とも云ふ、六日町坂戸に在り、筑前守高景以來、長尾氏代々の居城也。其の子を上野介邦景と云ふ。子孫後に三條城に移る(平六傳景の家也)。郡誌に「諸説多けれど、長尾豐前守景恒の末子新左衛門宗景、文和元年・上杉憲顯に従ひて越後に來り、上田庄を領す。其の子憲景・四千五百貫を領せしが嗣なく、長尾信濃守重景の子新六房長を養子とす。房長(越前守)の子政景も亦越前守と云ふ」と。其の後能景の嫡子太郎房景も亦居城し、子の政景と共に、謙信と争ひて敗れ、和して政景に謙信の輔を娶る。其の子景勝也。政景は後

宇佐美殿河守定滿が爲に信州野尻の池に横死す。天正六年、景勝景虎が家督を争ふ際、上坂宮内少輔・當城を守りて北條勢を防ぐ。此の上田長尾の家臣を上田衆、又は上田者と云ふ。

又一に「筑前守高景の次男頼景は府内長尾の祖にして、長男上野介邦景は上田に居り、子孫三條城へ移り、府内能景の嫡子太郎房景・次いで此に居り、其の子政景に譲る」と。
同郡志水城(上田村清水)は天正年中、長尾伊賀守・上州口の押へとして此の城を守る。又不動山城(下根知村根小屋)は長尾氏の族三本寺伊豫守景定の居城也。三本寺條を見よ。
34 一族 その他、長尾系圖に「長尾氏景公御家中侍・氏江、村田、松川、太田、宇賀地、萩田、高橋、林邊、小野。長尾景房公御家中侍・駿河秀景、長尾藏人景忠。長尾爲景棟一類衆・上田政景、上條山城守殿(景義)、長尾義景殿、飯野景久殿、古志景信殿、飯野四郎兵衛殿(景高)、菊和相摸守殿(景親)、柄尾佐渡守殿(景親)、菊和實景殿。上杉謙信様御親本・上杉景滿殿(古志長尾十郎殿の事也)。上杉

景勝御家中侍・長尾備四郎。上田政景
様御家中侍・長尾右馬頭。謙信様御譜代、
古志の侍衆・長尾紀伊守、長尾和泉守、
長尾左馬助、と。その他、上杉、及び、
各條を見よ。

35 家紋 見聞諸家紋に



越後長尾

香河和景と同紋。上杉條を見よ。長倉追
問記に「九ともへは長尾が紋」と。

36 その他、彌彦社上條の神官に長尾氏あ
り。又居多神社に長尾性景郷寄進狀(十
三石)存す。

37 清和源氏 大崎條を見よ。また長岡條
參照。一色流に長尾民部大輔親久あり。

38 會津の長尾氏 永井條を見よ。

39 津輕の長尾氏 建武元年津輕降人交名
に「長尾孫七景繼、長尾平三入道」を載
せたり。

40 越中の長尾氏 當國は久しく長尾氏の
領せし地にして、その關係極めて深し、
神保、権名、江南、長、二宮、佐々、及
び本條各項、上杉條を見よ。又下總小金
本土寺過去帳に「長尾信州吉景、越後、

越中にて打死」と。
又三州志、新川郡小出城條に「掛美庄助
五郎、に據るを、謙信、再び攻め屠り、
麾下の長尾小四郎景隆を置く」と。小四
郎は又新川郡魚津城にも據れり。又天正
八年、越中の上杉勢は長尾喜平次を將と
して織田方を討つと。

41 江戸幕臣 寛政系譜に前記の庶流三家
を載せたり。家紋三頭左巴、釘抜。

42 倭直姓 但馬國の名族にして、太田文
に「出石郡神戶郷三十四町七反百十六歩、
法皇寺、四町小、國別當國司之沙汰。出
石尾沙門堂領、八町四反、國別當長尾孫
三郎政經・御家人」と見ゆ。

43 備後の長尾氏 惠蘇郡門田邑に長尾城
あり、此の氏の居城也。

44 藤原姓 美作の長尾氏にして、東作志
に「勝北郡豐田庄關本村社人長尾一馬、
同小吉野庄曾井村月村大明神社人美野村

長尾攝津」を載せ、又英田郡江見庄土居
邑八幡宮棟札に「長尾豐前守藤原光輝」と
見ゆ。又山外野村に長尾上總、山口村總
社大明神に長尾佐渡あり。

45 安藝の長尾氏 豐田郡水谷村の名族に
して、藝藩通志に「長尾氏は先祖詳かな
らず。古き農家にて、園村・養家と稱す。
且つ中古傳右衛門、朝鮮の役に從ひ、豐
太閣より、長尾氏を賜はる」と云ふ。又
廣島の名族に在りと。

46 紀伊の長尾氏 名草郡五箇庄地士十一
家の一に長尾喜兵衛あり。又星田系圖に
「基道の妹は長尾三郎五郎室」と見ゆ。な
は長岡條參照。

47 淡路の長尾氏 太田文に「山田保田三
十町六十歩、即保地頭、長尾平内」と見
ゆ。

48 橘姓 讃岐國鶴足郡長尾郷より起る。
當國寒川郡にも長尾郷ある事、前に云
り。よりて此の地を四長尾とも稱す。南
北朝の頃、大谷川左近大夫橘光兼・當地
に據る。大谷川條(一一〇九、一一一〇
頁)を見よ。その後、細川頼之の將海時
元高・當地を領し、長尾氏と云ふ、又橘
姓也。ウミサキ條(七三九頁)を見よ。猶

長尾條參照。

全讀史に「長尾城は長尾村に在り。海時
元高・これを築く。元高・三榮橋を以つ
て紀載と爲す。宿禰公忠之の裔也。三野
郡宮御崎に居る、因りて海時氏と改む。
貞治元年、高屋の役・功あり、乃ち封を粟
原、岡田、長尾、炭所の四村に受けて、長
尾に城いて居る。應安元年正月廿七日、大
隅守に任ぜらる。因りて尾尾大隅守と稱
す。元高に八男八女あり、適男次郎左衛
門虎勝は父の迹を繼ぎ、次男は炭所に城
いて居り、伊勢守と稱す。三男左衛門督
は岡田に城いて居る。四男は粟原に城い
て居り、田村上野守と稱す。炭所より以
下を長尾三宗と稱して、甚だ權勢ある也。
五男五郎左衛門は岡田の後を受け、六男
上野介は粟原の後を受け、七男左衛門尉
は長尾の後を受け、筑後守に任ぜらる。
八男惣左衛門は炭所の後を受く。而して
長女は安富筑後の妻と爲り、次は齋藤下
總守の妻と爲り、次は三原左近の妻と爲
り、次は熊岡丹後の妻と爲り、次は新名
治部の妻と爲り、次は伊賀掃部の妻と爲
り、次は子孫石河兵庫の妻と爲る。而し
て子孫綿々、世々封を繼ぐ。天文、元龜

49 中院流



橋家讚州 長尾北



石州之 橋家讚州 長尾南

の間に於いて、長尾因幡守、及び備中守
なる者あり、土佐元親に降りて、城邑を
有つ。豐公の南征に及びて其の城邑を失
ふ。因幡守は眼病にして明を失し、弟備
中守に譲ると云ふ」とあり。
一に「長尾備中は長尾城に居り、天正七
年長宗我元親の滅ぼす所となる」と。
全讀史は又「炭所城は東炭所村種子里に
在り。長尾大隅の次男伊勢守、及び八男
惣左衛門、こゝに居る。天文、元龜の時
に及んで長尾左近兵衛元國(百貫の主)あ
り、其の子孫七郎は歳十八、士兵の爲に
圍まれ、而も脱れて後に長尾備中と俱に
土佐元親に降り、何なくして邑を失ひ、
遂に遁世難達して玄正入道と號す、時に
歳三十八」と。
又「常盤城は西炭所村に在り、常盤三郎
左衛門、こゝに居る。蓋し長尾の支族也」
と。又「岡田城は下岡田村に在り、長尾
大隅の三男左衛門督、こゝに居り、子孫
綿々」と見ゆ。見聞諸家紋に

ナカオ

能通村は源良新王を奉じて讃岐・長尾城
に入ると。太平記に四長尾城あり、中院
少將定平の裔、世々之に居ると見ゆ。
又全讀史に「金丸城は長尾嶺山南金山に
在り。土人云ふ、小龜城太郎某の要城也。
在昔長尾村の地頭に、小龜太郎なる者あ
り、其の祖廟を建て、小龜大明神と曰ふ。
貞治の時に方りて源少將・來りて此の城
に據り、源少將・亡びて小龜氏これに殉
ず。城太郎の長男小太郎、次男を次郎と
す。又云ふ、昔・伊豫権純友・此の城に
匿る。藤原千常・之を討つ。純友の墓・
猶ほ在り」と。
その他、長尾寶藏院主あり、寒河條を見
よ。又明應の頃、細川家臣に長尾六郎高
之、大西三郎貞廣、香河五郎頼景等あり。
なほ岡田、炭所、田村等の條參照。
50 豊前の長尾氏 田川郡の豪族にして、
應永正長の頃、長尾豐道なる者あり。
51 雜載 その他、加藤清正配下の將に長
尾豐前あり、肥後益城郡愛藤寺城代たり
き。又徳川時代、米澤上杉藩重臣、古河
土井藩家老、新谷加藤藩用人、鍋島藩側
年寄に見え(武鑑)。又福岡黒田藩士に長
尾正兵衛重威・勅王の志士也。

また江戸の儒者に長尾龍(赤城)、又江戸の歌人に長尾仁左衛門景寛あり。又南畫家に長尾無墨(田能村竹田門)、香宗我部家臣に長尾市兵衛、長尾長左衛門、京都の勤王志士に長尾三郎武雄(三條河原院結屋小兵衛爲猶の次男)あり。又九曜を紋とする者存し、又豊前、豊後、筑前、常陸、備前、志摩等にも多しとぞ。

永雄

ナガヲ 前條氏と通ず。

長雄

ナガヲ 同上。

1 讃岐の長雄氏 常國長尾郷より起る。前條第四十八項参照。南海流源記に「仁治四年二月十三日、國府を立ち、讃岐の守護所長雄次郎左衛門の許に至る。路間二里、十四日守護所の許より鶴足津の橋藤左衛門高能と云ふ御家人の許へ預けらる」と見ゆ。

2 雑載 江戸の書家に長雄牛左衛門(耕雲)あり、長雄流を創む。その後、半造(旭山)も名あり。

長緒 ナガヲ 平姓と稱す、長尾氏に同じ。應仁私記に「長緒孫四郎(平景在)」を載す。

中岡 ナカヲカ

1 秀麗流藤原姓日野邊氏族 紀伊國發祥にて、もと日野邊、或は木下を稱す。光

利に至り、初めて中岡を稱すと云ふ。家紋澤瀉、非簡の内上り藤、釘抜。寛政系譜に「長十郎芳範(勘七郎)―直次郎嘉樹」等を收む。

2 肥前の中岡氏 松浦郡細尾配下の將に中岡左馬助あり。

3 土佐の中岡氏 安藝郡北川郷の名族にして、幕末、中岡小傳次の男に中岡慎太郎道正(光次郎)あり、勤王の志士、石川清之助と稱す。

4 雑載 その他、志摩に存し、又安西軍策に「中岡與三右衛門」、また香宗我部家臣に中岡太郎左衛門、長門、周防、安藝等にも多く、又江戸の儒者に中岡幹(子庸)あり、豊州と號す。

長岡

ナガヲカ 山城に長岡宮あり、桓武天皇の帝都也。高山寺本、乙訓郡に長岡郷を收め、三鉢寺大治六年の文書に乙訓郡長岡莊見ゆ。次に和名抄、近江國坂田郡に長岡郷を收め、奈加乎加と註し、次に陸奥國に長岡郷を收め(陸前)、奈加乎加と註し、郡内に長岡郷を收む。次に高山寺本、出羽國村山郡(羽前)に長岡郷を載せ、次に越中國礪波郡に長岡郷ありて、奈加乎加と訓す。次に美作國久米郡に長岡郷あり、又後に長

岡庄・見ゆ。次に土佐國に長岡郡あり、奈加乎加、國府」と。

その他、尾張、美濃にも長岡庄あり。又攝津、伊豆、下總、常陸、上野、下野、岩代、陸中、越後、備前等、此の地名多し。

1 長丘連 實羅氏裔にして、神龜元年五月紀に「正六位下實羅大足に姓を長丘連と賜ふ」と見ゆ。

2 長岡連 蓋氏の裔にして、實龜七年十月紀に「左京人少初位上蓋葉に姓を長丘連と賜ふ」と見ゆ。山城國乙訓郡長岡より起る。

3 長岡忌寸 秦氏の族、憎許智(己智)の裔也。實龜八年七月紀に「左京人從六位下憎曰佐河内等の三人に、姓を長岡忌寸と賜ふ」とある後にして、姓氏錄、大和諸蕃に收め、長岡忌寸。己智と同祖、諸裔王の後也」と載せたり。

4 長岡朝臣 桓武帝の御裔にして、山城の長岡を氏名に負ひし也。延暦六年二月紀に「岡成に姓を長岡朝臣と賜ふ」とある後にして、弘仁六年六月紀に「從五位下長岡朝臣岡成等を左京に賞附す」と見ゆ。姓氏錄は左京皇別に收め、「長岡朝臣。正六位上長岡朝臣岡成は、是れ皇統顯照

天皇(桓武)の東宮に御せし時、多治比真人豐繼・女婿と爲りて供奉し、生るゝ所也。延暦六年、特に姓を長岡朝臣と賜ひて左京に賞す。續日本紀に合すと註す。

5 尾張の長岡朝臣 熱田神宮の社家にし、中岡の一たり。又雁使の長岡氏も朝臣性也。中岡長岡朝臣は熱田宮舊記に「桓武天皇の皇子長岡朝臣の末葉、延暦六丁卯年より譜代相續して姓氏たり」と。又尾張志に「長岡朝臣氏人一族、十二家あり。桓武天皇の皇子長岡朝臣の末葉云々と府志にいへり」と。此の姓に關する氏は、長岡、廣島、横岡、望月、葦岡、三串、竹室、竹室、桑岡、廣松、中大路等の諸氏にして、安永の頃、熱田大宮内人禰宜に長岡松大夫保壽あり。

6 長岡家(藤原北家) 尊卑分脈に「永手(號長岡大臣)」と。また「内藤(號後長岡大臣)」など見ゆ。藤原性参照。

7 佐々木氏族 近江國坂田郡長岡庄より起る。この地は建武元年繪旨に長岡庄鳥羽の上郷と見え、當氏の事は、佐々木系圖に「鏡三郎左衛門貞氏―貞高(長岡三郎左衛門、能登守、一圓)―秀貞(長岡尾張守、一圓とも云ふ)―高行(一に高秀、

太郎左衛門一圓)と。また「京極高詮(高敷(長岡四郎左衛門尉、加賀也)など載せ、又京極分限頼に「長岡喜一」見ゆ。又京極殿給帳に「二百石長岡喜兵衛」を載せたり。この族ならん。

8 三河の長岡氏 額田郡の名族にして、仁木村に長岡新藏あり(一葉松)。

9 兒玉黨 武藏七黨系圖に見ゆ。兒玉黨なり。盛行を祖とす。次項参照。

10 武藏の長岡氏 橋本郡の名族にして、新編風土記に「長尾村鈴木氏。古は長岡氏にて、先祖を長岡將監と云ふ、稻毛の郡司なりしといへど、舊記等を失ひたれば、何の頃といへる事をしらず。始めに長岡將監、長岡八郎といへるを載せ、それより今の久彌までの數十代をあらましに記せる一軸を家に藏せり。其の中に鈴木と改めし後、鈴木兵衛、鈴木權六郎等は小田原にて戦死せるよしを載せたり。これは近頃頃記せしのみならず、正しき事とも思はれざれば全文をば漏せり。鈴木を氏とせるゆへを尋ねるに、長岡八郎・繼子なきゆへ、北條氏の士鈴木安太左衛門といへるものを稱となせしにより、長岡氏をすて、鈴木と改たりと。村内小名

山根通りに、今も安太屋敷の唱あるは、其の名のなごりなるべし。昔はこゝに住せしに、其の後、今の住所小名下河原に移れり。もとは居宅の背後稻荷の小祠ある所に宅を構へしが、かつて修造せし時、梁を受けたる柱のほぞに、天正十二年乙酉十一月廿日と記しありしにぞ、始めて舊き家なることを知り、其のまゝ補理して、もとの如く梁ちけの柱となせり。家に正宗の小刀あり、是は安太左衛門の男次郎右衛門、後に昌阿彌と改めしもの北條氏のために、穴山梅雪が江尻の邸へ密使に往きしとき、褒美として賜はりしものなりと、世々口碑に傳へり。又行光の刀あり、太田道灌よりの賜と云ふ」と見ゆ。

11 桓武平氏千葉氏族 下總匝瑳郡の一にして、匝瑳郡長岡邑より起る。千葉大系圖に「椎名胤光の孫を長岡五郎行胤」と載せたり。椎名條参照。

12 眞壁氏族 常陸國眞壁郡長岡邑より起る。南北朝の長岡又次郎宣政は宮方たりき。長岡文書に正平八年八月長岡法昌・眞壁高幹と戦ふと、マカベ條を見よ。又土御門條参照。

- 13 那珂の長岡氏 新編常陸國志に「長岡那珂郡長岡村より出づ。長岡小六は、文明年中、江戸氏と戦ひ、命を殞す」とあり。
- 14 清和源氏新田氏族 上野國新田郡長岡邑より起る。額戸氏の族にて、尊卑分脈に「新田義重—額戸三郎經義—氏經(長田、長岡二郎)—政氏(太郎)、弟經氏(二郎)、弟時綱(三郎)」と載せ、又里見系圖に同様見え、又徳川系圖に「氏經(長田、又長岡二郎)—經政(長岡二郎)、弟時綱(同三郎)」と。又新田系圖に「氏經—長岡二郎經氏—額二郎政經—宮内少輔長義—額三郎義基—又四郎長親」と云へり。
- 15 秀郷流藤原姓川村氏族 陸中國紫波郡長岡邑より起る。盛風記に「南部信直公、紫波征伐の折節、長岡にも一揆起りて、江柄と枅内、私の弓箭を成し、長岡内藏介中央武を攻む。此の中央武は、頼朝公の御供にて下向せし川邑千鶴丸が末にて、江柄、枅内と同家也。枅内丹後、江柄式部への所縁、又長岡への所縁に因りて、彦部、大卷、赤澤、乙部の面々、心々に三ヶ所へかけ集り、御所の催促に應ずるも、のなし」と。
- 16 清和源氏三淵氏族 山城國長岡より起る。

「三淵宗薫の子藤孝・細川元常の養子となり、長岡郡桂川西の地を賜はりて、長岡を氏とす」と云ひ、又北越軍記に「昔細川藤孝・京南勝龍寺の軍に戦功ありし故に、則ち其の在所永岡を織田信長公より采地に拜領せしによつて、名のられしとかつ」と見ゆ。

其の子忠興・細川氏を嗣ぐ。されど一族、配下に長岡を稱するもの多し。細川系圖に「元有—元常—藤孝—忠興—某(長岡與五郎、與秋、忠利の兄、母・忠利に同じ、元和元年京に於いて死)」と見え、又藤孝の弟好重も長岡を稱す。其の子重政也。三淵系圖に「伊賀守時貞—藤孝、弟好重(長岡伊賀守)」と。又細川系圖に「藤孝の弟某(長岡伊賀守、豊前國に於いて病死)」と云ひ、「忠興の妹(長岡伊賀守妻)、妹(長岡與九郎の妻、與九郎は中院中納言通勝頼の子也。忠興・長岡氏を授く)」と。また「忠利の妹(長岡佐渡守妻)」などあり。

又長岡内膳正・四辻龜山城(丹後與謝郡)に居り、長岡の陣代たりと。又細川老臣に長岡佐渡守長あり、肥後八代城を守り、松井條を見よ。

- 17 平姓南條氏族 南條系圖に「元信(細川越中守に仕ふ)—元知(南條左近、細川越中守二男元信・之を養ひ、女を以つて妻はし、後に長岡左近と改む)」と。
- 18 感智姓 米田貞能(求政)の子豊物貞安・細川家臣となり、長岡氏と改む。
- 19 清和源氏一色氏流 紀伊の長岡氏にして、横風土記、伊都郡教良寺村舊家條に「地土長岡藤吉 其の家傳云ふ、一色宮内御法印公深五世の孫長尾民部大輔親久の末葉といふ。家に古き村の四至書あり」と。
- 20 霞岐の長岡氏 寛弘元年大内郡戸籍に長岡阿古女、外一人を擧ぐ。
- 21 備後の長岡氏 惠蘇郡の豪族に長岡越中あり、泉家臣にして、向泉村山崎城に據る(雲霧通志)。
- 又天文十年八月朔日、深津郡江熊牛頭天王社再興營銘に「願主長岡五郎右衛門正重」と。又備前にもあり。
- 22 安藝の長岡氏 安西軍策に長岡信濃守

- 23 土佐の長岡氏 當國長岡郡より起りしならん。建武三年堅田小三郎經貞軍忠狀に長岡次郎太郎・見ゆ。
- 24 藤姓 肥前の名族にして、恐らく永岡氏の後ならん。永岡條參照。大村藩士にして、士系録に「相傳ふ、永岡越前純重は、太郎村興(其の先・奥州白川の人)が二十三代の孫也。其の子孫・世々大和國長岡に居り、因りて長岡を以つて氏と爲す。純重(長岡越前、純伊に奉仕、文明六年十二月下旬、有馬貴純・亂入の時、戦死す)と。大村家記に長岡純重等多し。(其の實、大村家の一族也)。又、萩尾(長岡)、藤姓萩尾嘉右衛門の裔」とあり。
- 25 筑前の長岡氏 御笠郡長岡郷より起りしか。太平記卷十一に長岡六郎あり、探題に仕ふ。
- 26 安曇姓 對馬の名族にして、安曇磯良の裔と稱す。アヅミ條參照。
- 27 雜載 豐後長岡兵部大輔、また徳川時代、細川藩重臣、出石仙石藩中老に見え、堀尾山城守給帳に「二百石長岡政之(重)」と。又秀康廟給帳に「二百石長岡綱次右衛門」を擧ぐ。

又銀座由緒書に「長岡善八郎(江戸住居羅在り候)」と。又茶人に長岡休夢、武藏、豊前、信濃、周防、長門、出雲、石見等に多く、又近き世、陸軍中將長岡外史あり。

長岡 ナガヲカ 和名抄、筑前國御笠郡に長岡郡を載せ、又美作笠原寺記に「久米南條郡長岡庄(綾羅五正)唐橋乙門」と。

長丘 ナガヲカ 長岡條に併せ云へり。

永岡 ナガヲカ

- 1 肥前の永岡氏 貞觀八年七月紀に「彼杵郡人永岡藤津」を載せたり。葛津條參照。
- 2 大村永岡氏 肥前國彼杵郡永岡邑より起る。大村氏の一族にして、博多日記裏書に「永岡四郎入道(元亨三正中二云々)」を擧げ、又博多日記に「大村永岡三郎。之を追ひ懸けて討ち留む云々」など見ゆ。
- 3 雜載 安西軍策に永岡兵部大輔を載せ又徳川時代、三日月柳澤藩重臣に見え、又納江藩に永岡編六、猶ほ伊勢の名族に存し、信濃、紀伊等にもあり。その他、長岡條を見よ。

長岡坂本 ナガヲカノサカモト 東大寺奴婢帳に「山城國羽栗里戸主長岡坂本國麻呂」なる者見ゆ。

- 中小野 ナカヲノ** 常陸の名族也。小野條參照。清和源氏佐竹氏の族にして、佐竹系圖に「義憲の子義森(小野、今ノ中小野)」と見ゆ。
- 長小野 ナガヲノ** 豊後の名族にして、大友氏の族也。大友系圖に「親秀—野津五郎頼宗—庶流長小野」と見ゆ。
- 中大路 ナカオホチ**
 - 1 長岡朝臣姓 熱田神宮の祠官に存す、異流もあり。
 - 2 賀茂縣主姓 上賀茂社の社家にして、賀茂縣主姓と云ふ。澤田社祀たりき。また下鴨社にも在り、氏人の一なりき。
- 中麻績 ナカフミ** 麻績の一種也。フミ條參照。
- 中麻績公 伊勢の豪族にして、貞觀五年八月紀に「伊勢國多氣郡百姓外少初位下麻績部廣永等十六人、本姓中麻績公に復す。愚麻呂等が自欺に云ふ、豊城入彦命の後也」と見ゆ。毛野氏の族と云ふ也。
- 長我 ナガガ** 正詳不明。
- 長我宿禰 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。
- 長賀 ナガガ** チヤウガ 梶川系圖に「正信—女(板津左平次妻)—梶川綱次右衛門—長賀甚五兵衛、弟同定右衛門(住備前)、弟

安積彌兵衛(住作州)とあり、堀川條参照。

中垣 ナカガキ 筑後の名族にして、高良山天文廿年檢地帳に中垣季允、その他、中垣三平、中垣佐吉等見え、又幕末勤王の士に中垣健太郎あり。

又小田原大久保藩に存す。中垣秀之―秀定―秀元―秀實―にして、秀實は謙齋と號す、幕末功あり。

永垣 ナガガキ 東鑑卷七に永垣平三・見ゆ。

中書 ナカガキ ナユウシヨ條を見よ。又御評定着座次第に「中書藤行照」とは、中務少輔入道の事にて、二階堂氏也。

中方 ナカガタ 中臣氏の族にして、中臣氏系譜に「大神宮司茂生―守孝―範家(下野守)―基親(内藏允)―盛家(號中方四郎)」と見ゆ。その子「範仲、弟盛能―頼家―家光(主神司)」とあり。

中濁 ナカガタ 和泉に長方庄あり。

長方 ナカガタ 備前に此の氏存す。

中形 ナカガタ 台記、仁平三年條に「奥州本良庄年買云々、殿舎人長勝延貞、三箇所年買を持来る」と。ナガノマサカ。

長包 ナカガネ 尾張に長包庄あり。

中金 ナカガネ 太平記、東國の士に中金氏を載せ、又磐城の豪族、中賀野氏は一に中金氏に作る。ナガノ條参照。

中兼 ナカガネ 武藏に存す。

中賀野 ナカガノ ナガノ條を見よ。

仲河 ナカガハ 和名抄、周防國吉敷郡に仲河郷を收む。この氏の事は中川條を見よ。

仲川 ナカガハ 大條を見よ。志摩に存す。

中川 ナカガハ ナカツガハ 和名抄、播磨國佐用郡に中川郷を收む。風土記に中川里、延喜式に中川郷を擧ぐ。その他、美濃に中川庄、及び山城、相摸、武藏、下總、常陸、下野、岩代、陸中、羽前、越後、但馬、伊豫、肥前等、此の地名多し。その他、ナカツガハ條参照。

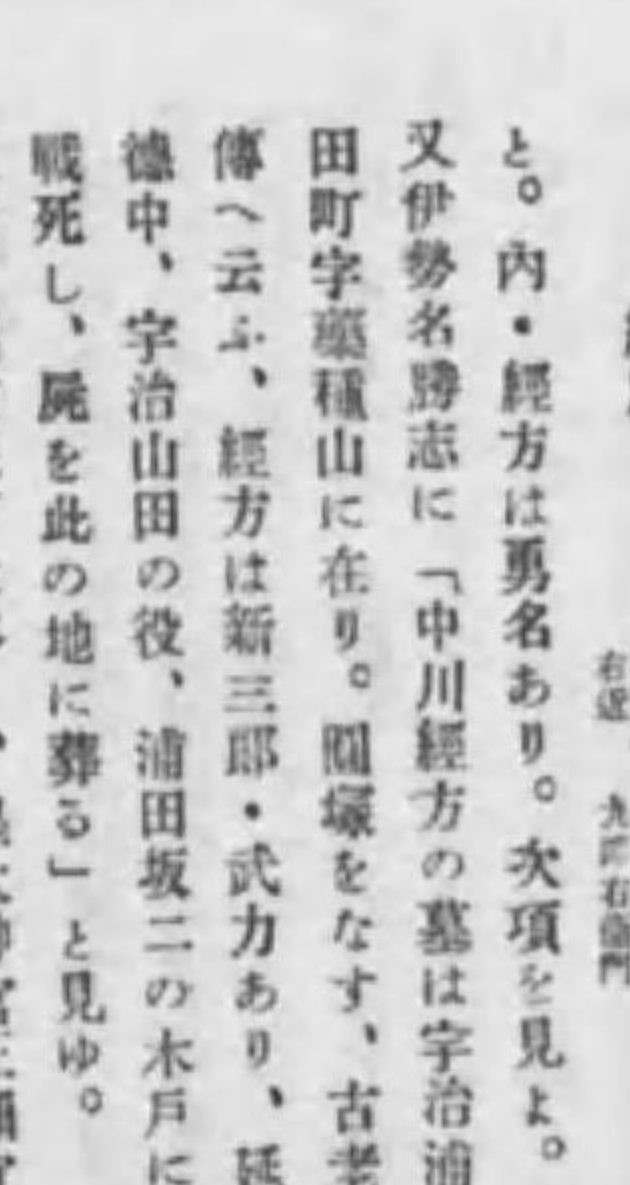
1 中川黨 大和國廣瀨郡の豪族にして、藤原姓と稱す。大倭武士春日大宿所願主人勳番次第に「中川等(黨)、菅尾、姓藤原、大宿所、隔年に之を勤む。廣瀨郡菅尾住、六萬石」と。菅尾氏を領袖とす。ハシヲ條を見よ。

2 荒木田姓 伊勢の名族にして、内宮の祠官也。二門系圖に「定俊(荒木田條二四二頁参照)―滿俊―經長―光盛(六福宣)―經雄(七福宣)―經有(一福宣、文永野氏云々。美濃國中河に住む云々。中河進士と號す」と。

此の中川氏につきては、予暫嘗つて卑説あり。其の一節に「伊賀守保方は天曆元年に卒し、その子穂利は紀伊、備中、備後守に歴仕して、永觀二年卒した。その子には安隆、方正、方隆等がある、御堂關白時代の人で、皆四位に叙せられてゐる。次に安隆の孫にして、右近將監頼政の子なる隆實は武藏守、越前守、兵庫頭等に歴仕し、また歌人として名高い。此の人、當國安八郡中河庄から妻を迎へて良朝を生んだ、これが此の系統と中川庄との間に關係の出來た最初と云つてよからう。

良朝は延暦寺所司となつて、當國平野權寺主となつた、その子に榮成がある。また觀山に上つて檢校となり、武藏公と稱した。榮成には上總公榮仁、武藏公尋勝、進士大夫清兼、先生入道良經、上總公承仁の五男子があつて、榮仁、尋勝、承仁の三人は皆延暦寺に仕へてゐた。加波氏、大井氏、泰水氏は榮仁の後で、横川氏は承仁から出たのである。良經は法性寺園白忠通に仕へたとあるから、此等の兄弟は、大體平家時代の人であつた事がわか

十七任)―經延(二福宣、貞和四年)―經盛(經世(前福宣)―經久(三福宣)―經實)―經德(經長(中川長官、福宣、長官十八年、元龜三三三卒、七十五歳)―經文(逸に改)と。また



と。内・經方は勇名あり。次項を見よ。又伊勢名跡志に「中川經方の墓は宇治浦田町字藥種山に在り。圓塚をなす、古老傳へ云ふ、經方は新三郎・武力あり、延徳中、宇治山田の役、浦田坂二の木戸に戦死し、屍を此の地に葬る」と見ゆ。後世も福宣以下に多く、皇太后宮正福宣重代福宣家系に「中川(九福宣)、中川經奇二男より出づ。初代經成也」と。また「中川(重代福宣)、中川(同上)、田長の六世氏長が三男、初代延満の後也」と。又「中川・故重代福宣」など見ゆ。以下にも此の氏存す。

3 伊勢の中川氏 内外兩宮兵亂記に「中川新三郎政方・返し合つて、二ノ木戸にて討死す」と。こは前項氏なりと。また

らう。次に清兼は尊卑分限に「或は良朝の子」と見え、又「或る系圖に云ふ美濃平野氏云々、美濃國中河に住む云々、中河進士と號す」と載せて居る。良朝と云ふのは前述した様に、母は中河に住み、自分は延暦寺所司で當國平野權寺主となつたとある。而して此處に又清兼は美濃中河に住むとあるのだから、清兼・實は良朝の子であつたかも知れぬ。そして外祖母の遺領を嗣いだのであるとも見られる。其處で一吋中川庄、平野庄と延暦寺との關係を記さう。

中川庄は安八郡大垣市の北方で、今でも中川村と云ふのが残つてゐる。その庄の範圍は、時代によつて差異があつたかも知れぬが、新撰美濃志に據れば「笠水、地尻、青木、曾根、北方、加納、中澤、興福寺、中野、河間、笠縫、中川、領家」の十三箇村を此の庄に屬する村としてゐるから、最後の庄の範圍が以上十三箇村であつた事は明白である。此の中川庄十三箇村の北半部は、大體に於いて平野庄によつて、東北西の三方を圍まれて居る。その平野庄は「草道島、市島、南方、北

勢州四家記に「津川勢中川仁右衛門」を載せ、又併聖高瀬の弟慶徳圖書は山田の祠官、後中川乙由と稱す。

4 近江の中川氏 勢州四家記に「氏郷方大將中川勝藏」を載せ、また京極殿給帳に「二百石中川角介」と云ふあり。又前川直之助氏云ふ、「東淺井郡川道村に中川氏數家あり。總本家を仁右衛門といひ、舊幕時代には代々庄屋を務む。出自不詳なるも、文明年間何れよりか移住し來れるものゝ如く、其の時よりの系圖は現存し、現今十二代目相續す。家紋鷹の羽違ひなり」と。

又藤樹先生行狀に「中川氏は門人中の巨擘とす」と。又彦根藩儒中川藤郎(漁村)は小原君雄の子也。

5 藤原南家眞作流 美濃國安八郡中川庄より起る。尊卑分限に「三守(右大臣山科大臣)―有貞(近江守)―經邦(武藏守)―保方(伊賀守)―棟利(春宮少進)―安隆(掃部助)―頼政(右將監)―隆實(兵庫頭)―良朝(美乃國平野權寺主、延暦寺所司、母・中河に住む)―榮成(山、檢校、武藏公)―清兼(兼、文、從五位下、進士大夫。或は良朝の子。或る系圖に云ふ、美濃平

方、更屋敷、一色、白鳥、横井、田、安次、末守、丈六道、神戸、下宮、川西、前田、新屋敷、落合、附寄、齋田、柳ヶ瀬、柳新田、瀬古、八條、和泉、鹿野」等の諸村を包む大莊園で、大野郡に跨つて居る。その地域から考へて、中川庄と至大の關係があつたらしく想像出来るのである。

此の中川庄は興福寺領たりし事あるも後には神宮の御厨となり、神宮雜例集、神鳳抄等に中河御厨と見え、又庄内の村名興福寺は、三代實錄元慶五年九月二十六日條に「美濃國稻二千束を興福寺に施す」と見える地かと考へられる。

次に平野庄二十五郷は延暦寺の莊園であつた、それ故、庄内の神戸村は、またの名を小比叡村と云つて、其處には山王權現社があつたのである。これを上の社と云ひ、下宮村には、その下宮があつた。共に弘仁年中、安八大夫安次が傳教大師に乞うて、江州坂本の山王權現(官幣大社日吉神社)を勧請遷座したのでと傳へられて居る。上の社の攝社には、二宮、大行事、三宮、大年御子、聖眞子、十禪師、客人宮、白鳥社があり、又創宮、唐崎明神祠等がある、社僧は善學院、社人は林、

堀田、河本の三氏であつた。もとは社家に宇野氏、矢野氏、市川氏等もあり、又神宮寺、御藏殿、神興屋等もあつたが、今は廢絶に歸したと、美濃志に見えて居る。社僧善學院は影向山神護寺といつて弘仁八年に安八大夫安次が建てたものだと傳へて居り、支院に安樂寺があつた。又常樂坊、蓮華院、十光坊、中坊、福泉坊、法光坊等も建つて居たが、後世多くは廢寺となつたのである。下宮の方の別當勸學院で持法山密嚴寺と云ふ。其の外、草道島村等にも山王社がある。皆分社と見るべきであらう。

此の延暦寺領、平野莊の勢力のあつた事は、源平盛衰記卷に「此の大納言(成親)の中納言にて御座し、時、尾張國守にて、去ぬる嘉應元年冬の比、目代にて、衛門尉政友を當國へ下されけるが、美濃國抗瀬川にて窟を取り、山門領平野莊の神人・南を賣りて出で來れり。政友、是を買はんとて、あたひの高下を論じて様々になぶる程に、南に墨をぞ付たりける。かゝりければ神人等憤りおこつて、山門に攀ち上つて、せせうをいたす間、衆徒、奉間に及ぶ。裁斷、遷々に依り、同年十

二月二十四日に、大衆等日吉の神輿を頂戴して下洛す」と。又保卷には美濃國比良野庄民等と見えて居る。

又百練抄に「嘉應元年十二月二十三日、延暦寺衆徒・日吉の神輿を具し奉りて大内に參る。是れ權中納言成親卿が知行、尾張國の目代右衛門尉政友・神民と不慮の闘亂の事出來、訴へ申す爲也云々。二十四日、權中納言成親卿は解官、備中國に配流、政友は獄所を賜ふ」とあるので、その勢力を想像する事が出来る。平野莊の神人とは、即ち此の山王權現社の社人で、成親の配下の者が無禮をしたからとて、本寺延暦寺に押寄せ、山法師を語らつて、日吉の神輿を奉じ、京に入つて強訴したので、法皇の寵臣成親も配流せらるゝに至つた譯である。かゝる勢力であるから、延喜式内の宇波刀神社と思はるゝ美濃神名帳の「從三位於門明神」も別當善學院の境内に入り、僅に寺の一鎮守として、於門大明神社と稱さるゝに至つたのは是非ない次第であらう。

中河進士清兼は丁度此の頃の人である。分脈に「或る系圖に云ふ、美濃平野氏云々」とあるが、其の文餘り簡單過ぎるから

意味がとりにくいけれど、美濃平野氏と云ふのは、保元物語官軍勢法の條に「美濃國には平野平太、(一本・平太夫、また大夫)、吉野太郎」と。また同じく白河殿を攻め落す條に「美濃國住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名乗つて驅入りける」と見ゆる平野氏であらうが、分脈の文面丈では、清兼は、もと美濃平野氏の氏人だが、此の藤原氏を嗣いだと云ふのか、又は前述藤原南家の人だか、平野氏を嗣いだと云ふのか、全くわからぬ。私は恐らく前者であつたと思ふが、其の平野氏の出自が又いづかしの。

分脈には清和源氏山縣氏流、落合三郎國時の弟「清水五郎頼兼一新藏人頼高一平野三郎頼重」と見えて居る、けれど落合三郎國時は、壽永二年に木曾義仲に討たれた人であるから、平野三郎頼重は、もつと後の人でなければならぬ。従つて保元に出る平野太郎は、此の山縣流の美濃源氏ではないのである。

又同時に美濃武士の代表として名を述べた吉野太郎も、發原分脈清和源氏滿政流に「木田三郎重長一木田判官代重田、弟重賢一太郎重季(號吉野冠者)一重泰(吉野

太郎)」と見えるけれど、木田判官代重田も吉野冠者と號する木田太郎重季も、共に承久の亂に官軍として打死してゐる。従つて此の吉野太郎は、それより後の人で、保元の吉野太郎に當るべきでない。

皆もつと古くより當國にあつた豪族なのである。これ予輩が近世姓氏を調査するに當つても、古代姓氏を研究せねばならぬと説く所以であつて、所有る姓氏を、源平藤橘にて説かんとする危険は此處にあるのである。

兎も角、平野氏と吉野氏とは、保元の頃は當國の代表的武士であつた、而して調査を進めて見ると、此の平野氏は次の理由から恐らく安八郡領の後であらうと思ふのである。

第一、平野莊内に神戸村がある、神戸の二字を用ひてあるが、ガウドと發音するのだから、神社領の村と云ふ意味ではなく、郡戸と解釋した方がよからう、郡戸は郡家で、今の郡役所に當る、即ち此の地は安八郡の郡領が一部を政治を執つてゐた地で、和名抄に見ゆる安八郷なのである。そのゴウド村を又小比叡村と云ふ事は、前述したやうに、此の平野莊が延

曆寺領となつて、山王權現社を勧請したからである事は動かさない。然らば何が故に、郡家所在地が莊園となつて延暦寺領となつたか、これが研究すべき問題である。莊園の起原は種々あるが、莊園の内でも、寺院領は特に不輸租地だから、自分の田宅や、園地を寺家に捨施、賣却、又は勝手に寺をたて、土地、山林を喜捨施入して、寺領なる名のもとに私利を貪ると云ふのも、大原因の一である。これは桓武天皇の延暦二年六月の勅であるが、かく綱紀伸張した際でも、此の事實があつたから、其の後、藤氏、權を專にして、王道衰へ、地方政治紊亂して制令行はれない時代には、あたりまへの事として、一般に行はれたに違ひない。これ全國の王土王民が殆んど莊園となつて、寺社貴族の私領となつた所以である。此の安八郡家所在地が延暦寺領の莊園となつたのも、これに外ならない。即ち安八郡領は自己が支配する若干の地を延暦寺に寄進し、そして其の莊司となつて、従前通り此の莊園を支配したのである。

而して地方政治亂れ、盜賊横行政感する時代に至り、郡領の多くは、領内の勇敢

土用大丸、即ち政康を子養せし也。その後兄長秀にも後繼者なかりしかば、政康は實家に呼びかへされ、中川莊の地頭職は小笠原嫡家に歸す。即ち應永三年五月、兄の長秀は將軍義持より官職を得、同十二年十一月九日、彌々嗣なきを知り、弟政康に小笠原惣領職を譲與す。而して政康は、永享十一年六月二十日、將軍義教より中河地頭職を、もとの如く領掌すべき判物を賜ひ信濃より領せり。斯く當莊は元弘以來、小笠原氏の所領たりしが、政康の卒後、小笠原氏に繼嗣の争ひありて、小笠原氏は深志(持長流)と松尾(宗康弟光康流)の二となり。當莊の領有は孰れに歸せしか不明なるも、光康は政康の後なる點より云ふも、光康の子家長は共に屢々美濃に戦へる點より云ふも、松尾小笠原家の所有たりしならん。されどその後、程なく當莊は斯波氏の領有となり、續きて土岐氏の横領となり、中川氏にも、斯波流、土岐流と稱するもの出でし所以也。

此の流と稱するもの江戸幕臣に存す、第十項を見よ。又隣庄大井庄(東大寺領、康和三年に大中臣清則を別當職、天治二年

8 清和源氏斯波氏族、これも美濃の中川庄より起る。當莊は前述の如く、小笠原氏の所領たりしが、寛正の頃より斯波氏の所領に移る。季理目録に「寛正四癸未十一月十三日、管領細河殿、狀を以つて、兵衛佐殿赦免の事、並に松王丸殿進退の事を申さる。十九日、松王殿今日已刻、喝食と爲り裁髪すべき也云々。二十日、宗成喝食・御日に掛り奉る」と。又「寛正五甲申七月二十六日、宗成御房・濃州中河、御下知に應ぜず、押妨の事云々」と。又二十八日「宗成喝食知行分、美濃中河庄、土岐押妨の義に就き、布施下野守を以つて、實取せし物を還附すべき由、堅く仰付けらる。也。同十一月十四日、上流河修理大夫殿が知行、美濃國中河遊行難進の事、重ねて之を伺ひ、布施下野守に仰せらる。也」と。右の文中、兵衛佐とは斯波義敏の事にして、松王丸とは其の嫡男、而して修理大夫は義敏の父持種のことと思はる。即ち此等の記録により、中川庄は小笠原氏より斯波氏の領に移りしや、明白

ならん。而して更に土岐氏に押領せるとあれば、室町末世には殆んど土岐氏の領土となりしものと考へらる。

前田家重臣中川重政は、前田家所藏斯波系譜に據れば「本と斯波氏にして、足利家の重臣斯波高経の裔なり。初め織田駿河守、又は越前守と稱す。後中川治郎左衛門伊治の養子となり、中川八郎右衛門と稱す。信長公に仕へて、黒母衣衆となり、後・加賀藩に来る」と(中川友次郎氏)。果して然らば、領土關係に據れるか。第九項、及び第二十二項を見よ。

9 織田氏族、前項の如く、中川重政は斯波氏の族ともあれど、一に織田氏の族とあり。即ち織田系譜に「信定―信次(孫十郎、右衛門尉、天正二年九月九日、長島に於いて討死)―某(刑部大輔、法名宗養)―重政(駿河守、後に中川八郎右衛門と號す。信長等に屬し、軍功を積み果ね、永祿十年丁卯、兄弟三人(津田隼人正信、木下雅樂助と三人)と同時に黒母衣を免さる。同十二年己巳八月、信長・大宮兵部大輔を勢州小城内に責むる時、手自ら敵を撃つ。元龜庚午年五月、江州安土城代に補せらる(信長公居城の前也)」。清和源氏多田氏流、豊原分脈に「小四藏人頼行―左兵衛尉宗頼―頼員(小中川四郎)―頼仲(小中川二郎)―親頼(右近將監)―頼康(右將監)とある後なり」と。寛政系譜に「藏人頼行四代の孫中川次郎頼仲が十七代の後胤なり」と載せ、家紋鳩酸草、牡丹の折枝とあり。小中川、大中川條を見よ。

長比、荆安の兩城に備きて、淺井朝倉勢を征し、同二年八月二十日、江州新村城を襲取り、六百七十餘人を討つ。此の餘威に依り、小川孫一郎・降人と爲り、小川城を渡す。同三年壬申三月五日、淺井郡に發向し、長政領分・在々所々に放火し、降る者を助け、遁る者を伐つ。同十一日、志賀郡木戸田中の要害に對し、向城を築き、翌年七月挑戰、終に之を退治する也。



10 小笠原流尾張中川氏、前項氏に同じなれど、第七項流と稱す。寛政家譜、桓武平氏織田氏族・中川系圖の巻頭に「寛永系圖にいはく、織田氏より出で、八郎左衛門某がとき、中川にあらたむ。今の呈

清和源氏にして、小笠原信濃守政長が二男中川遠江守清政・尾張國に住す。其の子孫次郎左衛門伊治、織田利部少輔信則が三男八郎右衛門重政を養ひ子とす」と。寛政系譜の編者は之を疑ひて「寛永系圖織田の譜を按ずるに、刑部大輔信則は慶長四年の生れなり、よりに時代合はず」と云へど、此の家系譜と、類本織田系圖、並びに寛政系圖の織田氏と、三者を併せ考ふれば、此の信則と云ふは、寛政系譜が斯く云へる信則にあらずして、織田系圖等が重政等の父と號せたる刑部大輔某と考へらるれば、時代合はずとて、直ちに排斥すべきにあらず。猶ほ考ふべし。

武家事記に「中川八郎右衛門尉忠政・初織田駿河守、織田利部大輔が子、織田の門葉たり」と見え、寛政系譜に「刑部大輔―駿河守―八郎左衛門―中左衛門忠勝(伊勢守)―中左衛門光重(半之助)―同重勝(長三郎)―淡路守成慶(伊勢守)―忠利―忠英」と。家紋鳩酸草、五七の桐。



中川飛騨守忠英

11 清和源氏多田氏流、豊原分脈に「小四藏人頼行―左兵衛尉宗頼―頼員(小中川四郎)―頼仲(小中川二郎)―親頼(右近將監)―頼康(右將監)とある後なり」と。寛政系譜に「藏人頼行四代の孫中川次郎頼仲が十七代の後胤なり」と載せ、家紋鳩酸草、牡丹の折枝とあり。小中川、大中川條を見よ。

12 桓武平氏佐治氏流、佐治系圖に「爲平(佐治左馬允と號す。尾州大野に住む。息八郎・信長公の外族たる故、信長公の旗下に屬す)―爲興(佐治八郎、後に信方と改む。尾州大野に住み、信長公の妹婿也。天正二年甲戌九月二十八日、勢州長島に於いて討死、二十二歳)―一成(佐治與九郎と號す、尾州大野に住み六萬石を領す。佐治條参照)、弟秀休(中川久右衛門、後に加州羽柴肥前守利家に勤仕、若年の時、關白秀次公に仕へ、和州田丸を領し、織

田熊之助と號す。秀次御生害の後、加州に行き、中川久右衛門と改め、八百石、寛永四年丁卯七月二十二日卒。一爲成(中川主馬助、伯父久右衛門の家督相續、七十九歳卒。實は佐治與九郎が長子也。然れども大坂陣の朝、實父與九郎宅より大坂城中へ立籠るに付、落城の後、實父與九郎宅へ歸る事はせず、之に依りて加州の伯父久右衛門の所え行き、久右衛門・幸に實子なし、故に主馬助を子と爲す。妹は加州永原土佐の室、其の妹は加州大河原助右衛門の室)一女子(鶴見甚左衛門の室、其の妹に加州服部道慶の室、其の弟成正是中川主水と號す、萬治三年正月八日早世、また妹に加州柴山彦三郎室あり)と。

又佐治與九郎一成の子「一置(實は中川主馬の長子也。佐治與右衛門、丹州織田上野介信勝代迄住す。實名主水、後に與右衛門、千三百五十石を給ふ。實は加州中川主馬助が長子にて、大坂陣中に出生、祖與九郎、後巨哉・加州より呼び寄せ養育す。巨哉の家督を相續す。然るに上野介信勝、二十七歳痲瘡にて死す。子無く家亡ぶ。これに依り與右衛門入嗣して、

江戸に在り、承應四乙未年二月三日、江戸に於いて浪人にて死す、四十一歳。葬赤坂靈光院、教外院殿鼠岸宗治居士」と見ゆ。

13 尾張の中川氏 以上各條を見よ。重政は信長記に「中川八郎右衛門」と載せ、又文書に「八郎右衛門尉重政」とあり。又武家事記に「中川八郎右衛門尉忠政」と。有名の人也。後裔第二十二項を見よ。その他にも多し。津田條参照。

又豐鑑卷二に「信雄の弟中川勘右衛門」見ゆ。その名は定成にして、犬山城代たりき(天正十一年)。又愛知郡に米野城(米野村下米野)あり、尾張志に「城主は中川彌兵衛なり」と、府志にいへるが如し。弘治の頃、當城主は林佐渡守の與力にて、信長公に別心のさまをあらはせるよし、信長記に見えたり」とあり。又武家事記下の士に中川因幡守清政なるものあり、名古屋村の人なりと。又加藤清正の再從兄弟に中川太郎兵衛(豐後)、その子壽林、又從兄弟婿に中川將監見ゆ。

14 三河の中川氏 藤原南家と稱し、家譜に「巨勢磨の男・眞作十二代の孫進士大夫清兼、はじめて中川と稱す。其の七代

孫越中守忠清の後也」と見ゆ、第五項参照。家紋丸に鳩殿草、鏡蝶。

源次郎忠吉(松平廣忠に仕へ、天文十八年二月十六日死、年四十一、三河國山中法藏寺葬)一市右衛門忠重(同忠次(實は忠重の弟與助忠近の男、二千石)一同忠明)と、寛政系譜にあり。又一に「中河武藏守榮成、八代孫肥後守重友がとき、中川に改む。其の十四代孫傳左衛門重俊、今川義元に仕ふ。その子惣二郎(重久)一傳左衛門(重政)一傳三郎(重明)」と云ふもあり。寛永系譜、寛政系譜に見ゆ。家紋、源氏車。

以上の二流は、寛永系譜には源氏とす。猶ほ外に清兼裔と云ふあり。京師の醫師榮之隆宅の後にて、家紋鳩殿草、丸に鳩、七曜、牡丹花、花菱。その他下藤のうち洲濱一文字、五三桐の者もあり。

又「實飯部小坂井村古屋敷云々、中川勘助・居住す」と。

15 甲斐の中川氏 東八代郡中川村より起り、中川左近太夫朝義の後胤と云ふ。一に大村黨と傳ふ。又幕臣となり、同心たり。又寛政系譜に「雅樂助勝重(信支勝頼に仕ふ)一頼五兵衛勝定」と云ふもあり

り。此の家は後に絶ゆ。又中川毅(子納)は學博く、戲典館學頭たり。

16 武藏の中川氏 新編風土記、「横見郡御所陣屋(御所村)は當郡の御代官中川八郎左衛門が居りし所なり。八郎左衛門は天和の頃、家断えたり」と。又比企郡「玉川陣屋(玉川郷)は村の乾にあり、文祿の頃建てし御代官の陣屋蹟なり。其のころは中川某居れりと云ふ。元禄年中廢す」と載せ、又多摩郡の名族に存す。

17 下總の中川氏 千葉家臣に、中川芝蕃尤、中川市正等あり、千葉條参照。

18 常陸の中川氏 那珂郡の中川邑より起るとぞ。子孫秋田藩に存す。

19 清和源氏小國氏族 越後の豪族なり。大中川、小中川條を見よ。幕臣に此の流あり(小中川四郎頼員(藏人頼行三代孫)の後)と云ふ。家紋六葉瓜の内唐花、抱柏。又高田の武具鑄工に中川與十郎紹益(天正)あり。又後世、柏崎の人中川長次郎耕山は銅版家として名あり。

20 宇多源氏 佐州役人附に「宇多源氏、町同心・中川丈右衛門、中川俊平」を舉ぐ。佐々木氏族ならん。

21 桓武平氏 能登國能登郡(鹿島郡)酒井

邑の永光寺は、應長元年、郡人滋野信直の妻平氏(中川頼親女)の施捨により、此の伽藍を創む(三州志、洞上聯燈錄)と傳へらる。當國の社家に中川氏見ゆ。

22 加賀の中川氏 第八、九、十、及び十三の各項に見ゆる中川八郎右衛門重政の嫡子宗光重は、前田家の重臣にして、利家の第二女賴姫を娶る。光重・初めは信長に仕へしが、信長の薨後、來りて利家に仕へ、子孫世々加賀藩士となれり。末森記に「能登國七尾城には一國の人數過半を置き給ひ、本丸には利家卿舎見前田五郎兵衛尉、云々、中河清六」と。又三州志、鹿島郡小丸山城(所口村領)條に「前田安勝君、及び中川光重(清六郎)をして守らしむ」と載せ、又越中國磯波郡(増山(龜山)城は、國祖・中川清六をして守らしむ」と。又越後治亂記、天正十四年景勝上洛條に「増山の城主中川清六殿云々」と見ゆ。

又豐鑑に中川武藏守を載せ、上野國志に「厩橋城は、天正十八年、松平加賀守の内、中川武藏守在番なり。同三萬石、平岩主計頭親吉城主たり」云々と。又三州志に「能美郡虛空藏山城は、一に中川庄左衛

門・居城すと。中川は藩臣中川善五郎の先祖也。善五郎・元明八年絶炊也」と載せたり。

而して加賀藩給帳に「五千石(片喰)人持、内千石與力知、中川八郎右衛門。千石(同)中川榮之助。二百石(同)中川文四郎。四百石(片喰)中川甚之助。百五十石(同)中川支右衛門。三百石(同)中川叟太郎」と見ゆ。猶ほ第十二項参照。又徳川時代當國の人中川儀右衛門・實業紙を創む。

23 若狭の中川氏 應仁私記に「中川八郎重泰(源)」と見ゆ。

24 清和源氏頼範流 丹波國桑田郡馬路邑の中川氏にして、當地方の豪族也。その古系圖は蠶魚の災に遭ひて分明を缺く點多きも、大體次の如し。

滿仲七男 (源頼範カ)
 中川頼 (頼弘カ)
 爲 (爲綱カ)
 中川重勝 (不明)

一男(不明) 二男(不明)
 中川重 (不明) 中川重 (不明)
 中川重輔 (不明) 中川重 (不明)
 中川重 (不明) 中川重 (不明)
 中川重 (不明) 中川重 (不明)
 中川重 (不明) 中川重 (不明)
 中川重 (不明) 中川重 (不明)



27 堀内家 宗族堀内家は、天文廿三年五月十六日、落城して、重綱夫妻、同日に戦死せし事、前述の如し。足利季世記、その前年九月、堀の内を打ち取ると云ふも此の家か。儒職家系、人見系圖、道四譜に「父道嘉戦死の時、道四・年十五、馬路の諸族・皆退散」と云ふも此の時の事也。その後、永祿六年七月十日「中川四郎・船井郡地頭職云々」の文書、秋田藩中川氏に傳へしも眞偽詳かならず。同年義輝花押、中川中務大輔宛文書あり、此の人は、重綱の長子藤左衛門重直に當る。重直の長子重充は、帝史料所載文祿二年正月、豊臣秀次朱印書に「來三月、大關御方、高麗御渡海に付云々。中川小兵衛尉どの」と見え、又堀内古記録に「ミノ治部少輔參る。其の後代官す」と載せ、又過去帳に「治部少輔に參る。其の後、諸々代官す」と云ひ、猶ほ前引中澤根原記(元和元年奥書)に「五代の後、石田治

部殿の代官役に住」とあれば、三成に仕へしや明白ならん。その後の事、詳かならざれど、關ヶ原敗戦後、美濃に隠れしものか、その子重治に「美濃出生」とす。その後の系圖は「重充―重治―重好(平三郎、平右衛門、一時、岸和田岡部藩に仕ふ。弟に藤左衛門重良あり、その子重信・森伯耆守に仕ふ)―重矩(太六郎、平太郎、平右衛門、代官)―重尙(貞尙、三郎、武平太、藤左衛門)―重賢(左内、左右治、藤左衛門、女婚にて實は吉田村郷士入江補輔の次男)―重種(種次郎、順治、古藤、藤左衛門)―重矩(美之助、辨十郎、藤左衛門)―重直(重直、小十郎、藤左衛門、内藏介。元治元年、給御門の變、二條城に赴く。慶應四年、西園寺公望・山陰道鎮撫の際従軍し、留來功多く、大正四年危篤の際、特に從六位に叙せらる)―重興(小十郎、第二十九項を見よ)也。



28 一族頗る多く、清秀(瀨兵衛)・最も名あり、この人・一本系圖(藤二郎氏所藏)には、同家の祖「高山出羽守重賢の二男

とし、佐渡守重清に養はる」と云ひ、猶ほ異説多し、第三十項に詳か也。次に中澤根元記、前引堀の内家の續きに「中川の縁流なりとて、中川出羽守、同苗駿河守、人見但馬守等の武漢・當所に來る。其の一流の人・今十二人、是を馬路村の郷士と定む」と。堀の内家東南に中川祖靈社あり、重昭逝去の歳・享祿四年創設と傳ふ。次に八木城土家名記録に、中川兵部を載せ、又中川駿河守重繼は、文書にも見え、軍書に著はれ、人見系圖に「馬路・中川駿河守」と載せ、第七項の族とす。この人・後に明智光秀に仕へ、後結城秀康に仕へて八千石を領す。又伏見宮邦朝親王の庶長子惟實(邦茂王、母は安藤宗實の姫)の女は中川兵庫の室たり。その他、馬路の北・旭色より、船井郡の屋賀、水所、日置、野條、室橋等に此の氏多く、同族なる橋本、及び人見氏も同所に跡からず。此等の内には古系圖に「同苗を許したり」と載する者の裔もあらんか。而して此の分布は、此の氏が馬路より船井庄を領せしを語るものと考へらる。猶ほ赤熊、牧山、山國(南北朝の頃より

高室と稱す)等にも存し、又丹波志、氷上郡條に「中川氏、子孫谷川村中町二、先祖は大河村の門、畑門の浜人也」と。又近き世、中川憲次郎(女高師校長)、現今中川孝太郎氏(法學博士)、共に名聲高し。

29 三輪中川氏 當國の名族三輪氏の後なり。ミワ條を見よ。古くより前述中川氏と關係深く、重充、重矩等の室は三輪氏なりき。その後、三輪源兵衛の實子兵右衛門重謙・中川重尙の子となり、中川氏を稱し、更に第二十七項藤左衛門重直の弟武平太重明、此の家を嗣ぎ、兄と共に明治維新の際、西園寺卿の旗下に參じて勤王し、從六位に叙せらる。現今立命館總長中川小十郎氏は重直の嫡長子なれど、更に此の家を嗣ぎし也。

30 清和源氏多田氏族 第二十六項系圖所載清秀(重秀)は、一に「多田明國の後裔。左衛門尉清村、其の子清照・早世して嗣なく、高山重利の二男重清(平氏、秩父氏)を養子とす。其の子清秀なり」とも傳へられ、寛政系譜に「攝津國多田源氏、左衛門尉清村が末葉なり。某(左衛門尉)―重清(佐渡守、實は高山石見守重利が二男、左衛門尉が養子となる)―清秀(瀨兵衛、

天文十一年、山城國に生る。攝津國茨木の城を築きて近郷を領し、池田勝政に屬す、弟重繼(瀨兵衛、石見守)、妹(古田重勝室)、弟新兵衛と載せたり。又荒木略記に「荒木信濃守子荒木攝津守、母は中川佐渡守の妹、佐渡は中川瀨兵衛親にて御座候」と云ひ、豐繼に中川瀨兵衛、卷三に中川右衛門大夫(秀政)など多く諸書に見え、藩翰譜に「修理大夫源秀成は、瀨兵衛尉清秀(本文には重秀)が二男、右衛門大夫秀政の弟なり。祖父佐渡守重清・元は桓武の平氏なり。鎮守府將軍平良文が六代、秩父下野橋守重純が三男、高山三郎重遠が末孫、世々常陸國に住す。重清が時に至り、都に上り、又攝津の國に趣く、當國多田の源氏、左衛門尉清村が末葉、中川左衛門尉某、己が姪を重清に配せて、其の家を譲りしかば、本姓を改めて源氏となり、中川とは名乘りたり」と。内藤氏云ふ「中川は、大系圖に據れば、越後の地名にや」と。清秀・初め池田勝政に屬し、元龜三年、高槻の城主和田伊賀守維政の勝政と争ふや、維政を討ち取るとぞ(家譜)。藩翰譜には「天正元年七月、將軍義昭・織田信

長と、御不快の事起る。近江國甲賀の住人和田伊賀守維政・將軍の御方として攝津國に陣す。信長・和田を始として、敵の大名、悉く傍に記し、何某々々が首とりたらんには、實行はれんこと、如何程々々と書きて、陣頭に立てられたり(一説に、此の傍は、荒木攝津守村重が、建てしとも云ふ)、瀨兵衛尉清秀・此の時は織田殿の大將荒木攝津守村重が手に屬す云々と。後、村重に屬して、四萬四百石を領せりと云ふ。而して天正六年十月、村重・信長に叛き、伊丹、花隈、茨木、高槻等の城々に、軍兵を分ちて、茨木の城には、清秀、及び石田伊豫守、渡邊勳大夫等をして守らしめしが、清秀・信長に下りて、十一月廿四日夜、その勢を迎へ、石田、渡邊を追ふ。荒木の討伐には、清秀の功、甚だ大なりとて、茨木城を賜ひ(安土日記)、嫡子藤兵衛尉清政を、信長の女婚とし、播磨國三木の城を賜ふ。同十年六月、信長父子薨じ、秀吉・光秀を討つ際、敵將三牧三左衛門、伊勢三郎貞興を討ち、十一年、近江志津城を守り、四月二十日、天岩山にて、佐久間盛政に襲はれ、近藤無一に討たる。年四十二、行營莊岳

浄光院、室は熊田隠岐守宗白の女也。
 嫡子藤兵衛尉秀政(右衛門大夫)・三木城
 を領せしが、文祿二年(一に元年)朝鮮
 の伏兵に會ひて死し、舍弟秀成・世嗣と
 なり、三年二月、豊後國竹田の城を賜ひ、
 七萬四百石を領し、修理大夫になさる(初
 名小兵衛)。關ヶ原役、東軍に屬して、同
 國臼杵城主太田飛騨守政信と戦ふ。慶長
 十七年八月十四日卒。其の子内膳正久盛
 (初名秀征)繼ぎ、承應二年三月十八日卒、
 其の子山城守久清・家を繼ぎ、寛文六年
 四月晦日、致仕入道・入山と號す。其の
 子佐渡守久恒也。

寛政系譜、及び武鑑に「山城守久清(瀨
 兵衛)―佐渡守久恒―因幡守久通―内膳
 正久忠―山城守久慶(初め重員、實は淺
 野安藝守綱長十六男)―修理大夫久貞(實
 は松平信祝男)―内膳正久徳(主計頭)―
 修理大夫久持―久貴(松平甲斐守保光五
 男)―久教―久昭―久成―久任にして、
 豊後國七萬四百四十石餘(明治、五萬二
 千四百石)。現今伯爵。家紋二柏、轡。



豊後 岡 中川

31 清和源氏多田氏族 攝津國島下郡中川
 原より起ると云ひ、清和源氏、多田左衛
 門尉明國(多田條を見よ)の後裔に、中川
 左衛門尉清村あり、其の子清照・早世嗣
 なしとぞ。
 又四成郡新莊城(新莊)は三好氏の居城な
 りしが、天正中、中川清秀・此の地に據
 る。又江口の中島城も中川氏據ると云ふ。
 清秀・亦當國の中川氏なりとの説あり。

32 河内の中川氏 當國の大族にして、延
 元二年三月の岸和田頼五郎治兵軍忠狀に
 「延元元年十月四日、東條に捕籠る。東年
 正月一日、河州中川次郎兵衛入道父子、
 召捕へらるゝの時、當御手に屬し、彼の
 住所に發向せしめ畢んぬ」と。

33 紀伊の中川氏 那賀郡中津河村より起
 る。當邑の前鬼に中川但馬あり。
 34 美作の中川氏 東作志に「英田郡川會
 庄宮地村中川石見、社人北村中川伊勢」
 を載せ、又同社文書に「神主中川石見守」
 見ゆ。また同郡林野保大原村の社人(荒
 木田村)中川上總、その他、津山の装束工
 に「中川勝助(勝久)、安兵衛(勝正)、助
 三郎(勝次)、甚兵衛(義克)」等あり。又
 文化の頃、奉行中川飛騨守忠英・見ゆ。

35 周防の中川氏 當國仲河郷より起る。
 仲河條參照。大内有名家帳に「侍大將中
 川修理亮」あり。

36 三善姓 石見の豪族にして、佐波氏の
 族也。佐波條參照。中川系圖に「善四郎
 實連―備中守常連(善次郎、四郎、掃部
 助、出雲國飯石郡赤穴庄地頭)―赤名顯
 清(後中川氏)―弘行―幸清(伯耆守)―久
 清(駿河守)―光晴(信濃守)―幸清(右京
 亮、永祿元年尼子・石見に入る際、從軍)
 ―光清(備中守、實は幸清の弟。赤名衣
 掛城主。尼子驍將。天文十一・大内攻に
 參加)―久清(又盛清、美作守、光清の忠
 節を賞し、尼子より加俸)―光清(右京
 亮、實は幸清の子安衛門、天文十一、赤
 名城に戦死)―元隅(宮内尉、長門蘇行
 く)と見ゆ。

37 阿波の中川氏 板野郡伊月村事代主神
 社の神主に(川島)中川市正、麻殖郡忌
 部神社(川田村種穂大神宮)の神主に中
 川式部あり。又式社略考に「種穂社の神
 官中川某・麻木綿を禁裏に獻る」と。忌
 部氏裔か。
 38 忌部氏族 京都の吉田社神人中川千別
 齋部親成家系に「直繼正五位下美濃守齋

部康寧が末男・親成―親直」とあり。

39 伊豫の中川氏 豫章記に「通清・討れ
 畢る。子息通季、通貞・討死す。中河衆
 も同名十六人・討死、生害す。城中に踏留
 る者無く、彼の山を落つ。矢穴あり、太
 刀、刀跡、骸骨等充滿せり。これに依り
 て、中河一族・皆亡びけるに、相摸國藤
 澤道場生阿彌陀佛と云ふ時宗一人有ける
 を、呼び下して、還俗せしめ、家を續が
 せたり。其の孫亦繁昌して多かりけり」
 と見ゆ。源平時代の事也。

40 肥前の中川氏 藤津郡の中川邑より起
 る。河上社文永二年六月廿五日文書に「中
 川太郎入道」を載せ、また太郎入道阿佛・
 見ゆ。後世、當國呼子浦の捕鯨家に中川
 氏あり。

41 中川宮 伏見宮流・賀陽宮朝彥親王は
 中川宮と稱し給へり。文久三年初めて賀
 陽宮と稱し給ふ。巻頭皇室御系圖、及び
 伏見、賀陽等の條を見よ。

42 雜載 その他、徳川時代、高松松平藩

重臣、岡中川藩重臣、多古松平藩重臣、
 柏原織田藩重臣、笠間牧野藩中老、西尾
 松平藩用人に此の氏あり。又幕臣小細工
 奉行に中川嘉兵衛利尙あり。もと山尾、
 後中川、源氏なりと。
 次に秀康彌給帳に「四千石、御普請與頭、
 中川駿河(第二十八項參照)。四百石中川
 四郎左衛門、五百石中川源太郎」を擧げ、
 又田中家臣知行割帳に「百五十石中川四
 郎左衛門、百石中川彌右衛門、三百石中
 川左助」を載せ、又幕臣に「先祖中川、
 後上村、更に中川に改む」と云ふあり。
 通字は尹、家紋丸に鳩草、丸に三階松
 也。又堀尾山城守給帳に「七百石中川内
 匠、三百五十石中川無右衛門」を載せ、
 又仙臺藩に存す。
 また備前池田藩備中川權左衛門謙叔は中
 江藤樹の門也。又和歌山徳川家に存し、
 明治に中川審六郎を出す、令名あり。
 又興福寺中五大院(舊五十石)は明治に還
 俗して、中川與長と云ひ、男爵を賜ふ、
 その子中川良長なり。又近衛家諸大夫、
 今出川家諸大夫、冷泉家雜掌等に存し、
 又石州流茶人に中川宗悦、清水流茶人に
 中川道茂あり。又駿河淺間社僧園道院

も還俗して中川氏と稱す。
 次に江戸の儒者に、中川飛騨守忠英・駿臺
 と號す。又京都の歌人に中川長員(自休)、
 長崎の詩人に中川醉月あり、共に名あり。
 又南部參考諸家系圖に、中川字右衛門見
 え、又書家に中川由儀(南山)、その子憲
 齋(文彰)、また岩代耶麻郡慶長六年文書
 に中川一類あり。又若狭の醫官に中川淳
 庵(麟)、又津山藩分限帳に「五拾石中川
 登一郎」、また鯖江藩士に中川兵高あり、
 又豊前、津輕、備前、志摩、安藝等に存す。
 中河 ナカガハ 前條に併せ云へり。
 永川 ナカガハ
 長川 ナガカハ
 1 讃岐の長川氏 全讃史に「大島城は東
 植田大島あり。長川美濃守、之に居る。
 權正・之に居る。植田氏の麾下也。勇名あ
 り、長谷川を略して長川と曰ふ」と見ゆ。
 2 豊前の長川氏 仲津郡の豪族にして、
 應永の頃、長川七郎・見ゆ。
 3 雜載 又江戸の儒者に長川寬藏(華山)
 あり。
 長川尻 ナガカハシリ 常徳院江州勅座着
 到に「三番衆、長川尻」見ゆ。
 中川原 ナカガハラ ナカガハハラ 藝藩

通志、廣島府本町故家に「芥河屋。先祖孫右衛門寄白は、芥河盛林が孫なり。其の先は攝津芥川の人にて、中川原八郎左衛門實繼が裔なり。盛林、始めて此の國に來て武田氏に屬す。武田滅後、寄家は商賣となりて本府に住す。宅地を賜はりて、世々廣瀬粗大年寄たり。今の久五兵衛まで八代、家に福島正則の手願、又同氏より所與の吉宗の刀を藏す。

町内桃平、くらの二家は、寄白が孫より分れて、共に同族なり。本支みな酒戸なり」と見ゆ。

中河原 ナカガハラ 因幡等に此の地名存す。而して筑後國津江社天文中實殿再興棟札に「中河原治部少輔藤原良親」を載せたり。

長合 ナガカヒ ナガフ、ナガウ、ナガヲ等の條を見よ。

長我部 ナガカベ 如何なる品部か詳かならず。

中神 ナカガミ 肥後に中神島、その他、三河、出雲等に此の地名存す。

1 常陸の中神氏 文祿四年の鹿島御神領附に「十石・中神」と。

2 伴姓 三河伴氏の一なり。幡豆郡中神

邑より起りしか。伴氏系圖に「大原三郎盛景—最高—忠景(左近將監)—景經(左衛門尉景弘(中上三郎)—四郎景康」と載せたり。その後にして、中神藤左衛門等ものに見ゆ。

3 紀姓 筑前の中上氏にして、香椎宮神官の一也。武内家より別る。カシヒ、武内等の條を見よ。

4 雜載 國學者に中神順次郎守節あり、梅龍圖と號す、新編武藏風土記の撰者也。又隅田川考を著す。又中神九左衛門守孝(蓋峰)は儒者として名あり。又近江の名醫に中神右内守通(琴溪)見ゆ。

中上 ナカガミ 前條に併せ云へり。

仲上 ナカガミ 中神と通じ用ひらる。

仲龜 ナカガメ

仲木 ナカギ

永木 ナガキ 次條參照。

長木 ナガキ 伊賀、羽後、佐渡等に此の地名存す。

1 平姓 伊賀の名族にして、服部氏の一族也。平姓と稱す、ハトリへ條を見よ。

2 此の氏、一に藤姓と云ふ。

永來 ナガキ

長岐 ナガキ 伊賀國奈垣邑より起る。長奈垣 ナガキ 伊賀國奈垣邑より起る。長木條參照。

中喜久 ナカキク 秀康廟給帳に「二百石中喜久四郎兵衛」と云ふあり。

中北 ナカキタ、チウウホク

1 中原姓 近江の豪族にして、中原井口系圖に「井口(北坊)幾經の子是經(又三郎、掃部助、石井入道、井口中北と號す)一長經(又三郎)、弟典次(五郎兵衛)、弟兵衛四郎」と載せ、又是經の弟經房は江州中原系圖に「井口中北又三郎、雅樂助」と載せたり。

2 秀城流藤原姓 これも、近江發祥と云ふ。今井氏の族にして「今井道俊—胤俊—高俊—秀遠—詮遠—遠明・中北氏を稱すとぞ。イマキ條參照。

3 雜載 伊勢神宮内宮社家に在りて荒木田姓と云ふ。又志原に存す。

長北 ナガキタ ナヤウホク條を見よ。

中吉 ナカキリ ナカキチ 日用重寶記に此の訓・見ゆ。

吉備地方の大族にして、太平記卷八に「備前國の住人藥師寺八郎、中吉十郎、丹兒玉の勢共、七百餘騎」と載せ、又卷九に「備

前國の住人中吉十郎」と。又「備後國の住人中吉彌八・行幸の御前に候ふ」など見ゆ。

中桐 ナカキリ 備前に存す。前條氏の後か。

中霧嶋 ナカキリシマ 薩藩舊記、建武元年島津庄日向南郷狼藉謀叛人交名に「中霧島大宮司藤内兵衛尉」を載せたり。

中久 ナカク ナカヒサ

長久 ナガク ナガヒサ 備前に此の氏存し、石見に此の地名あり。

永草 ナガクサ 次條氏と同族か。

半草 ナカクサ 伊勢外宮祠官渡會氏の族にして、廣雅を祖とすと云ふ。牛草か、ウシクサ條を見よ。

中口 ナカクチ 攝津國の名族にして、難波島の人中口勘右衛門は、安永元年中口新田を開發す。

中國 ナカクニ 豊前國下毛郡の名族にして、元龜天正の頃、中國氏あり。

長國 ナガクニ

○長國忌寸 唐族にして、延暦三年六月紀に「正六位下吾稅兒に永國忌寸を賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄は左京諸蕃に收め、「長國忌寸。唐人正六位上大押官賜絲正稅兒・入朝す焉。沈惟岳と同時也」と

載す。

永國 ナガクニ 常陸に此の地名あり。

中窪 ナカクボ 大和高市郡根成柿邑天滿神社永祿七年の棟札に「中窪彌衛門、小次郎、吉三郎、彌太郎」等を擧ぐ。

長窪 ナガクボ 次條に併せ云へり。

長久保 ナガクボ 又長窪に作る。駿河、信濃、下野等に此の地名存す。

1 金刺姓依田氏族 信濃國小縣郡長久保邑より起り、一に清和源氏と稱す。又長窪氏ともあり。長久保城(又長窪)の城主に長窪左衛門見ゆ。當城は佐久郡蘆田城主蘆田備前守の出張持城として、城代一族蘆田左衛門・長久保氏と稱し、これを守る。後天文十二年十一月、一門武田家に降り、又天正十年に徳川家に屬して、引き拂ふとぞ。オホキ條參照。

2 清和源氏 これも信濃發祥にて、滿快流と云ひ、一に小笠原族とも稱す。

3 甲斐の長窪氏 第一項氏の族ならん。

4 源姓 下野國芳賀郡(鹽谷郡)長久保邑より起りしか、武茂系圖に「長倉遠江守源義尚」見ゆ。武茂條參照。

5 雜載 水戸藩の地理學者に長久保玄珠(子玉)あり、赤水と號す。赤濱邑の人也。

岩盤にも存す。

長隈 ナガクマ 和名抄、下總國印旛郡に長隈郷を收む。

中込 ナカクミ 美濃に存す、ナカゴミ條を見よ。

仲倉 ナカクラ 大村藩士に存す、梶原氏の族と云ふ。

長藏 ナガクラ 以下各項參照。

1 (秦)長藏連 秦氏の族にして、古代長藏を掌りし氏也。クラ條參照。姓氏錄は左京諸蕃に收め、「秦長倉連。大秦公と同祖。融通王の後也」と載せたり。一族は次條を見よ。

2 雜載 餘目舊記に「伊達、四根、長藏。要害をせめそんず」と。又長倉ともあり。次條を見よ。

長倉 ナガクラ 前條參照。又和名抄、上總國武射郡に長倉郷あり、當郡には大藏郷も存す。又信濃に長倉庄ものに見え、又駿河、常陸、岩代、播磨等にも此の地名存す。古代長倉のありし地か。

1 (秦)長倉氏 秦氏の族にして山城の古族也。廣隆寺來由記に「秦長倉多牟部」なる者見ゆ。推古朝の人なり。クラ條參照。

2 泰長倉連 前項氏の後ならん。前條第一項を見よ。

3 長倉造 大和の古族也。長倉を掌りし氏ならん。姓氏録、未定難姓、大和の部に「長倉造。韓國天師命の後と云へど、見えず」と載せたり。

4 清和源氏佐竹氏族 常陸國那珂郡長倉邑より起る。佐竹系圖に「佐竹行義の子義綱(長倉三郎)」とあるより起る。其の子義利、其の子義景、其の子義成なり。又一本系圖に「佐竹左衛門行義の三子義綱(長倉三郎、遠江守)」「義常(遠江守、文安元年二月、武州戦死)」「義勝(遠江守)」と見ゆ。中興系圖には「長倉。清和、佐竹左衛門行義の男又次郎義綱・これを稱す」とあり。

その歴代は、佐竹支族系圖に「行春―義綱(三郎、號白源常高)―江浦常浦(名乗不知)―讀堂常金―海集常勝―梅集常桂―長川常祐―龍翁常權―香林常桂―天翁常橋―義尚(遠江守、號龍岩常乾)―桂岩常香(野口に生害)―義重(號天岩常清)―義當(遠江守、號箭岩、道號、)―義興(法名松岩紹長、慶長五年九、増井在寺頓死)」と載せ、又諸家系圖纂に「常橋(道號天

翁)―義高(遠江守、龍岩常乾)―常香(道號桂岩、野口に生害)―義重(天岩常清)―義當(遠江守、前岩道號)―義興(慶長五四九、在寺増井頓死、法名松岩紹長)」と。

而して新編國志に「長倉。佐竹行義の二子義綱・長倉三郎と稱す。文保元年、長倉城を築く。延元中、數々義高の爲に戦ふ、正平四年没す」と。その子遠江守義利、其の子常陸介義景(長倉系圖)、應永廿四年、山入與義と共に上杉禰秀に黨し、其の城に據りて兵を擧ぐ。岩城、岩崎の兵・佐竹義仁を援け、長倉城を攻む(飯野文書)、義景出で降る(戸村木系圖)、佐竹條を見よ。

其の子遠江守義成の代、永享七年、佐竹義仁・管領持氏に従はずして、室町將軍の教令により兵を擧ぐるや、義成・長倉城にて義仁に應ず。よりて岩松持國來り攻め、義成、其の戦の不利を察して出で降る。九年、鎌倉殿より市牛繩の地を賜はる(長倉狀、長倉文書、同系圖)とぞ。長倉狀に「常州佐竹、郡村、長倉遠江守、御追討の爲、御旗・進發。永享七年乙卯六月下旬、岩松典辰持國・大將軍となり

て發向」と。

また長倉追討記あり、當時の武家家紋を窺ふ有力なる史料なれば、その一節を引くべし。十月廿八日、結城、宇都宮・相續ぎ、嚮をいばくの中に廻し、長倉遠江守・開陣し畢んぬ。彼の遠江守・名を日本に上げ、譽を八州に振ふ。此の時、某打めぐり、次第不同に打ちながす幕の紋をぞかぞへける。

御所の陣かと覺ぼしうて、梢の冬のなか空に、桐のまんま二引、御一家も皆これ同じ。竹に雀は上杉殿御兩家、九ともへは長尾が紋、水色に桔梗は土岐の紋、齋藤がなでしこ、鹿は富樫之助、伊勢國司北島殿のわりびし、大内介がからびし、甲斐武田と、わかきの守護は武田びし、牛月に丸びしは與津左衛門、越前の織田と、由佐の河内守が瓜の紋、秋元も是を打ち、朝倉が三つもつかふ、飛騨國司姉小路殿は日光月光、月に九えうは千葉之介、八嚮は上總介、三引兩は三浦之介、小山は左巴也。朝比奈も是れに同じ。但し遠江の朝比奈は銀びし也。

宇都宮は右巴なり。行方、岡部も是を打つ。永井と那波は三星に一文字にて、昔

の因幡守廣元が末葉・毛利の一家にて、一品と云ふ字の表體也。三文字松河は赤松と小笠原、四ツ目結は佐々木判官、十六目結は本間四郎、海老名は庵に瓜のもん也。松に鶴は高井左衛門、さんぎにさるは洲四が紋、牛の尾がへふねつる、楠浦加、月にほし、極樂寺が水車、三木杉は狩野介、但し鷹の羽を打つ事も有り。山中がさがり藤、めひきかごは松田が紋、葛西はかしは、大石の源左衛門はいてうの木、五ふん筋は結城七郎、但し巴を打つ事も有り。永樂の錢は三河の岡水野が紋、中條はさゝの丸、あしなし洲濱・小田の大輔、しゝにぼたんは多田の三郎、萩の矢も是れをうつ。かぶら矢は武藏國の住人太田源次郎也。

十六葉の菊の紋は野田福王が紋也。團に菊は見玉たり、築田はあほひ、わちがひは高家の紋、たてつなは二階堂、同六郷も是を打つ。しゆるの丸は富士の大宮司、きぼたんは杉が紋、内藤備前がうごにてまり、楠、藥師寺が菊水、小山の藥師寺がともえの紋、久下は一番と云ふ文字、あげはの蝶は伊勢守、ひろなりも是を打つ。まひさきは御柳の紋、北條殿・三ろ

ろこ、同横井も是を打つ。大極八道は巴の紋、緒方、佐伯も是れに同じ。神保が藤の丸、椎名がをもだか、大戸、羽尾が飛つばめ、十文字は島津左馬頭、一文字、伊東六郎、鷹の羽は菊池のもん、熊野鈴木は稻の丸に横やとひなり、鱧はまな板にまなばし、三河の鈴木は藤の丸、大すながしは、泉、安田、三本からかき名越の紋、小もんの皮は秩父どの、かりがねは安倍どの、八つ星は飯塚、すみをしきに三文字は伊豫の國の河野一黨、備前こじまは品の字、駿河小島は八の字、下總の境はともへ、是は千葉のぞうとかや。

さゝりんどうは石川、もつかうは熊谷、車は伊勢の外宮の宮方榊原が紋也。鳥居のもんは八幡の神職宮崎の法印が紋也。七星は望月、梶の葉は諏訪のほうり、三たうしは皆岐の八郎、宮原も是を打つ。矢はづぐるまは服部、松に月は天野藤内、帆かけ舟は熱田大宮司、山城がすなかし、水にかりは小串五郎、栗飯原がかやくの紋、ひしつるは南部がもん、庵のうちは二頭まひ鶴は、天智天皇の後胤葛山備中守、御所も是を打つ。

扇に月の書たるは常陸の佐竹がもん也。

地黒菱は板垣、松皮に釘貫は阿波の三好がもん也。一宮は日雲也。左巴は下枝の紋、まひ遠鷹は櫛置のもん、根引松は常葉のもん、下條は梶の葉、折野は木瓜、坂西は丸のうちにまつかはの紋也。山は日扇、溝口は井桁、但し三葉がしはを打つ事も有り。高島は遠ひかぶら矢、松尾は丸の中にまん字、二木はちぎりや打つ。松岡は瓜の紋也。赤澤は松皮に十文字、遠州の小笠原・松皮葉に、水落九曜星は標葉也。山邊四牧は梶の葉を打つ。大耳平瀬島は一黨覺、後聽はまちがひの鶴をうつ。其の外、幕の數々、當世はやる國々の作り名字の暮づくし、うてほうだひに立ちならぶ」と。

義興・文祿四年、楠岡城に移されて城廢す。なほ和田條參照。

5 上總の長倉氏 和田條を見よ。

6 岩代の長倉氏 伊達郡の長倉邑より起る。長倉文書、天文十四年卯月七日伊達穂宗列書に「長倉信濃守殿」見ゆ。

7 藤原南家工藤氏族 播磨國長倉庄より起る。日向の大族にして、工藤祐經の孫、伊東祐時の子五男祐氏、長倉八郎兵衛、云ふ、其の後也。日向記に「五男六郎二郎

祐氏・八郎兵衛尉、後左衛門尉に任じて、播磨國長倉吉田の領主、長倉殿と申すなり」と。

また「祐持申上げけるは、某が名代に一族長倉左衛門大夫、云々」と。又「祐重御供には先づ一族長倉」と。又「既肥に於いて祐國御戦死の事、其の外御供討死人数、家老長倉修理亮、また長倉名字、長倉方へは同國の内、倍木三十町、北城主・長倉藤七、民部少輔と改む。息を藤七と云ふ、北長倉修理亮、その他「清武城主長倉伴九郎、清武地頭、長倉伴九郎(廿五)、右弟長倉伴十郎、都於郡衆・長倉主殿助、長倉四郎兵衛、長倉六郎二郎、都於郡衆・長倉織部佐、長倉源八、酒谷城主長倉淡路守、田野城主長倉河内守、今息宮内大夫、諸侍衆惣領一人を遣ふ事、長倉播磨守」など頗る多く、又日向纂記に「新内院に石の城と云ふ要害あり、天正六年六月十五日より伊東家の遺徒・長倉勘解由左衛門尉祐正、船籠る」とあり。而して徳川時代、伊東藩の重臣たりき。

又明治十年の役に、長倉訓(日向國楠原邑の人)見ゆ。

永倉 ナガクラ 和名抄、駿河國駿河郡に永倉郷を收め、奈加久良と訓す。延喜式に長倉郷に當る。その他、岩代等にも此の地名存す。

1 源姓 永倉實忠を祖とす。家紋丸の内雁金、釘貫。「七左衛門重弘—珍阿彌重安(宗珍)—珍阿彌眞治」と寛政系譜に見ゆ。

2 雑載 前條を見よ。

中黒 ナカグロ 加賀藩給帳に「千五百石(片喰)中黒六左衛門、三百二十石(同)中黒千之助」等見ゆ。

中子 ナカコ 豫章記、正平頃に「中子頼、字野左京亮、池田兵庫充」と見ゆ。

仲子 ナカコ 徳川時代、儒者に仲子文右衛門由基(土路)あり、岐陽と號す。

中小路 ナカコウチ 補遺を見よ。

○ 泉州堺の人に中小路(盲人)あり。永祿中、琉球より蛇皮線渡來す。彼一絃を加へ、三味線を創む。子孫岡安氏を稱す。

中越 ナカゴシ 信濃國上伊那郡の豪族にして、宮田村中越より起り、その地に據る。應永中、中越備中守あり、同七年、小笠原長秀の供して善光寺に參堂す(大塔記)。また永祿四年八月の高遠新業に中越興次郎・見ゆ。

長越 ナガゴシ 信濃に存す。

永越 ナゴシ

中小成 ナカコナリ 鯖江藩に中小成五助と云ふ人あり。

中郡 ナカゴホリ チウウケン 遠江、甲斐、相模、常陸、若狹、越中等に此の地名存す。中、中宮等條參照。

1 常陸の中郡氏 一に中宮氏に作る。新治郡(郡阿那)中郡庄より起る。この地は東鑑文治四年條に「蓮華王院領・常陸國中郡莊」、弘安二年作田勘文に「中郡莊三百八十二町六段」、嘉元の田文に「中郡莊二百八十三町一段小」、鹿島大宮司寛元元年文書に「中郡莊磯部郷、享徳四年筑波潤朝の申狀に「常州中郡莊水所城」、拾葉抄に中郡莊門毛、佐竹家士證文抄に中郡莊、福田(郡郷考、地理志料)など見ゆ。蓋し新治中郡の意也。

氏人は保元物語に中宮三郎あり、源家に屬す。續いて東鑑卷十に中郡六郎太郎、中郡次郎等見ゆ。蓋し新治氏の後か。

2 雑載 その他、長福寺正應三年鐘銘に「宗形氏時、藤原氏女」と。當氏と關係あるべしと云ふ。又興國中に春日顯時・中郡城を拔く事あり。

中込 ナカゴミ ナカクミ

1 清和清氏武田氏族 信濃國佐久郡中込邑より起る。武田氏の祖・清光の末流、定行の後也と云ふ。

2 金丸氏族 甲斐國巨摩郡の名族にして金丸氏の族なりと。また「中込和泉守道昌に男子なく、下山の蘆澤伊賀守元長を養子とす」(甲斐國志)など見え、穴山村の名族に存し、また御嶽衆に中込治部丞安信等見ゆ。

3 雑載 その他、美濃等に存す。

長狹 ナガサ 安房國に長狹郡あり、和名抄に奈加佐と訓じ、八郷を收む。次に上總國夷瀨郡にも長狹郷を收む。

1 長狹國造 長狹國とは後の安房國長狹郡の地也。此の國造は多臣氏の後にして、古事記に「神八井耳命は長狹國造、云々等の祖也」と見ゆれど、國造本紀に見えず、脱漏也。當族は東國の大族にして、此の地は其の根拠地と考へらる。オホ條を見よ。

中込 ナカゴミ ナカクミ

2 後世の長狹氏 長狹國造の後裔ならん東鑑、治承四年八月三日條に「當國住人長狹六郎常伴は其の志・平家に在り。今夜、此(頼朝)の御旅館を襲はんと擬す。而して三浦二郎義澄・國郡の案内者たり。竊かに彼の用意を聞き、之を遮り襲ひ、暫く相戦ふと雖、常伴・遂に敗北す云々」と。これより衰へしが如し。

其の郎黨左中太常澄が頼朝を阻撃して成らざりし、とはサ條を見よ。又鎌倉幕府の時、東條氏起り、雄を稱せしが、後里見氏に攻滅せらる。トウデウ條を見よ。

その他、長門本平家物語に安房長狹城を載せ、前太平記、宇都宮合戦の條に「長狹七郎保時が土浦城に入りし事」見ゆ。

3 藤原姓 應仁私記に「長狹五郎(藤原隆放)を載せたり。

長佐 ナガサ 前條と通ず。東鑑卷一、二に長佐六郎を載せたり。

中坂 ナカサカ 甲州に存すとぞ。

長坂 ナガサカ 山城、甲斐、相模、岩代、陸中等に此の地名あり。

1 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池系圖に「(菊池)兵藤武者經宗—出田經信—經隆(長坂小太郎)—經世(小田)」と載せ、

中込 ナカゴミ ナカクミ

また一本に「經宗—經綱(長坂小太郎)—經世(長坂小太郎、小田合戦云々)」と。また一本に「經綱—經世—季經」と云ひ、また一本に「經宗弟長坂小太郎」と見ゆ。ソノダ條參照。

2 清和源氏小笠原氏族 信濃國發祥にして、尊卑分脈に「小笠原民部大甫長朝—修理大夫貞朝—民部大輔長棟—信定(長坂太郎)」とある後也。今も當國の名族也。

3 清和源氏武田氏族 北巨摩郡長坂邑より起る。武田氏の祖清光の後胤と稱す。戰國の頃、長坂金吾入道長閑齋あり。軍鑑に「長坂左衛門尉は、信州高島城を守る」など云ひ、又左近吾頼弘(左衛門入道長閑、調閑、釣閑)など見え、釣閑の子を源五郎と云ふ。第五項參照。

4 弓削姓 三河の長坂氏にして、弓削氏の裔と云ふ。磐海郡坂戸城(坂戸村)は「城主長坂大炊入道也。又平岩七之助出生(二葉松)」と見え、又同郡「新堀村古屋敷、長坂血鎗九郎信次(任丹羽守)」「小垣江村古屋敷・長坂氏」などあり、次項を見よ。

5 松平家臣 前項と同族なれど、寛政系譜には、此の氏六家を載せ、其の一には

「小笠原持長の三男守重・山城國長坂に住す、因りて長坂を稱す」と云ひ、其の一には「長坂清氏が後胤・正妻(三河)の後」と稱す。

家康家臣に長坂血鎧九郎信忠(信政、茶利九郎)、第十左衛門信時(前項参照)あり、又天正十年三月、長坂血鎧九郎に遠州曾我庄篠場村石野料毛村を賜ふと云ふ。又寛政系譜に「式部信政(彦五郎)―彦五郎信宅(小十郎)―信七郎信吉―同一正―十郎兵衛信俊―彦五郎信經(血鎧)―式部信一―信七郎信令」とあり。家紋丸に三階菱、五七桐。



長坂血鎧九郎

武藏國橋本郡土橋陣屋(土橋村)は地頭長坂血鎧九郎が昔の陣屋跡なりと。又三州幡豆郡江原村神主に長坂氏あり。

6 尾張の長坂氏 長坂遠江守、同伊豆守等あり、生路村の士也。而して蜂須賀藩創業文武有功の士に長坂氏・見え、後に年寄等を務む(武鑑)。

7 桓武平氏千葉氏族 陸中國磐井郡長坂邑より起る。千葉五郎兵衛晴胤の嫡男千

葉介頼胤、その嫡男を千葉長坂太郎と云ふ。詳細は千葉條を見よ。この氏は奥州千葉氏の嫡流にして、鍵引城(唐梅館とも云ふ。長坂村の中郡南山谷)は、千葉利部少輔の居所と傳へらる。其の山頂に高五尺、巾一尺四寸の古墓ありて、「蓮清院前羽林字正山公大居士、從四位下千葉之助平頼胤」と見ゆとぞ。又奥南舊指録に南部家豫參士譜代並・長坂(地名辭書)と。

8 伊勢の長坂氏 松坂の名族にして、長坂三郎雲在(畫家)は栗山俊平の三男なりしが、此の氏を嗣ぎしなりと。

9 雜載 徳川時代、桑名松平藩用人、高崎松平藩年寄に見え、又長坂平次黒肱(圓陵、但律派學者)は此の氏にて、平六辰春の子也。又田中藩知行割帳に「百石長坂九左衛門」を載せ、又津山藩分限帳に「五十石長崎和平」見ゆ。その他、俳人に長坂成屋あり。

永坂 ナガサキ 美濃に存し、又鯖江藩に永坂巡平、永坂軍平など云ふ人あり、前條氏と同族か。

中裂 ナカザキ 近江の名族にして、中原氏の族なり。中原氏系圖に「尾本權守師景

三郎景直―忠直(中裂九衛門)―忠成(太郎左衛門)―信忠(左衛門次郎)―忠永(左衛門次郎)とある後也。

中崎 ナカザキ 岩代國の名族にして、耶麻郡小布施原村館造は中崎善六郎某居りし地と云ふ(新編會津風土記)。

長崎 ナガサキ 伊豆、武藏、下總、陸前、羽前、越前、越後、肥前、肥後等に此の地名存す。

1 桓武平氏 伊豆國田方郡長崎邑より起る。(この地は治承文書に長前に作る)。古くより平姓と稱し、後述太平記に「貞盛十三代を長崎圓喜」とし、又尊卑分脈に「重盛―左中將資盛―盛綱(長崎流)」と載せ、また關系圖に「重盛―資盛―盛國(左近大夫將監、夢庵、關谷大夫、民部丞)―實忠(關左近將監)、弟盛綱(長崎平左衛門尉、平三郎、北條泰時の執事)」。高資 高重 重保

に譲り、高資が叔父四郎高頼を招き、高資を殺す事を計らしむ。時に高資・由を聞いて、叔父四郎高頼を奥州へ流罪す。長崎新左衛門尉高資、北條高時入道滅亡、元弘三五月廿二日、義貞利を得、此の時、高資・武勇を顯し自害す。長男長崎二郎高重・高資の嫡子、武州入間郡川合戦より以來、鎌倉由井濱の軍迄、數度勇力を顯はし、其の後東勝寺にかへり、主君高時入道、井に吾が祖父入道圓喜にも自害を進め、吾が身も腹を切る。二男長崎孫四郎高盛、子同四郎盛政。父子共に由井の軍に武勇を振ひ、高時自害の間、父子一手に成りて一方を掛け破り、戰場をのがれ、潜かに勢州に逃げ、關の谷龜山に蟄居す。世の聞を恐れて長崎を本名にかへり、關四郎盛政と云ふ、男子五人あり。長崎四郎盛政嫡子・關太郎盛澄・剃髮の後、柏巖と云ふ。足利尊氏の治世、父盛政が許にて、尊氏の旗下に屬し、子孫長く相續」と。

又關家筋目に「資盛嫡子平太郎盛國、觀所にて出生す、歸洛の後也。壽永三甲辰八月、伊賀伊勢の平氏・蜂起の時、頼朝・北條四郎時政に下知なして進發せしむ。此の時、盛國・誅せらるべきを、頼朝・小松の厚恩を思ひ出で、死罪を宥め、北條に頼まる。建久四年甲子夏、伊賀伊勢の平氏蜂起の時、盛國は頼朝の味方になり、同進發す。太郎實忠・盛國の嫡男なり。關左近將監實忠と云ふ。始めて勢州鈴鹿郡關谷を賜はる。父盛國が軍功の賞とぞ。平三郎盛綱・盛國の二男、北條小四郎義時に奉仕、無二の寵臣也。義時・天下の執權職に補せられし時、相摸守に任ぜらる。此の時平三郎は左衛門に任ぜらる。義時父子修理亮泰時の二代は、内執政たり。此の盛綱・關を改め長崎と名乗る。時頼の時代、長崎左衛門尉盛綱・内執役たり。此の時、將軍は頼朝より四代目頼朝の治世なり。長崎平左衛門頼綱・盛綱の息也。武威・父に増る、貞時・執役の内は頼綱・父に替りて勤む。弘安七年甲辰十月、秋田城之助陸奥守泰盛と執役、頼綱と不和になる。泰盛・潜かに謀叛を企て、北條家、

四代の孫盛綱の四男長時四郎照光・本邑に一寺を創立し、その名を以つて寺號とす。當時禪なりしが、正嘉中・眞宗に轉じ、名を澄念と改む」など多し。

思ふに長時氏が平姓なる事は誤りなかるべきも、小松内府の裔とするは容易に信じ難く、關氏とも別ならん。蓋し古くより伊豆に居り、北條氏と密接なりし氏と考へらる。肥前長時と附會するも悪し。

2 氏人 鎌倉時代、北條氏の内管領として、權威・頗る大也。氏は東鑑卷五十一に長時次郎左衛門尉、延慶元年越後守貞顯狀に長時三郎左衛門入道、また元享二年、相馬重胤・鎌倉殿へ申して、長時三郎左衛門入道思元に、太田村、高村を採領せられしを訴ふと(奥相秘鑑)。かゝる類は猶ほ多し。

次に太平記卷一に「東使・長時四郎左衛門泰光」卷二、長時新左衛門尉見條に「執事長時入道が子息、新左衛門尉高貴」を載せ、卷三に「侍大將・長時四郎左衛門尉、卷六に長時四郎左衛門尉、同九郎左衛門尉等見ゆ。又楠木合戦注文(正慶二年分)に「河内道・大將軍遠江彈正少弼殿、軍奉行長時四郎左衛門尉高貴」と。

又梅松論に「高時の家人長時、また長時四郎左衛門尉など見え、近江番湯蓮華寺過去帳に長時三種長を擧ぐ。

その滅亡は、太平記卷十に「長時勘解由左衛門入道、長時二郎高重、同孫四郎左衛門、長時駿河守時光、長時二郎高重・久米河の合戦云々、また長時父子武勇の條に「長時三郎左衛門入道思元、子息勘解由左衛門爲基」と。また長時次郎高重最後合戦條に「去る程に長時次郎高重は、始め武藏野の合戦より、今日に至るまで夜盡八十餘箇度の戦に、毎度先を懸け、圍を破つて、自ら相當る事、其の數を知らざりしかば、手の者、若黨共、次第に討ち亡ばされて、今は僅に百五十騎に成りにけり」と。

又「高重・今はとても敵に見知られぬる上は、と思ひれば、馬を懸居え、大音揚げて名乗けるは、桓武第五の皇子葛原親王に、三代の孫平將軍貞盛より十三代、前相摸守高時の管領に、長時入道圓喜が嫡孫次郎高重・武恩を報せんため討死するぞ」と。

又一門自害條に「長時新右衛門・今年十五、長時三郎左衛門入道思元」を載せ、

十一に長時四郎左衛門尉、卷二十六に、小旗一揆の中より長時彦九郎資宗(スガハラ條参照)等多く、又應仁私記に長時七郎・見ゆ。以下、各項に多し。

3 武藏の長時氏 豊島郡に長時邑あり。又新編風土記、荏原郡條に「長時氏(瀬田村)。先祖は行善寺の開基長時伊豫守行善入道なりと。又慈眼寺の開基長時四郎左衛門某をも此の家の祖なりと云へり。行善入道は小田原北條家に仕へて功ありしかば、世田ヶ谷の内、瀬田村の城主となり。其の子を隠岐守重高と云ひ、永祿の頃の人なりと。中葉諸城主に「武藏國世田の城主長時伊豫、同く隠岐守重高、同く四郎兵衛重次」と載たり。今其の城跡を傳へず。又同じ頃、土佐守と云ふものあり、又長時次郎といひしものあり。恐らくは親屬ならん。家に長時土佐守と記せし文書をおさむ」と。

又豊島郡に「長時氏、村の年寄を勤む。是も禁中雜士の一なりしと云ふ。祖長時民部大輔政宗の時、關東に來り、後當村に土着すと云ふ」と見ゆ。

4 下總の長時氏 小金本土寺過去帳に、「長時宗衛門・文祿三丙申閏七月」と云ふ

者見ゆ。

- 5 陸前の長時氏 栗原郡の長時邑より起る。餘目舊記に「大時を守り候外様は長時云々」とあるは是にて、封内記に「長時邑・南疊・凡そ四。古來傳へて、長時四郎。此の地に居ると。而して四處の中、何箇かを詳かにせず」と。名跡志には「兩箇ありて上箇を小坂本館と曰ひ、相傳ふ、秀衛の家臣長時四郎の古邑也」と見ゆ。
- 6 出羽の長時氏 羽前國村山郡長時邑より起りしにて、長時館は最上家分限帳に長時城主里見民部」とあり。又「七千石中山支藩、七千石長時式部少輔」と。蓋し長時式部少輔とは、中山支藩の子なるか(風土略記)と。
- 7 江戸幕臣 第一項氏の末裔と稱し、寛政系譜には二家を收む。家紋丸に抱蓮荷三、長字くづし、丸蓮荷。「伊豆守元家(彌左衛門)―半左衛門元通(左太郎)―彌左衛門元政―同元義―伊豆守元仲―彌左衛門元嘉―元亨―元居」と見ゆ。
- 8 石見の長時氏 那賀郡高城村日高城主に長時治部大輔・見ゆ。長時盛綱の裔かと云ふ(石見志)。又出雲にも存す。
- 9 筑前の長時氏 住吉神社大般若經奥書

に「長時新左衛門」を載せ、又怡土郡白山社記録に「長時加賀丸」見ゆ。

- 10 備後の長時氏 世羅郡徳良邑宮道城は長時國右衛門の所居と傳ふ(藝藩通志)。
- 11 肥前の長時氏 彼杵郡長時邑(長時市)より起る。當地方風指の名族にして、第一項の流と傳へ、北條家の家宰、長く伊豆國長時村を領して長時氏と稱せしが、元弘の亂、勘解由左衛門爲基、西海に流落し、肥前環浦に到り、子孫其の地に食して邑主となるなど云ひ、徂徠文集にも「平氏・爲英は、内相重盛の裔也。饒府の衰ふるや、政・大夫より出づ。大夫・同出自を以つてか、重盛の孫を以つて其の家政を掌らしめ、これを豆の長時に邑せしむ。子孫・遂に邑を以つて氏とす焉。大夫の族・元弘の亂に饑き、諱爲基なる者。逃れて海西に行き、肥の環浦に居る。其の後、乃ち氏を以つて邑名とし、長時の名・遂に著はれて、海西の鎮たり」と。されど信じ難し。
- なほ地理志料、長時條に「足利叔世、總前の人長時某・來りて之を領す、因りて今の名に改む」と。殊に採り難し。
- 肥前長時氏は、嘉祿三年十二月十九日、

大番交名に「肥前國彼杵の莊、御家人大村七郎太郎、千綿太郎、時津四郎、長時小太郎、浦上小大夫、浦上三郎、戸田藤次、今宮二郎、今宮三郎、今宮四郎」と載せ(御教書案文)、また深堀文書曆應五年三月廿日富永直幸執達狀に「長時四郎殿」と明記す。鎌倉時代の大家族たるや明白なれば也。

されど暫く舊記に據れば、長時系圖に「重盛―資盛―盛綱(資盛の庶子、此より長時氏と稱す。盛綱が長時氏の祖たる事。今織田家系譜に見たり)―重綱(長時小太郎。貞應年中、肥前國彼杵郡に下り、深江浦に居す。後に大村の附庸に屬す。此の事、嘉祿元年の證文に見えたり。證文は家士福田氏の家に在り)―重定(長時左馬助)―頼綱(小平太)―重氏(相馬)―重友(源五)―重俊(源太)―重純(長時矢上八郎。正平十八年八月、大村南方の屬士一黨・三十六騎の内、重純・其の一騎也。三十六騎の黨盟文は福田氏の家にあり)―重益(長時周防權六、應永五年九月、大村南方の屬士一黨・七十五騎の内、重益・其の一騎也。七十五騎の盟文は福田氏の家にあり)―廣純(彌太郎)―純師(彌五

耶)純俊(左馬助、稻佐に居る)―康純(左馬太夫、實は有馬肥前守貴純三男)―純方(左馬太夫)―純景(甚左衛門、妻は純忠公の息女、長崎村、高九百七十石餘を領す。春徳寺山に居城す。元龜二年、純忠公の命により、長崎内町六町を建て、藩國商估の津とす。天正年中、深堀純賢・純忠公に反し、龍造寺隆信に屬して長崎に入寇す。然れども毎事利を失ふ、故に天正八年、四郷氏と謀りて櫻馬場寨を攻め、純忠公援兵を遣はす。純景・大に戦ひて利を得たり。天正十五年秋、長崎村同町、公地と成りて、時津村に於いて七百石を賜ふ。純景・受けずして筑後國に到り、田中氏に仕ふ。是より先、松浦右近頼直を聲養とすと云へども、名跡絶えず、多年を経て大村に歸る。其の節樂料として横瀬浦にて百石を賜ふ。弟重方(戸町惣兵衛、兄純景の嗣子、戸町を領す、故に戸町を以つて氏とす)、妹(松浦主殿妻)と。

次に「重方(惣兵衛、實は純景の弟、文祿年中、太閤名古屋御陣の節、御内、材木を獻せらる。重方、奉行を勤む。此の時、惣役と成り後朝鮮に到り功あり。久島城を築

くの節奉行を勤む。重方の代世々の功を以つて永く一献の席に列せしむ)、妹(松浦右近頼直妻)、妹(井石主水頼次妻)、弟甚右衛門(號一無)、弟三郎兵衛(號宗心、妻は戸町惣兵衛重方女)と見ゆ。

重方の後は「惣兵衛重方―甚左衛門重次―與五兵衛種重―源五兵衛重大―甚左衛門重陣―景門」也。

又長崎拾芥といへる書に「長崎小太郎より十一代に至りて、有馬領主有馬肥前守貴純は、三男康純と云ふ者を養ひ、家を譲る。其の子長崎左馬介、其の子長崎甚左衛門」と。「又長崎公領と成り、其の後、東麓地請になりしかば、甚左衛門は家内衰へけるを、大村理事引請け、時津にて四百石領の知行を與へ置きしが、甚左衛門・思ひけるは、僅の領につながら、理事に附きまとも心うし、如何せんと思ひけるが、爰に有馬修理大夫が五男に丹後守と云ふ者・松浦の家に養子に行きしが、それに子あり。甚左衛門・其の子を養ひ、姪に取合せ、時津の領を譲り、其の身は筑後の國主田中筑後守が家に引き、二千三百石領知すと(有馬世譜)。

なほ有馬、松浦等の條を見よ。

長崎神社は長崎總部亮を祭ると云ひ、織部亮平昭威君の墓誌あり。又一本系圖に「純景(長崎甚左衛門尉)、弟爲英(織部亮、謀昭威、天正年中、正徳三年癸巳、物祖棟・墓誌を作る、別記に詳なり)、弟重方(戸町惣兵衛、兄純景の家を嗣ぐ)」と見ゆ。

12 日向の長崎氏 伊集院忠真の將に長崎林兵衛あり、慶長四年、島津氏・之を攻めて林(休)兵衛を討ち取り、城陷る。又島津藩重臣に長崎甚七・見ゆ。

13 雜載 その他、河越松平藩重臣、小城鍋島藩用人等に見ゆ。又黒石藩儒に長崎助武敏(梅軒)あり。又東作志に見え、又桂女由緒に「江戸本石町長崎屋源右衛門」と。猶ほ信濃、備前、陸奥等にも存す。

永作 ナカサト

中佐治 ナカサシ 丹波氷上郡の名族にして、丹波志に「中佐治氏、今足立氏、中佐治村、先祖中佐治助右衛門と云ふ地侍也」と見ゆ。

中里 ナカサト 武藏、下總、常陸、上野、下野、陸奥、羽前等に此の地名存す。

1 宇都宮氏族 下野國河内郡中里邑より起る。氏家系の族にして、氏家系圖に「氏

家公頼の二男、高信(中里筑後守。河内郡中里郷を領す。中里伊豫守、井に宇都宮社務中里神大夫、同屋敷部等の祖)と見ゆ。

宇都宮社は、寛文中より、中里市正・神主を勤仕し、宇都宮縁起連署に「中里市正、中里頭大夫、中里六郎大夫、中里屋敷」等を擧げ、又同志に「宇都宮大明神、市田千五百石餘、内百石・神主中里市正配分し、その他、八十石・社家中里兵衛、四十石・同中里主水、など見ゆ。

2 清和源氏新田氏族 里見系圖に「義實―寛次(中里備中守、剃髮して正端と號す。成義、義通に従ひて戦功あり、老年に及び、太郎義豊一味に依り、義堯と戦ひ、天文三年甲午四月六日戦死す)と見ゆ。

3 岩磐の中里氏 行方郡横手の岩松氏の老臣なりしが、正長元年に叛す。又會津天文十八年内番頼に中里氏を擧ぐ。

4 武藏の中里氏 那珂郡中里より起りしか。多摩、埼玉等に存し、享保の頃、中里伊兵衛は中里新田を開發す。

5 雜載 その他、大森葛山系圖に中里小二郎泰親・見ゆ、カツラヤマ條参照。

又八戸南部藩重臣に存し、參考諸家系圖に中里與市右衛門等を擧ぐ。又土浦土屋藩重臣に見え、又三階業を家紋とするあり。又信濃、伊勢、志摩等にも存す。

永里 ナカサト

1 菊池氏族 房後々家族にして、菊池系圖に「四守季綱―基季(永里領主)―泰基(永里)―基能―基親(左衛門尉)―行季(左衛門尉、小次郎)―長季(小次郎)―季隆」と載せ、又一に合志五郎隆明の子孫を永里氏とす。南北朝の頃、勤王せり、中村井原文書に「肥後國八代庄、井に珠磨郡内徒永里、園本以下の輩」と。

2 薩隅の中里氏 守公神弘安十年結番交名に「一番永里源太」を擧ぐ。

3 馬前の中里氏 河上淀姫社觀應三年卯月十八日文書に「三重屋庄内、永里四郎次郎跡田地云々」と。また貞和七年三月文書に「永里四郎次郎跡」と見ゆ。

中里見 ナカサトミ 里見太郎義俊の子里見冠者義成・中里見城に住す。その弟政氏を中里見七郎と稱す。詳細は里見、田中等の條を見よ。

中澤 ナカサハ 和名抄、武藏國那珂郡に中澤郷を收む。その他、甲斐、下總、信濃、

陸奥、越後等、猶ほ此の地名多かるべし。

1 諏訪氏族 信濃の家族にして、集古文書二十七、嘉元四年下知狀に「早く神貴光をして、信濃國伊那郡中澤郷内中曹藏村參分壹地頭職たらしむべき事」と見ゆ。上伊那郡中澤より起り、諏訪系圖に「大祝敦貞―敦真(諏方次郎)―範真(同太郎)―真重(中澤神太)」と見ゆ。

その後、上伊那郡高見城(高見村)主に中澤氏あり、又諏訪氏の族と云ふ。伊那武鑑に據るに「應永三年、高遠城の家士但馬守重清・當城を築き、在名を以つて家號とす。三百貫文を領して之に住す。その子中務少輔信清、左衛門佐政信を経て、丹後守重利・天文三年に弟重光を大草に分知す」とぞ。大草城は南向村太草にあり。中澤城主重利の弟重光・此の地に據り、其の子光康に至り、故有つて姓を井上と改む。子國光・武田家に屬すと。

又諏訪志料に「中澤氏。當氏號は信州に於ける古き國土なり。而して諏訪神家の一族なり。其の先・大祝神人宿禰武員が數代の孫敦貞・大祝、貞方・大祝、安藝權守の男敦貞・諏訪次郎、其の子純貞・諏訪太郎なる人あり、武名高し。其の男眞

重・中澤神太、諏訪郡中澤郷に居る。是れ中澤氏の祖と云ふ。久安年中の人也。其の男に中澤次郎兵衛尉と云ふ人あり、東鑑、建久元年十一月、嘉祿元年六月等に見ゆ。その嫡男は小次郎兵衛尉(東鑑、嘉祿四年二月條に見ゆ)、後に中澤五郎兵衛と稱す。次に同年六月條に、中澤十郎兵衛尉成綱・見ゆ、其の嫡男也。その後、正平年間、信濃宮に御方せし人に中澤五郎兵衛あり、王事に勤む。次は六郎兵衛(寶徳三卒)、次は志津馬(延徳二卒)、別に中澤六法師と云ふものあり、當姓より出でて上國し、足利家に仕ふ(三好義長感狀あり)。

本國なるは永正年中の中澤兵衛之輔の時迄、代々有賀氏に仕へ、奉行職を務む。天文年中に中澤豐前守なるものあり、當家の繼子なるも、強勇の人なれば、妹某に家督を譲り與へ、京師に出でて足利家に奉仕し、度々武功あるにより、出雲國大原郡牛尾を賜はり同所に居宿す(この説、誤れり、第十三項、及びウシツ條を見よ)。次は中澤流設久隆と云ふ養子、實は伊那郡中澤郷主中澤信行の次男なり。當家と同性族の因縁あるを以つて入贅、一女某

に配し、家名を相繼す(天正癸未卒)。同妻中澤豐前守の妹也。次を中澤彦左衛門久忠と云ふ、初名八之丞、慶長年中、諏訪家に勤仕せり。次を中澤佐右衛門久富と云ふ、大阪陣に功あり、歸郷後高島藩に仕ふと見ゆ。

諏訪の中澤氏は、丸に根柢、丸に鳩股草を家紋とす。
2 同上杵淵流 江戸幕臣中澤氏にして、諏訪神家の族、杵淵太郎頼方が六代下野守建元(彦太郎、左京亮)・天徳年中、村上天皇皇子兵部卿親王・下向の時に奉仕し、中澤郷の地頭職に補せらる。その子孫此の氏を稱し、杵淵城に住すと云ふ。其の十八代の孫は彦次郎清秀(五郎左衛門久吉(岩村田大炊助に仕ふ)なり)と。家紋丸に椿葉三杉、十六葉裏菊。久吉の後は、其の子「太左衛門久次」同正吉(新左衛門建尋)左京杵長也。
3 藤原姓 前項氏は寛永系圖に藤原氏とし、又中興系圖に「中澤、藤原姓、本國信濃岩村田、モン枚葉」と見ゆ。
4 清和源氏武田氏族 甲斐國八代郡中澤邑より起り、淺利興一義成より出づとぞ。後に義成の裔嗣絶えて、一族安田義春の

次男義武・入りて淺利冠者と稱す。義武の七世備前守義氏の次男掃部介義幸に至り、一宮莊中澤郷にありて中澤氏と云ふ。五世孫小次郎滿成・武田信昌に仕ふ。其の男宗兵衛守正・信虎に仕へ、其の男修理亮正久、弟金兵衛門忠友、其の子宗九郎幸次、市右衛門保明也。紋五本骨白扇。

5 清和源氏佐竹氏族、これも甲州發祥にして、坂本宮内左衛門貞茂の三男丹波貞勝・外家の號を冒して、中澤と云ふと。坂本系圖には、其の祖を坂本宮内貞重とす(坂本條參照)。家紋丸に七本骨開扇子。「主稅助(丹波貞勝、武田信玄、勝頼に仕ふ)」「主稅助吉次、弟主稅助吉政(正和)」「半兵衛吉清(清生)」「清水」にして、六百五十石を領す。寛政系圖に見ゆ。
6 甲斐の中澤氏 以上五流、皆當國に關係あり。又誠忠舊家録に「布施村中澤伊兵衛眞房(中澤兵庫輔廣房後胤)、同中澤吉右衛門政房(同後胤)、在家塚中澤八右衛門宗朝(中澤兵部少輔宗明後胤)」など見ゆ。
7 清和源氏新田氏族 里見義基の次子重基(中澤太郎)の後と云ひ、又「里見太郎義基」三郎重基(中澤)「中澤三郎重宗」

彦三郎基宗、弟彦四郎重幸」と見え、又中興系圖に「中澤、清和、モン酸草下に引違タカノ羽、里見太郎義俊四代三郎重基・之を稱す」とあり。

8 清和源氏足利氏族 中興系圖には猶ほ「中澤、清和、足利余流」と云ふも見ゆ。
9 桓武平氏千葉氏族 下總國印旛郡中澤邑より起る。千葉系圖に「千葉四郎太郎胤義(家號立澤)胤直(中澤綱太郎)胤興(彦太郎)」と載せたり。千葉、立澤條參照。

10 粕氏族 山城松尾社々家也。
11 越後の中澤氏 第七項と同流にて、「里見利部少輔義員(越後中澤富取城主)忠宗(中澤十左衛門)」と云ひ、また忠宗の兄「村上城主建助義宗」三郎左衛門宗基「利部左衛門宗助(越後蒲原郡賀茂村)」中澤三郎左衛門義虎(中川修理大夫家臣、五百石、用人)「中澤藏多義季」なりとぞ。

12 秩父氏族 丹波國の大族にして、多紀郡大山城(一に出合城とも云ふ。大山村に在り)は此の氏の居城也。一に長澤氏とも見ゆ。氏は太平記に中澤三郎入道あり。建武二年十二月、足利に黨す。長

澤と云ふも太平記に見ゆ。

出自については、丹波志頭註に「長澤、姓は藤原氏、武州秩父流。紋は三頭左巴、添紋は丸の内ニツ引。名乗通字。長澤兵部少輔(中澤と改む)」「忠右衛門」傳右衛門、忠右衛門、弟忠右衛門「次郎兵衛」字右衛門「七郎右衛門」とあれど詳かならず。丹波風土記には(南家)巨勢麻呂九男武藏守経邦が二男、或は云ふ令弟小山忠門、後に播磨國永澤縣、後更に小山庄に移り、永字を改めて長澤と爲す。元暦年中、長澤六郎道種が息女に、源義經遺腹の子あり、之をして長澤の箕裘を續がしめ、六郎次郎義種と號せしむ。是より以來、藤姓を改めて源姓を犯す」と見ゆ。

而して多紀郡日置村中澤氏所藏明德元年の中澤壹岐守信明讓狀に「讓り渡す所領の事。一、上野國多胡庄内今泉口在家の事。一、丹波國遊樂莊西村地頭職、并に安延名の事。一、同國大山庄清得名等の事。一、同國大山庄内一分地頭名跡、并に重久名金光半名等、中澤七郎左衛門入道跡・實徳相傳田島等の事。一、武藏國本郷内和田村藤三六入道□在家□□□□。一、讃岐國多□郷内、うなきかのやしる

の事。右所領は、信明が相傳の當知行地也。」など見ゆるを參考するに、もと東國の士にて、秩父黨と云ふ説、採るべきか。下りて職國末、長澤治部大輔義遠あり。次いで伯耆守高義の代、天正六年八月に至り、明智氏に攻められて落城す。其の子を與三郎と云ふ。

族人は丹波志に「大山下村長澤氏系譜。某(長澤字右衛門)「某(長澤七郎右衛門、相原織田家に仕ふ)「某(武左衛門、氷上郡棚原村土田氏、三郎右衛門の子、初襲たり云々」と。
また氷上郡に存し「中澤氏。子孫井中村。先祖丹後國より來り、中澤善助と云ふ。子孫五代目」と。又「中澤氏、子孫谷川村。久下の分家、家非、長澤氏中澤」と。又「中澤伯耆守基重、子孫中竹田村大森。多紀郡大山城主也。天正六年の八月、落城、其の子與三郎は大森に住す」とあり。又桑田郡等にも存す。中川條參照。

13 出雲の中澤氏 第一項信濃中澤氏の後にして大族也。ウシツ條六四二頁に詳か也。なほ正和二年の鎌倉執權讓許狀に「出雲國淀本庄(號牛尾庄)の雜掌・中澤式部房圓性と當庄地頭職を相論する事、承久

御下文に云々」など見え、下りて天文年中、牛尾の領主神中澤豊前守家壽、同大藏左衛門春信の父子は、本國信州諏訪明神を勧請して、古社須我大明神の合殿に祭り、牛尾郷十二箇村の惣社と定めしより、村名も諏訪と改むるに至れり。

南北朝の頃は宮方に屬し、正平六年四月の文書に、中澤二郎、同三郎等見え、同年十二月には、中澤左衛門尉時實・參河權守に任ぜらる。牛尾及び神條を見よ。

14 鎌倉室町幕臣 東鑑卷三十に中澤次郎兵衛尉、中澤十郎、その他、中澤兵衛尉等見え、此等は諏訪氏の族と云ふ、第一項を見よ。

下りて室町時代には、文安年中御番帳に「奉行衆中澤」を載せ、又永祿六年諸役人附に「外様詰衆以下・中澤支善九、奉行衆・中澤備後守光俊、奉行衆・中澤支善九、一番・本郷下總守信弼(中澤支善九)」等を挙げ、また大館日記に「中澤掃部助・披露す、攝州中島の内、天満天神社領三百疋云々」と。而して見聞諸家紋に



中澤

15 三枝姓 佐州役人附に「三枝姓・中澤善次郎」を擧ぐ、甲州發祥か。

16 土岐氏族 傳へ云ふ、明智頼尚に三子あり。長は明智頼典、次は土岐頼明、末は駄知頼充にして頼充・後に中澤氏を稱す。その後は「頼充―頼綱―豊後守友綱・明智光秀に仕へ、山崎に敗死す」なりとぞ。或は長澤條第一項流かと云ふ。

17 雜載 その他、徳川時代、此の氏は麻田青木藩重臣、金澤米倉藩用人、蓮池鍋島藩用人、府中松平藩番頭、高崎松平藩用人、二本松丹羽藩用人たり。又堀尾山城守給帳に「五拾石中澤才助」を擧ぐ。また京都の心學者に中澤道二(義通、龜屋久兵衛)、津山藩分限帳に「四拾五俵、中澤仁兵衛、仁兵衛中澤堅太郎」を擧げ、又長岡藩の書家に中澤行藏後卿(雪城)あり、又上野那波郡の俳人に中澤篤言、山城國紀伊郡上島羽邑桂女由緒に「桂女が夫中澤右衛門、また攝津、近江、武藏、播磨、伊勢、志摩、羽前、羽後等に多しとぞ。

仲澤 ナカザバ 前後二條參照。

又清和源氏井上氏の族と云ふあり。本國信濃にして、信濃を祖とす。家紋井桁、八鷹

羽、三巴。寛政系譜に「喜右衛門信瑞(吉右衛門、八右衛門、正見)―忠三郎信久―八九郎信封」等を擧ぐ。

長澤 ナガサハ 中澤、永澤と通じ用ひられ、また伊勢、三河、甲斐、駿河、相模、近江、信濃、陸中、羽前、能登、越中、越後等に此の地名存す。

1 清和源氏土岐氏族 越中國掃部長澤邑より起るとぞ。永享年中御番帳に「四番・土岐長澤治部少輔、文安年中御番帳に「四番・土岐長澤治部少輔」とある如く、土岐一門にして、尊卑分脈に「頼光五世孫・土岐光信―左衛門尉光長―左衛門尉光經―出羽守光助(越中國長澤に住して、長澤と號す)」とある後也。土岐系圖も亦同じ。

2 越後の長澤氏 長澤道壽齋等あり。その後、鎌倉家臣に長澤筑前守ありて、天正五年、能登穴水城を守る、長條を見よ。又加越能三州志、越中國射水郡井口城條に「土人の相傳に、長澤筑前・居するを、成敗敗ると云ふ。此の年月も知れず。其上、此の説・尤も信じ難し、筑前は謙信の將にして、天正六年、能州穴水城に居て、勢ひ盛なりしが、七年温井が爲に

石動山岩瀧坂にて戦死す」と見ゆ。

3 美濃の長澤氏 新編志に「長澤右京進は、石丸利光の子、はじめ鶴沼の承國寺僧にて、景祐といひしが、剛力武勇の人なりしとぞ。梅華無盡藏の、明應五年石丸丹波敗軍の事をいへる條に『父子五人自害、孫九景祐・廿二日討死』としせり」と。

4 富田氏族 三河國寶飯郡長澤邑より起る。トミダ條參照。二葉松等に「長澤古城(長澤村長澤字古城)、南方山城にして御殿の北方にあり。もと富田左近が子長澤四郎在城す。松平信光、これを攻めて陥る」と。其の子源七郎親則(幼名彌次郎、一に修理亮親長)・當地を賜ふ、これ長澤松平也。其の後、上野介親益より、同親宗、同一忠、同政忠、同康高、同康忠、同康直等、代々居住し、天正十八年武州深谷に移る。次項を見よ。又同地鳥屋根城(同村字番場)は駿河今川の持城にして、精谷善兵衛宗益、小原藤五郎鎮宗・守る。永祿七年四月十五日落城。二葉松に「西の端圍屋と云ふ處、又圍屋より宮路道にも古屋鋪あり、是れ南城歟。又岩崎寺の城に駿河方の七頭・籠る」とあり。また長

澤御茶屋々數は、松平上野介が一族矢部織部・天正の比まで住居す。

また同郡赤坂古屋敷(成正法寺境内)は松平備中守久親居住・長澤組衆也。信光の弟と云ふ者あり。又篠田村屋敷(一宮村篠田)は、長澤上野介が舍弟松平兵康助親清の居城也。新城家中今泉四郎兵衛が母方五代の祖也、天正十五年の大木村天王社棟札にあり。何れも第七項を見よ。

5 長澤衆 長澤十二家とて、松平右京、同左京、同彦四郎、同伊賀守、同忠兵衛、同彦左衛門、同越中守、同甚七郎、小野淺之助、矢部織部、近藤兵部、山田忠兵衛(後長門守)等あり。

6 長澤松平氏 松平氏族にして、三河國寶飯郡長澤邑より起る。第五項を見よ。松平信光の長男(或は八男)源七郎親則(備中守)の後にして、(岩津條參照)其の子「源七郎親益(初め益親)―同親清(初め近宗)―同勝宗(兵庫頭)―同一忠(上野介)―同親廣(善兵衛)―同政忠(上野介)―同康忠(上野介)―同康直(一万石)」と續きしが、康直・故ありて家を繼ぐ事を得ず。因りて家康の子松千代、長澤の嗣となりしも早世の後、上野介忠輝、

家督を繼ぐ。しかるに忠輝も勳氣を蒙りて、嫡流断絶す(徳川條を見よ)。庶流五家、家紋花丁子。

又勝宗の二男、一忠の弟「右馬允(宗忠)―清四郎親常(右馬允、甚右衛門)―甚右衛門正次―長四郎正綱(大河内金兵衛秀綱二男)」なり、オホシカフチ條(一一六八頁)を見よ。又正次の弟「清藏親宅―清左衛門親正―清兵衛親茂―清三郎親安」也。丸に九枚笹、三扇、鶴葵、五七桐。



長澤牛左衛門

7 清和源氏武田氏族 甲斐國巨摩郡長澤邑より起る。傳へ云ふ、逸見光長の遠孫駿河守昌景の男八左衛門昌綱・逸見長澤村に居り氏とす。後主膳正武と改む、其の男佐左衛門正方也。家紋花菱。

8 諏訪氏族 ナカザハ條を見よ。

9 藤原北家大森氏族 駿河國駿河郡長澤邑より起りしか。大森葛山系圖に見ゆ。

10 清和源氏今川氏族 尊卑分脈に「今川四郎國氏―五郎經國(本常氏)―三郎顯氏―彦三郎兼氏(刑部大甫)―彦三郎滿幸(刑部大甫)―直幸(長澤)」と載せ、中興

一系圖に「長澤。清和、關口五郎國經が五代直幸・これを稱す」とあるも此の流也。後世、駿河國駿東郡原長澤氏の子・臨濟禪を以つて名あり、白隠禪師これ也。此の流か。

11 藤原北家日野氏流 江戸幕臣にして、日野弘實の子外山大納言光顯の二男要人實親(初め博實)、徳川氏に仕へ、千四百石を領す。其の子「要人實祐(實顯)―主膳實倍(則稱)―滋太郎實武―鎌次郎實始(要人)―滋丸實撰。家紋鶴丸、子日松丸。寛政系譜に見ゆ。



長澤直次郎藤原實言

12 武總の長澤氏 千葉家臣に長澤内記あり。又埼玉郡に存し、また下總小金本土寺過去帳に「長澤二郎右衛門・佐原、慶長十一、七月」と見ゆ。

13 清和源氏 陸中國門伊郡長澤邑より起り、鎮西八郎爲朝の裔と云ふ。詳細は開伊條を見よ。

14 秩父氏族 丹波國の豪族也。中澤條を見よ。

15 秀郷流藤原姓小山氏族 これも丹波の

長澤氏にして、久下系圖には「倭藤太秀郷八代の孫小山野大掾政光―直光(久下權守、猶子、實は源義隆の子なり。或は成木大夫の子とも云ふ。住丹波)―實光―光重(弟重家(長澤氏)と見ゆ。クダ及びクマガヒ條を見よ。蓋し前項とは別か。氏人は太平記卷三に「丹波國の住人・久下長澤の一族等」と載せ、又明德記に「丹波國の住人・久下、長澤」と。後世、天田郡鬼箇城(鬼城)は光秀入國の際、久下、長澤等の諸氏據る。

また氷上郡に存し、頼井舊記に「七頭の」と申し候は、第一は久下の城主久下云々、第二には小山の城主長澤治部大輔義遠なり、これは源判官義經の落し子の末孫なり」と。ナカザハ條参照。

また丹波志、氷上郡條に「長澤氏、下小倉村。多紀郡出合城主長澤伯耆守高義。天正六年に、明智の爲に落城也。其の妻、次男頼若・五歳なるを連れて、此所に來り、忍び住す。後に仲太夫と云ふ」と載せ、また「長澤氏、子孫小南村。先祖多紀郡出合の城主長沼部大夫・源人して當所に來り、慶長十八年卒」と。また天田郡條に「長澤氏、細見辻村。細見

辻村赤坂と云ふ所に居す。」「長澤氏、子孫中手村。一黨多し。」「長澤氏、子孫中手村。今三代斗以前、辻村の細見家にこれ有り」など見ゆ。

16 雜載 應仁私記に「長澤九郎(源信繼)を載せ、下りて鶴岡酒井藩重臣、越後推谷堀藩家老、日出木下藩重臣、淀稻葉藩重臣等に見え、淀藩士長澤蘆雪(主計)は圓山應舉の門、その義子蘆洲と共に畫名高し。

又紀州の國學者に長澤伴雄あり。又大村藩長澤氏は婿野河野氏の族也。又筑後横濱氏慶長文書に長澤大兵衛・見え、田中家臣知行割帳に「百八十石長澤九郎兵衛」を擧ぐ。

又京都の儒者に長澤文藏・潜軒と號し、江戸の儒者に長澤東海、また製銅工に長澤短最等、皆名高し。又津山藩分限帳に「百五十石長澤右源治」を擧ぐ。又土佐の名醫に長澤道壽、肥前嶋原の學者に長澤樂浪(七歳より盲人たり)、猶ほ岩磐、信濃等に多しとぞ。

永澤 ナカサハ 前條と通ず。應仁記に「久下、永澤」とあるは、丹波の豪族長澤氏なり。その他、美濃、石見、信濃等に多し。

中下

ナカシタ 備前に存す。

仲下

ナカシタ 河内の地名也。

中科

1 中科宿禰 河内の大族津連の後にして、延暦十年正月紀に「少外記津連巨都雄等、兄弟姉妹の七人、居に因りて中科宿禰を賜ふ(フチキ條を見よ)と見ゆ。姓氏錄は右京諸蕃に收め、「中科宿禰。菅野朝臣と同祖。據君の孫字志の後也」と註す。後承和元年に至り、菅野朝臣を賜ふ。スガノ條を見よ。

2 中科朝臣 前項氏の朝臣姓を賜ひしものなるべし。類聚國史卷九十九に「弘仁八年正月云々、從五位下中科朝臣善雄」を載せ、經國集に中科善雄と見ゆ。

中篠 ナカシノ 地名を貰ひしならん。

○ 中篠忌寸 延暦廿四年八月紀に「肥後國人從六位下中篠忌寸豐次等を右京に附す」と見ゆ。

長篠 ナガシノ 三河國設樂郡長篠邑より起る。清和源氏菅沼氏の族也。スガヤマ條を見よ。

中柴 ナカシバ 松本松平藩の家老に此の氏在りと。

永汐 ナガシホ 次條氏に同じ。全讀史に

ナカシタ―ナカシホ

長鹽

ナガシホ ナシホ 一に永鹽、長汐に作る。

1 良峯氏族 尾張の大族、丹羽氏の流にして(丹羽、良峯條参照)、良峰氏系圖に「成海大夫長季(僧龍潭)僧定仁(前部禪師)―利景(長鹽源二)―景高(源彌次)―高繼(市三郎)と載せたり。

後世、細川氏に屬し、管領細川頼元配下の將に長鹽兵衛五郎家次あり、明應三年八月、義滿の相國寺供養に供奉す。また應仁記卷二、所々合戦條に「長鹽、奈良、秋庭の人々、武田勢も指回ふ」など載せ、また細川兩家記に「長鹽民部丞」等見ゆ。當時、源姓を稱す。氏人、以下各項に多し。

2 清和源氏 悉らく前項氏の一族にして海東諸國記に「吉光。戊子の年、使を遣はして來朝し、書して畿内攝津州西宮津尉長鹽備中守源吉光と稱し、宗貞國の請を以つて接待す」と見ゆ。當時有勢の氏なりしや察するに餘りあり。(當國有馬郡に名鹽の地あり、一に長鹽に作る、この氏

長鹽

と關係あるか。

3 阿波の長鹽氏 故城記、板東部分に「長鹽殿。大森、家紋・庵の中三葉柏」と載せ、一本に「圓中石疊四」とあり。見聞諸家紋に



長鹽 豆州大森虎子

4 讃岐の長鹽氏 永汐條を見よ。細川氏配下の將にして、黒羽城に據る。

5 備前の長鹽氏 第一項氏と同族にして室町時代、細川氏に從ひて中國に下りし也。徳川時代、上道郡幡多邑澤田の名族たり。家紋重ね澤瀉。現今長鹽源氏あり。



長鹽

6 秀郷流藤原姓足利氏族 足利又太郎房長・鹽谷を領し、此の氏を稱す。其の十代を阿波守秀綱と云ふ。その裔主水正は武田家臣也。家紋丸に左上文字、五本骨總扇、三柏。寛政系譜に「主水正平―作兵衛―又左衛門正家(五百五十石)―正勝―正武」と見ゆ。五百五十石也。

7 雜載 その他、徳川時代、四

ナカシホ

頭、懸川太田藩用人等に見えたり(武鑑)。
 永鹽 ナガシホ 前條氏に同じ。
 中嶋 ナカジマ 尾張國に中島邑ありて、和名抄、奈加之萬と註し、神護景雲三年九月紀に初見す。而して尾張志に「夢河國猿投神社の所藏なりしといへる尾張國古圖に、南の海の中に一箇の島をかきて、中島としるせり。天正十二年、當郡のうち三十四村、美濃に屬く」と。又大同類聚方に「美濃國中島郡」と見ゆ。但し尾張美濃國古圖は近世の贗作也。郡内に神戸郷あり、後世中島郷とも呼ばる。和名抄、又同國海部郡に中島郷を收む。又愛知郡に中島庄ありて天元三年文書に見ゆ。次に相模國大住郡に中島郷、古く天平七年封戸帳にも見ゆ。次に常陸國鹿島郡に中島郷、次に信濃國水内郡に中島郷を收め、奈加之末と註す、共に中島邑存す。次に筑前國那珂郡に中島郷、後の博多の地也。
 その他、近江に中島庄、また攝津、伊勢、三河、甲斐、上總、下總、美濃(中島郡)、信濃、上野、陸前、陸中、越前、能登、越後、播磨、美作、伊豫、筑後、肥後等に此の地名存す、猶多かるべし。
 1 中島海部直 尾張の古大族にして、神

魂尊の裔なり。蓋し中島郡地方に住居せし海部の伴造家たるべし。天神本紀に「天背男命は尾張中島海部直等の祖」と見ゆ。
 2 中島連 前項氏の後にして、連姓を賜へるものか。天平六年の尾張國正稅帳に「中島郡(主政)大初位上勳十二等中島連東人」なる者出づ。
 3 中島縣主 山城鴨縣主の族にして、賀茂神官鴨氏系圖に「大伊乃伎命の子・伊多足尼命、其の子伊賀足尼命、其の子鴨縣主爲五・中島縣主等の祖」とあり。河合神職鴨縣主系圖も略同じ。カモ條參照。
 4 中島郡首 郡首とは縣首と同一にて、郡領を云ふなるべし。而して尾張の中島郡領は尾張宿禰なれば、此も然るか。大同方二十五卷に「中島藥。尾張國中島郡首の家傳ふる方也」と載せたり。
 5 無戸の中島氏 正倉院和銅五年文書に見ゆ。
 6 尾張後世の中島氏 第一、第二、第四等、諸項中島氏の後なるべし。東鑑卷三十三に「延應元年九月二十一日、尾張國住人中島左衛門尉宣長」あり。承久亂、官軍に屬す。その後、中島藏人ありて、中島城(中島村)は此の人が居住せしよ

し云ひ傳へたり(尾張志)。
 又春日井郡曼陀羅寺弘治三年券狀に「實主岩倉中島入道宗慶、同中島彌六慶正」等見ゆ。又清須の人中島甚兵衛入道紹勢は尾陽雜記に見ゆ。又愛知郡鴨海に中島城あり。
 7 美濃の中島氏 今尾城(今尾町)は、文明中、齋藤氏の家臣中島重長・榮基、其の子重通、其の子重光、其の子重行等、住し、重行に至り、攻められて逃亡し、その後、高木彦右衛門、駒野城より移りて信長に仕ふとぞ。詳細は高木條を見よ。又新撰志、今尾村城址條に「文明年中より、中島三郎大夫重長(齋藤家の從士)、中島藤三郎重直、中島出羽守重元、中島内藏助重行、四代、今尾の城主なり」とあり。
 その他、中島石見等見え、又徳川時代武儀郡桐洞村の義民に中島助兵衛あり。
 8 諏訪神族 信濃の名族にして、諏訪系圖に「大祝貞方(安藝權守)―光家(中島五郎)、弟貞正(八郎)」と載せ、また「大祝盛重(安藝權守)―顯重(中島余次)」とあり、諏訪條を參照せよ。
 9 滋野姓 これも信濃の名族にして、諏訪志料に「中島氏。元矢鳥を稱す。即ち

滋野の一族・八島行忠(幸忠)より出づ。行忠は義仲に屬して功あり、其の男八島小太郎行朝は義仲戦死後、三澤織新倉の地を開く、其の地、天龍川の中島にあるを以て、氏號を中島に更む。建武中、中島某、舊家の故を以て、小笠原信濃守源貞宗に召出され、以後小笠原家の重臣となる。天正十一年、中島刑部大夫に至り、故ありて溘人す。慶長中、高島藩に召出され、中島孫兵衛と云ふと。
 諏訪の中島氏は、丸に花澤瀧を家紋とす。
 10 清和源氏小笠原氏族、これも本國信濃にて伴野氏の族と云ふ。寛政系譜に「家紋九曜巴、關扇、三頭左巴。筑後守盛信―大藏盛直―十右衛門盛昌―孫兵衛盛直―孫兵衛盛忠(七郎右衛門尉)―百助盛昌」と見ゆ。當國水内郡中島より起りしか。又高遠の士に中島莊次郎あり。
 11 甲斐の中島氏 巨摩郡に中島の地ありて、氏も存す。或は信州中島氏の族か。又都留の名族たり、中島大炊助景次は、恐らく加藤氏の家臣なるべしと。又上野原七騎の一に中島氏見ゆ。
 12 藤原南家工藤氏族 日向記に「維永次男維重・是を駿河の工藤と號す、中島云

々等、維重の支流也」と見ゆ。久能山社家に此の氏ありて、目代中島小左衛門、平福宜中島丈右衛門等、諸書に見えたり。此の族か。
 13 武藏の中島氏 花原郡若林村の名族中島七左衛門某は常林寺を開基す。又多磨郡宇奈根村名族に存し、なほ中野島村の古谷氏はもと中島氏也、フルヤ條を見よ。又風土記稿入間郡に「鍛冶町。中島與兵衛・性實篤實にして、母に事へて孝なり。又名主役を勤めて、謹厚なるを以つて、文化元年四月、領主より褒賞して永く苗字を名乗ることを許せり。是は古き世の事を好みて、當郡の古蹟を搜り、一書を著して三芳野名所圖繪と名付け、今も家に藏せり」と載せたり。
 又藤澤郡に存す、持田條を見よ。又埼玉郡の中島氏(小曾川村)は古・小曾川氏にて、祖先を小五郎と呼ぶ。古文書等もありしが、中古失へりと云ふ。蓋し小曾川小五郎は岩槻太田氏に仕へしものなるべしと云ふ。又葛飾郡の中島氏は、青砥藤綱に仕へしと傳ふれど、御殿の古圖を所持せるのみにて、家系を傳へず。次に足立郡の中島氏は、丸に横木瓜、丸に立澤

瀧、抱澤瀧等を家紋とし、又深谷記、上杉將代衆に中島圖書を擧ぐ。
 14 上野の中島氏 綠野、多胡、佐位、勢多、群馬等の諸郡に此の地名存す。而して古傳記に「寶龜年中、當國佐貫に中島三郎太郎と云ふ者あり。その女富姫・藤原小黒麻呂に嫁す」と云ふ。サメキ條を見よ、なほ伊勢條參照。
 又倉賀野十六騎の一に中島豐後守あり。又桐生家の重臣たり。
 15 上總の中島氏 中島村より起る。この地は應永中、周東景久の領せし地なり。關係あるか。
 16 桓武平氏三浦氏族 會津の中島氏にて新編風土記、耶麻郡大鹽邑條に「館述。天正の頃、幕名の臣中島美濃某、居せしと云ふ。其の後裔穴澤源吉あり、此の村の檢断にて、系圖によるに、美濃は其の先、和田義盛に出づ。建保年中、新左衛門尉常盛が子幸若、家難を避け、會津に來り成長して、中島勲貞義仲と稱し、大鹽村の地頭となる。美濃は其の八世の孫なり」とぞ。子なきにより、檜原の穴澤加賀信徳が五男左馬信清と云ふ者を養子とす。左馬、後に源左衛門貞利と稱し、伊達氏